第六次愛媛県長期計画

愛媛の未来づくりプラン

~ 第3期アクションプログラム編~

愛媛県

令和元年5月

(令和2年3月改訂)

(令和2年11月改訂)

(令和3年5月改訂)

(令和3年11月改訂)

| 目 |) | 欠 | | |
|------------------|-----------------|-----|---|-----|
| | | | うめに | 1 |
| | • | | 第3期アクションプログラムの趣旨 | • |
| | | - | 第3期アクションプログラムの構成 | |
| | | | 第3期アクションプログラムの期間 | |
| 竺 | 1 = | | - 第3編ケックョククロックAの新聞 - 政策体系 | 2 |
| | | • | | |
| 第 | 2 1 | | 重点的な取組方針(計画推進の仕組み)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 4 |
| | | 1 | 重点戦略方針の策定による選択と集中の徹底 | |
| | | | (1)重点戦略方針の策定 | |
| | | | (2)重点戦略方針に基づく重点事業の企画・立案 | |
| | | | (3)重点戦略事業への財源の優先的投入 | |
| | | | (4)重点戦略事業の公表 | |
| | | 2 | 施策の推進について | |
| | | 3 | 「愛媛の未来づくりプラン」推進懇話会による計画推進 | |
| 第 | 3 i | 童 | 豪雨災害からの創造的復興 | 5 |
| -1- | _ | | 人を守る 生活を守る 産業を守る 復旧・復興指標 | |
| 笋 | /1 1 | | 新型コロナの存在を前提とした「新たな日常」の実現に向けた取組み | 7 |
| . ملا | 7 . | 7 | | ′ |
| /s/ r | | ĊE. | 感染拡大を防ぎ、医療提供体制を確保する 暮らしを守り、地域経済を立て直す | _ |
| | 5] | 早 | デジタルトランスフォーメーション(DX)の推進 | 9 |
| | | _ | 行政のDX 暮らしのDX 産業のDX | |
| 第 | 6 ī | 章 | 人口減少対策 | 12 |
| | | 1 | 基本的な考え方 | |
| | | | (1)第3期アクションプログラムと第2期総合戦略との関係 | |
| | | | (2)第2期総合戦略の期間 | |
| | | 2 | 本県の人口の現状 | |
| | | | (1)東予地方 | |
| | | | (2)中予地方 | |
| | | | (3) 南予地方 | |
| | | 2 | 第2期総合戦略の推進に当たっての基本的事項 | |
| | | _ | (1)基本目標 | |
| | | | (2)取組みに当たっての基本的な考え方 | |
| | | | (3)施策の検証と推進 | |
| | | | (3) 施泉の保証と推進 (4)第3期アクションプログラム及び第2期総合戦略に係る各施策等の相関関係 | |
| | | 1 | (4) 第3 新アプクョンプログラム及び第2 新総合報唱に係る台池衆寺の伯属関係 第2 期総合戦略からの新たな視点と取組みの概要 | |
| | | 4 | ・デジタルシフトへの迅速かつ的確な対処 | |
| | | | | |
| | | | ・関係人口の創出・拡大 | |
| | | _ | ・SDGs(持続可能な開発目標)の推進 | |
| 第 | 7 1 | 草 | *************************************** | 25 |
| | | 1 | TICHE CONCENT OF THE TEXT | |
| | | | (1)活力ある産業づくり | 25 |
| | | | (2)産業を担う人づくり | 33 |
| | | | (3)農林水産業の振興 | 38 |
| | | | (4)愛媛が選ばれるプロモーション戦略と営業展開 | 47 |
| | | | (5)観光・交流の拡大 | 54 |
| | | | (6) 交通ネットワークの整備 | 62 |
| | | 2 | やすらぎの愛顔(えがお)あふれる「えひめ」づくり【暮らし】 | |
| | | | (1)参画と協働による地域社会づくり | 67 |
| | | | (2)持続可能な活力ある地域づくり | 74 |
| | | | (3)支え合う福祉社会づくり | 79 |
| | | | (4)健康づくりと医療体制の充実 | 87 |
| | | | (5)快適で魅力あるまちづくり | 96 |
| | | | | 101 |
| | | | | 113 |
| | | | (· /) > - - - - - - - - - - | |

| 次 | | | |
|-----|----|---|---|
| | 3 | 輝く愛顔(えがお)あふれる「えひめ」づくり【人づくり】 | |
| | | (1) 地域で取り組む子育て・子育ち支援 | 120 |
| | | (2) 未来を拓く子どもたちの育成 | 126 |
| | | (3) 生涯学習と文化の振興 | 136 |
| | | (4) スポーツ立県えひめの推進 | 141 |
| | 4 | やさしい愛顔(えがお)あふれる「えひめ」づくり【環境】 | |
| | | (1) 環境と調和した暮らしづくり | 146 |
| | | (2) 自然と共生する社会の実現 | 155 |
| | | (3)環境にやさしい産業の育成 | 160 |
| | タ | ーゲット指標 | . 166 |
| 8章 | | 地域別計画 | 168 |
| | | 東予地域 中予地域 南予地域 | |
| 9 章 | | 推准姿勢 | 182 |
| | | | |
| | • | | |
| | | • | |
| | | , | |
| | 2 | , | |
| | _ | | |
| | | | |
| | | | |
| | 3 | | |
| | _ | | |
| | | | |
| | 8章 | 3 4 9章 1 | 3 輝く愛顔(えがお)あふれる「えひめ」づくり【人づくり】 (1)地域で取り組む子育て・子育ち支援 (2)未来を拓く子どもたちの育成 (3)生涯学習と文化の振興 (4)スポーツ立県えひめの推進 4 やさしい愛顔(えがお)あふれる「えひめ」づくり【環境】 (1)環境と調和した暮らしづくり (2)自然と共生する社会の実現 (3)環境にやさしい産業の育成 ターゲット指標 8 章 地域別計画 |

はじめに

1 第3期アクションプログラムの趣旨

本県では、平成23年9月に策定した長期ビジョンにおいて、「愛のくに 愛顔あふれる愛媛県」という基本理念を掲げるとともに、将来像の実現に向けた4年間(第1期:平成23年度~26年度、第2期:平成27年度~30年度)の政策の方向性などを示すアクションプログラムを策定し、その具現化に取り組んできました。

第3期アクションプログラムでは、

豪雨災害からの創造的復興

を最優先課題として掲げ、被災地に寄り添いながらスピード感をもって復興に全力で取り組みます。 さらに、喫緊の課題である大規模災害への備え、東京オリンピック・パラリンピック前後の経済 動向や、私たちの暮らしや産業を一変させる可能性がある第5世代移動通信システム(5G)など の情報通信技術の急速な進化等を踏まえて、

第2期アクションプログラムで重点を置いて取り組んできた

県民の安全・安心を守る防災・減災対策

少子高齢化を踏まえた人口減少対策

実需の創出につながる地域経済活性化対策

の3本柱を更に深化させるとともに、挑戦・実行・現場主義・オール愛媛を基本姿勢として、「愛顔あふれる愛媛県」の実現に向けて取組みを充実・強化します。

2 第3期アクションプログラムの構成

・政策体系

基本政策、政策、施策に整理した政策体系

- ・重点的な取組方針(計画推進の仕組み) 第3期アクションプログラムを推進するための重点的な取組方針
- ・豪雨災害からの創造的復興

「人、生活、産業を守る」視点で整理した平成30年7月豪雨災害からの復興方策

- ・新型コロナの存在を前提とした「新たな日常」の実現に向けた取組み 新型コロナへの対応やアフターコロナを見据えて取り組むべき施策の方向性
- ・デジタルトランスフォーメーション (DX)の推進 デジタル変革を迅速かつ効果的に推進するための取組み
- ・人口減少対策

基本的な考え方、本県人口の現状、第2期総合戦略の推進に当たっての基本的事項

・分野別計画

産業・暮らし・人づくり・環境の4分野ごとの施策展開の方向や主な取組み

・地域別計画

地域ごとの特長を生かす視点で示した東・中・南予別の地域振興方策

・推進姿勢

計画を推進するための基本的な姿勢

3 第3期アクションプログラムの期間

令和元年度から令和4年度までの4年間

第1章 政策体系

最優先課題 豪雨災害からの創造的復興

人を守る 健康支援・就学支援、災害の検証を踏まえた防災体制見直し、肱川治水対策の前倒し実施等

生活を守る
生活再建支援、災害廃棄物処理のための体制整備構築、水道施設の早期復旧等

産業を守るグループ補助金活用等商工業者支援、かんきつ産地の復旧・復興支援等

基本政策

活き活きとした愛顔あふれる「えひめ」づくり

~次代を担う活力ある産業を"創る"~

政策1 活力ある産業づくり

- 1 地域に根ざした産業の振興
- 2 企業誘致・留置の推進
- 3 新産業の創出と産業構造の強化

政策 2 産業を担う人づくり

- 4 若年者の就職支援と産業人材力の強化
- 5 多様な人材が活躍できる環境整備

政策3 農林水産業の振興

- 6 力強い農林水産業を支える担い手の確保
- 7 攻めの農林水産業を展開するための基盤整備
- 8 選ばれる産地を目指した技術開発の推進

政策4 愛媛が選ばれるプロモーション戦略 と営業展開

- 9 愛媛産品のブランドカ向上
- 10 営業力の強化と市場拡大
- 11 戦略的なプロモーション活動の推進

政策 5 観光・交流の拡大

- 12 魅力ある観光地づくりと国際観光の振興
- 13 国際交流の促進
- 14 自転車新文化の拡大・深化

政策6 交通ネットワークの整備

- 15 広域・高速交通ネットワークの整備
- 16 地域を結ぶ交通体系の整備

基本政策

やすらぎの愛顔あふれる「えひめ」づくり

~快適で安全・安心の暮らしを"紡ぐ"~

政策1 参画と協働による地域社会づくり

- 17 未来につなぐ協働のきずなづくり
- 18 男女共同参画社会づくり
- 19 人権が尊重される社会づくり

政策 2 持続可能な活力ある地域づくり

- 20 地域を支える人材づくり
- 21 地域集落の機能強化

政策3 支え合う福祉社会づくり

- 22 高齢者がいきいきと暮らせる健康長寿えひめの実現
- 23 障がい者が安心して暮らせる共生社会づくり
- 24 地域福祉を支える環境づくり

政策4 健康づくりと医療体制の充実

- 25 生涯を通じた心と体の健康づくり
- 26 安全・安心で質の高い医療提供体制の充実
- 27 救急医療体制の充実

政策 5 快適で魅力あるまちづくり

- 28 快適な暮らし空間の実現
- 29 ICT環境の整備

政策6 安全・安心な暮らしづくり

- 30 消費者の安全確保と生活衛生の向上
- 31 水資源の確保と節水型社会づくり
- 32 交通安全対策の推進
- 33 犯罪の起きにくい社会づくり
- 34 原子力発電所の安全・防災対策の強化

政策7 災害に強い強靭な県土づくり

- 35 防災・危機管理体制の強化
- 36 災害から県民を守る基盤の整備

基本政策

輝く愛顔あふれる「えひめ」づくり

~未来を拓く豊かで多様な『人財』を"育む"~

政策1 地域で取り組む子育て・子育ち支援

- 37 安心して生み育てることができる環境づくり
- 38 子ども・若者の健全育成

政策2 未来を拓く子どもたちの育成

- 39 魅力ある教育環境の整備
- 40 確かな学力・豊かな心・健やかな体を育てる 教育の推進
- 41 特別支援教育の充実
- 42 教職員の資質・能力の向上

政策3 生涯学習と文化の振興

- 43 学び合い高め合う生涯学習社会づくり
- 44 個性豊かな愛媛文化の創造と継承

政策4 スポーツ立県えひめの推進

- 45 スポーツを通じた豊かで活力ある地域づくり
- 46 競技スポーツの振興

基本政策

やさしい愛顔あふれる「えひめ」づくり

~調和と循環により、かけがえのない環境を"守る"~

政策1 環境と調和した暮らしづくり

- 47 環境教育・学習の充実と環境保全活動の促進
- 48 地球温暖化対策の推進
- 49 環境への負荷が少ない循環型社会の構築
- 50 良好な生活環境の保全

政策 2 自然と共生する社会の実現

- 51 豊かな自然環境と生物多様性の保全
- 52 魅力ある里地・里山・里海づくり

政策3 環境にやさしい産業の育成

- 53 再生可能エネルギー等の利用促進
- 54 低炭素ビジネスの振興
- 55 恵み豊かな森林(もり)づくり

地域別計画

東予地域 ものづくり産業を核にした地域連携による活力創造圏域の形成

中予地域 人、モノ、情報を駆使して広域的な牽引力を発揮する高機能圏域の形成

南予地域 豊かな農林水産物と癒し空間が人を惹きつける交流圏域の形成

推進姿勢

1 既存システムの改革に向けた大胆かつ果敢な"挑戦"

チャレンジ アクション

- 56 地方分権改革の実現に向けた挑戦
- 57 機能的な組織・業務体制の構築や効率的かつ効果的な行政運営に向けた挑戦
- 58 財政の健全化に向けた更なる挑戦
- 2 最大の効果を生み出すネットワーク構築に向けた"連携"
 - 59 「チーム愛媛」の推進による基礎自治体との連携

チームワーク

- 60 多様な主体との協働・連携
- 61 広域的な視点による他地域との連携
- 3 新たな政策と戦略の"創造"
 - 62 独自性の高い"愛媛発"の新たな政策の創造
 - 63 新たな戦略の創造

ボトムアップ

第2章 重点的な取組方針(計画推進の仕組み)

選択と集中の徹底が求められる厳しい財政状況が続くと見込まれることから、第1、2期アクションプログラムに引き続き、施策等の重点化を図りながら計画を推進するため、計画で示した政策体系の中で特に力点を置くべき分野については、県政を取り巻く環境変化を踏まえながら毎年度検討し、年度ごとの重点戦略方針として定めた上で、その方針に基づいて具体的に取り組むことで、「愛のくに 愛顔あふれる愛媛県」の実現を目指します。

1 重点戦略方針の策定による選択と集中の徹底

(1) 重点戦略方針の策定

次年度において、特に重点的に取り組む施策分野等を示す重点戦略方針を毎年度策定します。 同方針については、施策ごとに設定した成果指標の状況や県民のニーズなどを踏まえて政策の優 先度を検証するとともに、各部局の方針を踏まえながら、全庁的な政策議論を通じて策定します。

(2) 重点戦略方針に基づく重点事業の企画・立案

策定した重点戦略方針に沿って、関係部局において、政策立案機能を最大限発揮して具体的な取組みを検討し、特に必要性が高く、効果が期待される戦略的な取組みを重点戦略事業として企画・立案します。

(3) 重点戦略事業への財源の優先的投入

重点戦略事業については、毎年度の予算編成において、財政状況を見極めながら、限られた財源を優先的に投入し、重点的に予算化を図ることにより、事業実施を強力に推進します。

(4) 重点戦略事業の公表

予算編成などを通して実施することとなった重点戦略事業は、県民に分かりやすい形で公表し、 毎年度の重点的な取組分野等についての説明責任を果たします。

2 施策の推進について

各施策に設定した成果指標については、達成状況等を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。 このうち、特に重点を置いて達成を目指す指標を「ターゲット指標」とし、関係部局が連携してそ の達成に向け集中的に事業を展開するほか、最重要課題である「豪雨災害からの創造的復興」の施 策効果や進捗を示す「復旧・復興指標」を設定します。

また、成果指標の達成状況等を踏まえ、必要に応じて目標値等の見直しを行います。

さらに、数値では測れない定性的な取組みについても検証し、定量・定性の両面から推進してい きます。

3 「愛媛の未来づくりプラン」推進懇話会による計画推進

外部有識者等で構成する推進懇話会により、施策の点検結果の検証や重点戦略方針の策定に係る 意見交換などを行い、透明性の高い計画の推進に努めます。

第3章 豪雨災害からの創造的復興

平成 30 年 7 月の豪雨災害においては、本県各地で甚大な被害が発生し、被災直後から、県においては「地域を守ることは、人、生活、産業を守ること」という視点に立って、スピード感を持って復旧・復興に取り組んできました。

第3期アクションプログラムにおいても、「豪雨災害からの創造的復興」を最優先課題として位置付け、引き続き、被災地に寄り添い、市町や関係機関と緊密に連携しながら、被災者の方々が前を向いて進むための方策をしっかりと講じていきます。

| 区分 | 概 要 【 】は、関係施策 |
|------------|---|
| | |
| | 被災者・支援者の中長期的な心のケアの継続。専門的な医療ニーズや相談に対応 |
| | できる体制整備。 |
| | 【施策 25 生涯を通じた心と体の健康づくり】 |
| | 豪雨災害を検証し、得られた教訓や課題等を踏まえて、愛媛県地域防災計画をは |
| | じめとする防災体制の見直しを実施。 |
| 人を | 【施策 35 防災・危機管理体制の強化】 |
| 守る | 肱川の治水対策の前倒し実施。大規模土砂災害の発生した地区において、砂防施 |
| | 設の整備。 |
| (5 施策) | 【施策36 災害から県民を守る基盤の整備】 |
| | 被災した児童生徒等に対し、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワー |
| | カーを派遣。 |
| | 【施策38 子ども・若者の健全育成】 |
| | 被災した児童生徒等に対し、経済的支援や学習サポートを実施。 |
| | 【施策39 魅力ある教育環境の整備】 |
| | 被災した道路について、路線の緊急性、重要性を踏まえ、市町と連携して早期復 |
| | 旧を推進。 |
| | 【施策 16 地域を結ぶ交通体系の整備】 |
| | 豪雨災害を踏まえ、県・市町、社会福祉協議会、NPO等との災害ボランティア |
| | 活動に関する連携体制を強化。 |
| | /占型川に戻りる建秀体向を強化。 【施策 17 未来につなぐ協働のきずなづくり】 |
| | |
| 生活を | 被災者の個々の状況を踏まえた見守りや生活相談等の支援、避難生活の場における |
| 守る | るコミュニティづくりの促進など、地域全体で支え合う体制の構築。 |
| (6 施策) | 【施策 24 地域福祉を支える環境づくり】 |
| | 災害土砂の公共事業への再利用を促進。 |
| | 【施策36 災害から県民を守る基盤の整備】 |
| | より実効性のある災害廃棄物の処理体制構築の推進。 |
| | 【施策49 環境への負荷が少ない循環型社会の構築】 |
| | 市町の意向も踏まえながら、国等との調整や技術的な助言に努め、被災水道施設 |
| | の早期復旧を推進。 |
| | 【施策 50 良好な生活環境の保全】 |

| 区分 | 概要 |
|--------------------|--------------------------------------|
| | グループ補助金の活用等により、被災した中小企業や、商店街の早期復興を支 |
| | 援。 |
| | 【施策1 地域に根ざした産業の振興】 |
| | 豪雨災害による担い手の廃業を食い止めるとともに、経営再建を促進するための |
| 産業を | 早期復旧に向けた取組みや、新品種・新技術の導入等を支援。 |
| 産業を 守る | 【施策6 力強い農林水産業を支える担い手の確保】 |
| (4施策) | 被災施設や樹園地等の農地について、早期復旧を図るとともに、被害拡大防止や |
| (4 爬來 <i>)</i> | 経営継続に必要な対策を実施。樹園地等の農地について、再編整備を検討。 |
| | 【施策7 攻めの農林水産業を展開するための基盤整備】 |
| | 豪雨災害からの復興に向けた誘客促進や、プロモーションの強化。被災した南予 |
| | 地域の復興の状況を見極めた上で、南予復興イベントの開催を検討。 |
| | 【施策 12 魅力ある観光地づくりと国際観光の振興】 |

復旧・復興指標

各施策に設定した成果指標のうち、最重要課題である「豪雨災害からの創造的復興」の施策効果や進捗 を示す指標を「復旧・復興指標」とし、達成に向けて着実な取組みを推進していきます。

| 3つの視点 | N.a | 復興·復旧指標 | | 隼値 | 目相 | 施策 | 分野別 | |
|----------|-----|--------------------------------------|--------|-----------|-------|----------|-----|-----|
| での分類 | NO | | 年度·年 | 数値 | 年度·年 | 数值 | N o | 刀影別 |
| | 1 | 肱川緊急治水対策による浸水被害解消戸数 | 平成30年度 | 570戸 | 令和4年度 | 1,180戸 | 36 | 暮らし |
| 人を守る | 2 | 緊急土砂災害対策による保全人家戸数 | 平成30年度 | 0戸 | 令和4年度 | 1,246戸 | 36 | 暮らし |
| 人を守る | 3 | 土砂災害警戒区域の指定数 | 平成30年度 | 6,238か所 | 令和3年度 | 16,311か所 | 35 | 暮らし |
| | 4 | 応急仮設住宅候補地の確保率 | 平成29年度 | 99.2% | 令和4年度 | 100%以上 | 35 | 暮らし |
| | 5 | 豪雨災害で被災した水道施設の復旧率 | 平成30年度 | 0% | 令和4年度 | 100% | 50 | 環境 |
| 生活を守る | 6 | 被災した県が管理する国道・県道及び市町道 の災害復旧工事の完成箇所 | - | - | 令和3年度 | 878箇所 | 16 | 産業 |
| 工内を引る | 7 | 災害ボランティア研修会参加者数 | 平成30年度 | 817人 | 令和4年度 | 1,300人 | 17 | 暮らし |
| | 8 | 市町災害廃棄物に係る団体等との災害協定締 結件数 | 平成29年度 | 0件 | 令和4年度 | 20件 | 49 | 環境 |
| | 9 | 樹園地の再編復旧に事業着手した地区数 | 平成30年度 | 0地区 | 令和4年度 | 4地区 | 7 | 産業 |
| 産業を守る | 10 | 樹園地の災害復旧事業による原形及び改良 復旧面積 | 平成30年度 | 0ha | 令和3年度 | 45ha | 7 | 産業 |
| (注案でする) | 11 | グループ補助金認定59グループ(R2.3現在)による共同事業実施件数 | 平成30年度 | 0件 | 令和4年度 | 77件 | 1 | 産業 |
| | 12 | 南予地域の観光客数 | 平成26年 | 7,242千人 | 令和3年 | 7,200千人 | 12 | 産業 |

第4章 新型コロナの存在を前提とした「新たな日常」の実現に向けた取組み

新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、当たり前にあった日常が一変する中、県民の命と生活を守るため、本県では、感染拡大防止への対応はもとより、経済面でも、「チーム愛媛」の強い力を発揮し、事業者の事業継続や雇用維持への支援に取り組むとともに、独自の対処戦略や、将来に向かって効果が生じる「えひめ版協力金」、県政全般へのデジタル技術の活用など、本県にとって有効と考える独自の事業や対応を実施してきました。

第3期アクションプログラムにおいても、県民の安全・安心の確保を最優先に、感染拡大防止と社会経済活動の両立やデジタル技術の活用等による「新たな日常」の実現に向けて、アフターコロナを見据えつつ、本県に持続的成長をもたらす施策の具体化に取り組んでいきます。

| 区分 | 概要【】は、関係施策 |
|--|--|
| 1感を医体保・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | (1)早期の感染状況の把握、検査・調査体制の強化 事例ごとの早期の「囲い込み」と「封じ込め」やウイルス検査体制と保健所での調査体制の強化、コールセンターの設置・運営による相談受付・情報提供を行うとともに、「感染回避行動」の習慣化を始め、接触確認アプリ・システムの活用、空港等での水際対策などを実施するほか、各施設や学校等での感染防止対策を強化する。また、かかりつけ医等に相談・受診し、必要に応じて検査を受けられる体制を整備するとともに、コロナ禍で不安を抱える好婦に対する分娩前検査を実施する。 【施策25 生涯を通じた心と体の健康づくり】 【施策37 安心して生み育てることができる環境づくり】 【施策39 魅力ある教育環境の整備】 (2)感染者の状態に応じた受入体制の構築感染者の状態に応じた受入体制の構築感染者の状態に応じた受入病床や宿泊療養施設の確保を行うなど、安定した医療提供体制を構築するとともに、医療従事者の確保や負担軽減等に対する支援を行う。 【施策26 安全・安心で質の高い医療提供体制の充実】 (3)クラスターの発生等に備えた体制の強化クラスター発生時に専門家チームにより早期収束を図る体制や福祉施設等における感染発生時の応援体制を構築する。 【施策26 安全・安心で質の高い医療提供体制の充実】 (4)ワクチン接種の范集体制を構築する。 【施策26 安全・安心で質の高い医療提供体制の充実】 (4)ワクチン接種を迅速かつ適切に実施できる体制を整備し、着実に実行する。 【施策25 生涯を通じた心と体の健康づくり】 (5)災害発生時の避難対策の充実・強化コロナ禍における分散避難等の「新たな避難行動」や避難所での衛生管理の徹底などの感染回避分割の定着を図るとともに、市町と連携した避難所の感染症対策等に取り組む。 |

X 分 概 要 】は、関係施策 (1) 共に地域で支え合う体制づくり 感染者や関係者への誹謗中傷等、感染拡大防止の妨げとなる行動の防止の呼び かけや新型コロナの影響を受けた生活困窮者の自立に向けた支援を行う。 【施策19 人権が尊重される社会づくり】 地域福祉を支える環境づくり】 【施策24 (2)心のケアの充実 専用ダイヤルやSNSによる相談窓口の設置により、相談しやすい体制を整備し、 心のケア体制を強化する。 【施策25 生涯を通じた心と体の健康づくり】 【施策38 子ども・若者の健全育成】 (3) 児童生徒が安心して学校生活を送るための体制づくり 特別支援学校スクールバスにおける密回避や、学校教育活動支援員の配置などによ り、コロナ禍にあっても学校の安全の確保と質の高い学びの確保の両立を図る。 【施策40 確かな学力・豊かな心・健やかな体を育てる教育の推進】 【施策41 特別支援教育の充実】 (4) 事業継続や雇用維持に向けた支援 中小企業の資金繰り支援や、独自の雇用調整助成金の上乗せ、人材マッチング などにより、事業継続と雇用の維持や担い手確保等を図るとともに、交通事業者 の利用回復等に向けた取組みを支援する。 【施策1 地域に根差した産業の振興】 2 . 【施策4 若年者の就職支援と産業人材力の強化】 【施策5 多様な人材が活躍できる環境整備】 暮らしを 【施策6 力強い農林水産業を支える担い手の確保】 守り、地 【施策13 国際交流の促進】 【施策15 広域・高速交通ネットワークの整備】 域経済を 【施策16 地域を結ぶ交通体系の整備】 立て直す 【施策55 恵み豊かな森林(もり)づくり】 (5) 新たなビジネスモデルの定着促進 新しい生活様式の浸透に対応した商品等の開発を支援するとともに、WEB商 談会・展示会等を開催し中小企業等の商談機会の創出を図るほか、地方への関心 が高まる中、県内へのサテライトオフィスの誘致を推進する。 【施策1 地域に根差した産業の振興】 【施策2 企業誘致・留置の推進】 【施策3 新産業の創出と産業構造の変化】 (6) 県産品の販路開拓・消費喚起策の実行 非接触型の対応が求められる中、ポータルサイト「愛媛百貨選」やECサイト 「愛媛百貨店」を活用した県産品の販売促進、事業者のEC導入を支援するほ か、オンライン営業活動を実施するなどして実需の創出を図る。 【施策9 愛媛産品のブランド力向上】 【施策10 営業力の強化と市場拡大】 (7) 誘客促進と受入態勢の充実 新型コロナの収束を見据え、えひめ南予きずな博の開催を通じて南予への新た な人の流れを創出するとともに、サイクリングや自然を生かしたコンテンツの磨 き上げ、オンライン旅行会社を活用したプロモーション等を実施するほか、国際 線の運航再開に向けた態勢を整える。

【施策12 魅力ある観光地づくりと国際観光の振興】

【施策14 自転車新文化の拡大・深化】

第5章 デジタルトランスフォーメーション(DX)の推進

人口減少や少子高齢化、グローバル化の進展に加え、コロナ禍によって社会環境が急速に変わっていく中、DX(Digital Transformation:デジタル変革)の推進を通じて、時間や空間の制約を克服しながら、地域課題の解決や新たな価値の創造を促し、住民本位の行政や持続的発展が可能な地域社会の実現を目指す取組みが活発になっています。

このような状況を踏まえ、本県では、「デジタルでつなぎ切り拓く、活力と安心感あふれる愛顔のえひめ」の実現を基本理念に掲げた「愛媛県デジタル総合戦略」を策定しました。「県民本位」、「市町との協働」、「官民共創」という基本方針の下、「官民共創デジタルプラットフォーム(エールラボえひめ)」をDXを推進する上での基盤として位置付け、急激な進化を続けるデジタル技術を積極的に先取りし、「挑戦・連携・創造」の姿勢を堅持しながら、行政の効率化や県民生活の質の向上、地域経済の活性化など様々な分野において、「オール愛媛」の体制でDXに取り組んでまいります。

概要【】は、関係施策

1.行政の DX

「誰ひとり取り残さない県民本位のスマートえひめ」を実現するため、常に、インクルーシブ(包摂)の観点を意識しつつ、サービスデザイン思考に基づく行政運営に努め、時間、場所を問わずに行政サービスが最適な形で受けられる県民本位の行政のDXに取り組む。また、デジタル技術を活用した業務の効率化・省力化等を通じて、職員が新たな政策課題に向き合える環境整備にも取り組む。

(1) 聖域なき D X の推進

県庁組織内に、DXをけん引する責任者、専担部署を設置し、業務可視化と業務改革を 推進した上で、ペーパレス化に向けた押印・署名の段階的な見直し等の取組みを進める。

(2) 手のひら県庁への挑戦

行政手続きのオンライン化やワンストップ化に取り組み、最終的には、プッシュ型の行政サービスの実現を目指すとともに、各種会議やイベント等をオンライン化し、より多くの県民が参加できる仕組みの構築などにより、開かれた県庁を目指す。

(3) 働き方のニューノーマル

職員のデジタルリテラシーの向上、業務ツール・システム及びテレワーク環境の整備等に取り組むほか、産学官が一体となりDXの推進に取り組む官民共創拠点の整備等を行う。

(4) えひめ情報・データハイウェイの構築

マイナンバーの活用促進やカードの取得促進、情報通信インフラの高速・大容量化、データの総合的かつ重層的な利活用の促進及び情報セキュリティ対策の強化に取り組む。

(5) 事業のデジタルシフト

デジタル技術を活用し、合理的な根拠に基づく事業の企画・実施へシフトすることや、 必要となる財源の確保等により、デジタル技術を活用した取組みを時期を逸することなく 柔軟かつ的確に推進する。

(6) 「チーム愛媛」のDX

これまで蓄積してきた県と市町の連携や協働のノウハウに加え、新たにデジタル上で構築する連携・協働のためのプラットフォーム等を効果的に活用し、県と市町がより一体的にDXに取り組む。

【推進姿勢】

概要【】は、関係施策

2.暮らしの DX

教育、医療、福祉、防災、交通、まちづくり等、日常生活に関わるあらゆる分野で、全ての県民が、日常的に、意識することなくデジタル技術を活用し、安全・安心に、自分らしく生き生きと「愛顔」で過ごすことのできる暮らしのDXを推進する。

(1) 「安全・安心」スマート防災の実現

災害時にも基幹業務が継続できる業務継続体制の整備や災害発生状況の迅速・的確な把握、県民への情報提供体制の確立へのデジタル技術の積極活用等を実施する。

【施策35 防災・危機管理体制の強化】

(2) DXによる防犯・交通安全の推進

データ分析やAI等を活用した防犯・検挙の高度化や道路交通の安全確保、近年増加傾向にあるサイバー犯罪の取締り強化等を図り、現実社会とサイバー空間双方での県民の安全・安心を高める。 【施策32 交通安全対策の推進】

【施策33 犯罪の起きにくい社会づくり】

(3) デジタル教育先進県えひめへの挑戦

子どもの学習や校務の効率化等をICT化の観点から進めた上で、本格的な教育のDXに取り組み、一人ひとりの子どもに最適な学びの環境を提供する。

【施策39 魅力ある教育環境の整備】

【施策40 確かな学力・豊かな心・健やかな体を育てる教育の推進】

【施策41 特別支援教育の充実】

【施策42 教職員の資質・能力の向上】

(4) デジタルによる自分らしい生活の実現

デジタル技術に接しやすい環境を整えるほか、自分らしく生きられる教育・学習等を受け、楽しみを見いだす機会を創出するとともに、年齢や障がいの有無、言語等の差異にかかわらない相互理解の促進に努める。 【施策13 国際交流の促進】

【施策23 障がい者が安心して暮らせる共生社会づくり】

【施策29 ICT環境の整備】

【施策43 学び合い高め合う生涯学習社会づくり】

【施策44 個性豊かな愛媛文化の創造と継承】

【施策45 スポーツを通じた豊かで活力ある地域づくり】

【施策46 競技スポーツの振興】

(5) ライフステージに応じたDXの推進

医療、保健、福祉、結婚、妊娠、子育て及び介護等の生活シーンにおいて、それぞれの 状況やライフステージに応じた通信技術やデータ利活用を通してDXを推進する。

【施策5 多様な人材が活躍できる環境整備】

【施策22 高齢者がいきいきと暮らせる健康長寿えひめの実現】

【施策23 障がい者が安心して暮らせる共生社会づくり】

【施策25 生涯を通じた心と体の健康づくり】

【施策26 安全・安心で質の高い医療提供体制の充実】

【施策27 救急医療体制の充実】

【施策37 安心して生み育てることができる環境づくり】

(6) デジタルでつなぐまちづくり

地域交通、都市計画、交流・関係人口の創出等の分野においてデジタル技術の活用を推進するとともに、条件不利地域においても都市部と格差のない情報通信基盤の整備を促進する。

【施策16 地域を結ぶ交通体系の整備】

【施策20 地域を支える人材づくり】

【施策28 快適な暮らし空間の実現】

【施策29 ICT環境の整備】

【施策30 消費者の安全確保と生活衛生の向上】

【施策36 災害から県民を守る基盤の整備】

3. 産業の DX

本県は、東・中・南予各地域で特色ある産業が集積し、全国的にも珍しい地域色豊かなバランスの取れた産業構造となっている。そこで、このような県内各地域で育まれてきた産業の特性や強みを生かし、更に伸ばすことを意識しながら、コロナ禍を踏まえた「新たな日常」にも対応した強靭でしなやかな産業のDXに取り組む。

(1) 産業のDXを担う人材・企業づくり

従業員等のデジタル分野に関するリカレント教育(学び直し)の強化、中小企業のDX 支援を推進するとともに、テレワーカーやサテライトオフィスの誘致に取り組む。

【施策1 地域に根差した産業の振興】

【施策2 企業誘致・留置の推進】

【施策3 新産業の創出と産業構造の強化】

【施策4 若年者の就職支援と産業人材力の強化】

【施策5 多様な人材が活躍できる環境整備】 【施策17 未来につなぐ協働のきずなづくり】

(2) スマート農林水産業の愛媛発モデルの展開

県の試験研究機関における試験研究のデジタルシフトを推進するとともに、第一次産業のスマート化に向けた実証実験を行い、社会実装につなげる。

【施策3 新産業の創出と産業構造の強化】

【施策6 力強い農林水産業を支える担い手の確保】

【施策7 攻めの農林水産業を展開するための基盤整備】

【施策8 選ばれる産地を目指した技術開発の推進】

【施策55 恵み豊かな森林(もり)づくり】

(3) スマートものづくりによる技術革新

県の試験研究機関における試験研究のデジタルシフトを推進するとともに、製造業、建設業等においてスマート化に向けた実証実験を行い、社会実装につなげる。

【施策3 新産業の創出と産業構造の強化】

【施策4 若年者の就職支援と産業人材力の強化】

(4) D X による営業活動の強化

オンライン会議システムを活用した営業活動のほか、オンライン商談会やバーチャル展示 会の開催に取り組むとともに、県内事業者へのEC(電子商取引)対応支援等も推進する。

【施策3 新産業の創出と産業構造の強化】

【施策9 愛媛産品のブランド力向上】

【施策10 営業力の強化と市場拡大施策】

(5) 一歩先行くデジタルプロモーションの実践

愛媛県デジタルマーケティング基本戦略やガイドラインに基づくDMPの運用により、 組織横断的な一体感のあるプロモーション等の取組みを推進する。

【施策11 戦略的なプロモーション活動の推進】

【施策12 魅力ある観光地づくりと国際観光の振興】

【施策14 自転車新文化の拡大・深化】

(6) ポストDXへの共創

環境にも配慮した経済の持続可能性、社会に良い影響を与える取組みを意識し、愛媛県からポストDX時代における未来の社会・産業の形を共創する。

【推進姿勢】

第6章 人口減少対策

本章から第9章までを第2期「愛媛県版まち・ひと・しごと創生総合戦略」に位置付ける。

1 基本的な考え方

本県では、平成 27 年に「愛媛県人口ビジョン」(以下「人口ビジョン」という。)を策定して、本県人口の現状分析及び今後本県が目指すべき将来の方向と人口の将来展望を示すとともに、人口ビジョンを踏まえた5年間(平成 27 年度~令和元年度)の人口減少の克服に向けた目標や具体的な施策を示す第1期「愛媛県版まち・ひと・しごと創生総合戦略」(以下「第1期総合戦略」という。)を策定して、子育て支援や移住・定住の促進等、様々な取組みを展開してきました。

しかしながら、この5年間で東京圏への一極集中は加速するとともに、合計特殊出生率は若干上昇したものの出生数は減少するなど、人口減少対策は「待ったなし」の状態であり、引き続き粘り強くあらゆる施策を講じていく必要があります。

このため、第2期「愛媛県版まち・ひと・しごと創生総合戦略」(以下「第2期総合戦略」という。)は、県政の最上位計画であり人口減少対策を柱の一つに掲げる第3期アクションプログラムに統合して、一体的に推進することで、人口減少対策を一層強力に進めていきます。

(1) 第3期アクションプログラムと第2期総合戦略との関係

「第6章 人口減少対策」、「第7章 分野別計画」、「第8章 地域別計画」、「第9章 推進姿勢」を、第2期総合戦略として位置付けるとともに、「まち・ひと・しごと創生法(平成 26年11月28日法律第136号)」第9条第1項に規定する総合戦略とします。

【参考:まち・ひと・しごと創生法(平成26年11月28日法律第136号)(抄)】

(都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略)

- 第9条 都道府県は、まち・ひと・しごと創生総合戦略を勘案して、当該都道府県の区域の実情に応じたまち・ひと・しごと創生に関する施策についての基本的な計画(以下「都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略」という。)を定めるよう努めなければならない。
- 2 都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略は、おおむね次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 都道府県の区域におけるまち・ひと・しごと創生に関する目標
 - 二 都道府県の区域におけるまち・ひと・しごと創生に関し、都道府県が構ずべき施策に関する基本的 方向
 - 三 前二号に掲げるもののほか、都道府県の区域におけるまち・ひと・しごと創生に関し、都道府県が講ずべき施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項
- 3 都道府県は、都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるものとする。

(2) 第2期総合戦略の期間

令和2年度から令和4年度までの3年間

2 本県の人口の現状

本県の人口は、昭和 60(1985)年の 152.9 万人をピークに減少が続いており、平成 27(2015)年には 138.5 万人にまで減少しました。平成 10(1998)年からは死亡数が出生数を上回る「自然減」の状態となっており、既に本格的な人口減少時代に突入しています。

また、65歳以上の高齢者の増加が続く一方で、生産年齢人口(15~64歳)は、昭和60(1985)年の100.6万人をピークに減少に転換しました。若年人口(15歳未満)も減少するなど、少子高齢化が進展していますが、これらの要因としては出生率の低下と人口の県外流出が考えられます。

出生率については、合計特殊出生率は第2次ベビーブーム中の昭和49(1974)年に2.16となってからは下がり続けて、平成16(2004)年には1.33まで低下しました。その後、平成25(2013)年には1.52まで回復し、平成30(2018)年には1.55となりました。これは人口が将来にわたって増えも減りもせず、親の世代と同数で置き換わるための大きさを表す指標(人口置換水準)である2.07を大きく下回っており、自然減が止まらない状況となっています。

人口の県外流出については、統計データがある昭和 29(1954)年から今まで、本県は一貫して県外への流出が県内への流入を上回る社会減の状況にあり、かつては年 1 万人以上の人口が県外(主に大都市圏)に流出していた時期もありましたが、ここ数年は年 3,000 人から 4,000 人程度の流出となっています。年齢構成別では 15~24 歳の若者が大量に転出する一方、50~64 歳の階層では逆に転入超過しており、これは進学や就職による転出、定年後のUターンによる転入等が要因ではないかと推測されます。

このままの状態で推移すると仮定した場合、国立社会保障・人口問題研究所(以下「社人研」という。)の人口推計の手法を基に、本県で独自に推計したところ、令和42(2060)年には82.0万人にまで減少するとの推計結果(図表1)となり、人口減少対策は待ったなしの状況にあります。

今回、愛媛県人口ビジョンで行ったシミュレーションに準拠し、出生に関する仮定と移動に関する仮定を加えた推計を行ったところ、令和 42(2060)年には 102.6 万人になるとの結果(図表2)となりました。

なお、県内の地域別の現状と課題は次のとおりです。

(1) 東予地方

平成27(2015)年の総人口は48.1万人ですが、今後は少子高齢化の進展により、緩やかに人口の減少が続く見込みであり、このままの状態で推移した場合、令和42(2060)年には27.8万人に減少すると推計されています。

平成30(2018)年の人口の移動状況は1,880人の転出超過であり、東京圏・関西地方への転出超過が大きくなっていますが、県内(主に中予)にも全体の約3割が転出しています。

同地方には、世界市場を舞台に活動する企業が多く、グローバル化が進展する一方、経営体力の弱い多くの中小企業は事業継続に苦慮していることに加え、優秀な技能を持った職人が定年退職等で減少し、人材の確保と育成が課題となっています。

また、しまなみ海道や別子銅山産業遺産など、他に誇るべき観光資源は豊富にあるものの、活用が不十分な状態となっています。

さらに、人口減少によって地域の足である生活バス路線や島嶼部の生活航路の存続が難しい状況 になっているほか、中心商店街の空洞化など、都市機能の低下も懸念されています。

(2) 中予地方

平成27(2015)年の総人口は64.6万人ですが、今後は少子高齢化の進展により、緩やかに人口の減少が続く見込みであり、このままの状態で推移した場合、令和42(2060)年には45.6万人に減少すると推計されています。

平成30(2018)年の人口の移動状況は39人の転入超過で、東京圏・関西への転出が大きいものの、 県内(南予・東予)からの転入も大きく、県外への転出分を補っている状況となっています。県内 での人口集中が進んでいますが、急速な高齢化や人口減少が進展している山間部や島嶼部では、集 落機能の維持や生産・生活基盤の確保、地域の振興、安全・安心の確保が大きな課題となっていま す。

なお、同地方には、雇用吸収力のある産業が数多く立地しており、今後とも都市機能を維持することで人口の県外流出を堰き止める役割が期待されますが、今後は人材誘致を巡る地域間競争の中で、全国から移住・定住先として"選ばれる地域"となるための都市の魅力向上や情報発信が課題となっています。

(3) 南予地方

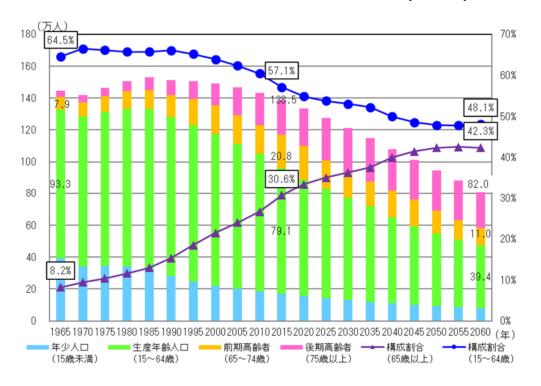
平成 27(2015)年の総人口は 25.8 万人ですが、他の地方と比べて人口減少が早く進んでおり、このままの状態で推移した場合、令和 42(2060)年には 8.7 万人に減少すると推計されています。

平成 30(2018)年の人口の移動状況は 2,222 人の転出超過であり、県内(主に中予)への転出超過が約6割を占めており、県外流出よりもウエイトが高くなっています。

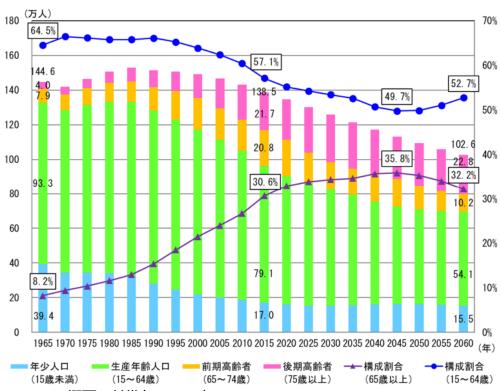
平成30年7月豪雨災害で被災した地域をはじめとして、農林水産業従事者の高齢化や後継者不足等により、基幹産業である農林水産業の生産力が低下しているほか、低迷が続く地域経済活性化のため、各産業の底上げや観光まちづくりの推進などによる新たな実需創出が強く求められています。

少子高齢化等による急激な人口減少の進行を防ぐため、集落機能の維持・活性化、生活交通の存 続、子育て支援など、住民が安心して暮らすことができる環境づくりが必要となっています。

図表 1 社人研の推計方法に準拠した人口推計(愛媛県)



図表 2 愛媛県人口ビジョンで行ったシミュレーションに準拠した人口推計(愛媛県)



シミュレーションの概要 (基準年:2015年)

社人研の推計方法をもとに、以下の の仮定を加味してシミュレートした。

出生に関する仮定を合計特殊出生率が令和 22(2040)年までに人口置換水準 (2.07)まで上昇 する。 合計特殊出生率が 2030 年に 1.8 程度、2040 年に 2.07 程度に上昇すると仮定。

移動に関する仮定を令和2(2020)年までに移動(純移動率)がゼロ(均衡)で推移する。

3 第2期総合戦略の推進に当たっての基本的事項

(1)基本目標

「人口ビジョン」を踏まえ、本戦略の目標年次である令和4年度において、県として実現すべき成果(アウトカム)を重視した数値目標を、以下の3つの基本目標のもとに設定し、まち・ひと・しごとの創生を目指して取り組んでいくことで、県内人口の自然減と社会減の是正を着実に進めていきます。

《基本目標》

地域に働く場所をつくる・人を呼び込む

《数値目標》 社会減の縮小

《基準値》 4.063人の転出超過(平成30年)

《目標値》 1.500 人以上の縮小(令和4年)

出会いの場をつくる・安心して子どもを生み育てる

《数値目標》 若い世代の就労・結婚・子育ての希望が実現することによる 合計特殊出生率の段階的な上昇

《基準値》 1.55 (平成30年)

《目標値》 1.63程度(令和4年)

(2030年に1.8程度、2040年に2.07程度に上昇するよう努力)

元気で持続可能な地域をつくる・いつまでも地域で暮らせる

《数値目標》 SDGsの達成に向けた取組みを行っている県内市町の数

《基準値》 0市町(平成30年度)

《目標値》 20市町(令和4年度)

(2) 取組みに当たっての基本的な考え方

地方創生は「ひと」が中心であり、地方で「ひと」をつくり、その「ひと」が「しごと」をつくり、「まち」をつくるという流れを確かなものとする必要があります。

そのためには、まず、地方に、生計を立てることができ、かつ、質の高い「しごと」が必要であり、その「しごと」が「ひと」を呼び、「ひと」が「しごと」を呼び込む好循環を確立して、本県への新たな人の流れを生み出し、その好循環を支える「まち」に活力を取り戻し、人々が安心して生活を営み、子どもを産み育てられる社会環境をつくり出していくことが急務となっています。

このため、県内の市町をはじめとする産学官等の多様な機関・団体、国や県外の地方公共団体等と連携して、地方創生の実現に向けた取組みを効果的に推し進め、本県の活力の維持・向上を目指していきます。

(3) 施策の検証と推進

外部有識者等で構成する第三者委員会を設置して、事業効果の検証と改善を図る仕組み (P D C A サイクル) を構築し、施策の着実な推進に努めます。

(4) 第3期アクションプログラム及び第2期総合戦略に係る各施策等の相関関係

図表3の相関表のとおり、第3期アクションプログラムに掲げる分野別計画の各施策を第2期総合戦略の基本目標の実現に向けて取り組む具体的な施策と位置付けます。これに伴い、第3期アションプログラムの各施策に設定した成果指標は、第2期総合戦略の重要業績評価指標(KPI)とみなして、達成に向けて取り組みます。

図表3 第3期アクションプログラムと第2期総合戦略の相関表

| | 第2 | 期愛媛県版まち・ひと・しごと創生総合戦略 | | 基本 | | | | 基本 | | | <u> </u> | 基本 | | |
|--|-------------|--|-----------|-----------|-----------|--|-----------|----------|-----------|----------|----------|--|-----------|----------|
| | | | 地域 | | | る・人を | | | | | | 持続可能 | | |
| | | | /41 | | <u>込む</u> | (4) | | どもを生 | , | _ | | までも地域 | | _ |
| | | | (1) の産 | (2) 次良 | (3) 移 | (4) 流に | (1) の若 | (2) | (3) 境子 | (4) 子 | (1) 安 | (2) | (3) ず地 | 仴 |
| | \ | | 育業 | 代質 | 住 | 人ぎ | 支い | ۲ | のど | 育 | 心 | り豊 | な域 | " |
| | | | 成力 | をなった。 | | 口わ | 援世 | ŧ | 整も | て | で | か | づ連 | |
| | | | の強 | 担雇う用 | 定住 | のい拡の | 代 | · 子 | 備や親 | と 仕 | きる | を存 | く携りに | |
| | | | 化 | 人の | の | 大創 | 自自 | 育 | 子 | 事 | 環 | 6 | ょ | |
| | | | ٤ | 材場 | 促 | 出 | 立 | て | IC | の | 境 | ŧ | る | |
| | | | 成 | のの | 進 | lc | ح ل | 支控 | 安心 | 両 | の | る ## | 協 | |
| | | | 長産 | 確創保出 | | よる | 出会 | 援 の | 心な | 立支 | 整備 | 地域 | 働の | |
| 愛媛県長期計画 第3期アク | ション | ップログラム | 業 | ٤ | | 交 | iì | 充 | 環 | 援 | 1115 | ゔ゙ | 8 | |
| .活き活きとした愛顔あふれ | | | | | | | | | | | | | | |
| | 1 | 地域に根ざした産業の振興 | | | | | | | | | | | | |
| 活力ある産業づくり | - | 企業誘致・留置の推進 | | | | | | | | | | | | |
| | | 新産業の創出と産業構造の強化 | | | | | | | | | | | | |
| 産業を担う人づくり | | 若年者の就職支援と産業人材力の強化 | | | | | | | | | | | | |
| 22/10/2 | | 多様な人材が活躍できる環境整備 | | | | ļ | | | | | | | | - |
| dh I I I de NV e I e en | | 力強い農林水産業を支える担い手の確保 | | | | <u> </u> | | | | | | | | - |
| 農林水産業の振興 | | 攻めの農林水産業を展開するための基盤整備 | | | - | - | - | - | | - | - | - | <u> </u> | - |
| | | 選ばれる産地を目指した技術開発の推進 | | | | | | | | | | | | + |
| 愛媛が選ばれるプロモー | | 愛媛産品のブランド力向上 | | | | - | | _ | | | - | | <u> </u> | + |
| 13ン戦略と営業展開 | - | 営業力の強化と市場拡大 | | | - | - | - | - | | - | - | - | - | ╁ |
| | - | 戦略的なプロモーション活動の推進 | | | - | - | - | - | | - | - | - | <u> </u> | 1 |
| 知业, 六次の位士 | - | 魅力ある観光地づくりと国際観光の振興 | | - | | | | - | - | | - | | - | + |
| 観光・交流の拡大 | _ | 国際交流の促進 | | | | | | - | | | | | - | + |
| | | 自転車新文化の拡大・深化 広域・高速交通ネットワークの整備 | | | - | - | - | - | | - | - | - | - | ╁ |
| 交通ネットワークの整備 | - | 仏球・高速交通ネットワークの整備 地域を結ぶ交通体系の整備 | | | | | | | | | | | | \vdash |
| . やすらぎの愛顔あふれる「 | | | 1 | <u> </u> | <u> </u> | | | <u> </u> | l | <u> </u> | | | l | 1_ |
| . P 7 5 C W & SR W 31 1 1 0 0 . | | 未来につなぐ協働のきずなづくり | | | | | | | | | | | | |
| 参画と協働による地域社会 | | 男女共同参画社会づくり | | | | | | | | | | | | t |
| がくり | | 人権が尊重される社会づくり | | | | | | | | | | | | t |
| 持続可能な活力ある地域づ | - | 地域を支える人材づくり | | | | | | | | | | | | t |
| 1) | | 地域集落の機能強化 | | | | | | | | | | | | t |
| | | 高齢者がいきいきと暮らせる健康長寿えひめの実現 | | | | | | | | | | | | T |
| 支え合う福祉社会づ(リ | 23 | 障がい者が安心して暮らせる共生社会づくり | | | | | | | | | | | | Ī |
| | 24 | 地域福祉を支える環境づくり | | | | | | | | | | | | |
| (建序で/リト医療体制の方 | 25 | 生涯を通じた心と体の健康づくり | | | | | | | | | | | | |
| 健康づくりと医療体制の充 E | 26 | 安全・安心で質の高い医療提供体制の充実 | | | | | | | | | | | | |
| | 27 | 救急医療体制の充実 | | | | | | | | | | | | |
| 快適で魅力あるまちづくり | | 快適な暮らし空間の実現 | | | | | | | | | | | | |
| V/2 (/E/) 0 0 0 0 0 1 () | 29 | ICT環境の整備 | | | | | | | | | | | | |
| | - | 消費者の安全確保と生活衛生の向上 | | | | <u> </u> | | | | | <u> </u> | | | 1 |
| A A A S 11 A S 1 | | 水資源の確保と節水型社会づくり | | | | <u> </u> | | <u> </u> | | | ļ | - | <u> </u> | 1 |
| 安全・安心な暮らしづくり | | 交通安全対策の推進 | | | | | | <u> </u> | | | | | <u> </u> | 1 |
| | - | 犯罪の起きにくい社会づくり | | | | | - | | | | - | - | | 1 |
| // ch - 34, - 34 = 1 | | 原子力発電所の安全・防災対策の強化 | | | | - | - | - | | | - | - | <u> </u> | ╀ |
| 災害に強い強靭な県土づ(| | | | - | | | | - | | | | | - | 1 |
| <u>′</u> .輝⟨愛顔あふれる「えひめ | | 災害から県民を守る基盤の整備 ローバルブ(ロ) | <u> </u> | l | <u> </u> | | | <u> </u> | l | I | L | L | L | 1_ |
| | | 安心して生み育てることができる環境づくり | | | | Ι | | | | | | | | Ī |
| ・地域で取り組む子育で・子 育ち支援 | | 女心して生め自てることができる環境 パリ 子ども・若者の健全育成 | | | | \vdash | - | | | | 1 | | | ╁ |
| | | 大とも、右右の腱主目成 魅力ある教育環境の整備 | | | | | | | | 1 | 1 | | \vdash | \vdash |
| | 40 | をパープンの名名目、現場の空間 確かな学力・豊かな心・健やかな体を育てる教育の推進 | | | | | | | | | | | | t |
| 未来を拓〈子どもたちの育成 | - | 特別支援教育の充実 | | | | | | | | | | | | H |
| | _ | 教職員の資質・能力の向上 | | | | t - | | | | 1 | | | | t |
| 4. 在 2. 3. 1. 4. 4. 4. 4. 4. 4. 4. 4. 4. 4. 4. 4. 4. | _ | 学び合い高め合う生涯学習社会づくり | | | | <u> </u> | | | | | | | | t |
| 生涯学習と文化の振興 | - | 個性豊かな愛媛文化の創造と継承 | | | | <u> </u> | | | | | | | | T |
| 74 114-114-114-11 | | スポーツを通じた豊かで活力ある地域づくり | | | | | | | | | | | | T |
| スポーツ立県えひめの推進 | | 競技スポーツの振興 | | | | | | | | | | | | |
| .やさしい愛顔あふれる「えて |)め 」 | づくり 【環境】 | | | | | | | | | | | | |
| | 47 | 環境教育・学習の充実と環境保全活動の促進 | | | | | | | | | | | | |
| 環境と調和した暮らしづくり | 48 | 地球温暖化対策の推進 | | | | | | | | | | | | Ĺ |
| xxが兄に飼介Ⅱ∪に替り∪ ハリ | 49 | 環境への負荷が少ない循環型社会の構築 | | | | | | | | | | | | |
| | | 良好な生活環境の保全 | | | | | | | | | | | | L |
| 自然と共生する社会の実現 | 51 | 豊かな自然環境と生物多様性の保全 | | | | | | | | | | | | L |
| ロボに六エッツ江云の天坑 | 52 | 魅力ある里地・里山・里海づくり | | | | | | | | | | | | |
| | | 再生可能エネルギー等の利用促進 | | | | | | | | | | | | L |
| 環境にやさいい産業の育成 | 54 | 低炭素ビジネスの振興 | | | | | | | | | | | | L |
| | 55 | 恵み豊かな森林(もり)づくり | | 1 | | I | 1 | | 1 | 1 | 1 | 1 | | 1 |

4 第2期総合戦略からの新たな視点と取組みの概要

3つの基本目標から構成される第1期総合戦略の基本的枠組みを維持しつつ、国の第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」及び社会経済情勢の変化や本県の実情等を勘案したうえで、第2期総合戦略は、次の視点を新たに取り入れて推進します。

デジタルシフトへの迅速かつ的確な対処

AI、ビッグデータ、IoT、自動運転、ロボット、ドローン等の未来技術は、単に直面する課題に対処するだけではなく、モノやサービスの生産性・利便性を飛躍的に高めるとともに、新しいサービスを生み出し、新たな雇用を創出するなど産業や生活などの質を高める力があり、社会・経済の双方の面から、地域を一層豊かで魅力あるものとし、それがひとを呼ぶ好循環を生む起爆剤となり得るものです。

特に、次世代の通信規格である5Gは、AIやIoTなどの最先端のデジタル技術が真価を発揮するための通信基盤であり、その普及による遠隔操作や自動運転、省力化等の実現が、暮らしや産業を劇的に変化させる可能性を有しています。

本県では、深刻化する労働力不足や生産性の向上等の諸課題に対応し、地域社会を持続的な発展に導いていくため、こうしたデジタルシフトの急速な進化に対し迅速かつ的確に対処し、地域のニーズが高い取組みについて早期具体化を図ることで、地域経済の活性化や県民生活の一層の利便性向上に努めます。

関係人口()の創出・拡大

第1期総合戦略策定以降も、本県では、人口の社会減が進行しており、平成30年(2018年)には約4千人の転出超過となっています。また、全国的に東京一極集中の傾向に歯止めがかかっておらず、本県においても、東京圏への転出超過数が全体の半数近くの約1,800人となっており、今後、より一層の社会減対策が必要です。

このため、これまで取り組んできた移住・定住の促進等の強化・拡充に加え、地域への関心や地域との関わりを深める中で築いた地域との縁(関係)が将来的な地方移住のきっかけとなることが多いことから、特定の地域に継続的に多様な形で関わる関係人口の創出・拡大に取り組みます。

地域外にあって定住に至らないものの特定の地域への継続的な関心と交流を通じ、多様な形で地域を応援する人々。

SDGs()(持続可能な開発目標)の推進

SDGs(持続可能な開発目標)は、全ての関係者の役割を重視し、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現を目指して、経済・社会・環境を巡る広範な課題解決に統合的に取り組むものです。

このため、持続可能なまちづくりや地域活性化に向けた取組みの推進に当たっても、SDGsの理念に沿って進めることにより、政策の全体最適化や地域課題解決の加速化という相乗効果が期待でき、地方創生の取組みの一層の充実・深化につなげることが可能となることから、SDGsの理念を反映させた施策展開を推進します。

Sustainable Development Goals の略であり、2015年9月の国連サミットで採択された2030年を期限とする、先進国を含む国際社会全体の17の開発目標。

SDGsには、17の持続可能な開発目標(ゴール)と、それらを達成するための 169 の具体的なターゲットが設定されており、各国の政府や民間セクター、市民社会、国連機関、その他の主体及び動員可能なあらゆる資源を動員して、全てのゴールとターゲットの実施のために、世界的連帯の下、地球規模レベルでの集中的な取組みを促進していくという方向性が示されています。

また、SDGsは、統合的な視点(経済・社会・環境の三分野の関連課題との相互関連性・相乗効果を重視しつつ、統合的に解決する視点)とバックキャスティングの視点(目指すべき将来の姿から振り返って現在すべきことを考える視点)を意識して推進していくことが重要であるとともに、「誰一人取り残さない」社会を実現するためには、自分事として一人ひとりが行動し、加えて個人・団体を問わずあらゆる主体がそれぞれの強みを生かしながら積極的に連携、協調を図っていくことが求められます。

新型コロナ感染拡大は私たちの生活に深刻な影響を与えており、この危機の中にあって、経済・社会・環境を統合的な視点で捉えるSDGSの理念は、新型コロナの存在を前提とした「新たな日常」を実現する上での一つの鍵となる指針であり、持続可能なまちづくりを目指す「地方創生」に欠かせない重要なものです。

本県では、第3期アクションプログラムに掲げる分野別計画の各施策を、SDGsの17のゴールの実現に向けて取り組む具体的な施策と位置付け、各施策を展開するに当たって、SDGsの視点からも目標認識を明らかにして県政の推進力の強化を図るとともに、これらの取組みの「見える化」によって県内外の様々なステークホルダーとのパートナーシップの強化を図り、本県ならではのSDGsを推進します。(第3期アクションプログラムに掲げる分野別計画の各施策とSDGsの17のゴールとの関連性は、24ページ図表4参照。)

さらに、市町と連携しながら、県民に身近な施策を数多く展開している市町におけるSDGs の理念を踏まえた取組みの促進を図り、本県の持続的な発展につなげます。

SUSTAINABLE GALS DEVELOPMENT GALS



SDGsの17のゴール

| | ロミのイのコール | |
|----|----------------------------|--|
| 1 | 貧困をなくそう | あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる |
| 2 | 飢餓をゼロに | 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を 促進する |
| 3 | すべての人に健 康と福祉を | あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する |
| 4 | 質の高い教育を みんなに | すべての人々への包摂的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機 会を促進する |
| 5 | ジェンダー平等 を実現しよう | ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う |
| 6 | 安全な水とトイ レを世界中に | すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する |
| 7 | エネルギーをみ んなにそしてク リーンに | すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのア クセスを確保する |
| 8 | 働きがいも経済 成長も | 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する |
| 9 | 産業と技術革新 の基盤をつくろ う | 強靭 (レジリエント) なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る |
| 10 | 人や国の不平等を なくそう | 各国内及び各国間の不平等を是正する |
| 11 | 住み続けられるま ちづくりを | 包摂的で安全かつ強靱(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を 実現する |
| 12 | つくる責任つかう 責任 | 持続可能な生産消費形態を確保する |
| 13 | 気候変動に具体的 な対策を | 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる |
| 14 | 海の豊かさを守ろ う | 持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する |
| 15 | 陸の豊かさも守ろ う | 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する |
| 16 | 平和と公正をすべ ての人に | 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する |
| 17 | パートナーシップ で目標を達成し よう | 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する |

基本目標 地域に働く場所をつくる・人を呼び込む

数値 目 標

社会減の縮小 4,063人の転出超過 1,500人以上の縮小 (平成30年)

(令和4年)

主 な 取 組 み 【 】は第3期AP関係施策の番号

産業力の強化と成長産業の育成

- ・県外からの創業人材の呼び込みや、地域課題を解決するビジネスの創出を支援【施策3】
- ・機能性食品、高機能素材、ヘルスケア、AI・IoT等の成長産業を創出【施策3】 デジタルシフト

・県内企業の5G等次世代通信技術関連産業への参入促進のための環境整備【施策3】

- ・産学官及び農商工連携による新商品・サービス開発【施策3】
- ・地元大学と結びつきを強化し、産業界とも連携しながら、地域課題の研究を通じた人材の育成や、地域 産業の担い手づくりを推進【施策4・20】
- ・新品種や新技術導入等、豪雨災害で被災したかんきつ産地の復興に向けた支援【施策6・7】
- ・「えひめ愛顔の農林水産人」や「農林水産まるかじり就業支援サイト」による情報発信【施策6】
- ・経営効率化やコスト削減、担い手への技術継承を図るため、農業へのICT活用を推進【施策6】
- ・2022 年度までに県関与年間成約額 150 億円の安定的確保を目指し、デジタルマーケティングの活用や、

「オール愛媛」体制による国内外での販路拡大強化【施策10】 デジタルシフト

良質な雇用の場の創出と次代を担う人材の確保

- ・県内支援機関と連携し、支援ニーズ発掘など事業承継に向けた支援【施策1】
- ・地域特性に応じた業種やサテライトオフィスを設置するICT関連企業等への企業誘致活動【施策2】
- 「えひめジョブチャレンジU-15」等キャリア教育の充実【施策4・40】
- ・ジョブカフェ愛workを核とした若年者へのきめ細かな就職支援【施策4】
- ・地元就職への意識醸成を図るため、中高生や大学生及び専門学校生等へ県内企業の魅力発信【施策4】
- ・女性、障がい者、高齢者、外国人等多様な人材が能力を発揮できる雇用環境整備【施策5】
- ・就職氷河期世代を対象にした職業能力開発及び就労支援【施策4】

移住・定住の促進

- ・移住コンシェルジュを中心とした相談体制充実、移住フェアの開催、空き家を利活用した移住・定住の 促進【施策20】
- ・デジタルマーケティングの手法を活用した移住潜在層への効果的な情報発信【施策 20】 デジタルシフト

・求人・移住総合支援サイト「あのこの愛媛」を活用したUIターン就職支援【施策 20】 デジタルシフト

・地域おこし協力隊について、農林水産業への就業や起業の支援を行うとともに、県内の隊員・OBの連 携強化を図り、任期満了後の定住を促進【施策20】

にぎわいの創出による交流人口の拡大

- ・愛媛の認知度向上や愛媛ファン増加を目指し、統一コンセプトやみきゃんなどを活用したPR活動及び 豪雨災害からの復興に向けたイベントの開催【施策 11・12】 関係人□
- ・デジタルマーケティングの手法を活用した誘客促進【施策 12】

デジタルシフト

- ・東京オリ・パラを契機とした海外からの誘客促進の更なる強化【施策12】
- ・国際線の安定運航に向けたインバウンド・アウトバウンド両面からの利用促進【施策 12】
- ・しまなみ海道の魅力向上、「サイクリングアイランド四国」の実現に向けた環境整備、E-BIKE普 及促進等自転車利用者の裾野拡大【施策 14】
- ・隣接するえひめこどもの城、とべ動物園等が連携し、各施設の魅力向上や誘客促進【施策28・37】
- ・えひめ国体・えひめ大会のレガシーの有効活用及び日本スポーツマスターズ 2020 の本県開催を通じたス ポーツ交流の促進【施策46】

基本目標 出会いの場をつくる・安心して子どもを生み育てる

数 値 目 標 合計特殊出生率の段階的な上昇 1.55

1.63 程度

(平成 30年)

(令和4年)

2030(R12)年に1.8程度、2040(R22)年に2.07程度に上昇するよう努力

主な取組み

】は第3期AP 関係施策の番号

若い世代の自立と出会いの支援

・結婚支援センターを核とする結婚支援として、ビッグデータを活用した1対1の個別お引合せや各種結婚支援イベントの開催など、独身男女に出会いの場を提供【施策37】 デジタルシフト

・結婚を希望される方にボランティアによるきめ細かな交際フォローや成婚へ向けた支援を行い、少子化の主たる要因と言われる未婚化・晩婚化の解消を促進【施策37】

子ども・子育て支援の充実

- ・奸娠から子育てまで切れ目のないワンストップ相談【施策37】
- ・県内紙おむつメーカーや市町と連携した紙おむつ購入支援等、本県独自の子育て支援制度を推進 【施策 37】
- ・官民共同ファンド「子どもの愛顔応援ファンド」を活用し、市町や企業等と連携して、子どもの居場所づくり、貧困、不登校支援等社会全体で子育てを総合的に支援【施策 37】
- ・自然の中で心の豊かさを育み、子育てに希望が持てる地域づくりを推進するため、隣接するとべ動物園や総合運動公園等と連携したこどもの城の魅力向上【施策37】

子どもや親子に安心な環境の整備

- ・県内市町における子ども医療費無料化の取組みを底上げ【施策37】
- ・関係機関との連携強化等による児童虐待防止対策の推進【施策 37・38】
- ・不登校児童生徒等への学校以外の居場所づくりや学習の充実【施策38】
- ・いじめ防止等に関する児童生徒の主体的な活動を支援【施策38】
- 「えひめジョブチャレンジU 15」等キャリア教育の充実【施策4・40】(再掲)
- ・ICT環境整備による教育の情報化の一層の推進及び児童生徒の情報リテラシーの育成 【施策 40】 デジタルシフト
- ・新居浜特別支援学校分校開設など特別支援教育の環境整備・充実【施策 41】

子育てと仕事の両立支援

- ・愛媛県版イクボス「ひめボス」を推進するなど、子育てと仕事の両立支援が図られる環境づくりを 促進【施策5・18】
- ・仕事と育児や介護等の両立支援に取り組む企業を社会的に評価するため、「えひめ仕事と家庭の両立応援企業認証制度」の普及を促進【施策5】

数値

SDGSの達成に向けた取組みを行っている県内市町の数

SDGs

目標

0 市町 (平成30年度)

20 市町 (令和4年度)

主な取組み

】は第3期AP 関係施策の番号

安心できる環境の整備

・高速道路や幹線道路の着実な整備、鉄道高速化や空港機能の強化【施策 15】

・自動運転やMaaS等の新たなモビリティサービス導入の検討【施策 16】

デジタルシフト

・外国人介護人材の受入れ支援【施策 24】

・ビッグデータ及びICTを活用した生活習慣病予防対策【施策 25】

デジタルシフト

- ・愛媛大学等と連携した医師確保対策を強力に推進【施策 26】
- ・5 G技術活用を見据えた医療提供体制の高度化や、医療連携の促進【施策 26・27】 デジタルシフト
- ・「道の駅」等を活用した地域における「小さな拠点」の整備【施策21・28】
- ・豪雨や猛暑などの気候変動に対し、「緩和」と「適応」を両輪とする温暖化対策を強化【施策 48】
- ・プラスチック資源循環の推進やプラスチックごみ削減に向けた機運の醸成【施策 49】
- ・外来生物対策の強化等による生物多様性保全の推進【施策51】

心豊かに暮らせる地域づくり

・健康と福祉の祭典「ねんりんピック」の本県開催(令和4年)など、高齢者の社会参加促進と生 きがいづくりの推進【施策22】

新型コロナウイルス感染拡大の影響を踏まえ、本県大会は1年延期され、令和5年の開催となった。

- ・障がい者と健常者がともに参加し、楽しめる e スポーツへの支援や、障がい者芸術文化祭の開催等 による芸術文化活動への支援及びパラサイクルの普及を通じた障がい者の社会参加促進【施策23】
- ・JR松山駅付近の立体交差化など都市機能の充実したまちづくり【施策28】
- ・民間住宅の耐震化促進や老朽危険空家の除却による良質な住宅維持確保【施策28】
- ・国際映画祭やこども芸術祭の開催等、優れた芸術に触れる機会や、様々な文化活動を体験する機会 の充実【施策44】
- ・四国遍路世界遺産登録に向けた取組みの推進【施策44】
- ・県民誰もがスポーツに親しむことができる環境整備【施策 45】
- ・「愛・野球博」を通じた野球王国復活による地域活性化【施策45】

地域連携による協働のきずなづくり

- ・NPO等が安定的・継続的に活動できるよう組織力や財務力等の活動基盤の強化や、協働ネットワ
- ークの構築【施策 17】 関係人口
- ・県と市町が役割を分担しながら、住民主体の地域運営の仕組みづくりをサポート【施策 21】 関係人口
- ・県民自らがふるさとらしさや愛媛らしさを探求する地域学(ふるさと愛媛学)普及推進【施策43】

地域を支える担い手の確保

- ・県立高校等において、地域や産業界と連携のもと、地域産業を支える人材の育成【施策4】
- ・地元大学等と連携し、学生にとって魅力ある就職先の創出及び県内企業が求める人材の育成 【施策4・20】
- ・ボランティアやNPOへの参加を促進し、自主性・主体性を持って地域活動等に参加する機運を向 上【施策 17】 関係人口
- ・みかんアルバイターや、スポーツ合宿で本県に滞在する学生などに加えて、地域と継続的に関わっ ていく「関係人口」づくりの更なる促進【施策20】 関係人口
- ・SDGsの推進を図るための普及啓発や人材育成【施策30・47】 SDGs
- ・地域における魅力ある高校づくりに取り組むことを通して、地域を支える人材育成を推進

【施策 40】

関係人口

| | SD | 図表4 第3期ア Gs17のゴール | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 13 | 14 | 15 | 16 | 1 |
|--|----------------|--|--|--|--|----------|----------|----------|--|------|------------|---------|--|-------------|--|-----------|--|-----------|----|
| | | | 1 III. Brêdrê | 3 ::: | 3 iiiiiii W∳ | 4 22 200 | 5 Attach | 6 1111 | 7 | **** | 9 :::::::: | 10 HERT | n iiiiiiiiiiiiiiiiiiiiiiiiiiiiiiiiiiii | 12 ::::: | 13 | 14 ****** | 15 ##*** <u>•</u> *** | 16 :::::: | 17 |
| | | | Second Second | | | | | | | | | | ABLEE / AT | (Section 1) | | | | | 標 |
| | \ | _ | 貧困 | 飢餓 | 祉すをべ | に質の | しジよェ | 界安 中全 | そエしネ | 働き | を産 | そ人うや | く住りみ | 7 < | 策気を候 | 海の | 陸の | 人平 に和 | 伝を |
| | | | をか | をゼ | ての | 高い | うン | にな | てル | が | ر ک ۲++ | 国 | を続 | る | 変 | 豊 | 豊 | ک در | 達世 |
| | | | なく | ゼロ | の人 | 教 | ダー | 水と | クギリ | りも | ろ技 | の不 | けら | 責任 | 動に | かさ | かさ | 公正 | 成し |
| | | | そう | に | に | 育 | 平 | | 1 & | 経済 | 革 | 不平等 | れ | つ | 具体 | を 守 | ŧ | を す | ئ |
| | | |) | | 健康 | を み | 等を | イレ | ンみにん | 成長 | 新の | きを | る ま | かう | 的 | 3 | 守ろ | ベ | う |
| 双极语言的处示 第240元 | | | | | と 福 | んな | 実現 | を 世 | な に | 長も | 基盤 | な | まちづ | う責任 | な 対 | う | う | ての | |
| 愛媛県長期計画 第3期ア 活き活きとした 愛顔 あふれ | | | | | 佃 | 4 | 巩 | 쁘 | اد | ъ | 盎 | \ |) | 江 | ľχ | | | 0) | |
| исиссопажения | 1 | 地域に根ざした産業の振興 | | | | | | | | | | | | | | | | | Т |
| 活力ある産業づくり | 2 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 3 | 新産業の創出と産業構造の強化 | | | | | | | | | | | | | | | | | ╀ |
| 産業を担う人づくり | 5 | 若年者の就職支援と産業人材力の強化 多様な人材が活躍できる環境整備 | | | | | | | | | | | | | | | | | ╁ |
| | 6 | | | | | | | | | | | | | | | | | | H |
| 農林水産業の振興 | 7 | 攻めの農林水産業を展開するための基盤整備 | | | | | | | | | | | | | | | | | T |
| | 8 | 選ばれる産地を目指した技術開発の推進 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 愛媛が選ばれるプロモー | 9 | 愛媛産品のプランド力向上 | | | | | | | | | | | | | ļ | | - | | Ļ |
| ション戦略と営業展開 | 10 | | | | | | | | | | | | | | | | | | ╁ |
| | 11 | 戦略的なプロモーション活動の推進 魅力ある観光地づくりと国際観光の振興 | | | | | | | | | | | | | | | | | ╁ |
| 観光・交流の拡大 | _ | 国際交流の促進 | | | | | | | | | | | | | | | | | t |
| | | 自転車新文化の拡大・深化 | | | | | | | | | | | | | | | | | t |
| 交通ネットワークの整備 | 15 | 広域·高速交通ネットワークの整備 | | | | | | | | | | | | | | | | | Ī |
| | | 地域を結ぶ交通体系の整備 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| やすらぎの愛顔あふれる「 | | | 1 | | | 1 | | 1 | 1 | | 1 | 1 | | | 1 | | 1 | | _ |
| 参画と協働による地域社 | _ | 未来につなぐ協働のきずなづくり 男女共同参画社会づくり | | | | | | | | | | | | | | | | | ╄ |
| 会づくり | 19 | | | | | | | | | | | | | | | | | | H |
| 持続可能な活力ある地 | _ | 地域を支える人材づくり | | | | | | | | | | | | | | | | | T |
| 域づくり | 21 | 地域集落の機能強化 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 22 | 高齢者がいきいきと暮らせる健康長寿えひめの実現 | | | | | | | | | | | | | | | | | Ļ |
| 支え合う福祉社会づくり | 23 | 障がい者が安心して暮らせる共生社会づくり 地域福祉を支える環境づくり | | | | | | | | | | | | | | | | | ╄ |
| | 25 | | | | | | | | | | | | | | | | | | H |
| 健康づくりと医療体制の 充実 | 26 | | | | | | | | | | | | | | | | | | t |
| //··································· | 27 | 救急医療体制の充実 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 快適で魅力あるまちづく | 28 | | | | | | | | | | | | | | | | | | ╀ |
| 1) | 29 30 | ICT環境の整備 消費者の安全確保と生活衛生の向上 | | | | | | | | | | | | | | | | | ╄ |
| | 31 | | | | | | | | | | | | | | | | | | H |
| 安全・安心な暮らしづくり | _ | 交通安全対策の推進 | | | | | | | | | | | | | | | | | t |
| | 33 | 犯罪の起きにくい社会づくり | | | | | | | | | | | | | | | | | Ī |
| | | 原子力発電所の安全・防災対策の強化 | | | | | | | | | | | | | | | | | L |
| 災害に強い強靭な県土 づくり | _ | 防災・危機管理体制の強化 | | | | | | | | | | | | | | | | | Ļ |
| ロスリ 輝く愛顔あふれる「えひめ」 | 36 | 災害から県民を守る基盤の整備 「人づく!!! | | | | | | | | | | | | | | | | | L |
| | | 安心して生み育てることができる環境づくり | | | | | | | | | | | | | | | | | Т |
| 子育ち支援 | | 子ども・若者の健全育成 | | | | | | | | | | | | | | | | | T |
| | | 魅力ある教育環境の整備 | | | | | | | | | | | | | | | | | Ī |
| | | 確かな学力・豊かな心・健やかな体を育てる教育の推進 | | | | | | | | | | | | | | | | | L |
| 育成 | | 特別支援教育の充実 | | | | | | | | | | | | | | | | | Ļ |
| | _ | 教職員の資質・能力の向上 学び合い高め合う生涯学習社会づくり | | | 1 | | | | | | | | | | | | | | ╀ |
| 生涯学習と文化の振興 | | 個性豊かな愛媛文化の創造と継承 | | | | | | | | | | | | | | | | | H |
| スポーツ立県えひめの推 | | スポーツを通じた豊かで活力ある地域づくり | | | | | | | | | | | | | | | | | H |
| <u> </u> | | 競技スポーツの振興 | | | | | | | | | | | | | | | | | T |
| やさしい愛顔あふれる「えて | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | _ | 環境教育・学習の充実と環境保全活動の促進 | ļ | ļ | <u> </u> | | | | ļ | | | | | | ļ | | ļ | | Ļ |
| 環境と調和した暮らしづく | | | <u> </u> | <u> </u> | | <u> </u> | | <u> </u> | <u> </u> | | - | - | | <u> </u> | <u> </u> | | <u> </u> | | + |
| , | _ | 環境への負荷が少ない循環型社会の構築 良好な生活環境の保全 | | - | | <u> </u> | | - | | | | | | - | | | | | ╁ |
| 白然と共生する社会の宝 | _ | 豊かな自然環境と生物多様性の保全 | | | | - | | - | | | | | | - | | | | | H |
| 明 | _ | 魅力ある里地・里山・里海づくり | | 1 | 1 | | | | † | | | | | | † | | † | | T |
| 理接によれいきゃった | 53 | 再生可能エネルギー等の利用促進 | | | | | | | | | | | | | | | | | T |
| 環境にやさいハ産業の育 成 | 54 | 低炭素ビジネスの振興 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 恵み豊かな森林(もり)づくり | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 女体等について Snc゚の・ | - 7 _ 1 | し達成に向けた160のターゲットに対して貢献度の | 古いま | ω I− I | ± /+ I | 7117 | | | | | | | | | | | | | |

各施策について、SDGsのゴール達成に向けた169のターゲットに対して貢献度の高いものに「」を付している。

第7章 分野別計画

えがお

基本政策1 活き活きとした愛顔あふれる「えひめ」づくり

政策 活力ある産業づくり

目指す方向

愛媛の特長や強みをつなぎ合わせるとともに、産学官、農商工など新たな連携を構築して、 様々な新技術・新商品やサービスの開発に向けた取組みを促進し、新産業の創出を図ります。 また、愛媛の優れた技術を発掘し、国内外に広くPRしながら、新規取引先の開拓等を促 進するなど、グローバル化する経済社会に対応した攻めの経営ができるよう県内企業の体質 強化を図るとともに、愛媛の発展可能性に魅力を感じる多種多様な企業の県内への進出や、 平成 30 年7月豪雨災害からの地域産業の復興など、地域に根ざした力強い産業活動を支援 します。

そして、活力ある産業の育成を通じ、本県経済の持続的な発展を目指します。

-施策1 地域に根ざした産業の振興

目標 県内企業や商店街がもっと力強く活動できるようにしたい

-施策2 企業誘致・留置の推進

目標 元気な企業をもっと呼び込むとともに、県内企業の事業活動を支援し、雇用の場を増 やしたい

-施策3 新産業の創出と産業構造の強化

目標 県内企業の技術力を高め、新しいビジネスへのチャレンジをもっと促したい

施策1 地域に根ざした産業の振興











目標

県内企業や商店街がもっと力強く活動できるようにしたい

| 成果指標 | 基準値 | 目標値 (令和4年度) |
|---|----------------------------|------------------|
| 県内総生産額(農林水産業を除く) | 4 兆 8,214 億円 (平成 27 年度) | 4兆9,810億円 |
| 名目賃金指数 (平成 27 年を 100 とする) | 98.1 | 100.8 |
| 石日貝並作数(平成27年を100と9る) | (平成29年) | (令和4年) |
| 従業者1人当たりの付加価値額 | 13,526 千円 | 14,454 千円 |
| 100元 100元 | (平成28年) | (令和4年) |
| 県内の商店街数 | 123 箇所 | 123 箇所 |
| 朱内切向泊封效 | (平成29年度) | 123 固州 |
| グループ補助金認定 59 グループ (R2.3 現在) による共同事 | 0件 | 77 件 |
| 業実施件数 | (平成30年度) | / / |

現状と課題

国内景気は緩やかな回復傾向にあるとされておりますが、県内経済はその力強さがはっきりとは 見えていない状況の中で、人手不足、国内需要の減少、後継者難による事業者数の減少、海外経済 の不確実性等により、県内産業を取り巻く環境は依然として厳しい状況が続いています。

このような厳しい経済環境の中で高い成長を図るには、様々な情報や経営資源を活用して、それぞれの企業力を伸ばしていく必要がありますが、県内企業は、経営基盤がぜい弱な中小零細企業が多いほか、首都圏や関西圏などのマーケットに遠いことなどから、情報収集・活用力が優れているとはいえない状況にあります。

一方、商店街では、個人消費の低迷や郊外型大型店の相次ぐ立地、電子商取引等の普及などによりにぎわいが失われつつあり、商業機能はもとより、期待されている地域コミュニティの場としての機能も十分に発揮できていない状況にあります。

取組みの方向

愛媛の地域特性に応じた産業立地の強みを生かしながら、戦略的な産業展開を図るため、国内外における販路開拓や中小企業向け融資制度の充実、円滑な事業承継に向けた支援など、企業の立場に立った総合的な支援体制を整え、県内企業が力強く活動できるように、企業力の向上を図ります。

また、小規模企業振興基本法、小規模事業者支援法の趣旨に鑑み、小規模事業者等の経営基盤強化及び経営発達を支援するとともに、個性豊かで魅力あるまちづくりに向けた意欲的な商店街活動を支援します。

なお、各企業が、災害時にも事業継続ができるよう、事業継続計画(BCP)策定のための取組みも、引き続き支援します。

主な取組み

1 企業力向上の支援及び地場産業の活性化

企業や業界団体への定期的な訪問や調査を通じて企業の経営課題等の把握に努め、東・中・南予 それぞれの産業立地の特性やニーズに基づき施策化を図るほか、新商品の開発や新たな生産方式の 導入をはじめとする企業の経営革新、中小企業の事業継続計画策定を支援するなど、企業力の向上 に係る取組みを実施します。

また、東予は紙産業、タオル、海事産業をはじめとするものづくり産業を、中予は炭素繊維、情報関連産業などを、南予は食品、観光関連産業を視野に入れて、その振興策等を展開し、地元企業の設備投資の促進に努めます。

さらに、業界全体の底上げを図るため、業界団体が主体となって取り組むブランド化事業への支援など、地場産業の活性化に係る取組みを実施します。

2 中小企業の資金調達の円滑化と事業承継支援

急激な経営環境の変化等による新たな資金ニーズを的確に捉え、技術力や事業の将来性等に応じて円滑に融資を受けられる制度の確立に努めます。

また、後継者不足が重要な経営課題となっている中小企業に対して、円滑な事業承継の実現に向けた支援に取り組みます。

3 小規模事業者等の経営基盤強化及び経営発達の支援

商工会議所や商工会が行う相談業務や経営指導のほか、経営指導員の資質向上や後継者の人材育成など中小企業経営者の経営力向上を支援し、小規模事業者等の経営基盤の強化と経営の発達を図ります。

また、中小企業団体中央会が中小企業組合に対して行う相談・指導などへの支援を行い、中小企業の体質強化、高度化を促進します。

4 中心市街地・商店街の活性化

商店街が主体的、意欲的に取り組む事業に対して支援を行うほか、次代を担う若手リーダの育成や外部人材の活用促進、魅力ある取組み・キーパーソン等を情報発信などにより、にぎわいの回復やコミュニティ機能の強化を図り、商店街の活性化を推進します。

5 豪雨災害で被災した商工業者への支援

平成 30 年 7 月豪雨災害で被災した中小企業や商店街の早期復興を支えるため、中小企業組合等 共同施設等災害復旧費補助金 (グループ補助金)等の活用により、被災事業者に寄り添った支援に 取り組みます。

6 コロナ禍により厳しい経営環境におかれた中小企業等への支援

中小企業に対し資金繰り支援等を継続しながら、県内事業者による感染拡大防止と事業継続の両立に向けた更なる取組みを後押しするとともに、「新しい生活様式」の浸透に伴う新たな消費者ニーズに対応した商品の開発や新たなビジネスモデルの展開を支援するほか、3密回避等の感染防止策を講じた商店街の活性化を図ることにより、地域経済の再起を強力に支援します。

7 中小企業等のデジタルシフト

県内中小企業等へのDXに関する適切な助言・支援等を行う体制整備を図るとともに、DXの研修等を開催し、中小企業等の業務効率化や生産性向上、新規ビジネスの創出支援等を図ります。

施策2 企業誘致・留置の推進













目標

元気な企業をもっと呼び込むとともに、県内企業の事業活動を支援し、雇用の場を増やしたい

| 成果指標 | 基準値 | 目標値 (令和4年度) |
|------------------------|---------------------------|----------------|
| 企業立地に伴い雇用が確保された人数 | 6,068人 (平成29年度) | 6,518人 |
| 企業立地に伴う投資額 | 154,299 百万円 (平成 29 年度) | 162,799 百万円 |
| 県が誘致又は関与したサテライトオフィス開設数 | 3件 (令和元年度) | 12 件 |

現状と課題

大都市圏等への移動距離が長いことや輸送コストがかさむという地理的なハンディに加えて、全 国的な人手不足により、新たな事業所や工場の本県への誘致は依然として厳しい状況にあります。

このような中、近年、積極的な企業誘致活動により南予地域に誘致が相次いで実現したほか、県内立地企業の生産拠点化や機能強化を支援する制度を創設したことにより、大手企業の生産設備の 増強につながるなど、着実な成果が挙がっています。

一方で、若年者を中心に人口流出が続く中、歯止めをかけるためには、魅力ある雇用の場を増やしていくことが重要であり、引き続き本県の強みや地域の特性を生かした戦略的な取組みを進めることで、企業の立地を促進していく必要があります。

取組みの方向

地域経済の活性化を図る上で、平成30年7月豪雨災害からの復興が現状における最大のテーマであり、企業訪問等を通じたきめ細かなフォローアップ等に努めることにより、立地企業の円滑な事業継続と県外への流出防止を図ります。

その上で、愛媛の風土や地域特性を生かして、県内に定着し、地域とともに発展していくことが 見込める元気な企業を積極的に誘致するために、愛媛の魅力のPRや立地環境の整備に努め、地域 経済の活性化を図ります。

主な取組み

1 強みを生かした積極的誘致

県内企業の優れた技術情報(スゴ技)、本県の優れた豊富な食情報(すご味)及び本県の伝統的特産品情報(すごモノ)の3つのデータベースも活用しながら、本県の農林水産物をはじめとした地場産品や県内ものづくり企業の高い技術力など本県の魅力や可能性を効果的にPRします。

また、情報収集力と営業力をより一層強化し、鮮度の高い情報の収集に努めるとともに、東予は ものづくり産業、中予は情報通信関連産業、南予は食品関連産業など、地域特性に応じた業種をタ ーゲットにした積極的な誘致活動やトップセールスを実施します。

さらに、あらゆるものがインターネットに接続する「モノのインターネット(IoT:Internet of Things)」の広がりや、「ビッグデータ」、「人工知能(AI:Artificial Intelligence)」の様々な分野への活用が急速に拡大し、「第4次産業革命」が産業全般に係るテーマとなっていることか

ら、県内企業の第4次産業革命への対応の基盤づくりの一助として、県内企業との相乗効果が見込まれるIT企業の誘致に取り組みます。

2 立地環境の整備・充実

適切な用地の確保や工場跡地など居抜き物件の情報提供、工業用水の安定供給のほか、人材の確保・育成に関する協力など、誘致企業の要望に可能な限り応えることができるよう、立地環境の整備・充実を図ります。

3 県内企業の留置対策

企業のニーズやシーズの把握に努め、各種支援制度に関する相談や県に対する要望等にワンストップで対応することにより、県内企業の新たな事業展開を支援し、県外への流出防止、県内への再投資の促進に努めます。

4 サテライトオフィスを契機とした本社機能等の誘致

コロナ禍で都市部の企業が地方へオフィスを分散化する動きを活発化させており、県内のシェア オフィス等を活用して、都市部からサテライトオフィスを誘致することで、県外企業との関係構築・ 深化を図り、本社機能移転や大規模誘致等に繋がるよう努めます。

施策3 新産業の創出と産業構造の強化











目標

県内企業の技術力を高め、新しいビジネスへのチャレンジをもっと促したい

| 成果指標 | 基準値 | 目標値 (令和4年度) |
|--|---------------------|-------------------|
| 愛媛グローカル・フロンティア・プログラム (EGFプログラム) の推進による創業件数 | - | 80 件 |
| 産学官連携や農商工連携により事業化された件数 | 136 件 (平成 29 年度) | 174 件 |
| 試験研究で得られた技術のうち県内企業に技術移転された 件数 | 238 件 (平成 29 年度) | 290 件 |
| 県内特許権登録件数 | 9,438件 (平成29年) | 15,478件 (令和4年) |

現状と課題

近年、県内では、人手不足や国内需要の減少等による企業業績の悪化、事業所等の再編・統合・ 撤退など様々な問題が生じています。

また、本県には、全国一の生産量を誇るタオル産業のほか、造船業、製紙業をはじめ、機械・鉄工業、食品加工業など、地域特性に応じた多様なものづくり企業が集積しており、それぞれが高い技術力を持っていますが、地域間、企業間の垣根を越えた連携が希薄な状況にあります。

このような中、県内経済の活力回復と持続的な発展を図っていくためには、企業の生産性と競争力をさらに高めることが求められており、新しい技術や付加価値の高い新商品・サービスを開発するなど、新たな社会ニーズに合った産業や新規ビジネスを創出することが必要となっています。

取組みの方向

大学と企業とのマッチングを支援するなど産学官連携を進めるとともに、新製品や新技術の開発にチャレンジするものづくり企業等に対して助成等の支援を行うことで、企業の研究開発能力の向上を促進します。

また、本県の地域特性と資源を活用した農商工連携や企業間連携、異業種間でのお互いの強みを 生かした新たな連携を構築し、食品や環境・エネルギー、健康、観光といった県内経済を牽引する 分野の成長産業を創出します。

さらに、ベンチャー企業の創出支援、戦略的な試験研究の推進、知的財産の創造・保護・活用などの取組みと合わせて、産業構造の強化を図ります。

主な取組み

1 成長産業の創出

本県の東・中・南予それぞれの産業立地の特性や企業集積、成長産業の核となるシーズやニーズを分析し、従来の産業分野の枠にとらわれない新たなビジネスモデルとして、機能性食品、高機能素材、ヘルスケア、AI・IoT等の成長関連産業を創出し、その集積を戦略的に進めます。

2 産学官連携による研究・開発の推進

県産業技術研究所や(公財)えひめ産業振興財団が中心となって、企業が保有する技術力と大学等が保有する研究開発成果・知識をコーディネートし、新技術・新製品の開発や付加価値の創造を図ります。

また、中小企業者等に対し、独創的で実現性の高い技術シーズについて、実用化・製品化に向けた総合的な支援を行うことにより、県内産業の牽引役となる成長産業を創出します。

さらに、砥部焼や菊間瓦の振興を図るため、地元と連携して、新窯業技術センターの機能強化に 向けた検討を行うなど、県産業技術研究所における研究開発・技術支援機能等の強化を図ります。

3 農商工連携など異業種や異分野等の新たな連携によるビジネス拡大支援

ろくじすとクラブやチームえびすなど、農林水産業者と中小企業者とのネットワーク構築やマッチングを支援する体制を充実させるとともに、農商工連携による新商品・新サービスの開発や販路 開拓などの新たなビジネス展開を支援します。

また、伝統産業を支えるために産学官による商品開発に努めるほか、異業種や異分野等の新たな連携と技術の交流を促進し、新たな付加価値を持つ商品・サービスの開発などビジネスの拡大支援に取り組みます。

4 優れた企業力の発信

県内企業の優れた技術や製品の情報をデータベース化して発信するなど、愛媛の企業力を対外的 に広くPRU、知名度向上や新規取引先の開拓を促進します。

5 創業・起業への支援

ベンチャー企業の創出・育成を図るため、(公財)えひめ産業振興財団による支援を強化するほか、本県経済を牽引し得る次代の中核企業の輩出を目指し、将来有望な県内ベンチャー企業の成長 支援に取り組みます。

さらに、愛媛グローカル・フロンティア・プログラム (略称: EGFプログラム)を推進し、県内はもとより県外からの創業人材を呼び込むとともに、地域資源を生かして地域課題を解決するビジネスの創出を支援するほか、企業や金融機関、産業支援機関や大学、市町等が協力・連携して様々な形で創業希望者をサポートする体制を構築するなど、創業の実現と定着に取り組みます。

6 戦略的な試験研究の推進と知的財産の活用

経済活性化や環境問題への対応など、県が抱える政策課題の解決に向け、県の試験研究機関における分野横断的な連携をはじめ、大学・企業等との共同研究に取り組むなど、戦略的な試験研究を推進します。

また、質の高い知的財産の創造に始まり、権利としての保護、商品開発等による実用化に至るまで、産学官が連携して、切れ目なく取り組むことができる体制整備を進めます。

7 新型コロナを契機としたビジネス拡大支援

県内ものづくり企業等を対象に非対面型のWEB商談会・展示会等を開催するなど、コロナ禍においても商談機会の創出や販路拡充を支援します。

8 ものづくりのデジタルシフト

デジタル技術導入に知見を有する専門家による製造現場診断等を取り入れながら、県内ものづく り企業と実用的なデジタル技術を有する県内 I T企業等とのマッチングを行い、県内における製造 業の生産性向上及び I T企業等の実需の創出を図ります。

また、5 G製品の研究開発支援や、県試験研究機関において、事業者ニーズに即応する試験研究を行い、県内産業の振興に取り組むほか、スマートファクトリーの事例研究や県内事業者への情報提供、導入を促し、モデルケースを積み重ねることで、新たな技術の創発につなげ、品質や生産性の向上など、新たな付加価値の提供等を目指します。さらに、省力化など県試験研究機関の研究員が試験研究に注力できる環境づくりに努めます。

9 官民共創による地域経済活性化

官民共創デジタルプラットフォームを活用し、県内外の事業者等の参加や意見交換等を自由に行うことができる環境を整備し、様々な課題と事業者の解決策等を適切にマッチングすることにより、官民共創による課題解決や価値創造を通じた地域経済活性化に取り組みます。

10 スマート6次産業化への挑戦

6次産業化商品のオンライン商談会やEC販売に取り組むなど、関係事業者や団体の6次産業化に向けた取組みを支援することで、付加価値の拡大や地域資源を活用した産業の創出を目指します。

11 i-Construction()の促進

建設現場におけるICTを活用した高機能・高精度な施工を推進するため、モデル工事・実証実験への支援等を継続しつつ、県内外のi-Constructionの事例を研究・紹介するとともに、県内の建設業者への実装に向けた支援に取り組むことにより、県内建設業者が抱える労働力不足の解消や生産性の向上を目指します。

- i-Construction
- … 「ICTの全面的な活用」等の施策を建設現場に導入することによって、建設生産システム全体の生産性の向上を図り、魅力ある建設現場を目指す取組みのこと。

えがお

基本政策 1 活き活きとした愛顔あふれる「えひめ」づくり

政策 産業を担う人づくり

目指す方向

若年者をはじめ、働きたい人なら誰でも、自分の能力を十分に発揮し、誇りを持っていきいきと働くことができるよう、安定した雇用の場を確保するとともに、職業能力の向上につながる職業訓練や雇用情勢の悪化などにも迅速に対応できるサポート体制の充実を図ります。また、県内産業の発展を支えることのできる人材を育成し、雇用のミスマッチ解消を図るとともに、働く人がもっと生活と調和しながら働ける快適な労働環境の整備に努めます。そして、多様な人材が県内産業の発展を支えながら、いきいきと働くことのできる愛媛の実現を目指します。

-施策4 若年者の就職支援と産業人材力の強化

目標 若年者が能力を発揮して、いきいきとした職業人生を歩めるようにしたい

-施策5 多様な人材が活躍できる環境整備

目標 多様な人材が生活と調和しながら、安心して快適に働けるようにしたい

施策4 若年者の就職支援と産業人材力の強化













若年者が能力を発揮して、いきいきとした職業人生を歩めるようにしたい



| 成果指標 | 現状値 | 目標値 (令和4年度) |
|---|--|--------------------------------|
| 県内高校新規卒業者の就職決定率(全体・県内就職) | 全体 99.3% 県内就職 79.2% (平成 29 年度) | 全体 99.3%以上 県内就職 83.8% |
| 県内大学新規卒業者の就職決定率(全体・県内就職) | 全体 98.0% 県内就職 51.0% (平成 29 年度) | 全体 98.0%以上 県内就職 58.3% |
| 産業技術専門校における就職率 | 82.4% (平成 29 年度) | 87.6%以上 |
| 県内高校工業科生徒数の技能検定3級合格者率 | 6.8% (平成 29 年度) | 7.3% |
| 5日間の職場体験学習に取り組んだ公立中学校(県立中等教育学校前期課程を含む)の生徒の活動に対する充実度 | 93.0% (平成 30 年度) | 97.0% |

現状と課題

景気回復により雇用情勢が緩やかに改善する一方で、少子化の進展に伴う労働力人口の減少や若者のものづくり離れに加え、熟練労働者の退職等により、多くの中小企業では、人材の確保や育成、技能継承に支障が生じており、経営活力の維持が課題となっています。

また、若年者の非正規雇用率や早期離職率の高止まりなど雇用のミスマッチが顕在化しており、依然として多く存在するニートも含めて大きな問題となっています。

取組みの方向

雇用のミスマッチや地域間格差が解消され、若者が適切に就職できる雇用環境の整備を図るとと もに、県内就職の促進に努めます。

また、労働者一人ひとりの職業能力の向上を図ることにより、基幹産業の中核的な役割を担う人材や新たな成長産業に必要とされる人材を育成・確保し、経済成長の源泉である産業人材力を強化します。

さらに、雇用政策に関しては、国と地方の役割分担に基づき、連携しながら効果的な施策の展開 に努めます。

主な取組み

1 若年者の就職支援

ジョブカフェ愛 work の機能を拡充・強化し、関係機関と連携して、若年者の「働く意欲と能力」 の向上など人材育成に努めるとともに、企業の採用力と職場定着の向上を支援します。 また、新規学卒者、若年求職者など個々のケースに応じたきめ細かな就職支援を行い、若年者と人材を求める企業との出会い・交流の場の提供、県外学生やUターン求職者に対する支援、愛媛の求人・移住総合情報サイト「あのこの愛媛」を活用したマッチング支援などにより、積極的に県内企業とのマッチングを促進するほか、県内の公立中学生による地元産業や企業等の魅力に触れる5日間の職場体験学習「えひめジョブチャレンジU・15」によるキャリア教育の充実、県内の中高生や県外学生向けにスゴ技企業などの紹介を行い、将来の県内就職に結び付けていきます。

さらに、ニートの若者に対しては、地域若者サポートステーションを核に地域の関係機関と連携し、状況に応じた専門的な相談や職場体験など様々な就労支援策を通じて若者の職業的自立を促進します。

2 中核的な役割を担う人材の育成

地域企業のニーズを踏まえた専門的な知識や技術を習得するための実践的なカリキュラムを高等 学校で作成します。

また、ものづくり分野を中心とした若年技能者の育成を行うとともに、労働者の技能を公定基準により検定・公証する技能検定の実施を通じて、専門技術・技能の継承に努めます。

さらに、民間教育訓練機関等を活用して、若年者を中心とした非正規労働者など、意欲があって も就労が難しい状況にある求職者を対象に、雇用情勢の変化や時代のニーズに応じた就職に必要な 知識や技能を習得するための職業訓練を実施します。

3 基幹産業を支える人材の育成

産業人材育成拠点としての県立産業技術専門校において、新居浜の機械・鉄工業や今治のタオル・造船業など、地域の特色ある産業との連携を図り、本県の基幹産業を支える人材を育成します。

4 地域を支える建設産業の担い手確保・育成

社会資本の整備、維持管理はもとより、災害時には最前線で応急復旧作業を行うなど、安心・安全な地域づくりに重要な役割を果たしている建設産業の将来の担い手となる中学生等を対象とした建設機械の操作体験、工事現場の見学を行うイベントの開催や建設産業の魅力や役割をPRする新聞の発行などにより、入職意識の喚起、イメージアップを図り、担い手の確保に努めます。

また、技術者の資格取得を支援することにより、若手技術者の育成と県内企業への定着を図るなど、建設業団体と連携し、担い手の確保・育成に資する施策の展開に努めます。

5 新型コロナを契機とした人材育成と就職支援・雇用確保

コロナ禍において増加する休業者や離職者を対象にオンライン職業訓練を実施するほか、中小企業の採用活動等のオンライン化を支援し、若者人材の県内定着化を図ります。

また、人材マッチングを推進しコロナ禍における労働需要の不均衡を是正するほか、休業を余儀なくされた事業主に対しては、本県独自の雇用調整助成金への上乗せ助成により、県内の雇用維持を図ります。

6 デジタル人材の育成

就職後においても高等教育機関で新たな知識・技術を習得するリカレント教育等の提供や、先端 IT技術の研修に対する支援など、デジタル人材の育成を目指した取組みを推進することで、様々 な業種でのDXを推進します。

特に、人手不足が深刻化している高度な技術の伝承等を伴うものづくり企業でのDX推進のリーダーとなる人材の育成支援に取り組むことで、デジタル技術導入の促進を図り、生産性向上や省力化、競争力の強化を目指します。

施策5 多様な人材が活躍できる環境整備













目標

多様な人材が生活と調和しながら、安心して快適に働けるようにしたい



| 成果指標 | 基準値 | 目標値 (令和4年度) |
|------------------------|-----------------------------------|-------------------------------------|
| 育児休業取得率 | 男性 4.8% 女性 91.7% (平成 29 年度) | 男性 10.0%以上 女性 91.7%以上 (令和5年度) |
| えひめ仕事と家庭の両立応援企業の認証件数 | 620 件 (平成 29 年度) | 720 件 |
| えひめ仕事と家庭の両立応援企業の上位認証件数 | 13 件 (平成 29 年度) | 40 件 |
| 従業者1人当たりの付加価値額 | 13,526 千円 (平成 28 年) | 14,454 千円 (令和4年) |
| 県の完全失業率 | 2.3% (平成 29 年) | 2.3%以下 (令和4年) |
| 県の有効求人倍率 | 1.55 倍 (平成 29 年度) | 1.55 倍以上 |
| 民間企業における障がい者雇用率 | 1.97% (平成 29 年度) | 2.30% |

現状と課題

急速な少子高齢化の進展に伴い、今後、労働力人口の減少が見込まれる中、多様な人材がそれぞれのライフステージや生活環境に合った働き方を実現できる職場環境を整備することや、女性や高齢者など多様な人材を活用することが求められています。

しかし、出産を機に多くの女性が退職するとともに、男性の育児休業の取得率は低調に推移し、 さらには介護離職の顕在化など、企業や職場の意識改革等を通じて、これらの問題に対処すること が課題となっています。

また、職場におけるトラブルや労働に関する問題が多様化する傾向にあり、これらを原因とする 紛争等の未然防止と自主的な解決の促進が求められています。

取組みの方向

経営者の意識啓発や企業における取組みを促進するとともに、労使関係の安定化を支援することにより、多様化する生活スタイルにおいても、仕事と生活が調和し、働く人誰もが安心して働き続けることができ、能力を発揮できる労働環境の整備を図ります。

また、女性や高齢者など就労意欲のある多様な人材が適切に就職できる雇用環境の整備を図ります。

主な取組み

1 仕事と育児や介護をはじめとした家庭生活が両立できる職場環境づくり

仕事と育児や介護等の両立支援に取り組む企業を社会的に評価するため、「えひめ仕事と家庭の両立応援企業認証制度」の普及拡大に努めるとともに、積極的に取り組む企業の好事例を発信し、 仕事と家庭生活の両立支援に対する経営者の意識や企業が取り組むインセンティブを高めます。

また、労働局等の関係機関と連携して働き方改革に関する相談・支援体制を整備し、各企業の状況に応じたきめ細かな支援を行うほか、愛媛県版イクボス「ひめボス」を推進し、仕事と家庭生活の両立が図られる職場環境づくりを促進します。

2 労使関係の安定化支援

県の各地方局・支局に設置されている中小企業労働相談所において、労働関係全般に係る相談に応じるとともに、労働委員会において、労働組合と使用者との間に生じる労働争議の調整や労働者個人と使用者との間の紛争について相談・あっせん等を実施することで、労使関係の安定を図り、誰もが安心して働き続けられる環境づくりを促進します。

3 勤労者への資金貸付

勤労者の様々な資金需要に応える融資制度の実施により、勤労者の生活安定や福祉の向上を図ります。

4 多様な人材への就労支援

民間教育訓練機関等を活用して、出産・子育て等で仕事を離れた女性や障がい者、非正規労働者など、意欲があっても就労が難しい状況にある求職者を対象に、雇用情勢の変化や時代のニーズに応じた就職に必要な知識や技能を習得するための職業訓練を実施します。

また、女性、障がい者、高齢者及び外国人など多様な人材が能力を発揮し生き生きと働けるよう、 関係機関と連携して、企業とのマッチング促進や就労機会の拡大、仕事と家庭生活の両立支援など 雇用環境の整備等に努めます。

5 県内企業の生産性向上のためのAI・IoTの導入・活用促進

近年、あらゆる業種で急速に進む人手不足に対応するため、産学金官で組織する「えひめAI・IoT推進コンソーシアム」を核として、AI・IoT等の先端技術や導入事例を紹介する普及啓発セミナーの開催や企業からの相談等へのアドバイザー対応等により、AI・IoT等を使った既存パッケージやサービスを導入して自社における事業効率化や生産性向上を図ろうとする企業を支援します。

6 新たな日常の実現に向けた働き方の推進

テレワークや時差出勤等の導入など、「新たな日常」の実現に向けた県内企業の働き方改革を支援します。

7 テレワークによる雇用創出

テレワークにより就業が可能な仕事を呼び込むことに市町と連携しながら取り組むことで、本社 や事業所立地の有無に左右されない新たな形態の雇用創出を図ります。

8 多様な働き方の推進とオンラインによる総合的支援

それぞれの実情に応じた多様な働き方を選択できる社会の実現に向け、デジタル技術を活用し、 誰もが自分らしくやりがいを持って働ける事業者の取組みを支援するとともに、県民個々の立場に 立った助言や相談をオンラインで提供できる取組みを総合的に検討することにより、積極的に社会 に参画し、自分らしく充実して暮らせる環境づくりに努めます。

えがお

基本政策 1 活き活きとした愛顔あふれる「えひめ」づくり

政策 農林水産業の振興

目指す方向

意欲的で経営感覚に優れた担い手と、各地域の特性に合わせて整備された田畑や果樹園、 漁場等の優れた生産基盤、そして、低コスト化や高付加価値化を実現する高度な技術を組み 合わせることによって、大きな相乗効果を創出します。

また、消費者ニーズに応じて、良質な愛媛の恵みを全国に安定供給できる生産体制を構築し、「もうかる一次産品の優良産地」の形成に努めるほか、平成 30 年 7 月豪雨災害からの産地復興に取り組みます。

そして、若者をはじめとする意欲あふれる多様な担い手に支えられた、活力ある農林水産業の確立を目指します。

-施策6 力強い農林水産業を支える担い手の確保

目標 農林水産業の担い手の力をもっと伸ばしたい

-施策7 攻めの農林水産業を展開するための基盤整備

目標 豊かな田畑や樹園地、漁場をもっと増やしたい

-施策8 選ばれる産地を目指した技術開発の推進

目標 多様な消費者ニーズに応え、安定供給のできる産地になりたい

施策6 力強い農林水産業を支える担い手の確保











目標

農林水産業の担い手の力をもっと伸ばしたい

| _ | the second secon | |
|-----------------------|--|----------------------|
| 成果指標 | 基準値 | 目標値 (令和4年度) |
| 新規農業就業者数 | 139 人 (平成24~29年度の平均値) | 180人 (令和5年度) |
| 認定農業者数 | 4,521 経営体 (平成 29 年度) | 5,140 経営体 (令和5年度) |
| 新規林業就業者数 | 58 人 (平成 29 年度) | 85 人 (令和3年度) 1 |
| 漁業就業者数 | 6,529 人 (平成 29 年度) | 4,568人 |
| 農業産出額 | 1,207 億円 (令和元年) | 1,200億円 (令和7年) |
| 県内の木材 (加工前の丸太の状態) 生産量 | 523 千 m3 (平成 30 年度) | 580 千 m3 |
| 漁業産出額 | 887 億円 (平成 30 年) | 900 億円 (令和7年) |
| 林業・木材産業産出額 | 415 億円 (平成28~30年平均) | 430 億円 (令和7年) |

¹ 令和4年度以降は、次期愛媛県林業労働力確保促進基本計画で検討

現状と課題

本県は、全国トップの生産量を誇るかんきつをはじめ、マダイや真珠などの養殖業やヒノキに代表される林業・木材産業などに見られるように、全国屈指の農林水産県として、県内はもとより全国に向けて、安全・安心な農林水産物を日々供給しています。

しかし、近年、農林水産業の就業人口の減少や高齢化によって、地域の担い手は減少し、生産力の低下や耕作放棄地・放置森林が増加するなど、本県農林水産業の持続的な発展が困難な状況にあります。

また、市場価格の低迷や産地間競争の激化に加え、国際貿易交渉の着地点も見通しがつかないことから、農林水産業の経営はますます不安定になっています。

このような中、県内経済を牽引する「力強い農林水産業」を確立するためには、農林水産業を取り 巻く環境の変化に的確に対応し、所得向上の実現に向けた意欲と能力のある担い手を確保・育成す る必要があります。

取組みの方向

地域の強みを最大限に生かした経営を実現するため、集落営農の組織化及び農業経営の法人化への支援や担い手の確保・育成、各種団体の健全化・組織力強化の支援などを推進します。

また、今後ますます進展する産地間競争や国際化をビジネスチャンスと捉え、本県農林水産業の 積極的な展開を支える基盤づくりとして、経営感覚を備えた生産者の育成などによる経営能力の向 上や融資制度の充実など、経営の改善・安定化に取り組みます。

主な取組み

1 担い手の確保・育成

市町や(公財)えひめ農林漁業振興機構、農業・漁業協同組合、森林組合など関係機関と連携して、年齢や性別、個人や企業などを問わず多様な新規就業者を確保するため、頑張っている生産者の経営概況を幅広く紹介する「えひめ愛顔の農林水産人」や、経営シミュレ・ションによる所得試算、各種就農情報を満載した「農林水産まるかじり就業支援サイト」等を通じて、必要な情報の発信や技術習得のサポートに取り組むほか、農林水産業に関する学習の場の充実や地域のリーダーとなり得る担い手の育成を図ります。

また、農業の担い手確保や障がい者等の就労機会の確保のため、農作業マッチング等を通じた農業者の障がい者雇用を進めるとともに、障がい者に適した栽培技術による農福ビジネスモデルの開発など、農福連携に取り組みます。

さらに、農林業分野における外国人材の受入れ・活用の拡大を促進していきます。

2 経営能力の向上

各種相談会や研修会の開催などにより、経営者としての意識改革を促すとともに、経営ノウハウの習得をきめ細かく支援します。

また、生産者自らが加工、販売まで手掛けるなど、新しい分野へチャレンジしやすい環境づくりに努めるほか、経営の効率化や生産コストの削減、担い手への技術継承を図るため、農業へのIC T活用を推進します。

3 経営の安定化

農林水産物の生産から加工、販売までを総合的に推進するなど、生産性向上や低コスト化を目指した生産体制を一層強化するとともに、経営の改善・安定化のための各種融資制度の充実や利用促進に取り組みます。

また、日本一の生産量を誇る真珠・真珠母貝養殖業は、高品質化などにより、収益性を高めるとともに、経営多角化など、長期的視点に立った対策を支援します。

4 組織化・法人化の支援

地域の強みを生かしながら経営効率化を図るため、集落営農の組織化及び農業経営の法人化に向けた指導や助成を行うとともに、法人設立後の適切な運営のための研修や講習など、運営を担う人材の育成に取り組みます。

5 各種団体の健全化・組織力強化

農業・漁業協同組合や森林組合、土地改良区などの団体・組織が、地域の農林水産業の核となってその役割を果たすことができるよう、管理・検査体制の充実などに取り組み、団体・組織運営の健全化を図るとともに、適切な統廃合を促進するほか、各種団体との連携に一層努めるなど、組織力の強化を支援することにより、農林水産業を支える担い手の経営基盤を強化します。

6 豪雨災害で被災した担い手への支援

平成30年7月豪雨災害による若い農林水産業者や地域の担い手の流出を食い止め、経営基盤の早期復旧に努めます。特に甚大な被害を受けたかんきつ農業については、JAグループとともに新たなかんきつ産地の創造を目指す有効な復興策を構築します。

7 コロナ禍における担い手の確保

農林漁業者の事業継続を支援するとともに、地方移住への関心が高まる中、(公財)えひめ農林 漁業振興機構やJA等の関係機関と連携し、オンラインによる就業相談や体験ツアーなどを通じて、 本県への移住就業を促進します。

8 スマート農林水産業の担い手育成

普及指導員への技術習得・研修等を進めるとともに、事例や知見の収集を行い、現場への普及検討や事業関係者への情報提供等を通じて、スマート農林水産業の担い手を育成することにより、労働集約型の農林水産業の在り方を変革し、高齢化や担い手不足、業務の効率化など農林水産業が有する様々な課題の解決を目指すとともに、「儲かる産業」として飛躍できるよう取り組みます。

施策7 攻めの農林水産業を展開するための基盤整備











目標

豊かな田畑や樹園地、漁場をもっと増やしたい

| 14 %nebee |
|-------------|
| **** |
| |



| 17 パートナーシップで 日本を産業しよう |
|-----------------------|
| A |
| W |

| 成果指標 | 基準値 | 目標値 (令和4年度) |
|-------------------------|--------------------------|-----------------|
| 認定農業者等への農地利用集積率 | 29.8% (平成 29 年度) | 64.0% |
| 水田・畑のほ場整備面積 | 19,935ha (平成 29 年度) | 20,300ha |
| 効率的な森林整備に向けた森林施業の集約化面積 | 5,000ha/年 (平成 29 年度) | 35,000ha |
| 漁場整備面積 | 13,776ha (平成 29 年度) | 14,231ha |
| 野生鳥獣による農作物被害額 | 433,598 千円 (平成 29 年度) | 365,000 千円 |
| 樹園地の災害復旧事業による原形及び改良復旧面積 | 0ha (平成 30 年度) | 45ha (令和3年度) |
| 樹園地の再編復旧に事業着手した地区数 | 0 地区 (平成 30 年度) | 4地区 |

現状と課題

本県には全国トップクラスの面積を誇る樹園地や瀬戸内海・宇和海といった漁場環境の異なる海域のほか、県土の7割を占める豊富な森林資源など、本県農林水産業を支える多様な生産基盤が存在しています。

しかし、急しゅんで複雑な地形や用水不足に対する対策など、更なる生産基盤の整備が求められているほか、老朽化が著しい施設については、機能の低下や維持管理費の増大といった問題を抱えています。

また、担い手への農地集積や高齢化の進展を踏まえた効率化・省力化を図るための基盤整備、鳥獣害への対策が急務となっています。

取組みの方向

地産地消などによる消費拡大に加え、県外や国外へ販路を拡大するため、良質な農林水産物を安定的・効率的に生産するための生産体制の構築と基盤整備に取り組むとともに、既存施設を有効に活用し、地域特性や生産者の実情に合った機能を確保することにより、地域の自然環境を守りつつ、生産や物流の効率化・円滑化を図ります。

また、効果的な防護柵設置など、集落ぐるみで取り組む住民参加型の鳥獣害防止対策を推進します。

主な取組み

1 生産力の強化

優れた新品種等の導入、生産拡大により産地の競争力を強化するとともに、生産性向上を図るための施設・高性能機械のほか、情報通信技術(ICT)やスマート農業等の新技術の導入を推進します。

また、樹園地や水田などを次の世代に引き継ぐために必要な生産基盤の整備や共同利用施設の機能向上を支援します。

2 生産性向上のための農地整備

優良農地を確保し、農地中間管理機構等を活用して担い手への利用集積・集約化を図りつつ、経 営規模の拡大や農地集積のための水田の大区画化・汎用化を促進するとともに、低コスト化・省力 化の実現に向けた樹園地における園内道の整備や新たなかんがい方式の導入などに取り組みます。

また、市町や土地改良区自らが行う基盤整備事業を充実させるとともに、地元を中心とした基盤整備の推進体制を構築し、各地域のニーズに合った生産基盤の向上に努めます。

このほか、農地中間管理機構等を活用し、農業者の生産意欲の低下要因でもある荒廃農地の発生防止や解消等にも努めます。

3 森林資源活用のための条件整備

搬出コストの低減を図るため、森林経営計画の作成を支援し、集約化・団地化を促進します。 また、生産性や安全性を高めるため、高性能林業機械の導入に併せ、計画的な林道等の路網整備 に取り組みます。

4 漁業施設や生態系に配慮した漁場整備

水産資源の維持・回復を図るため、環境の保全に努めるとともに、海域全体の生態系と調和した藻場や漁場を造成するなど、生産基盤の多面的な整備に取り組みます。

また、操業の安全性の確保や省力化を図るとともに、食の安全・安心志向の高まりに対応した品質確保や衛生管理を行うための共同利用施設の整備を進めます。

5 既存施設の保全管理

老朽化した農業水利施設や農道・林道、漁港など、既存の施設については、適切な保全管理に取り組み、水源かん養機能や防災機能の発揮などにも留意しながら、その有効活用や長寿命化によるライフサイクルコストの低減を図ります。

6 鳥獣害防止対策の推進

野生鳥獣による農作物への被害を防止するため、有害鳥獣を侵入させないための被害防止施設の整備、効果的な有害鳥獣捕獲を推進するとともに、有害鳥獣を呼び込まない集落環境の整備を促進し、鳥獣害を受けにくい集落づくりを進めます。

併せて、捕獲隊・実施隊の組織化、指導者や狩猟者の育成、隣接市町や隣接県との連携捕獲に取り組むとともに、捕獲獣肉の有効利用を支援するなど、総合的に鳥獣害防止対策を推進します。

7 豪雨災害で被災した農林水産施設等の復旧・復興

災害復旧事業による対応を基本に早期復旧を図るとともに、被害の拡大防止や経営の継続に必要な応急対策を早期に実施し、市町と連携して被災地の復旧・復興に努めます。

また、被災した樹園地等について、大規模な区画整理により、災害に強く生産性の高い農地に再生する再編整備を検討します。

8 デジタル技術を活用した農林水産業のスマート化

デジタル技術を活用した野生鳥獣の遠隔監視型捕獲システムの開発・実証や、5 G通信網の整備を見据え、家畜生体情報高度利用技術の確立に取り組むほか、ICT技術を活用した木材生産管理等のシステムの実証、産学官連携によるローカル5 G技術を活用した養殖飼育管理におけるデータ収集の実証や利活用に取り組むことにより、農林水産業における生産性の向上を目指します。

施策8 選ばれる産地を目指した技術開発の推進 🛂













目標

多様な消費者ニーズに応え、安定供給のできる産地になりたい







| 17 | バートナーシップで 日核を連載しよう |
|----|-----------------------|
| | 8 |

| 成果指標 | 基準値 | 目標値 (令和4年度) |
|------------------------|------------------------|----------------|
| 県農林水産研究所が開発した新品種・新技術数 | 29件 (平成26~29年度の平均値) | 30件 |
| 新品種の栽培方法などの技術マニュアルの作成率 | 88.0% (平成 29 年度) | 90.0% |

現状と課題

本県では、これまでの試験研究や技術開発によって、紅まどんなや甘平、愛媛甘とろ豚や媛っこ 地鶏に代表される愛媛独自の高品質な品種を多く開発し、市場で高評価を得てきました。

しかし、全国各地で行われている様々な研究開発やブランド化に伴い、産地間競争はさらに激化 し、他産地との差別化が非常に困難になってきています。

また、近年、地球温暖化などの影響により気候や自然環境の変化が進み、収穫量の減少や品質の 低下などの問題が顕在化するとともに、燃料・資材の高騰によって、農林水産業の経営は不安定な 状況になっています。

取組みの方向

地域間競争が激化する中で消費につなげていくためには、多種多様な商品の中から「愛媛産」が 選ばれる必要があります。

キウイフルーツ、愛育フィッシュ、愛媛甘とろ豚、媛っこ地鶏などの既存ブランド産品に、新た なブランド牛「愛媛あかね和牛」、新たな養殖魚種「伊予の媛貴海」、かんきつの甘平「愛媛〇山 e e n スプラッシュ」、イチゴの新品種「紅い雫」、水稲新品種「ひめの凜」などを加えて、本県 一次産業全体のブランド力を高めます。

また、他産地との差別化を図り、新たな市場を開拓するため、多様なニーズに応じた新たな農林 水産物を研究開発していくとともに、燃料・資材の高騰や気候変動などによる課題の解決に向け、 低コスト化・省力化を実現し、環境や食の安全・安心にも配慮した生産技術の開発・普及に取り組 みます。

主な取組み

新たな需要創出に向けた新品種・新技術の開発

消費者ニーズに適切に対応するため、新たな養殖魚種などのブランド産品及びかんきつ王国の維 持・発展につながるかんきつや、水稲など新品種の開発に取り組むとともに、新品種に対応した生 産技術の開発・実用化を進め、高品質で付加価値の高い農林水産物の生産拡大を図ります。

また、地域資源の新たな利用方法や食材の機能性を研究するなど、新しいビジネスチャンスを生 み出す試験研究を進め、県内事業者による事業化・製品化を支援します。

2 経営を支える技術の普及

重油等の価格変動の影響緩和のための燃料の節減対策や自然エネルギー導入、ブラッドオレンジをはじめとする温暖化に適応できる品種の選定など、様々な課題に対応するため、最新技術や地域の特性を生かすことができる新品種の導入支援に努めます。

3 環境や安全に配慮した技術の開発

環境への負荷低減や食の安全・安心を確保するため、化学肥料や農薬の節減技術、病害虫防除技術の開発を行うとともに、水産資源を適正に管理するための調査研究や養殖業における魚病被害対策に取り組みます。

4 研究施設の整備・拡充

みかん研究所や畜産研究センターなど、本県農林水産業の基礎を支える県農林水産研究所については、大学や各種機関との連携により、より地域に密着した研究を行うとともに、消費者に選択される愛媛産品の開発につながるよう機器の充実や施設の整備に努めます。

5 試験研究のデジタルシフト

A I 、5 G等の最新のデジタル技術等の活用を促進し、農林水産業のスマート化を推進することで、農林水産物の高品質化や作業の省力化、生産者の所得向上を目指します。

特に、各試験研究機関においては、気象データの把握・提供や、センシング技術による様々なデータの取得、AIによる解析と現場へのフィードバックなど、生産者ニーズに応じた試験研究におけるデジタル技術の活用検討のほか、デジタル技術活用により研究員が試験研究に注力できる環境づくりに努めることで、試験研究機関の機能強化を図り、生産現場と一体となったスマート農林水産業を推進します。

えがお

基本政策1 活き活きとした愛顔あふれる「えひめ」づくり

政策 愛媛が選ばれるプロモーション戦略と営業展開

目指す方向

魅力ある様々な愛媛産品が生み出されるとともに、情報発信力の一層の強化によって、安全かつ新鮮な農林水産物をはじめとする様々な愛媛産品への理解が進み、消費拡大に伴い、 県内外にその魅力が広く浸透する好循環の構築に努めます。

また、愛媛を強く印象付ける統一コンセプトのほか、アンテナショップや各種広報ツール、デジタルマーケティングの手法を活用しながら、豊かな自然や文化などの愛媛の魅力を戦略的に情報発信するとともに、首都圏や近畿圏、台湾をはじめとした東アジア等におけるトップセールスや営業本部による営業活動により、愛媛をまるごとPRする取組みを進め、好感度や認知度の向上を図ります。

そして、県民はもとより、国内外の愛媛ファンが信頼と愛着を持てる「愛媛ブランド」の 確立を目指します。

−施策9 愛媛産品のブランド力向上

目標 愛媛産品をもっとたくさんの人に選んでもらいたい

-施策10 営業力の強化と市場拡大

目標 県産品の販路を拡大し、地域経済を活性化したい

-施策11 戦略的なプロモーション活動の推進

目標 愛媛県をもっとたくさんの人に知ってもらいたい

施策9 愛媛産品のプランド力向上













目標

愛媛産品をもっとたくさんの人に選んでもらいたい

| 成果指標 | 基準値 | 目標値 (令和4年度) |
|------------------------------|--------------------|----------------|
| 「愛」あるブランド産品の年間販売額の伸び率(対前年度比) | 2.6% (平成 29 年度) | 5.0% |

現状と課題

本県では、統一キャッチフレーズ「愛媛産には、愛がある。」の下、生産者が愛情を込めてつくり上げた農林水産物や加工食品を「愛」あるブランド産品として認定し、ブランド化を推進してきました。

また、地産地消・愛あるサポーター制度、えひめ地産地消の日や水産の日などを活用した地産地 消の推進に取り組むとともに、県内の意欲ある中小・ベンチャー企業等が開発、生産している製品 については愛媛プロダクツサポーター制度を創設し、工業製品の地産地消にもつなげてきました。

さらには、生産者団体や民間企業とともにトップセールスや物産展、フェア等の各種イベントを 実施するなど、県内外や国外における県産品販売の拡大にも積極的に取り組んできました。

しかし、経済のグローバル化が一段と進み、多種多様な商品やサービスが市場にあふれ、差別化が難しくなるとともに、低価格化や地域間競争の激化、さらには人口減少社会の進展による国内マーケットの縮小など、販路や流通などの面で本県産業を取り巻く環境は依然厳しいものとなっています。

取組みの方向

農林水産業や地域産業を活性化させるためには、まずは愛媛産品の消費を拡大し、そこから得る 所得を向上させる必要があります。

そのためには、県産農林水産物や加工品、伝統工芸品、工業製品など、優れた県産品の特長を理解して選んでいただく愛媛ファンを増加させる取組みが求められています。また、消費者ニーズを捉えるとともに、これを踏まえた新たな商品の開発・改良に向け、生産者や民間企業とも連携するほか、生産者自らが加工、販売まで手掛ける6次産業化への支援を強力に推進し、その効果を県内に広く波及させます。

さらに、本県産業は県民や企業が自ら支えるという意識の下、地産地消の推進など、県内外での 愛媛産品の認知度を向上させるための取組みを図ります。

主な取組み

1 愛媛産品の総合的なプランド化の推進

「愛」あるブランド産品の認定やその戦略的なPRを展開することにより指名買いされるようなブランド価値を創造するとともに、その他の産品についても、愛媛の農林水産物統一キャッチフレーズの「愛媛産には、愛がある。」やイメージアップキャラクターをアイコンとして使用するなど、県内外で県産品の認知度を高める活動に取り組みます。

特に、人口と情報が集中する大都市圏において、トップセールスや営業活動を積極的に行うことで、市場関係者等が愛媛県産を認識する機会を増やすとともに、一般消費者への影響力が強い量販

店や流通業者、食材のプロである調理師や飲食店等を活用したプロモーションや、パブリシティ効果の高いイベントを実施するなど、愛媛高品質ブランドを前面に押し出しながら一次産業全体のブランド力を高めるための取組みを重層的に進めます。

2 新たな商品づくりの促進

真珠やヒジキ、養殖マダイ、和紙など、これまで素材にとどまっていた県内各地域の優れた県産品を発掘し、企業や大学などと連携した加工品開発の支援や県試験研究機関が開発する重点的産品の販売戦略の構築を推進します。

また、生産者自らが加工、販売まで手掛ける6次産業化の推進に努めるほか、消費者や流通業界のニーズを踏まえた商品やサービスの改良に向けた取組みを支援します。

3 地産地消の推進

県産農林水産物の学校給食等への利用促進や食育活動など、県内における効果的な普及啓発に取り組むことにより、愛媛産品に対する県民の理解促進を図ります。

また、各種イベントの開催やマスメディアを活用した効果的なプロモーションを展開するとともに、地産地消の拠点となる産直施設の活性化や民間住宅等への県産材活用に向けた支援を行います。

4 新型コロナを契機とした県産品の販路拡大

コロナ禍における消費者の関心と行動の変化を踏まえ、かんきつをはじめとする県産農林水産物について、デジタルとリアルを組み合わせたPR活動を展開するとともに、大都市圏での新たなマッチングの機会を創出することにより、販売拡大を図ります。

施策10 営業力の強化と市場拡大











目標

県産品の販路を拡大し、地域経済を活性化したい

| 成果指標 | 基準値 | 目標値 (令和4年度) |
|----------|-----------------------------|----------------|
| 県関与年間成約額 | 138 億 8 千万円 (平成 30 年度) | 150 億円 |

現状と課題

本県経済の活性化に向け、県産品の販路拡大を図るため、行政の営業部隊として全国に先駆け「愛 のくに えひめ営業本部」を設置し、これまで国内外への営業活動を積極的に展開した結果、当初掲 げた目標を前倒しで達成するなど着実に成果を上げ、平成30年度の成約額は138億3千万円とな り、営業活動中期計画の目標を達成しました。

しかしながら、消費者ニーズの多様化や、地域間競争の激化、さらには少子高齢化に伴う国内マ ーケットの縮小など、地域経済を取り巻く環境は大変厳しいものとなっています。

取組みの方向

こうした厳しい環境の中でも、本県経済を活性化していくためには、本県産品の販路を切り拓い ていくことにより、これまで以上に実需を創出していく必要があることから、「スゴ技」、「すご 味」、「すごモノ」データベースを活用したトップセールスを国内外で展開するとともに、引き続 き「営業」というフェイス・トゥ・フェイスでの売込みにこだわるほか、県内市町や経済団体・金 融機関など関係機関との連携を深めた「オール愛媛」体制の維持・強化に加え、デジタルマーケテ ィングなどの情報関連技術を活用した営業活動にも取り組むなど、国内外での販路拡大をより一層 強力に進めるという本県独自の経済活性化策を展開していきます。

主な取組み

1 県関与成約額 150 億円達成を目指した営業展開

優れた技術力を有する「スゴ技」企業等の成約に向け、大都市圏での展示会の出展による潜在需 要の掘り起しや、県内企業のニーズを踏まえた個別マッチング活動とフォローに取り組むとともに、 経済団体等と連携した海外商談会等を継続して実施し、成約額の一層の拡大を目指します。

また、本県が誇る農水産物、加工品などの「すご味」の販路拡大に向けては、「愛」あるブラン ド産品や愛育フィッシュなど質の高い県産品の知名度向上や生産と販売を両輪とする一体的な営 業活動にも取り組むほか、農商工連携や6次産業化などによる商品の高付加価値化などの入口戦略 と、ターゲットを絞った国内外における販路開拓などの出口戦略を確実に展開するなど、成約額の 伸展を目指します。

さらに、伝統的特産品などの「すごモノ」については、大型展示会出展等によりビジネス機会を 積極的に開拓するとともに、「すご味」との相乗効果を狙ったフェアを開催するほか、地域ブラン ドをコンセプトとした売場づくりを提案するなど、戦略的な営業活動を展開します。

2 地域プランド「愛媛」の確立

県産品を一堂にそろえた、インパクトのあるフェアの開催、インターネットを活用した情報発信 の強化のほか、観光誘客も含めた多様な営業活動を展開し、国内外の消費者から「愛媛のものを食 べたい。買いたい。」さらには、「愛媛に行きたい。」と思っていただけるような「愛媛」ブラン ドの確立を目指します。

3 新型コロナを契機とした営業活動

非接触型の対応が求められる中、対面での営業活動に加えて、ポータルサイト「愛媛百貨選」等を通じた県産品情報発信強化やECサイト「愛媛百貨店」での販売促進キャンペーンの実施に取り組むほか、バーチャル展示会やオンライン商談会の開催など、リアルとデジタルを組み合わせた営業活動を展開します。

また、県内事業者等のEC導入やデジタルを活用した稼ぐ力の向上の支援に取り組むとともに、 購入データ等の分析による効果的な情報発信や魅力的な商品開発等を支援するなど、コロナ禍においても、本県の優れた産品や製品、技術の販路開拓・販路拡大を図ります。

施策11 戦略的なプロモーション活動の推進





目標

愛媛県をもっとたくさんの人に知ってもらいたい

| 成果指標 | 基準値 | 目標値 (令和4年度) |
|------------------------------------|-------------------------|----------------|
| 県HPへの訪問者数 | 402,175件/月 (平成29年度) | 453,515 件以上/月 |
| 本県の施策情報を発信しているウェブサイトの訪問者数 (実人数) | 12,302,150 人 (令和2年度) | 13,564,000人 |

現状と課題

本県は、温暖な気候と豊かな自然に恵まれ、多彩なかんきつ類や魚介類などの農林水産物に加え、今治タオルや宇和海の真珠など、優れた特産品が数多くあります。

また、しまなみ海道や道後温泉などの観光資源や、伝統あるものづくり産業から生まれた高度な技術力による多種多様な工業製品など、愛媛が誇る地域資源には、愛媛の魅力を向上させる大きな可能性が秘められています。

しかしながら、近年の地域間競争の激化により、ありきたりの情報発信では差別化が困難なため、 多くの情報が埋没する傾向にあります。また、スマートフォン等の急速な普及を背景に、人々の情 報収集源がデジタル媒体に大きくシフトしています。

このため、愛媛という地域ブランドの全国的な地位向上に向けて、愛媛を強く印象付けるコンセプトにより統一感を持たせるとともに、最新のIT技術等の積極的かつ効果的な活用を図りながら、受け取る側の印象に残り、好感度や認知度を高める戦略的な情報発信を展開する必要があります。

取組みの方向

テレビやラジオ、新聞などの各種マスメディアやデジタルマーケティングの手法を活用した情報発信など、様々な媒体を戦略的かつ効果的に組み合わせたPRを実施し、認知度向上に取り組みます。

また、発信する情報が受け手の印象に残り、結果、多くの方々から愛媛を選択してもらえるような、魅力的な情報発信を展開します。

これにより、県民自らがふるさと愛媛の良さを認識し、誇りを持って県内外にPRすることができる気運の醸成にもつなげ、県民総ぐるみの愛媛セールスを積極的に展開することができるようサポートしながら、愛媛ファンの増加に努めます。

主な取組み

1 統一コンセプトによる戦略的な情報発信

激しさを増す地域間競争に打ち勝つため、本県を強く印象づけるためのインパクトのある統一コンセプトを設定し、全国に浸透させることで、本県の認知度を飛躍的に向上させます。

また、自転車新文化の推進をはじめ、観光や農林水産物、歴史・文化・スポーツなどの様々な分野において、統一コンセプトを活用した一体感のある情報発信を戦略的に実施することで、情報の訴求効果を高め、更なる実需の創出による地域の活性化につなげていきます。

2 デジタルマーケティングの手法を駆使した情報発信

本県の魅力を戦略的かつ効果的に発信するため、マーケティング施策における実施結果と課題の可視化を図り、より精緻なPDCAサイクルを回すことのできる、グローバルスタンダードのデジタルマーケティング戦略を展開します。

また、デジタルマーケティングに関する手法やノウハウを組織内で横断的に共有・活用していくことで、データに基づく市場分析手法の導入や、デジタルを活用した情報発信の高度化を推進し、組織全体で施策効果の最大化、業務効率の向上を図ります。

3 各種広報ツールを活用した愛媛の魅力発信

愛媛の魅力的な地域資源をつなぎ合わせることで、愛媛ならではのストーリー性のある情報を創出し、最適な広報媒体を活用して効果的に発信します。

また、県ホームページで、愛媛の旬の話題をタイムリーに発信するとともに、民間活力も活用しながら首都圏・近畿圏等のメディアに愛媛の話題を取り上げてもらうよう、市町とも連携し、積極的にパブリシティ活動を行うほか、ロケ地誘致を推進するフィルムコミッション事業の積極的な展開支援、県のイメージアップキャラクター「みきゃん」、「ダークみきゃん」及び「こみきゃん」を活用したPR活動等により、愛媛の認知度向上を図ります。

4 県民総ぐるみの愛媛セールス

積極的なトップセールスや県ホームページを活用した広報などの様々な誘致活動により、本県を 訪れた修学旅行生をはじめとする観光客に対して、県民一人ひとりが、愛媛の魅力を余すことなく 伝えられる広報パーソンとして接することができるよう、様々な媒体や機会を通じて愛媛の魅力を 発信し、県民総ぐるみの愛媛セールスにつなげます。

5 愛媛ファンづくりの推進

県外のアンテナショップや物産フェア等を通して県産品をはじめとする愛媛の魅力を大都市圏等に売り込むとともに、スマートフォンやSNS等を活用したリピーターの確保、伊予観光大使やマスコットキャラクターによるイメージアップ活動等に取り組み、新たな愛媛ファンづくりを積極的に展開します。

6 愛媛県版DMPを活用したデジタルマーケティングの実施

県の情報発信等から得られるデジタルデータの蓄積・活用を目的として構築した愛媛県版DMPのデータ分析等を踏まえ、新たに実施するプロモーション事業等において、ターゲット層の明確化や関連事業での効果的なデータ利活用を行うなど、施策の高度化を図ることにより、効率的・効果的な事業実施を目指すとともに、情報を受け取る側にとっても有益な情報提供や関心向上につなげることで、愛媛ファンの拡大を図り、実需の一層の創出に努めます。

えがお

基本政策1 活き活きとした愛顔あふれる「えひめ」づくり

政策 観光・交流の拡大

目指す方向

東予の優れた産業や中予の史跡・文化、南予のありのままの自然や食など、県内の多彩な 地域資源の魅力を、観光客の印象に残る情報に組み立て、デジタルマーケティングの手法や 様々なメディアを効果的に活用しながら強力に発信します。

また、県内外の観光エリアを組み合わせた魅力ある広域観光ルートや、外国人のニーズに合った快適に周遊できる観光ルートの形成、サイクリスト等の受入環境を整備するとともに、温かな心配りやお接待の心による観光客との交流を進めるほか、外国人が安心して訪問し、生活できる地域づくりに努めます。

そして、愛媛ならではの地域資源を活用しながら、交流人口の拡大を目指します。

-施策12 魅力ある観光地づくりと国際観光の振興

目標 もっとたくさんの人に訪れてもらい、地域を活性化したい

施策13 国際交流の促進

目標 海外とのつながりを強め、交流を深めたい

-施策14 自転車新文化の拡大・深化

目標 自転車を活用して交流人口を拡大させ、地域を活性化したい

施策12 魅力ある観光地づくりと国際観光の振興







目標

もっとたくさんの人に訪れてもらい、地域を活性化したい

| 成果指標 | 基準値 | 目標値 (令和4年度) |
|--------------------------|------------------------|--------------------------|
| 観光客数 | 26,468 千人 (平成 26 年) | 29,000 千人 (令和3年) 1 |
| 観光消費額 | 1,090 億円 (平成 26 年) | 1,200億円 (令和3年) 1 |
| 外国人延宿泊者数 | 64,120人 (平成26年) | 297,000 人 (令和3年) 1 |
| 南予地域の観光客数 | 7,242 千人 (平成 26 年) | 7,200 千人 (令和3年) 1 |
| アウトドア系の主要観光施設の入込客数 | 2,969 千人 (令和元年) | 3,180千人 (令和4年) |
| 県公式観光サイト「いよ観ネット」のページ閲覧回数 | 4,048 千回 (令和2年度) | 4,700 千回 |

¹ 令和4年以降は、次期愛媛県観光振興基本計画で検討

現状と課題

少子高齢化により国全体の人口減少が進行する中、本県への観光客数をいかに維持・拡大するかが大きな課題です。

また、県内観光地の認知度は道後温泉が突出して高いものの、他の観光地の認知度向上が課題であり、誘客やリピーターを増やすことなどが求められています。

今後、県内全体の観光客総数の約4割を占める松山圏域の集客力を生かして、他の圏域の底上げを図るためには、産業観光資源として特色のある別子銅山産業遺産や多彩な産業群、石鎚山を中心とした東予エリアの山岳ルート、体験型観光資源として世界に誇れるしまなみ海道、ありのままの自然や古い町並みが残る南予地域など、大きな可能性を持つ本県の魅力をさらに発揮する必要があります。また、観光情報の発信においては、人々の情報収集源がデジタル媒体に大きくシフトしている現状を踏まえ、インターネットを十分意識した施策展開を図る必要があります。

取組みの方向

観光客の増加を図るため、各地の観光資源の魅力を発掘し、磨き上げ、つないでいくことにより、 県全体の魅力を高めるとともに、デジタルマーケティングの手法も活用しながら観光客のニーズに 合わせた効果的な観光宣伝を行うなど、その魅力を強力に発信し、誘客促進に努めます。

また、日本遺産にも認定された四国遍路で培われたお接待により育まれた「おもてなし」や温かな心配りが県民一人ひとりから自然に醸し出されるような、魅力的な観光地づくりと地域のにぎわ

い創出に向けて、県内市町や四国4県、広島県をはじめとする瀬戸内圏域での連携を強化するとともに、地域の特性を生かした各種イベントを開催するほか、東アジアや東南アジア等を中心に外国人観光客の誘致拡大に向け、本県が有する国際航空路線等のインフラやサイクリングをはじめとする魅力ある観光資源を生かしながら、近隣県、DMO(観光地域づくり法人)等と連携した広域周遊観光の促進等に取り組み、外国人観光客の増加を目指します。

主な取組み

1 多彩で上質な観光地の形成

観光に携わる人材の育成や観光客にやさしいまちづくりを進めるなど、県民総ぐるみになって「おもてなし」の充実・向上を図るほか、日帰りも可能な県内スキー場の魅力に着目するなど県内各地の観光資源を掘り起こすとともに、宿泊施設などの受入態勢の強化や積極的な情報発信に努めます。

また、豊かな自然や伝統文化、産業遺産を生かした体験教育型の観光プログラムの策定や物語性 のある観光ルートの開発など、県内各地の観光資源の魅力向上と旅行商品化を図るほか、修学旅行 の商品化などリピーターの確保につながる上質な観光地の形成に取り組みます。

さらに、今後は大型クルーズ船の寄港継続や新たな誘致のため、関係者と地域が一体となって、 松山港などの受入態勢の充実とセールス活動の強化に継続的に取り組んでいきます。

2 広域観光の推進

県内市町をはじめとする各主体との連携を強化し、松山圏域への集客効果をできるだけ広域に波及させながら、県全体の活力向上へとつなげます。

また、四国4県や瀬戸内圏域で連携し、観光資源の情報を一体となって発信するほか、県境を越えた観光ルートの形成に努めます。

3 魅力的なイベントの開催

「えひめ町並博2004」や「いやし博2012」、「南予博2016」の開催等で蓄積したノウハウを活用しながら、平成30年7月豪雨災害からの復興に向けた誘客促進や、プロモーションの強化に取り組み、南予地域の観光振興を図ります。

また、平成31年4月に開幕した東予東部地域では初となる広域振興イベント「えひめさんさん物語」を成功させるほか、平成30年7月豪雨災害で被災した南予地域の復興の状況を見極めた上で、「いやしの南予・復興イベント(仮称)」の開催を目指します。

そして、「サイクリングしまなみ」の開催成果を生かし、「サイクリストの聖地」しまなみ海道を舞台としたサイクリングイベントの継続開催を目指すとともに、全県下での「サイクリングパラダイス愛媛」の実現に向けて、サイクリングを活用した観光振興に取り組みます。

加えて、「ねんりんピック」をはじめ、経済波及効果のある全国的イベントやコンベンションを 積極的に誘致し、県外からの誘客促進に取り組みます。

4 外国人が求める観光ルートの開発

本県の地域資源である温泉や自然、食、歴史のほか、遍路文化で培われた「おもてなしの心」、サイクリングや渓谷でのキャニオニング、スキーなど、季節ごとに楽しめる本県ならではの体験型コンテンツ等を広くPRするとともに、近隣県やDMO等との連携を図りながら地域資源を結びつけ、外国人の観光ニーズに合った魅力ある観光ルートの開発を促進します。

また、2020年 の東京オリンピック・パラリンピック、2025年の大阪万博等を見据えて、瀬戸内周遊ルートや四国周遊ルートなど、広域周遊観光の促進に取り組み、外国人観光客の増加を目指

します。(新型コロナウイルス感染拡大の影響により1年延期され、令和3年の開催となった。)

5 松山空港国際線の観光振興への活用

韓国、中国に加え、新たに就航する台湾との間の松山空港国際線の強みを生かし、それぞれの航空会社の特性や、国・地域ごとの観光客のニーズ、旅行形態等を踏まえたプロモーションに取り組むとともに、県内市町や関係団体等との連携の下、観光やサイクリングをはじめとした幅広い分野での相互交流を一層促進し、インバウンド需要の拡大を図ります。

6 外国人への情報発信の強化や受入環境整備

個人の関心や動向に応じた情報を直接届け、その反応を検証していくデジタルマーケティングの 手法を駆使した情報発信に取り組むとともに、海外メディアやインターネット、SNS等の活用、 トップセールスなどと連動したプロモーション等を通じて、海外における本県の認知度向上と誘客 拡大を図ります。

また、ビッグデータの活用を含め、本県を訪問する旅行者の動向に係るデータの蓄積や分析、スマートフォンアプリ等を活用した観光情報の発信等を通じた県内滞在・周遊の促進に努めるとともに、空港や道路、観光施設の外国語による案内標記やWi-Fi環境の充実、通訳コールセンターの運営や通訳案内人材の育成等に取り組み、外国人観光客の受入環境の充実・強化を図ります。

7 えひめ南予きずな博の開催

令和3年に開催する「えひめ南予きずな博」では、復興を通して生まれた地域外の人々との新たな 絆を未来につなぐとともに、被災者の方々が力強く復興に向けて歩んでいる姿を全国に発信します。 また、コロナ感染拡大に伴い、テレワークやワーケーションなど働き方の変化による都市部から 地方への仕事・生活の場の移動などが加速しており、こうした流れをしっかりと受け止め、南予地 域への新たな人の流れが創出できるよう、市町や企業・団体等と連携してイベントを実施します。

8 新型コロナを契機とした誘客促進

県内旅行を促進し観光需要の回復を図るとともに、3密回避を重視する旅行意識の変化に対応するサイクリング観光の推進や、豊かな自然を活用した体験型コンテンツの一層の磨き上げのほか、旅行者のニーズの変化を捉え、マイクロツーリズム等の新しい旅行スタイルの創出・定着を支援することにより、誘客拡大を図ります。

また、オンライン旅行会社(OTA)サイト上で個人旅行に重点を置いた誘客プロモーションを 実施するとともに、魅力的な宿泊プランの造成を支援します。

さらに、国際線の早期運航再開に向け、オンライン視察ツアーや商談会の開催、消費者向けオンライン旅行体験会の実施、安心・安全なツアー商品の造成等を支援するほか、現地旅行会社との連携強化、OTAや現地メディアを活用したプロモーションを実施するなどして、運航再開に向けた態勢を整えるとともに、再開後の安定運航につなげ、インバウンド誘客拡大を図ります。

9 データを活用した観光振興

デジタルマーケティングの活用モデルとして本県が構築してきた、デジタル上で広告配信から宿 泊予約までを完結するスキームで得られたデータの分析等を通じ、よりプロモーション効果が高い 手法の検討を進めるほか、来訪時に活用される可能性の高いオンラインマップ上への情報登録等を 飲食事業者等に働き掛けるなど、デジタル技術を活用し実需に直結する観光振興施策を展開します。

施策13 国際交流の促進









目標

海外とのつながりを強め、交流を深めたい

| 成果指標 | 基準値 | 目標値 (令和4年度) |
|-----------------------|---------------------|-------------------|
| 在県外国人登録者数(人口千人当たり) | 8.4人 (平成30年) | 8.6人 |
| 海外渡航者数(人口千人当たり) | 58.6人 (平成29年) | 61.3人 |
| 県・市町の国際交流協定締結数 | 14 箇所 (平成 30 年度) | 20 箇所 |
| 若年層 (29 歳以下) 新規旅券取得件数 | 9,842人 (平成 29年) | 13,000人 (令和4年) |

現状と課題

インターネットの普及や高速交通基盤の整備に伴い、経済、文化などあらゆる分野において、人、 モノ、情報が世界的な規模で移動するようになったことにより、地域経済や住民の日常生活も国際 社会の動向に大きく影響される時代を迎えている中で、本県においても、常に海外との接点を意識 し、世界に開かれた愛媛づくりを進める必要があります。

また、これまで外国人技能実習制度等を通じて海外との技術的、人的連携は強化されてきたものの、単純労働を対象にした在留資格による外国人を労働者としては受け入れていませんでした。しかしながら、平成31年4月1日施行の改正出入国管理法により、新たな在留資格「特定技能」が創設されたことに伴い、さらに多くの外国人材の本県での就労や居住が想定されることから、その対策が必要となっています。

取組みの方向

姉妹提携自治体、在外県人会、外国人留学生との交流を通じて、海外との人的つながりや相互に 支え合う関係の構築と、県民の国際理解の促進に努めるとともに、地域においても、在住外国人と 共に支え合いながら、心豊かな生活を営むことができるよう、意識啓発による国際感覚を備えた人 材の育成に取り組みます。

また、外国人技能実習制度の適正化や外国人労働者の受入れ、留学生等の就職支援に努めることにより、外国人材の受入れを進めます。

このほか、外国に関する相談専門家の配置などにより、国際交流を支える基盤づくりと、外国人にとっても安心して訪問し生活できる地域づくりに努めます。

また、会議開催、宿泊、飲食、観光等の経済効果の高い国際会議を誘致し、地域の活性化を図ります。

主な取組み

1 多文化共生地域づくりの推進

県民と外国人が、互いの文化や習慣を理解できるよう、留学生を含めた外国人の地域行事等への 参加を促進するなど、気軽に友好を深めることのできる機会を拡充するとともに、県国際交流セン ターへの外国人支援・海外連携推進員の配置による相談・情報提供体制の整備、日本語学習機会の 提供、災害時の外国人支援などを通じて、外国人にとっても暮らしやすい多文化共生地域づくりを 推進します。

また、県国際交流協会と市町国際交流協会との連携強化を図ります。

2 相互に支え合う海外との友好関係の構築

県出身の海外移住者とその子弟等により組織されている在外県人会、米国ハワイ州をはじめとする県や市町の姉妹提携自治体など海外の団体や、本県ゆかりの個人等と、訪問団や次代を担う子どもたちの相互派遣等を通じて、友好・親善の輪を深めます。

また、国際協力機構や県国際交流協会、愛媛大学など関係機関との連携の下、県や市町、団体、企業等が持つ水産食品加工などの技術やノウハウ、人材を活用した国際協力に努めるなど、未来を見据えた交流の枠組みづくりにも取り組みます。

3 国際化を支える人材の育成

国際社会の一員として主体的に行動できる広い視野と判断力を養成するための外国語教育や国際理解を深める教育の充実強化、外国に関する相談専門員の設置、外国人との交流や海外への渡航機会の拡大等により、本県の国際化と平和で豊かな国際社会の構築に貢献できる人づくりを進めます。

4 外国人材の受入れ・共生

中小企業団体中央会が中小企業組合に対して行う外国人技能実習制度の趣旨や労働関係法令の順守に関する啓発活動への支援を行い、技能実習の適正化に取り組むほか、出入国管理法改正により拡大された外国人労働者の受入れが適正、厳格に行われ、外国人労働者を生活者として迎えていくことができるよう支援を行います。

また、留学生・研修生・インターン生などの人材育成や就職支援等を行い、多文化共生地域づくりに取り組みます。

5 経済波及効果の高い国際会議等の誘致

会議開催、宿泊、飲食、観光等の経済消費活動の裾野が広く、滞在期間が比較的長いと言われる 国際会議等を誘致し、経済波及効果を生み出すとともに、会議を通じて本県の食、自然・歴史、スポーツ・文化等の多彩な魅力を国内外に情報発信し、観光振興、県産品、県内企業のPR等を行い、 地域の活性化に取り組みます。

また、本県で令和元年9月に開催される「G20愛媛・松山労働雇用大臣会合」、更に同年10月に開催される「日中韓3か国地方政府交流会議」の成功に向け取り組みます。

6 コロナ禍における外国人材の受入れ

コロナ禍等により新規送出国の開拓が難しくなる中、引き続き技能実習生の安定的な確保は重要であり、特にコロナ禍による在留期間の延長により、重要性を増す実習生の日本語能力向上などに向けた取組みを一層支援することで、優秀な実習生の定着を促進します。

7 多文化共生社会の実現に向けたデジタル技術の活用

多様な外国籍住民の言語・文化等に配慮し、デジタル技術を活用しながら、多文化との共生や相互理解、国際交流を促進することにより、異なる文化に根差した考え方や意見等の違いを認めながら理解し、多様性に触れることで、多文化共生社会の形成を促します。

施策14 自転車新文化の拡大・深化







目標

自転車を活用して交流人口を拡大させ、地域を活性化したい

| 成果指標 | 基準値 | 目標値 (令和4年度) |
|------------------------------|-----------------------|----------------|
| しまなみ海道 (今治市) におけるレンタサイクル利用者数 | 66,372件 (平成 29年度) | 73,000件 |
| 愛媛マルゴト自転車道サイトの会員登録者数 | 1,188 人 (平成 29 年度) | 3,000人 |

現状と課題

本県は、日本で唯一海峡を自転車で渡ることができるしまなみ海道をはじめ、西日本最高峰の石 鎚山や日本一細長い佐田岬半島など風光明媚なサイクリングに適した地域資源が数多くあります。

県では、これらの資源を有効に活用し、サイクリングを核とする交流人口拡大のため、平成 23年に、自転車を通じて健康・生きがい・友情を育む「自転車新文化」を提唱し、「しまなみ海道をサイクリストの聖地に」、「愛媛県をサイクリングパラダイスに」を目標に、しまなみ海道を舞台とする国内最大級の国際サイクリング大会の開催をはじめ、愛媛マルゴト自転車道構想の推進、サイクルオアシスなど受入態勢の整備、シェア・ザ・ロードの精神をうたった自転車の安全利用を促進するための条例の制定などの取組みを進めてきたほか、「四国をサイクリングアイランドに」を目標に、四国4県や国、民間企業等と連携し、四国一周サイクリングルートの環境整備やプロモーション活動を展開しています。

これまでの取組みにより、しまなみ海道は、世界有数のサイクリングロードとして認知度が向上し、交流人口が拡大してきており、今後、より効果的な施策を展開することにより、更なる誘客の拡大が期待されます。

さらに、県内各地でサイクリング大会が開催されるなど、サイクリングによる地域活性化の動きが徐々に拡大してきており、今後は、自転車の特性である広域的な行動範囲を踏まえ、しまなみ海道の効果を愛媛県、さらには四国全体に波及させ、「サイクリングパラダイスえひめ」、「サイクリングアイランド四国」の実現に向けた取組みを強化する必要があります。

取組みの方向

年齢、性別、体力の有無等に関わらず、県民誰もが気軽にサイクリングを楽しむことができる環境を整備するとともに、自転車の安全利用やシェア・ザ・ロードの精神の定着等にも取り組むことにより、安全で快適な「サイクリングパラダイスえひめ」の実現と、自転車新文化の更なる普及・拡大を進めます。

また、市町や企業・団体等と連携しながら、サイクリスト等の受入環境を整備するとともに、県内の優れたサイクリング資源を活用したプロモーション活動の強化や、四国をはじめ広域連携による誘客促進により国内外からサイクリストを誘致するなど、地域活性化と交流人口の拡大を図ります。

主な取組み

1 県民みんながつくり育てるサイクリングパラダイス

女性、高齢者、子ども、障がい者など、幅広い層を対象にスポーツ自転車を体験できる機会を提供するとともに、市町と協働した「サイクリングの日」の実施など、誰もがサイクリングを気軽に親しめる環境づくりに努めるほか、更なる裾野拡大のため、スポーツ型電動アシスト付自転車(E-BIKE)の普及促進及び環境整備により、新たな魅力あるサイクリングモデルの構築を図ります。

また、全ての自転車利用者が、安全・快適に通行できるよう、自転車道や自転車通行帯など自転車通行空間の創出などのまちづくりに努めるとともに、自転車の安全利用を促進する条例の趣旨に沿って、ライフステージに応じた自転車交通安全教育を充実させ、ヘルメット着用や左側走行など自転車の基本的なルールの徹底を図り、他の交通にも配慮した安全で快適なサイクリング環境づくりを進めます。

2 プランド力の向上と魅力発信

しまなみ海道を「サイクリストの聖地」として、国内外での認知度を一層高めるため、定期的な 国際サイクリング大会の開催をはじめ、しまなみ海道を起点に、県内の風光明媚な自然や魅力ある 地域資源の認知度向上につなげます。

また、E-BIKEの活用や自転車以外のアクティビティと組み合わせることによって、新しい ツーリズムのスタイルを提案するほか、デジタルマーケティングを活用し、ターゲット層に直接情報を伝達するなど、積極的かつ戦略的なプロモーション活動を展開することにより、国内外からの更なる誘客を目指します。

さらに、しまなみ海道や四国一周サイクリングルートについては、更なるブランド力の向上と国内外への情報発信強化を見据え、国において検討が進んでいるナショナルサイクルルートの指定を目指します。

3 受入環境・おもてなし態勢の整備

市町と連携して愛媛マルゴト自転車道のブラッシュアップを行うとともに、レンタサイクル拠点やサイクルオアシス等の充実、サイクルトレイン・バス・タクシーの拡充、FreeWi-Fiz ポットの整備、サイクリングガイドの育成・活用、各種案内の多言語対応の充実・強化など、国内外からのサイクリストを想定した受入体制、おもてなし態勢の整備を促進します。

さらに、「サイクリングアイランド四国」の実現に向け、四国4県や国、民間企業等と連携し、 路面案内ピクトの敷設等、四国一周サイクリングルートの環境整備を促進します。

4 コロナ禍及びアフターコロナを見据えた自転車新文化の拡大・深化

コロナ禍における5つのサイクリングマナーの一層の普及啓発を図るとともに、しまなみエリアにおけるローカル5Gを活用したサイクリング・オリジナルロードムービーや利便性向上に向けた各種実証実験といった話題性の高い新たなコンテンツによる誘客促進、受入環境整備に取り組むほか、国内外へ認知度回復に向けたPRを強化するなど、3密回避と親和性の高い自転車新文化の拡大・深化を一層推進します。

えがお

基本政策1 活き活きとした愛顔あふれる「えひめ」づくり

政策 交通ネットワークの整備

目指す方向

災害時の緊急輸送道路ともなる高速道路の南予延伸など「四国8の字ネットワーク」の早期形成をはじめ、これからの地域の交流や持続的な発展を支える道路・橋りょう・港湾等の整備を進めるとともに、適切な維持管理のための新しい協働システムの構築に努めます。

また、いつでも誰でも安心して利用することができる、鉄道やバス路線、航路等の公共交通機関の利便性向上を図るとともに、関係機関と連携して基本計画に留まっている四国の新幹線の整備計画への格上げに取り組みます。

そして、人やモノがスムーズに移動できる機能性の高い交通ネットワークの確立を目指します。

-施策15 広域・高速交通ネットワークの整備

目標 もっとスムーズに県内外を移動できるようにしたい

-施策16 地域を結ぶ交通体系の整備

目標 日常生活において、もっと安心して移動できるようにしたい

施策15 広域・高速交通ネットワークの整備













目標

もっとスムーズに県内外を移動できるようにしたい

| 成果指標 | 基準値 | 目標値 (令和4年度) |
|--------------|---------------------------|----------------|
| 高規格幹線道路等の整備率 | 77.3% (平成30年度) | 78.4% |
| 愛媛発着の旅客流動数 | 69 百万人 (平成 28 年度) | 69 百万人以上 |
| 愛媛発着の貨物流動数 | 157,321 千 t (平成 28 年度) | 157,321 千 t 以上 |
| 松山空港の年間利用者数 | 3,012 千人 (平成 29 年度) | 3,200千人 |

現状と課題

本県にとって、高速道路は広域的な交流・連携や、地域活性化はもとより、大規模災害時の避難・ 救援活動や緊急物資の輸送などに不可欠ですが、その整備は、特に南予地域で遅れており、安全・ 安心な生活や救急医療等の不安を解消するまでには至っていません。

また、高速鉄道については、全国的に新幹線の整備が進む中、四国が今後も継続して発展していくには新幹線導入による鉄道の抜本的高速化が必要です。このため、現在、基本計画に留まっている四国の新幹線の整備計画への格上げについて、国に働きかけを行うとともに、四国内外の住民の機運醸成を図ることが不可欠です。

さらに、松山空港を発着する航空路線については、現在、国内線は羽田線、成田線、伊丹線、関空線、名古屋線、福岡線、鹿児島線、那覇線及び札幌線の9路線、国際線は上海線、ソウル線の2路線の合わせて11路線であり、令和元年7月には台北線の就航が決定しましたが、引き続き、利用者ニーズに沿った航空路線の維持・拡充と利便性の高いダイヤ編成が求められています。

取組みの方向

県内産業の発展はもとより、県境を越えた広域的な交流・連携や、救急医療、災害時の緊急輸送にも必要不可欠な高速道路や地域高規格道路等の幹線道路網の着実な整備、港湾機能の強化、さらには、鉄道輸送の高速化や空港機能の拡充、交通モード間の連携強化等を図ることにより、充実した広域・高速交通ネットワークを整備します。

主な取組み

1 高速道路・港湾施設等の整備・利便性向上

地域経済の活性化に不可欠な物流の効率化、救急医療や災害時の緊急輸送道路の確保、さらには、 観光客の利便性向上などにつながる基盤として、高速道路の南予延伸など「四国8の字ネットワーク」の早期形成や今治小松自動車道の早期全線開通を図るほか、地域高規格道路(大洲・八幡浜自動車道、松山外環状道路等)の事業推進などにより幹線道路網の整備に努めるとともに、港湾利用企業と連携しながら、三島川之江港ガントリークレーンの整備、県管理港湾のしゅんせつなど、港湾機能の強化に取り組みます。

2 鉄道輸送の高速化

鉄道輸送の更なる高速化を図るため、四国の新幹線の整備計画への格上げを目指し、引き続き四国各県や県内自治体、経済団体など、関係機関と一体となって、必要な調査を国に実施するよう働きかけるとともに、新幹線導入の効果や課題について県民の理解の促進を図り、機運の醸成に努めます。

3 フェリー・旅客船航路の維持

環境負荷の低減につながるモーダルシフトの促進や、大規模災害時における緊急輸送手段の確保 等の観点から、本県と関西・中国・九州方面を結ぶフェリー・旅客船航路の維持に努めます。

4 松山空港の機能強化

空の玄関口として、利用者ニーズに応じた国内・国際定期航空路線の維持・拡充と利便性の高い ダイヤ編成の実現に努めます。

また、空港と空港周辺地域の調和ある発展を図るために、生活基盤施設の整備をはじめとして、利便性向上に向けたアクセス道路等の整備を推進するとともに、震災に備えた耐震化対策や航空路線の拡大に対応できる空港整備と運営を推進するなど、災害に強く利便性の高い交通拠点としての機能確保を図ります。

5 交通モード間の連携強化

県内への交流人口の拡大を図るため、県外から各交通モードを使ってスムーズに県内各地を移動できるよう、空と陸については路面電車の空港延伸に向け、実現の可能性を引き続き検討するとともに、海と陸については、交通機関の連携を図り、航路との円滑な乗り継ぎによるバスや鉄道の利用増に取り組むなど、市町と連携した公共交通機関同士のアクセスの向上及び利用促進を図ることにより、交通モード間の連携強化に取り組みます。

6 コロナ禍における広域公共交通ネットワークの維持

コロナ禍により大きく落ち込んだ、鉄道や空港等の広域公共交通機関の国内外の利用客数について、各交通事業者と連携しながら回復を図り、安定運行(航)・維持に努めます。

また、県内でのコロナ感染拡大を未然に防止するため、各交通事業者が実施する感染予防に向けた取組みを支援するとともに、空港等における水際対策に取り組み、県民の安全・安心の確保を図ります。

施策16 地域を結ぶ交通体系の整備



日常生活において、もっと安心して移動できるようにしたい













| 17 | バートナーシップで 日報を連載しよう |
|----|-----------------------|
| 3 | A |
| | W |

| 成果指標 | 基準値 | 目標値 (令和4年度) |
|---------------------------------------|-------------------------|-------------------|
| 拠点形成を支援するための道路改良率 | 88.7% (平成 30 年度) | 89.2% |
| 大型車等すれちが、 | 84.4% (平成 30 年度) | 85.5% |
| 過疎・離島地域の地域交通の路線数 | 492 路線 (平成 29 年度) | 492 路線以上 |
| 県内の主要公共交通機関の年間輸送人員 | 41,216 千人 (平成 28 年度) | 41,216 千人以上 |
| 被災した県が管理する国道・県道及び市町道の災害復旧工 事の完成箇所数 | | 878 箇所 (令和3年度) |

現状と課題

高度経済成長期以降、我が国では多くの交通基盤が整備されてきましたが、本県では、生活道路網の整備が依然として遅れており、道路改良率は全国水準を大きく下回る状況にあります。

今後は、費用対効果のみならず、災害時や緊急時の社会基盤としての効果も勘案しながら、地域の実情に合った適切な生活道路網の整備に努める必要があります。

また、県内の公共交通機関は、モータリゼーションの急速な進展や、人口減少、高齢化に伴う利用者の減少などの影響を受け、減便や路線廃止を余儀なくされており、県民の暮らしに欠かせない地域の公共交通を維持することが急務となっています。

さらに、公共交通や物流を担う運転手及び船員の不足が深刻化しています。

取組みの方向

幅広い分野で地域間の交流・連携を支える県内道路網を整備するとともに、適切な維持管理に努めます。

また、鉄道・バス・離島航路など、地域住民の重要な交通手段となっている公共交通機関の維持に努めるほか、長期的な視点を持ちながら、交通体系の構築に取り組みます。

主な取組み

1 道路網の整備・維持

路線の重要度や整備効果に着目し、安心で快適な暮らしと地域の活性化に必要な路線を中心に、 県内の道路ネットワークの充実を図るとともに、上島架橋(岩城橋)の整備を推進します。

また、道路のバリアフリー化や歩道整備を推進するほか、道路補修を住民や企業に委託するなど、効果的な維持管理のための新しい協働システムの構築に努めます。

2 鉄道・バス・航路など地域における生活交通の維持

国による支援策を十分に活用しながら、運営経費への支援や税制面での優遇などを行うとともに、 地域交通の実情に応じたきめ細かな施策の充実や、関係者と連携した利用促進に努め、県民の生活 の足として欠かせないJR予土線などのローカル鉄道や過疎地域等のバス路線、離島航路の存続を 図ります。また、運輸業の人材確保の支援に取り組みます。

3 公共交通を補う地域の実情に応じた交通システムの構築

高齢化が進み、交通弱者が増える中、地域における住民の足を確保するため、地域住民や企業、 市町と連携しながら、コミュニティバスやデマンド交通 (乗合タクシー) など、各地域の実情を踏まえた交通システムの構築を目指します。

4 県民の暮らしに最適な交通体系の構築

公共交通を維持し、県民の移動手段を確保するとともに、人口減少や地球温暖化対策等の課題に も対応するため、市町と連携して将来の本県地域交通のあり方を検討し、地球環境に優しい公共交 通や自転車の利用拡大を図るなど、日常生活や経済活動にとって最適な交通体系の構築を目指しま す。

5 豪雨災害で被災した道路の早期復旧・復興

平成30年7月豪雨災害により被災した道路については、路線の緊急性、重要性を踏まえ、市町と連携しながら早期復旧に努めており、原則として令和2年度末までに全ての復旧工事の完了を目指します。

6 コロナ禍における地域公共交通の維持

コロナ禍において、地域公共交通の確保・維持を図る観点から、公共交通事業者の感染予防や利用促進等に向けた取組みを支援します。

7 地域交通の利便性向上と最適化

MaaS()の実証・導入や、自動運転技術、カーシェアリング等、移動に係るあらゆる技術・サービスをデータと組み合わせることで、地域交通の利便性向上と最適化を図り、交通弱者の課題を解決し、県民が移動したいときに移動できる環境整備に努めます。

Mobility as a Service の略称。いろいろな種類の交通サービスを、需要に応じて利用できる一つの移動サービスに統合することであり、例えば、スマートフォンやアプリ等を活用し、地域住民や旅行者一人ひとりのトリップ単位(人がある目的を持って、ある地点からある地点へ移動する単位)での移動ニーズに対応して、複数の公共交通やそれ以外のサービスを最適に組み合わせて検索・予約・決済等を一括で行うサービス。

えがお

基本政策2 やすらぎの愛顔あふれる「えひめ」づくり

政策 参画と協働による地域社会づくり

目指す方向

県民一人ひとりが、暮らしている地域の将来像を描き、それを実現するための課題に正面から向き合い、行政はもとより、地域住民やNPO、企業など地域で活動する多様な主体と連携・協力して解決に取り組む活動を促進します。

また、男女が互いの個性と能力を十分に発揮しながら、社会の対等な構成員として責任を 分かち合い、あらゆる人権が尊重される社会づくりに取り組みます。

そして、県民がお互いに助け合い、支え合う地域社会の構築を目指します。

一施策17 未来につなぐ協働のきずなづくり

目標 多様な主体がもっと連携・協力して、地域課題に取り組めるようにしたい

-施策18 男女共同参画社会づくり

目標 性別にかかわりなく個性と能力を発揮できる、多様性に富んだ活力ある社会にしたい

-施策19 人権が尊重される社会づくり

目標 互いの尊厳と権利を尊び、共に歩むことができる社会にしたい

施策17 未来につなぐ協働のきずなづくり











目標

多様な主体がもっと連携・協力して、地域課題に取り組めるようにしたい

| 成果指標 | 基準値 | 目標値 (令和4年度) |
|--------------------|------------------------|----------------|
| NPO法人数(認定NPO法人を含む) | 464 法人 (平成 29 年度) | 500 法人 |
| 愛媛ボランティアネット会員登録数 | 4,118 会員 (平成 29 年度) | 5,100 会員 |
| 地域づくりリーダー育成数 | 283 人 (平成 30 年度) | 383 人 |
| 災害ボランティア研修会参加者数 | 817人 (平成30年度) | 1,300人 |

現状と課題

人口減少や過疎化、急速な高齢化など社会構造の変化に加え、震災や風水害など大規模災害の頻発等により県民のニーズや価値観が多様化する中、行政だけでは全てのニーズに的確に応えることが困難になりつつあります。

また、核家族化や都市化の進展に伴い、自治会や町内会等の地縁型コミュニティが担ってきた地域活動に参加する住民の割合は減少する傾向にあり、地域の絆の希薄化が問題となっています。

こうした中、地域住民やNPO、企業など地域における多様な主体が連携・協力して地域課題の解決に取り組む活動が重要となっています。

取組みの方向

地域が抱える様々な課題に県民一人ひとりが正面から向き合う意識を高め、地域課題の解決に主体的に取り組む担い手の育成を図ります。

また、NPO等が安定的・継続的に活動できるよう、組織力や財務力等の活動基盤の強化を支援します。

そして、住民の関心と愛着、行政の参加と支援のもとに、地域に関わる様々な主体が連携・協力 して課題解決を図り、絆を深めながら地域づくりに参画することができる協働ネットワークの構築 に取り組みます。

さらに、市町や民間団体等が、自らの創意工夫により地域の一体的かつ自立的発展に向けた取組みを支援し、地域コミュニティの強化を図ります。

主な取組み

1 地域を結び、支える人材の育成

ボランティアやNPO活動への参加を促進し、子どもから大人まで多くの県民に様々な活動や交流を知ってもらうことにより、自主性・主体性を持って地域活動等に参加する気運を高め、自分たちが暮らす地域に誇りと愛着を持った人と人の絆を結び付ける人材の育成に取り組みます。

また、多様な主体と行政との協働の方向性を示し、県・市町職員の協働に対する意識の向上や地域活動への積極的な参加促進に努め、NPOなど多様な主体と行政との協働推進体制の強化を図ります。

2 地域課題に取り組む団体の活動基盤強化

NPO法人が安定的・継続的に活動できるように、「あったか愛媛NPO応援基金」を活用して助成するなど、活動基盤の強化を支援するとともに、NPO法人の情報公開や寄附環境の整備、企業の社会貢献活動を促進し、地域で多様な主体が助け合い支え合う仕組みづくりに取り組みます。

また、NPO等やボランティア団体、自治会をはじめとする地縁団体、学校、公民館等の社会教育施設、企業等を機能的につなげていく中間支援組織の機能強化を図るとともに、NPO等や中間支援組織を広域的・専門的に支援することができる仕組みを整備し、協働ネットワークの構築を推進します。

3 個性あふれる地域づくり

自らの創意工夫により、地域の活性化に取り組む市町や地域づくり団体の活動を支援するとともに、ビジネス的手法も取り入れた地域課題の解決方策や地域雇用の創出につなげます。

4 豪雨災害を踏まえた災害ボランティア活動に関する連携体制の強化

平成30年7月豪雨災害を契機に生まれた行政(県・市町)と社協(県社会福祉協議会、市町社会福祉協議会)、NPO等(ボランティア団体、NPO及び中間支援組織)との災害ボランティア活動に関する3者連携体制を、県下全域に展開するなど機能強化を図り、将来の南海トラフ地震も見据えた災害支援ネットワークづくりにつなげます。

5 新型コロナを契機とした新たなコミュニティの創造

テレワーカーなど多様な人材が利用するコワーキングスペースを基軸とした新たなコミュニティの形成を促進することにより、テレワーカーと地域住民との交流活性化や移住者が活躍できる場づくりを図ります。

施策18 男女共同参画社会づくり













目標

性別にかかわりなく個性と能力を発揮できる、多様性に富んだ活力ある社会にしたい

| 成果指標 | 基準値 | 目標値 (令和4年度) |
|---|------------------|--------------------|
| 県審議会等における女性委員の割合 | 41.1% (令和2年度) | 45%以上 (令和12年度) |
| 男女の地位が平等と感じる人の割合 (「平等になっている」及び「どちらかといえばどちらか の性が優遇されている」と感じる人の割合の合計) | 71.4% (令和元年度) | 85% (令和 12 年度) |
| 仕事と生活の調和の実現が図られていると感じる人の割合 | 40.5% (令和元年度) | 40.5%以上 (令和6年度) |

現状と課題

女性の社会進出は進んでいますが、様々な意思決定の場への参画は十分とはいえず、依然、「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」等のように性別を理由として役割を分ける固定的性別役割分担意識も根強く残っているほか、配偶者等からの女性に対する暴力も社会問題となっています。

また、本格的な人口減少社会の到来など、社会情勢が大きく変化する中、豊かで活力ある社会を築いていくためには、男女が家庭生活と仕事や地域活動を両立できる環境づくりが必要となっています。

取組みの方向

社会のあらゆる場において、男女共同参画の視点に立った意識改革を推進するとともに、行政・政治・民間部門の意思決定の場への女性の参画拡大を促進するほか、女性の就業・起業を支援します。

また、身体的、性的、心理的暴力等あらゆる暴力の根絶に向け、ドメスティック・バイオレンス (DV:配偶者等からの暴力)の未然防止や被害者対策の充実等に取り組みます。

主な取組み

1 男女共同参画の視点に立った意識改革と実践

男女共同参画社会の実現に向け、男女共同参画推進週間における普及啓発活動の強化や、県審議会等への女性委員の登用等に努めるほか、市町や関係団体、企業、学校等とのネットワークの強化を図り、男女共同参画を推進する上での地域課題の検証や解決に向けた取組みを進めます。

2 県男女共同参画センターの機能拡充

性別や就業の有無にかかわらず幅広く県民のニーズに対応した学習機会を提供するなど、県男女 共同参画センターの機能拡充に努めるとともに、同センターと市町関連施設との連携強化を図り、 地域活動をはじめとする様々な分野への女性の参加促進と自己実現に向けた活動支援に取り組みま す。

3 女性の就業・起業支援

情報提供サイトの活用を図り、各種団体と連携し、女性の再就職や起業を希望する女性の支援に努めるとともに、女性がライフステージに応じて将来像を描く際に参考となる事例(ロールモデル)の普及啓発に取り組み、自分の個性や能力を生かせる主体的な取組みを促進します。

4 女性に対する暴力の根絶

女性に対する暴力の根絶に向け、若年層に対する普及啓発を一層推進するなど、DV等を許さない社会的認識を徹底するほか、被害者の気持ちに寄り添ったきめ細かな支援を提供するため、関係機関と連携して、えひめ性暴力被害者支援センター等の相談窓口支援体制の充実を図ります。











目標

互いの尊厳と権利を尊び、共に歩むことができる社会にしたい

| 成果指標 | 基準値 | 目標値 (令和4年度) |
|---------------------|-----------------------|----------------|
| 人権問題に関する研修・講座等の受講者数 | 5,474 人 (平成 29 年度) | 9,500 人以上 |
| 人権・同和教育研究大会への参加者数 | 2,371人 (平成 30年度) | 2,400人 |
| 人権問題に関する指導者研修等の受講者数 | 1,780 人 (平成 30 年度) | 1,800人 |

現状と課題

私たちの周りには、同和問題や、女性や子ども、高齢者、障がい者への人権侵害など、様々な人 権課題が存在しています。

また、近年、一部の人権課題については、個別法が成立するなど社会的関心の高まりが見られる ものの、子どもの貧困、家庭内での暴力や虐待、インターネット上の誹謗中傷など、人権課題は複 雑多様化しています。

このため、これら人権課題への対応や相談・支援体制を一層充実させるとともに、県民一人ひとりが自らの問題として捉え、誰もがかけがえのない存在として共に生きることの大切さを認識する必要があります。

取組みの方向

県民一人ひとりが多様な生き方を否定されることなく、相手の立場に立って考え、行動することにより、互いの人権が尊重される社会づくりに取り組みます。

また、誰もが地域社会を構成する一員として、あらゆる分野に自由に参画でき、多様な文化や価値観等を認め合いながら共に安心して暮らすことができるよう、学校や地域、家庭、職場等における人権教育・啓発を推進するとともに、人権侵害に対して、迅速かつ適切に対応できる相談体制やネットワークの整備に取り組みます。

さらに、国内外の状況を適切に把握しながら、重要課題における問題点について調査・研究を進め、課題解決に向けた取組みを強化します。

主な取組み

1 人権教育・啓発の推進

あらゆる差別や偏見を解消するために、学校や地域、家庭、職場等における人権教育・啓発を推進し、教職員をはじめとする人権教育の指導者を育成するとともに、若年層の学習機会を確保し、 県民一人ひとりが人権の意義や重要性について生涯にわたり継続した学習ができる環境の整備に努めます。

また、差別をなくする強調月間を中心に研究会や講演会、広報媒体等を活用した啓発活動を実施し、県民の人権意識を高めます。

2 人権課題に対する相談・支援体制の強化

県民が安心して気軽に相談できるように、県人権啓発センターを総合的な人権相談窓口として体制を整備するとともに、人権に関する研修会の開催や映像ソフトの貸出しを行うなど、県民の人権 啓発活動を支援します。

また、国や市町、NPO等の民間支援団体と連携・協力しながら、相談活動の充実・強化に努めます。

3 重要課題への取組み強化

女性、子ども、高齢者、障がい者、同和問題、外国人、エイズ患者・HIV感染者、ハンセン病患者・回復者、犯罪被害者等、性的マイノリティ、インターネットによる人権侵害、北朝鮮による拉致問題、被災者等の重要課題について、国内外の状況を適切に把握しながら、それぞれの固有の問題点について調査・研究を進め、課題解決に向けた取組みを強化します。

4 新型コロナに共に立ち向かう社会づくり

感染者や関係者への誹謗・中傷や、事実無根の情報の拡散など人権を侵害し感染拡大防止の妨げとなる行動をしないよう強く呼びかけを行うとともに、医療従事者をはじめとするエッセンシャルワーカーへの理解を深め、新型コロナウイルスに共に立ち向かう社会づくりを目指します。

えがお

基本政策2 やすらぎの愛顔あふれる「えひめ」づくり

政策 持続可能な活力ある地域づくり

目指す方向

人口減少が進む中、地域運営に取り組む県民同士が情報を交換できる広域的なネットワークを構築するなど、県民主体の地域運営の仕組みづくりをサポートします。

また、移住・定住やU・Iターン就職の促進に積極的に取り組み、地域の新たな担い手を確保するとともに、地域活動の中心となる人材を育成します。

そして、地域の問題を地域主体で解決できる、活力あふれる地域社会の構築を目指します。

施策20 地域を支える人材づくり

目標 地域を支える人材を呼び込み、育成したい

上施策21 地域集落の機能強化

目標 より広い範囲で支え合う住民主体の集落運営を進めたい

施策20 地域を支える人材づくり













目標

地域を支える人材を呼び込み、育成したい

| 成果指標 | 基準値 | 目標値 (令和4年度) |
|----------------------|--------------------|----------------|
| 移住窓口相談件数 | 3,637件 (平成30年度) | 6,000件 |
| 県外からの移住者数 | 1,715人 (平成30年度) | 3,500人 |
| 県外からの移住者数に占める若者世代の割合 | 42.7% (令和元年度) | 48.7% |

現状と課題

人口減少や高齢化が急速に進行する中、地域の維持・活性化を図るためには、担い手となる人材の確保が重要な課題となっています。とりわけ、県内過疎地域などでは都市への人口流出による課題が顕著であり、県・市町が連携して行った集落実態調査の結果においても、集落の抱える課題の大半は、地域活動や産業の後継者、担い手不足に起因するものでした。

今まで集落を支えてきた昭和ひと桁生まれの方々が、全員 80 歳代後半となるなど、今後、地域の担い手が大きく減少するおそれがあり、これに対応した仕組みづくりや、移住・定住施策の推進による人材の確保が大きな課題となっています。

また、都市部から地域へ移住する上での不安・懸念材料として、「働き口が見つからないこと」を 挙げる人が多く、地域を支える人材の確保のためには、移住希望者それぞれのニーズに即した就業や 就農の支援が不可欠となっています。

取組みの方向

近年、大都市圏では、田舎暮らしやスローライフへの関心を持つ人々が増加しつつあり、こうした 地方移住への気運が高まる中、市町や関係団体と連携しながら、受入れから定着に至るまで切れ目の ない重層的な支援を行い、若い世代を中心に、地域を支える担い手の呼込みを図ります。

また、実態に即した研修会の開催等を通じて地域を支える人材のスキルアップを支援します。

主な取組み

1 地域の担い手確保・育成

地域の実情に応じ、調整役・つなぎ役となる人材(集落支援員等)や外部から地域課題の解決に取り組む人材(地域おこし協力隊等)を効果的に活用した仕組みづくりを推進し、地域における担い手の確保を支援します。

また、地域の実態に即した実践的な研修や県内各地の地域づくり実践者との交流を通じて、地域における活動の中心となる人材のスキルアップや将来にわたる幅広いネットワークの構築を支援するほか、大学と連携し、地域課題の研究を通して人材の育成を図ります。

さらに、地域おこし協力隊に対しては、農林水産業への就業や起業の支援を行うとともに、県内の 隊員・OBの連携強化を図ることにより、任期終了後の定住を促進し、地域における担い手確保を図 ります。

2 移住・定住の促進

人口減少が進む中、地域の新たな担い手として移住者の呼込みを一層加速させていくため、市町や 民間団体と緊密に連携しながら、オール愛媛の体制で移住コンシェルジュを中心とした相談体制の充 実や県単独移住フェアの開催等による情報発信力の強化を図るとともに、地域住民が主体となった移 住の取組みを支援していきます。

また、空き家を利活用した移住・定住の促進に取り組みます。

さらに、将来的な移住希望者の裾野拡大につなげるため、地域外にあって、定住には至らないものの、特定の地域への継続的な関心と交流を通じ、多様な形で地域を応援する「関係人口」の創出・拡大を図ります。

3 就業・就農支援

愛媛県へのU・Iターン就職を希望する方とU・Iターン採用を希望する企業の情報を収集・管理し、双方に情報を提供するほか、愛媛の求人・移住総合情報サイト「あのこの愛媛」を活用したマッチング支援やU・Iターンに関する相談を行うなど、愛媛県へのU・Iターン就職の促進に取り組みます。

また、市町や(公財)えひめ農林漁業振興機構、農業・漁業協同組合、森林組合など関係機関と連携して、年齢や性別、個人や企業などを問わず多様な新規就業者を確保するため、必要な情報の発信や技術習得のサポートに取り組みます。

4 新型コロナを契機としたテレワーカーやワーケーション誘致の推進

えひめ南予きずな博や首都圏経済界と連携した取組みを展開することにより、テレワーカーやワーケーションの誘致を推進し、関係人口の増加につなげ、大都市圏からの若者世代を中心とした移住・定住の拡大を目指します。

5 オンラインによる交流・関係人口の拡充

オンラインでの移住相談会やバーチャル体験ツアーの開催など、デジタルマーケティングも活用 し、交流・関係人口を拡充する取組みを推進することで、より多くの県外在住者に、本県に関わるき っかけを提供することで、地域の活性化につなげます。

施策21 地域集落の機能強化













目標

より広い範囲で支え合う住民主体の集落運営を進めたい

| 成果指標 | 基準値 | 目標値 (令和4年度) |
|--------------------|---------------------|----------------|
| 集落活性化意識の醸成に取り組む市町数 | - | 20 市町 |
| 地域づくりリーダー育成数 | 283 人 (平成 30 年度) | 383 人 |

現状と課題

県では、関係市町と連携しながら、基盤整備や産業振興を中心に、県内過疎地域の総合的かつ計画的な対策を推進してきました。しかし、人口減少が進展し、高齢化率の高まりにも歯止めがかからないことから、当該地域の集落機能の低下や、生活扶助機能の喪失などが懸念されています。

また、同様に県内過疎地域の公共交通機関は、人口減少や高齢化に伴う利用者の減少により、減便や路線廃止を余儀なくされており、県民の暮らしに欠かせない生活交通の維持を図ることも急務となっています。

本県の過疎地域は、県土の約65%を占め、農林水産物の供給や水源のかん養など、重要な公的機能を果たしていることから、集落機能の低下は、地域住民を支える市町の課題であるのはもちろん、県全体の課題として、早急に対策を講じる必要があります。

こうした中、市町と連携して実施した全県にわたる集落実態調査の結果、県内過疎地域等における深刻な課題として、高齢化や人口減少による活動衰退、基幹産業である第一次産業の担い手不足のほか、地域活動を維持するための規模や仕組みが不十分であることが明らかとなりました。

取組みの方向

今後更なる人口減少が見込まれる中、地域活動の維持を図るためには、小規模の地縁組織(単一集落)では限界があることから、県と市町が役割を分担しながら、概ね小学校区程度の規模を持つ複数集落のネットワーク構築や機能強化を支援し、それぞれの地域が抱える課題に住民主体で対応する仕組み(地域づくり協働体)づくりを促進するとともに、地域づくり協働体を基盤とした人口安定化モデルの構築を図ります。

さらに、鉄道、バス・離島航路など地域住民の重要な交通手段となっている公共交通機関の維持に努めます。

地域づくり協働体:地域の意思を決定する会合等を持つ概ね小学校区程度の規模を持つ複数集落群であって、独自の規約、意思決定の仕組み(総会等)、予算、代表者が存在している団体の総称

主な取組み

1 新たな地域運営の仕組みづくりの促進

市町と連携しながら、複数集落による話し合いや計画策定の支援を行うことにより、住民主体の地域運営の仕組みづくりをサポートし、地域づくり協働体の構築を促進します。

また、集落の維持・活性化に不可欠な人口の安定化を目指し、地域住民が主体となり、目標を設定して、その達成に向けて積極的に活動し、意識の醸成を図ろうとする取組みを支援します。

さらに、国の施策も十分に活用しながら、地域におけるグリーン・ツーリズム活動の推進、特産品開発や遊休施設の利活用等を幅広くサポートするほか、研修会の開催や情報発信力の強化等を通じて、県内集落間のネットワークづくりを促進します。

2 地域コミュニティへの参画促進

多様な主体の地域コミュニティへの参画を促進するため、地域運営に取り組む住民相互の情報交換や広域的なネットワーク構築を支援します。

3 地域の実情に応じた生活交通ネットワークの維持・確保

市町や企業、地域住民などの関係者と連携し、国による支援策を十分に活用しながら、地域の実情に応じた施策の充実や、過疎地域等において効率的な運送が可能となる規制緩和に向けた取組みを行うこと等により、県民の生活・交流の基盤として、地域に適した持続可能な地域公共交通の存続を図ります。

えがお

基本政策2 やすらぎの愛顔あふれる「えひめ」づくり

政策 支え合う福祉社会づくり

目指す方向

高齢者や障がい者を含め、誰もが個性を発揮しながら、生きがいを持って、住み慣れた地域で安心・安全に暮らすことができるよう、ニーズに応じた適切な福祉サービスの提供に努めます。

また、気軽に相談できる場所が身近なところにあり、地域の仲間と一緒になって不安や孤独を解消することができる地域づくりを進めます。

そして、県民同士が支え合いながら暮らし続けることができる福祉社会の形成を目指しま す。

-施策22 高齢者がいきいきと暮らせる健康長寿えひめの実現

目標 高齢者が健やかに長寿を楽しみ、住み慣れた地域で安心・安全に生活できるようにしたい

-施策23 障がい者が安心して暮らせる共生社会づくり

目標 障がい者が地域の中で生きがいを見つけ、もっと安心して生活できるようにしたい

-施策24 地域福祉を支える環境づくり

目標 住民が互いに支え合うとともに、もっと安心して福祉サービスを受けられる社会にしたい

施策22 高齢者がいきいきと暮らせる健康長寿えひめの実現



















目標

高齢者が健やかに長寿を楽しみ、住み慣れた地域で安心・安全に生活できるようにしたい

| 成果指標 | 基準値 | 目標値 (令和4年度) |
|---------------------|-------------------------|----------------------|
| 重度要介護(要介護4・5)高齢者の割合 | 4.64% (平成 29 年度) | 4.81%以下 |
| 要介護認定を受けていない人の割合 | 79.22% (平成 29 年度) | 77.66%以上 |
| 認知症サポーター数 | 125,927 人 (平成 29 年度) | 192,400 人 (令和5年度) |
| ねんりんピック参加活動人数 | 6,165人 (平成29年度) | 10,000人 (令和5年度) |

現状と課題

本県では令和7年には、高齢者人口がピークを迎え、いわゆる「団塊の世代」が心身機能の低下の傾向が見られる75歳以上となります。また、単身高齢者や高齢者夫婦のみ世帯、認知症高齢者の増加が予想されています。

高齢化の進行や社会的状況において、介護需要の増大が見込まれますが、高齢者が介護が必要となっても住み慣れた地域で暮らし続けることができるためには、介護保険サービスの充実強化はもとより、生活支援の充実、高齢者の社会参加と地域における支え合いの体制づくりが求められています。

取組みの方向

高齢者の要介護状態の増加・重度化を抑制し、健康寿命の延伸を図るとともに、生涯にわたる健康づくりと、社会参加活動や学習機会を通じての生きがいの充足を図ります。

また、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、必要なサービスが切れ目なく提供できる「地域包括ケアシステム」の実現に向けた取組みを進めます。

このほか、介護保険制度が持続可能性を維持されるよう、介護給付の適正化や安定的な保険運営を行うための支援に努めます。

主な取組み

1 高齢者がいきいきと暮らせる社会づくり

高齢者の生活習慣病の発症予防と重症化予防の徹底、栄養・食生活、運動などを意識した健康づくりに取り組むとともに、歯と口腔の健康づくりに努め、健康寿命の延伸を図ります。

また、就業支援や生涯学習機会の提供、ICTの利活用を促進するほか、高齢者を対象とするスポーツサイクルの普及促進や、健康と福祉の祭典「全国健康福祉祭(ねんりんピック)」の本県開催(令和4年)に向けた取組み等、高齢者のスポーツ活動を通じた社会参加の促進と生きがいづくりを推進します。(新型コロナウイルス感染拡大の影響を踏まえ、本県大会は1年延期され、令和5年の開催となった。)

2 高齢者自立に向け、地域で共に支え合う社会づくり

高齢者が住み慣れた自宅や地域で各自の能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、 地域包括ケアシステムを核として、各市町による自立支援や介護予防、重度化防止等に向けた取組 みを支援します。

また、認知症の早期発見や認知症サポーターの活用等による認知症高齢者への支援、高齢者の移動・交通手段の確保や新しい総合事業による生活支援の推進のほか、介護を必要とする高齢者を支えるため、県在宅介護研修センターの利用促進や介護サービス事業者・人材の確保に努めます。

3 高齢者が安心・安全に暮らせる社会づくり

高齢者の住まいや施設の整備・充実を図るとともに、交通事故や犯罪による被害等の防止に努めます。

また、近年多発する自然災害から高齢者等の命を守り、安全を確保するため、避難場所の整備などハード面だけでなく、平時からの情報提供や避難訓練など、ソフト面での対策を講じることにより、災害時の効果的な「援護」に努めます。

さらに、市民後見人を含めた成年後見制度の推進を図るとともに、虐待防止など、高齢者の権利 擁護の取組みを推進します。

4 介護保険制度を支える仕組みづくり

市町による地域の実情を踏まえた居宅・施設サービスの整備・充実化を支援するとともに、A I・I C T・介護ロボットの導入や身体的負担の少ない介護技術の推進等により労働環境の効率化とイメージアップを図り、各種施策を通じた介護人材の安定的な確保と育成に努めます。

また、介護サービス情報の公表や外部評価、苦情処理体制の強化等を通じた利用者保護とともに、 サービス事業者等の指導・監督、要介護認定やケアマネジメント、事業者のサービス提供体制等に 関する介護給付の適正化を図ります。

5 高齢者福祉のDX

AIを活用したケアプラン作成の実証を進め、導入促進に取り組むほか、ICT機器や介護ロボット等の導入による介護現場の業務効率化を促進し、高齢者が住み慣れた地域で、いつまでも安心して自分らしく愛顔で暮らせる共生社会づくりを推進します。

施策23 障がい者が安心して暮らせる共生社会づくり













目標

障が、1者が地域の中で生きが、1を見つけ、もっと安心して生活できるようにしたい

| 成果指標 | 基準値 | 目標値 (令和4年度) |
|------------------------|---------------------------|---------------------|
| 施設入所から地域へ生活の場を移した人数(率) | 36人(1.8%) (平成30、令和元年度) | 88人(4.4%) (令和3~5年度) |
| 県障がい者スポーツ大会の参加者数 | 1,877人 (平成29年度) | 2,500人 |
| 全国障害者スポーツ大会の団体競技の出場種目数 | 0 種目 (平成 28 年度) | 3種目 |
| 民間企業における障がい者雇用率 | 1.97% (平成 29 年度) | 2.30% |

現状と課題

県内では、身体・知的・精神障がいの手帳交付者数が増加傾向にあるとともに、障がいの重度化や 重複化、障がい者及び介護者である家族の高齢化などの多くの課題が顕在化しており、また、発達障 がいや高次脳機能障害に加え、難病などの障がいの多様化や、障がいのある女性、子ども、高齢者に 配慮したきめ細かい支援が求められています。

加えて、障がいの有無にかかわらず、相互に人格と個性を尊重し支え合う共生社会の実現に向け、 障がい者が身近な地域において必要な支援を受けられるよう、障害福祉サービスや相談支援体制の充 実等、地域基盤の整備が必要であるほか、障がい者が、自らの決定に基づき社会参加できる環境整備 を関係機関と連携して分野横断的に支援する必要があります。

取組みの方向

障がい者自身が、社会の構成員の一員として主体性・自立性を持ち、自ら選択した地域に居住しながら自立した日常生活を営むだけでなく、その能力を十分発揮して生きがいを見つけ、積極的に社会活動に参加することができるよう、市町等関係機関と連携しながら、質の高い障害福祉サービスの提供や相談支援体制の充実、ライフステージを通じて切れ目のない支援体制の構築等を図るとともに、障がい者の虐待防止や差別解消をはじめとする権利擁護の体制整備、地域における災害時の支援体制の整備促進、障がい者スポーツや芸術文化活動の推進に努めるなど、安心して、充実した生活ができる環境づくりを進め、施設入所者等の地域生活への移行及び障がい者の地域生活を支援します。

また、障がい者が意欲を持って仕事に就けるよう、労働関係機関と連携し、個々の障がい者の特性に配慮した就労支援を強力に推進します。

主な取組み

1 障がい者が自立できる地域社会づくり

障がい者が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、地域における相談・支援機能の強化・拡充に加え、福祉、医療、教育、雇用等の各分野の相互連携のもと広域的・専門的な相談機能を構築するなど、重層的な支援体制の整備を図ります。

また、個々の障がい者のニーズ及び実態に応じて必要とする支援をきめ細かく提供するため、人材育成や施設整備も含めサービスの量的・質的充実に努めます。

特に、発達障がいは、早期に適切な支援につなげて、生活の質の改善や社会参加の促進が図られるよう各市町における発達障がいに総合的に対応するワンストップ相談窓口の設置を支援します。

さらに、施設等から地域へ生活の場を移した方を含め、障がい者が地域で定着し自立した生活を送るために必要なボランティアの確保や、虐待防止及び差別解消など、地域住民の理解を深める啓発活動を推進するとともに、障がいの特性等にも配慮した災害時支援対策を講じるなど、障がい者が安心して暮らすことのできる地域社会づくりを促進します。

2 障がい者の社会参加

障がい者のあらゆる分野への活動参加機会が確保されるよう、障がい者に対する差別解消を含む幅 広い理解促進に努めるほか、障がい者の性別や年齢、障がいの状態に配慮し、当事者の意向を尊重し た教育を実施します。

また、障がい者のスポーツ・レクリエーション活動や芸術文化活動については、障がい者自身や関係団体による様々な取組みを支援するとともに、その活動の成果を発表する機会を増やすことにより、障がい者の生きがいづくりを推進します。

特に、障がい者スポーツへの支援では、「障がい者スポーツの裾野拡大」から「パラアスリート選手の競技力向上」まで、幅広い取組みを行うとともに、障がい者・健常者の区分のない競技として e スポーツを推進するほか、障がい者の芸術文化活動への支援では、芸術文化祭の開催などにより、障がい者の社会参加を促進します。

3 障がい者の就労支援

障がい者の職業生活における自立を図るため、身近な地域において雇用や保健、福祉、教育等の関係機関のネットワークを形成するとともに、職場への適応に課題を有する障がい者への援助者の派遣や障がい者の態様に応じた職業訓練の実施など、職場実習の推進や雇用前の雇入れ支援から雇用後の職場定着支援までの一貫した支援に取り組みます。

また、事業主には、障がい者雇用への理解を求めるほか、雇用実績のない企業等にとって障がい者雇用のきっかけとなる取組みを進め、障がい者の多様な就業機会を確保するとともに、個々のニーズに応じた一般就労を促進することにより、障がい者の経済的自立を支援します。

さらに、一般就労が困難な障がい者については、障害者就労施設等における工賃の向上に向け、官 民一体となった取組みを推進します。

特に、県では、障害者雇用促進法に基づく法定雇用率を早期に達成するため、職員採用における障がい種別の拡大や、出先機関における非常勤職員の雇用など雇用形態の多様化に取り組むほか、常時勤務による就労が困難な障がい者を対象とする「えひめチャレンジオフィス」を開設し、就労経験を積む機会を提供することにより、民間企業等への就労(ステップアップ)を支援します。

4 デジタル技術の活用による誰もが自分らしく生きられる社会の構築

生活・労働・雇用等、障がい者の社会生活において、デジタル技術を積極的に活用し社会的障壁をなくすための取組みや社会参加を推進するとともに、様々な障がいや考え方に応じた配慮、適切な応対等の普及啓発や障がい特性に適応したパソコン等の情報機器の普及促進に取り組むほか、市町と連

携し、タブレット端末を使用した遠隔手話派遣サービスの支援体制整備を推進することで、障がいの 有無やその特性にかかわらず、誰もが自分らしく生きられる社会の構築を推進します。

また、障がい福祉施設等の介護ロボットやICT導入を支援することで、現場の職員の負担軽減や 業務効率化を図り、利用者に対するサービスの向上につなげます。

施策24 地域福祉を支える環境づくり



















目標

住民が互いに支え合うとともに、もっと安心して福祉サービスを受けられる社会にしたい

| 成果指標 | 基準値 | 目標値 (令和4年度) |
|----------------------|---------------------|----------------|
| 社会福祉施設等従事者数 | 8,373人 (平成 29年度) | 10,187人 |
| 民生児童委員 1 人当たりの平均訪問回数 | 164回/人 (平成29年度) | 175回/人 |

現状と課題

急速な少子高齢化や核家族化の進展に伴い、これまで家族が担ってきた介護や子育てなど、家庭内での支え合い機能が弱体化する傾向にあります。

さらに、住民意識の変化により、地域における人と人とのつながりも希薄化し、無縁社会がクローズアップされるなど、コミュニティの弱体化が地域全体の深刻な問題となっており、社会情勢の変化に伴い高度化・複雑化した福祉ニーズに対して、これまで以上に地域における包括的な地域福祉の推進体制の構築を図ることが必要となっています。

制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を越えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を越えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく「地域共生社会」を目指してくことが求められています。

さらに、様々な情報が氾濫する現代社会で、利用者が自らの判断で質の高い福祉サービスを選択し、受けることができるようにするためには、人材の育成・定着の推進等により福祉サ・ビスの質を高めることや、事業者の情報公開及び第三者機関による専門的かつ客観的な評価制度の適切な運用が不可欠となっています。

また、利用者の安全・安心を確保するため、地域福祉の活動拠点である社会福祉施設等の適正な維持管理が求められています。

取組みの方向

地域共生社会の実現に向けて、これからの本県の新しい地域福祉のあり方について方向性を示すとともに、福祉を支える関係機関・団体や人材をつなぐネットワークづくり、県民の福祉に対する自発的な参画意識の醸成などに取り組むことにより、行政や関係機関・団体、県民等が一体となり、本県の包括的な地域福祉の推進体制の構築を目指します。

生活保護受給者に対する就労支援や生活困窮者への相談支援など、適切なセーフティネットの構築や社会的孤立の解消を図るほか、人と人とのつながりの再構築を担う人材育成を図ります。

また、社会福祉事業に関する情報等の積極的な公表や第三者評価の適正な運用に加え、従事者の 資質向上や人材確保及び定着に努め、福祉サービスの質の向上等を図るとともに、社会福祉施設等 の整備を促進するなど、地域のニーズに応じた福祉コミュニティの形成に努めます。

主な取組み

1 これからの本県の新しい地域福祉のあり方の形成

高齢、障が1、子ども等の福祉分野をはじめ、まちおこしや防犯・防災、環境等の福祉以外の分野も含めた地域の様々な生活課題に対して、課題の把握から解決に向けて地域住民等が主体的に取

り組むことができる環境の整備や、関係機関・団体等による包括的な相談・支援体制の構築、共生型サービスの推進など、これからの本県の新しい地域福祉のあり方について、県内市町をはじめ関係機関・団体等と連携しつつ、具体的な方向性を示した上で、強化を図ります。

2 生活困窮者に対する支援の充実

複合的な課題を抱える生活困窮者に対し、包括的・継続的な伴走型の支援により、個々の課題に 応じた支援を行うとともに、住民同士が支え合える地域づくりを推進します。

3 地域で活躍する人材の育成と地域福祉ネットワークづくり

地域住民やボランティア、NPOなど地域で活躍する人材を育成し、求められるマンパワーを確保するとともに、その人材と地域の様々な支援機関等とをつなぎ合わせて地域生活課題の解決を目指す地域福祉ネットワークの構築に努めるなど、支援体制の強化を図ります。

また、民生児童委員について、高齢者や生活困窮者への見守りや相談対応をはじめ児童虐待防止 やいじめの防止などの活動を支援するため、活動費への支援を拡充します。

さらに、事業者団体等とも連携しながら、外国人介護人材の円滑な受入れや、活躍できる環境整備及び職場定着を支援します。

4 質の高い福祉サービスの提供

地域福祉を支える福祉事業従事者の処遇改善や福祉施設等の職場環境の整備を促進するとともに、 市町や関係機関と連携した専門性を高めるきめ細かな研修事業を実施するなど、質の高い地域福祉 を担う人材の育成・定着を推進します。

また、必要とする福祉サービスを多様な事業者の中から比較・検討して、利用者やその家族が適切に選択できるよう、事業者の情報公開を促進するとともに、福祉サービス第三者評価事業の更なる充実を図り、質の高い福祉サービスを確保しながら、利用者の安心感・満足感の向上に努めます。

5 社会福祉施設等の整備促進

地域のニーズに的確に対応するため、社会福祉施設等の計画的な整備を促進するとともに、地震や火災といった災害発生時の安全・安心の確保に向け、既存施設の防災対策等の強化を図ります。

6 福祉コミュニティへの参画促進

地域住民が取り組む福祉コミュニティづくりを総合的にコーディネートできる人材を育成するとともに、市町や社会福祉協議会、企業、各種団体等の関係機関との連携・情報共有を図りながら地域のニーズに合った情報を発信することにより、県民の福祉コミュニティへの自発的参画を促進します。

7 豪雨災害被災者の生活再建支援

豪雨災害被災者の心身の負担を軽減し、安心して日常生活を送れるようにするため、市町や社会福祉協議会等と連携して、健康管理をはじめ、個々の被災者の状況に応じた見守りや生活相談等の支援、仮設住宅等避難生活の場におけるコミュニティづくりの促進など、地域全体で支え合う体制を構築し、一日も早い生活再建に向けた支援に努めます。

8 コロナ禍での地域全体で支え合う体制づくり

社会福祉施設間の相互応援体制を構築するため立ち上げた「E-WEL(イーウェル)ネット」を 運用し、感染者が発生した施設からの要請に応じた職員派遣の調整や応援職員の派遣に協力する法 人への支援等を行うことにより、施設でのサービスの提供を継続できるよう取り組みます。

また、新型コロナの影響を受けた生活困窮者の生活維持や自立に向けた支援を行います。

えがお

基本政策2 やすらぎの愛顔あふれる「えひめ」づくり

政策 健康づくりと医療体制の充実

目指す方向

県民誰もが、栄養・運動・休養のバランスが取れた生活を送り、「自分の健康は自分で守り、つくる」という強い気持ちで取り組む、自発的な健康づくりを促進します。

また、けがや病気になったときでも、住み慣れた地域で、誰もが安心して良質な医療を受けられる体制づくりや、限りある医療資源を最大限に有効活用した救急医療体制の充実・強化、医薬品等の安全対策等に努めます。

そして、県民誰もが生涯にわたって健やかに暮らすことのできる社会の実現を目指します。

-施策25 生涯を通じた心と体の健康づくり

目標 もっと自分らしくいきいきと暮らせるようにしたい

-施策26 安全・安心で質の高い医療提供体制の充実

目標 もっと安心して医療サービスを受けられるようにしたい

-施策27 救急医療体制の充実

目標 傷病者の状態に応じた適切な救急医療を受けられるようにしたい

施策25 生涯を通じた心と体の健康づくり













目標

もっと自分らしくいきいきと暮らせるようにしたい

| 成果指標 | 基準値 | 目標値 (令和4年度) |
|------------------------------------|--------------------------------|----------------------------------|
| 75 歳未満のがん死亡者数 (人口 10 万人当たり) | 75.2人 (平成29年) | 67.9人 (令和4年) |
| 65 歳未満で死亡する人の割合 | 男性 11.8% 女性 5.6% (平成29年) | 男性 7.2%以下 女性 3.2%以下 (令和4年) |
| 自殺死亡率 (人口 10万人当たり) | 18.3人 (平成28年) | 12.8人以下 (令和5年) |
| 介護保険施設等における新型コロナ発生時の業務継 続計画の策定率 | - | 100% (令和5年度) |

現状と課題

衛生状態の改善や医療提供体制の整備等により、県民の平均寿命は伸びているものの、介護を要する状態にある高齢者は年々増加する傾向にあります。

また、栄養の偏りや運動不足等に起因する生活習慣病が増加しており、健全な食生活の実践と適度な運動による生活習慣の改善が求められています。

そして、生活習慣病の一つである「がん」は、県民の死亡原因で最も多く、約4分の1(平成29年)を占めており、早期発見・早期治療を目的とするがん検診の受診率向上が、喫緊の課題となっています。

なお、自殺者数は、平成 26 年以降、年間 300 人以下で推移し、概ね減少傾向にありますが、うつ病などの精神疾患患者数が増加する中、心の健康を保持増進するための取組みは、重要性を増しています。

取組みの方向

県民の主体的な健康づくりを推進するため、健康づくりの目標を設定し、県民自らが行う健康管理を支援するとともに、それをサポートする社会環境づくりを進めるなど、一人ひとりの状態に応じた健康づくりの支援や、心身ともに健康でいきいきと暮らすための食育の推進に努めるほか、健診・医療・介護のビッグデータを活用した生活習慣病の疾病予防等に取り組みます。

また、がん検診の受診率向上につなげる普及啓発に努め、がん患者や家族に対する精神面や生活面での相談機能を強化するなど、がんと向き合い、がんに立ち向かう人々を支えるサポート体制の構築を図ります。

さらに、精神疾患に関する正しい知識の普及啓発や関係機関の連携強化をはじめ、心の健康づく りに向けた各種の対策を総合的に推進するとともに、感染症対策、難病対策に取り組みます。

主な取組み

1 県民参加型の健康づくりの推進

健康的な生活習慣を身に付けるため、栄養・食生活、身体活動・運動、たばこ(喫煙)等について、ビッグデータの分析に基づく課題や効果的な対策の情報提供や普及啓発等に取り組み、県民一人ひとりが自発的に生活習慣病対策に取り組む気運の醸成を図ります。特に、栄養・食生活についての正しい理解を促進するため、家庭や学校、地域等それぞれの役割に応じて、県民のライフステージに合った食育や、栄養バランスに配慮した食生活の改善に県民自らが取り組む方策を推進します。

また、県・市町が実施する普及啓発事業と企業が従業員向けに実施する健康教育、健康相談をマッチングするなど、地域保健と職域保健が連携しながら生活習慣病の予防効果が高い世代を中心とした、重点的かつ効果的な保健指導を実施します。

2 歯と口腔の健康づくりの推進

歯科保健に関する啓発イベントや研修会の開催、歯科検診や歯科保健指導・相談等を行うことにより、県民の関心と理解を深め、全身の健康づくりに大きく関わる歯と口腔の健康づくりを推進します。

3 総合的ながん対策の推進

県民一人ひとりが、がん検診の必要性を理解し、自発的な予防や早期発見に取り組むことができるよう、科学的根拠に基づいた正しいがん予防知識の普及啓発を強化するとともに、検診の実施主体である市町等と連携し、受診機会の拡大を図るなど、がん検診の受診率向上に努めます。

また、がん患者一人ひとりの病状に応じた医療を提供するため、医療機関相互の連携を強化する とともに、住み慣れた自宅や地域で質の高い治療を受けながら、家族と共にり患前と同様の環境で 生活が送れるサポート体制を構築するなど、がん患者の視点に立った対策を推進します。

4 心の健康づくりの推進

県心と体の健康センター及び各保健所を核として精神保健相談や訪問指導等を実施するとともに、 関係機関と連携しながら精神保健福祉に関する正しい知識の普及啓発に努めることにより、自殺対 策、ひきこもり対策、各種依存症対策などの心の健康の保持増進に積極的に取り組みます。

5 感染症対策の推進

結核、HIV・エイズ、肝炎、新型インフルエンザなどの感染症の予防とまん延の防止、感染症患者に対する良質かつ適切な医療の提供及び感染症に関する知識の普及啓発等の感染症予防対策を推進します。

6 難病対策の推進

難病及び小児慢性特定疾病患者に対する医療費助成や保健所における医療・福祉の相談事業等を 実施し、本人及びその家族の精神的、経済的負担の軽減を図ります。

7 豪雨災害被災者への健康支援

被災者・支援者の中長期的な心のケアを継続していく必要があることから、専門的な医療ニーズ や相談に対応できる体制を整備します。

8 新型コロナ感染拡大防止とコロナ禍での心のケア

事例ごとに早期の「囲い込み」と「封じ込め」による感染の連鎖を断ち切る対策を講じるとともに、ウイルス検査体制と保健所での調査体制の強化を図るほか、コールセンターを設置・運営し、相談受付・情報提供を行います。

また、「感染回避行動」の習慣化を始め、接触確認アプリ・システムの活用、業種別ガイドラインの実践、空港等での水際対策の実施など、感染防止対策を徹底するとともに、社会福祉施設等の感染症対策への支援や県有施設等の感染防止対策の強化などにより、「オール愛媛」で県内での感染拡大防止を図ります。

さらに、ワクチン接種を迅速かつ適切に実施できる体制を整備し、着実に実行します。 加えて、感染者やその家族、関係者等を対象とした専用ダイヤルによる相談窓口を設置することに より、心のケア体制を強化するとともに、SNSを活用した相談窓口を開設し、相談しやすい体制 を整備することで、自殺対策を強化します。

9 データ利活用による健康増進

本県が導入したスマートヘルスケアアプリの活用促進を図るとともに、健診・医療等ビッグデータの分析・活用による県民の健康づくりの取組みを促進することで、県民に対し生活習慣の改善等の行動変容を促し、健康寿命の延伸や医療費の適正化を目指します。

施策26 安全・安心で質の高い医療提供体制の充実



もっと安心して医療サービスを受けられるようにしたい

















| 成果指標 | 基準値 | 目標値 (令和4年度) |
|-------------------------|-----------------------|-----------------|
| 医療施設従事医師数 (人口 10 万人当たり) | 262.5 人 (平成 28 年度) | 282.2人 |
| 県の医師確保奨学金貸与生の人数 | 190人 (平成30年度) | 254人 (令和3年度) |
| 県内の医薬分業率 | 58.7% (平成 29 年度) | 72.8% |

現状と課題

身近な地域で質の高い医療を受けたいという県民ニーズや、医療安全、終末期医療に対する関心が高まる中、患者が医療機関や治療方法に関し十分な情報を得ることができる環境づくりが求められています。

また、全国的に医師不足が深刻化する中、県内でも病院の診療科の休止・廃止が相次ぐなど、地域医療を取り巻く環境は、かつてない厳しい状況に直面するとともに、団塊の世代が後期高齢者となる 2025 年には医療需要が増大することが予想されており、住み慣れた地域で誰もが安心して良質な医療を受けられる体制づくりに向け、医療制度の抜本的な改革が急務となっています。

加えて、看護師等の需要も増加しており、結婚、出産・育児だけでなく、時間外労働が多い、夜 勤の負担が大きい等を契機とした離職に対応するため、働き続けられる環境整備や再就業を促進し、 医療従事者の確保・定着対策を推進する必要があります。

また、全国平均に比べ低い医薬分業率の向上を図るとともに、医薬品製造業者・薬局等に対する 監視指導の強化等を通じた、医薬品等に関する一層の安全の確保が求められています。

取組みの方向

医師等確保対策については、愛媛大学や関係機関等と連携して強力に推進するとともに、国に抜本的な制度改革を強く働きかけます。

また、院内感染対策や医薬品等の安全管理はもとより、適切な医療情報の公開を推進するなど、地域医療の安全性向上と信頼確保を図ります。

さらに、各地域における医療提供体制の将来あるべき姿を見据え、医療と介護の連携を図りながら、県民誰もが適切な医療を不安なく受診できる、効率的かつ質の高い医療提供体制の構築を図ります。

主な取組み

1 医師等確保対策の推進

地域医療を担う医師の養成に向けて、奨学金制度や寄附講座等の効果的な運営に努めます。 特に、奨学生を、地域医療に貢献できる高いモチベーションと能力を持った医師として育成する とともに、愛媛大学との連携の下、医師としてのキャリア形成を支援しながら、政策医療を担う地 域の病院等に効果的に配置し、地域の医師不足や偏在の解消に努めます。 併せて、医療従事者の負担軽減や離職防止、復職促進に向けて、病院内保育施設等の整備・運営の支援や、離職中の潜在的な医療従事者が復職しやすい環境整備など、勤務環境の改善に努めます。

2 医療情報等の適切な提供

県民が適切な医療機関を選択できるよう、えひめ医療情報ネット等を活用した効果的な情報提供 を進めます。

また、セカンドオピニオンの正しい理解やインフォームド・コンセントの徹底を促進するための 普及啓発を推進し、医療の主役である患者一人ひとりの視点に立った地域医療を確立します。

3 地域の実情にあわせた医療提供体制の整備

団塊の世代が後期高齢者となる 2025 年を見据え、地域の医療需要の将来推計や病床機能の情報等を活用して、将来的に各地域にふさわしいバランスのとれた医療機能の分化と連携を適切に進めるため、医療提供体制のあり方を検討するとともに、将来のあるべき姿を実現するために必要な施設・設備の整備や在宅医療・介護を含め地域一体となった医療連携の促進、医療人材の育成等に取り組みます。

4 県民の安心の拠り所となる県立病院の実現

県立中央病院は、県内全域を対象とした県民医療の基幹病院として、MRIやCT等の高度な医療機器や屋上へリポートを有効に活用し、高度救命救急センター及び総合周産期母子医療センター等の機能を一層発揮させるよう努めます。

また、それぞれの県立病院が地域医療の拠点となるよう、一般医療をはじめ救急医療や周産期医療の確保と質の向上に努めるとともに、南海地震等の大規模災害発生時に災害拠点病院としての役割や機能が果たせるよう体制強化を図ります。

さらに、少子高齢化の進展や医療機能の分化など病院を取り巻く環境が大きく変化していく中で 県立病院に求められる役割や機能が十分に発揮できるよう医療スタッフの確保や施設・設備の老朽 化など喫緊の課題の解消に向けた検討を進めます。

5 医薬品等の安全対策

医薬品等に関する安全確保を図るため、医師会や薬剤師会等関係団体の協力の下、医薬分業率の向上及び「患者のための薬局ビジョン」に基づく薬局の再編に取り組みます。

併せて、医薬品製造業者や薬局、医薬品販売業者等に対する監視指導を強化することで、危険ドラッグの根絶と薬物乱用防止に努めるとともに、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等関係法令の遵守を徹底し、県民の安全確保を図ります。

6 コロナ禍での安定した医療提供体制の構築と医療従事者への支援・確保

感染者の状態に応じた受入病床や宿泊療養施設の確保を行うなど、安定した医療提供体制を構築 します。

また、感染のリスクを伴う検査や治療を行う医療従事者の負担軽減のための支援等を行うほか、医療従事者の確保又は派遣に対する支援を行います。

さらに、クラスター発生時に専門家チームによる早期収束を図る体制を構築するほか、かかりつけ医等に相談・受診し、必要に応じて検査を受けられる体制を整備し、感染防止対策の向上を図ります。

7 医療における情報伝達や共有の促進

医師不足地域において、5 GやI C Tを活用した高精細映像の伝送など遠隔による医療支援体制の構築等に取り組むとともに、個人情報等にも十分配慮した医療情報の共有等を進めることにより、病診連携の促進や県民の利便性を考慮した環境整備を検討し、条件不利地域も含めた県内全域での医療提供体制の構築・維持確保を図り、県民誰もが安心して、希望する地域で暮らしていける安心な社会の実現に努めます。

施策27 救急医療体制の充実











目標

傷病者の状態に応じた適切な救急医療を受けられるようにしたい

| 成果指標 | 基準値 | 目標値 (令和4年度) |
|-------------------|---------------------|------------------|
| 心肺停止患者の1ヶ月後の生存率 | 8.6% (平成 28 年度) | 11.8% (令和5年度) |
| 心肺停止患者の1ヶ月後の社会復帰率 | 6.7% (平成 28 年度) | 7.4% (令和5年度) |
| 二次救急医療機関の耐震化率 | 73.8% (平成 29 年度) | 86.9% (令和5年度) |

現状と課題

救急医療の需要は依然として増加傾向が続いており、本県の救急搬送人員は、平成 18 年の 54,982 人から平成 28 年の 62,614 人へと 10 年間で約 1.1 倍に増加しています。

しかしながら、近年の医師不足や地域偏在により、増加する救急医療ニーズに対応できず、救急 医療体制の維持が困難になりつつある地域も認められており、救急患者の増加により、病院勤務医 の勤務環境は過酷なものとなり、医師不足に拍車をかけていると言われています。

加えて、緊急性のない軽症患者が容易に救急病院を利用するといったいわゆるコンビニ受診が散見されているほか、救急車についても、軽症患者の利用が約5割を占め、真に重篤な患者の治療や搬送の妨げになるといった危険性もあるなど、本県救急医療は極めて厳しい状況が継続しており、効率的・効果的な救急医療体制の整備が喫緊の課題となっています。

また、今後30年以内の発生確率が70~80%程度と予想され四国地域全域にわたり甚大な被害を 及ぼすことが危惧されている南海トラフ地震をはじめ、東日本大震災に起因する福島第一原子力発 電所事故を踏まえた複合災害を想定した医療救護体制の構築等、平時から関係機関が連携し、不測 の事態に迅速に対応できる体制を整備しておく必要があります。

取組みの方向

傷病の程度に応じて適切な救急医療が提供できるよう、初期、二次、三次の重層的な救急医療体制を構築するとともに、救急医療に携わる人材の養成・確保に努めます。

また、医療機関と消防機関の一層の連携を図り、傷病者の搬送及び受入れの迅速かつ適切な実施に努めます。

さらに、災害医療体制が迅速かつ有効に機能するよう、市町や医療関係機関、防災関係機関等との連携による総合的な医療救護活動訓練を実施するとともに、研修等を通じて、災害医療従事者の対応力向上を図るなど、一層の底上げに取り組みます。

主な取組み

1 病院前救護体制

病院前救護体制を充実させるため、気管挿管や薬剤投与等を実施できる救急救命士の養成に引き 続き取り組むとともに、メディカルコントロール協議会において、症例検討会や研修会等の活動を 継続し、救急医療機関等と搬送機関の連携強化を図ります。 また、平成29年2月に導入したドクターへリのほか、消防防災へリコプターやドクターカー等の効果的・効率的な運用を図り、交通遠隔地における救急医療体制の確保に努めます。

2 三次救急医療体制

重篤な救急患者に対し、高度な医療を総合的かつ的確に提供できるよう、医療施設・設備の充実 や専門医の確保等の機能強化に努めます。なお、来院患者には、初期・二次救急患者が含まれてお り、本来の機能を発揮する上で支障を来しているため、初期・二次・三次救急の機能分化の周知徹 底を図ります。

また、搭乗医師等の人材確保・育成に努め、ドクターへリの安定的な運航体制を確保するととも に、消防機関や市町と連携してランデブーポイントの拡充を図り、ドクターへリの効果的・効率的 な運航体制の構築に努めます。

3 二次救急医療体制

救急告示施設の医師・看護師等の人員体制の充実や病院群輪番制病院の施設・設備の整備により、 二次救急医療施設の機能を充実します。また、当番日以外にも救急患者を受け入れるなど二次救急 医療体制を補完している医療機関等に対する支援を行い、医療従事者の負担軽減と二次救急医療体 制の維持・確保を図ります。

さらに、二次救急医療機関の負担軽減を図るため、引き続き、県民に対し、医療機関の適正受診 や救急車の適正利用について、普及啓発に努めます。

4 初期救急医療体制

身近な地域において必要とされる初期救急医療を提供できるよう、また、二次・三次救急医療機関の負担軽減につながるよう、休日夜間急患センター、在宅当番医制参加医療機関の診療体制の維持・確保に努めます。

また、初期救急医療機関の負担軽減を図るため、かかりつけ医機能の活用による病気や怪我の予防の徹底や健康管理についての教育等、救急受診を未然に防ぐための取組みを行うとともに、診療科目・時間や、対応可能な疾患・治療内容などをデータベース化して容易に検索が可能なシステムである「えひめ医療情報ネット」を活用して、住民に対して初期救急医療体制の周知徹底を図るほか、小児救急医療電話相談事業の実施等により、適切な救急受診の促進に努めます。

5 災害医療及び原子力災害医療

各災害(基幹)拠点病院において、医療施設の耐震化や衛星電話等の災害に備えた設備整備を促進し、拠点機能の強化を図るとともに、DMAT(災害派遣医療チーム)の計画的な整備や、チーム間の連携強化を図ります。また、二次救急医療機関を対象に、災害医療従事者の育成・確保に努め、災害時の対応力向上を図ります。

さらに、医療機関自らが被災しても早期に診療機能を回復できるよう、業務継続計画(BCP)の策定促進や、院内防災訓練等の実施支援に努めます。

このほか、原子力災害拠点病院や原子力災害医療協力機関において、適切な原子力災害医療が実施できる施設、設備、資機材の整備に努めるとともに、原子力災害拠点病院に設置する原子力災害 医療派遣チームの充実・強化に取り組みます。

6 救急医療システムのデジタル化の推進

救急医療システムのデジタル化を推進することにより、県内全域での救急医療体制の構築・維持 確保を図り、県民誰もが安心して、希望する地域で暮らしていける安心な社会の実現に努めます。

えがお

基本政策2 やすらぎの愛顔あふれる「えひめ」づくり

政策 快適で魅力あるまちづくり

目指す方向

やすらぎのある緑豊かで安全な住環境の整備を推進するとともに、既存の都市機能を有効に活用した、コンパクトでにぎわいのある人にやさしいまちづくりや、周辺環境と調和した 美しい景観や町並みの形成に努めます。

また、ICT環境や情報通信サービスを活用した新たなビジネスモデルや生活スタイルの 構築を推進するなど、個性豊かで利便性の高いまちづくりを進めます。

そして、誰もが快適に暮らせる、魅力ある生活空間の形成を目指します。

-施策28 快適な暮らし空間の実現

目標 もっと快適に市街地や公園、街路を利用できるようにしたい

-施策29 ICT環境の整備

目標 パソコンやスマートフォンなどを利用して、もっと便利で安全・安心に暮らせるよう にしたい

施策28 快適な暮らし空間の実現



もっと快適に市街地や公園、街路を利用できるようにしたい









| | VTV. | | |
|----------|-------------------|----------------------|-------------|
| 7年章 う | 11 性み使けられる まちづくりを | 13 54556 54000056 | 17 パートナーシップ |
| • | ▲■ | | 8 |
| | | | |

| 成果指標 | 基準値 | 目標値 (令和4年度) |
|------------------|-------------------------|---------------------|
| 街路整備密度 | 1.46 km/km2 (平成30年度) | 1.49 km/km2 |
| 景観計画策定数 | 15 件 (平成 30 年度) | 20件 |
| 県営都市公園の利用者数 | 2,708 千人 (平成 28 年度) | 2,870千人 |
| 耐震性を有する住宅ストックの比率 | 75% (平成 25 年度) | 90% (令和2年度) 1 |

¹ 令和3年度以降は、次期愛媛県住生活基本計画の見直しで検討

現状と課題

職住分離やモータリゼーションの進展などにより、県内の多くの都市で住宅や商業施設、病院の 郊外立地が進み、中心市街地は空洞化によりにぎわいを失う一方、高齢化社会を迎え、買い物や通 院に支障を来す交通弱者が増加するなど、様々な問題が生じています。

快適な暮らしの実現等のため、本県では、全ての市町が景観行政団体となり、住民との協働によ る良好な景観形成を図りながら、地域特性を生かしたまちづくりを進めています。

一方、本県の街路改良率や街路整備密度は全国平均を大幅に下回り、地震・火災時の救助消火活 動の支障となったり、渋滞・事故の発生につながることから、人家密集地区での街路整備が急務と なっています。

取組みの方向

コンパクトでにぎわいのある人にやさしいまちづくりや、緑豊かで周辺環境と調和した景観や町 並みの形成に向けて、災害時の緊急利用も想定される街路や公園の整備、良質な住宅の維持確保な ど、快適な生活環境の整備に努めます。

また、JR松山駅付近連続立体交差事業をはじめ、地域の都市機能充実と地域全体の活性化に配 慮した、市街地の再開発を含む総合的なまちづくりを推進します。

主な取組み

1 快適に暮らせる市街地の整備

公共施設などの郊外移転を抑制し、既存施設の用途変更を検討するなど、今ある都市機能を有効 活用しながら、更なる機能集積を促進することで、コンパクトでにぎわいのあるまちづくりを目指

また、地域特性を生かしたまちづくりや歴史的な町並みの保存などを促進し、良好な景観の形成 を推進します。

さらに、幹線道路における交通渋滞や歩行者の危険解消と、交通の円滑化による環境負荷の低減を図るため、街路や松山外環状道路の整備などにより、快適で魅力あるまちづくりを推進します。

2 都市公園の整備

都市公園は、レクリエーションのほか、良好な都市環境の保全や景観の形成、都市の安全性確保など、多様な機能を有する施設であることから、子どもから高齢者まで幅広い年齢層の誰もが安全で安心して利用できるよう施設の整備・維持管理を推進します。

このうち、来園者数において中四国で1、2位を争うなど来園者から高い評価を得ているとべ動物園は、地域活性化に寄与する重要な役割を持った施設であり、将来を見据えた持続可能な動物園を目指し、ハード・ソフト両面から魅力向上に努めます。また、その実行にあたっては、隣接するえひめこどもの城や総合運動公園等と連携して地理的特性を生かした取組みも行います。

3 良質な住宅の維持・確保

老朽化が進んでいる県営住宅ストックを最大限活用するため、各種改善(長寿命化・バリアフリー化)や、地域の需要を踏まえた老朽団地の建替えを計画的に実施し、市場で適切な水準の住宅確保が難しい属性の世帯(低額所得者、高齢者、障がい者、子育て世帯など)に対し供給するよう努めるほか、民間住宅の耐震改修・バリアフリー化・省エネルギー化の促進や、老朽危険空家の除却の推進など、良質な住宅の維持・確保を図ります。

また、住宅ストックのリフォームやリノベーションによる品質・性能の向上と、中古住宅流通の 活性化を促す環境整備の推進を図ります。

4 JR松山駅周辺における都市整備

JR松山駅周辺において、道路と鉄道との連続立体交差化により踏切を除却し、交通渋滞や踏切事故の解消など都市交通の円滑化や、鉄道により分断された市街地の一体化を促進します。

また、県都松山の陸の玄関口にふさわしい魅力あるまちづくりを目指し、松山市が行う土地区画 整理事業や関連街路事業と一体的な市街地整備を行うことにより、都市機能の充実した都心の形成 を推進します。

5 データを駆使したまちづくりの推進

地域におけるデータの利活用の前提となるデータ収集の取組みを官民一体となって推進するとともに、仮想空間に現実の地形や建物、交通網等を再現し、人流・物流のモニタリングや輸送効率等を計測するためのシミュレーションを行い、現実世界での対策にフィードバックするデジタルツインの研究等に取り組むことで、地域・社会のスマート化を推進するとともに、データを駆使したスムーズな交通の確保など、誰もが安心して住み続けられるまちづくりに努めます。

施策29 ICT環境の整備





















目標

パソコンやスマートフォンなどを利用して、もっと便利で安全・安心に暮らせるようにしたい

| 成果指標 | 基準値 | 目標値 (令和4年度) |
|------------------------|-----------------------|----------------|
| オープンデータ取組数 | 10 県・市町 (平成 30 年度) | 21 県・市町 |
| 自動車税 (定時課税)のキャッシュレス納付率 | 3.2% (平成30年度) | 10.0% |

現状と課題

これまで、情報化の遅れた地域を対象に高度情報通信基盤の整備を推進してきた結果、移動系超高速ブロードバンドが99.8%、固定系超高速ブロードバンドも97.7%が利用できるようになりました。しかしながら、残る山間部や島しょ部等の過疎地域等における世帯との情報格差や、インターネット利用の世代間や年収の異なる世帯間における格差はいまだに存在しており、デジタル・ディバイドの解消が引き続き課題となっています。

また、情報通信機器の世帯保有状況でスマートフォンの保有率が75.1%となり、パソコンの保有率の72.5%を上回るなど、スマートフォンやウェアラブル端末等が急速に普及し、ICTの利用形態も多様化しており、端末やセンサー類の小型軽量化、低廉化とそれに伴うデータ流通量の飛躍的な増大は、IoT、AI及びビッグデータの活用につながり、社会にこれまで以上の変革をもたらしつつあります。その一方では、情報流出やシステム障害などのリスクを伴うサイバー攻撃も一層巧妙化すると考えられます。

今後、ICTの利活用による便利で安全・安心に暮らせるまちづくりを進めるためには、これらの情報通信を取り巻く環境の変化に的確に対応しながら、利活用を促進する人材の育成及び県民生活や地域活性化に役立つサービスの提供が求められています。

取組みの方向

ネットワークのブロードバンド化やモバイル化、サービスの高度化に伴う急速な構造変化が進行しており、大きな転換期を迎えている中、変化に対応しながら、超高速インターネットサービス等をいつでも、どこでも、誰でも使えるよう、高度情報通信基盤の整備を進め、地域における情報格差の是正を図るとともに、公衆無線LANや新たな移動通信システムである第5世代移動通信システム(5G)の災害時における活用をはじめとした地域での利活用の推進やICT利活用を促進する人材の育成など、ICT普及のための環境整備を推進します。

また、豊かな県民生活の実現に向け、医療・福祉や防災・防犯、産業、観光、教育、環境などの各分野におけるICTの利活用を促進するほか、ビッグデータの利活用やAIやIoT等の導入など各行政機関と連携しながら県民本位の効率的な電子行政の実現を目指します。

主な取組み

1 高度情報通信基盤の整備

超高速ブロードバンドネットワークをはじめとする高度情報通信基盤の整備を推進し、情報格差の解消を図るとともに、クラウドコンピューティングの利活用など新たな情報化社会へ対応できる基盤整備に取り組みます。

また、地域活性化や安全・安心の確保のため、携帯電話等の不通話地域を解消するとともに、「えひめ FreeWi-Fi」を活用したインバウンド対策など、スマートフォンなどによる地域の情報収集や情報発信力の強化を図ります。

2 地域のICT利活用を促進する人材育成

行政や大学、企業、地域社会が連携し、地域社会におけるICT利活用を促進する人材を育成するとともに、地域経済や地域社会の活性化につながるネットワークづくりを支援するなど、地域のICT利活用を促進します。

3 情報通信技術を活用した新たな取組み

高度情報通信ネットワークにより、距離を超えた対面型コミュニケーションが低コストで可能となったことから、学校や自宅のICT環境を活用した新しい教育システムの構築や、遠隔医療等による効率的な医療サービス、柔軟な働き方が可能となるテレワークを実践するための環境整備など、ICTの特長を生かした新たなサービスの実用化に向けた検討を進めます。

また、誰もがインターネット等を通じて行政が保有するデータを容易に利用できるようオープンデータの公開及び活用に取り組みます。

4 県民本位の効率的な電子行政の実現

行政手続きのオンライン化を推し進める「官民データ活用推進基本法」の趣旨を踏まえながら、マイナンバー制度を利用した行政サービスの普及に努めるとともに、県民や企業等が行政機関に対して行う各種申請・届出等の手続を、ICTを活用して便利で安全に行えるようにするなど、質の高い行政サービスの提供体制を構築します。

また、ビッグデータの利活用を推進し、分野横断的に活用することによる効果的な政策立案や住民サービスの向上等を図るとともに、AIやIoT等の積極的な導入、各行政機関が連携した情報システムの構築及び個人情報保護・情報セキュリティ対策の強化など、電子行政基盤の更なる高度化を図ります。

5 県民誰もがデジタル技術の恩恵を受けられる環境づくり

県内各地域でデジタル活用をサポートする人材の配置促進や、地域における自立的な活用の仕組みづくりなど、誰もがデジタル技術に親しみを持ち、恩恵を受けられる環境づくりに取り組むとともに、産学官が連携し、ローカル5 Gを含めた次世代情報通信基盤の整備促進に取り組むことにより、居住する地域にかかわらず、県民誰もがデジタル化の効果を最大限享受できる環境整備に努めます。

えがお

基本政策2 やすらぎの愛顔あふれる「えひめ」づくり

政策 安全・安心な暮らしづくり

目指す方向

食の安全性や水資源の確保、悪質商法等の被害防止など、生活者の立場に立った安全・安心な暮らしを確保するととともに、交通安全や防犯に対する意識を高め、警察活動の基盤を強化し、地域が一体となった交通事故と犯罪の起きにくい社会づくりに努めます。

また、原子力発電所の安全対策と並行して、避難計画の実効性向上のための見直しや具体化を不断に進めるなど、防災対策の強化に取り組みます。

そして、日常生活全般にわたり、誰もが安心して安全に暮らせる社会の実現を目指します。

-施策30 消費者の安全確保と生活衛生の向上

目標 もっと安全に消費生活や食生活を送れるようにしたい

-施策31 水資源の確保と節水型社会づくり

目標 水不足の不安を解消したい

-施策32 交通安全対策の推進

目標 交通事故を減らし、犠牲者を一人でも少なくしたい

-施策33 犯罪の起きにくい社会づくり

目標 犯罪被害者を一人でも少なくしたい

-施策34 原子力発電所の安全・防災対策の強化

目標 原子力発電所の安全に万全を期する愛媛県にしたい

施策30 消費者の安全確保と生活衛生の向上











目標

もっと安全に消費生活や食生活を送れるようにしたい

| 成果指標 | 基準値 | 目標値 |
|----------------------------------|----------|---------|
| | | (令和4年度) |
| 県消費生活センターにおける相談解決率 | 99.5% | 100% |
| | (平成29年度) | |
| 家畜の監視伝染病発生件数 | 51 件 | 51 件以下 |
| | (平成29年度) | |
| 生産段階における農産物の残留農薬の安全性確保達成状況 | 100% | 100% |
| | (平成29年度) | |
| 県食品表示ウォッチャーのモニタリング結果に基づく不適 | 15.4% | 004 |
| 正な食品表示の割合 | (平成29年度) | 0% |
| 食中毒の発生件数の全国での相対的位置 | | 1.00 以下 |
| (人口 10 万人当たりの発生件数、全国平均を 1.0 とする) | | (令和4年) |

現状と課題

規制緩和やインターネットの普及により、商品やサービスの購入方法が多様化するなど、生活の利便性が高まる一方、社会的弱者と言われる高齢者や次代を担う若者等からの消費生活に関する相談が目立つ状況にあり、架空請求やワンクリック請求をはじめとする悪質商法等の被害が増加し、その内容も複雑多様化しています。

また、2015 年に国連サミットで採択された国際社会全体の開発目標であるSDGs(持続可能な開発目標)における目標の一つに、「持続可能な生産・消費形態の確保」が掲げられるなど、消費者自らが、地域や人、環境に配慮して消費活動を行うことが求められています。

さらに、食品偽装表示や輸入食品の異物混入問題、高病原性鳥インフルエンザ等の家畜伝染病の発生などにより、食への信頼性が低下する中、食の安全・安心確保に向けた取組みが求められています。

加えて、日常生活に密着した理美容所、公衆浴場等の生活衛生施設における衛生水準の維持・向上を図るとともに、動物愛護管理の推進のため、飼主の社会的責任の徹底や処分頭数減少への取組み等が必要です。

取組みの方向

県民の消費生活の安定と向上を図るため、関係機関と連携・協力しながら、消費生活に関する相談体制の充実や悪質商法等の消費者トラブルの未然防止に取り組むとともに、地域や人、環境に配慮した「おもいやり消費(エシカル消費)」の普及啓発を図ります。

また、食品の生産から消費に至るまでの各段階における監視指導やグローバル化に対応した事業者の育成等に努め、食の安全・安心の確保を図ります。

さらに、生活衛生関係営業者の経営の健全化を図るとともに、生活衛生施設を安心して利用できるよう衛生指導に努めるほか、人と動物が共生する豊かな地域社会の構築に努めます。

主な取組み

1 消費生活の安定・向上

消費生活相談員のスキルアップや市町との連携強化により、県消費生活センターと市町相談窓口の体制の充実に努めるとともに、消費者被害の発生拡大防止のため、高齢者・障がい者等見守りネットワークの活性化を図ります。

また、消費者が地域や人、環境に配慮した消費行動をとるとともに、自主的かつ合理的に商品・サービスを選択できるよう、持続可能なライフスタイルや消費者問題に関する学習機会と情報の提供を積極的に行うなど、消費者教育や啓発の充実を図ります。

さらに、悪質事業者に対する効果的な指導・処分の実施等に取り組み、消費生活の安定・向上に努めます。

2 食の安全・安心の確保

食の安全・安心に関して正確で分かりやすい情報を提供し、相談体制を充実するほか、リスクコミュニケーション等を通じた関係者相互の理解促進並びに自主回収報告制度等の適正な運用を進めるとともに、エコえひめ農産物の生産促進や販売拡大に取り組みます。

また、毎年のように問題となっている家畜伝染病等の防疫活動を迅速・的確に行うため、県家畜保健衛生所及び県家畜病性鑑定所の機能強化を図るとともに、衛生環境研究所及び保健所等食品検査施設の機能充実を図るほか、農薬、動物用医薬品等の適正使用の指導や、食品関連施設に対する監視指導の適切な実施により、食品を介した健康被害の発生を防止します。

このほか、食品表示法の施行による新たな食品表示制度を踏まえ、食品関連事業者への適正な食品表示の普及啓発・監視指導及び食品表示ウォッチャーの活動により、食品表示の適正化に取り組みます。

さらに、食品の輸出促進も見据えられた食品衛生法等の改正により、HACCPに沿った衛生管理が全国一律の基準として制度化されることを踏まえ、保健所等の食品衛生監視員による助言・監視指導等を通じて、食品等事業者による自主的な衛生管理の適正化を図ります。

3 生活衛生の維持・向上と動物の愛護・管理

生活衛生施設への監視指導や各種資格試験を適切に実施するとともに、関係団体とも連携して生活衛生関係営業者の事業承継の支援、後継者育成及び経営の健全化を図り、衛生水準の維持向上に努めます。

また、県動物愛護センターの機能強化と市町・獣医師会・民間企業等との連携強化を図り、飼主や動物取扱業者の社会的責任の周知徹底や終生飼養の徹底、飼い主のいない猫対策の推進等による引取り頭数の削減及び犬猫の適正な譲渡拡大等による処分頭数の減少に取り組むとともに、国内侵入が危惧される狂犬病等の動物由来感染症の防止を図ります。

4 キャッシュレス決済の普及・啓発と利用促進

キャッシュレス決済については、消費者にとっての現金の紛失や盗難等のリスク軽減、事業者にとっての現金管理コストの削減による生産性向上、新しい生活様式への対応など様々なメリットが期待される一方で、情報セキュリティの確保や利用者にもデジタルリテラシーが求められるため、キャッシュレス決済の普及・啓発等に取り組み、消費生活における利便性を向上させます。

施策31 水資源の確保と節水型社会づくり











目標

水不足の不安を解消したい

| 成果指標 | 基準値 | 目標値 (令和4年度) |
|---------------------|-------------------------|----------------|
| 渇水による上水道・簡易水道の断水の回数 | 0回 (平成 29年度) | 0回 |
| 人工林における間伐実施面積 | 4,624ha/年 (平成 29 年度) | 5,500ha/年 |
| 老朽ため池改修数 | 0 箇所 (令和元年度) | 60 箇所 |

現状と課題

本県は、山が急しゅんで平野部が少ないという地形的要因に加え、瀬戸内海式気候による少雨の 影響から、慢性的な水不足に悩まされてきました。

このため、恒常的な水の確保に向けて、県では、これまで多目的ダムを中心とした水資源開発を行ってきましたが、ダム建設の適地が減少してきていることに加え、環境問題や財政状況などから、新たなダム建設を巡る状況は大変厳しくなっています。

一方、上水道を中心とする水需要は、人口減少や、節水への県民意識の高まりを受け、近年は低下傾向にありますが、雨が降るときと降らないときが極端になるなど、降雨形態の変化等もあり、将来にわたり水を安心して利用できる暮らしを確保するためには、既存の水資源の有効活用、水源の保全、節水型社会の形成などを総合的に行うことが求められています。

取組みの方向

地域の水需要に対し安定した供給を図るため、森林や農地が持つ水源かん養機能を保全する取組みを進め、水の健全な循環を維持するほか、既存の水資源の有効活用に努めるとともに、県民の節水意識の高揚を図りながら、更なる水の効率的な利用に努める節水型の社会づくりを推進し、総合的な水資源管理を進めます。

主な取組み

1 既存の水資源の有効活用

計画量を超える堆砂などにより利水容量が低下しているダムやため池のしゅんせつ、堤体の改修などにより既存水源の機能維持に努めるとともに、導水管や用水路等の漏水対策など既存施設の計画的な維持管理・保全対策を行います。

また、限りある水資源を有効に活用するため、水利用実態の変化などに応じた水利用の調整に努めます。

2 自然と調和した健全な水循環の保全

水源地域の森林整備や農地の保全等を推進するとともに、湧水池の保全や地下水のかん養などにより、健全な水循環の保全に努めます。

3 節水型の社会づくり

水資源の重要性に関する啓発や、節水や雨水利用に関する情報、渇水時の水源情報の提供を行い、 合理的な水利用と水行政への理解を深めるためのPRなどにより、県民の節水意識の高揚に努める とともに、節水型建築物や節水機器、雨水貯留施設等の普及などにより節水型社会づくりを推進し ます。

施策32 交通安全対策の推進











目標

交通事故を減らし、犠牲者を一人でも少なくしたい

| 成果指標 | 基準値 | 目標値 (令和4年度) |
|----------------|---------------------|-------------------|
| 交通事故死者数 | 48人 (令和2年) | 33人以下 (令和7年) |
| 交通事故重傷者数 | 590人 (令和2年) | 400 人以下 (令和7年) |
| 市街地における歩道等の整備率 | 74.1% (平成 28 年度) | 75.4% |

現状と課題

本県における交通事故総量(発生件数及び負傷者数)は、平成 17 年から平成 30 年まで 14 年連続で減少していますが、交通事故死者数は、平成 25 年から 5 年連続 70 人台と高止まりの状況が続いていたところ、平成 30 年は 59 人と減少しています。

近年の全国における交通事故件数に占める本県の構成率を見ると、死者数が全事故件数の約2倍の 構成率となっており、 県内では致死率が高い交通事故が多発している状況となっています。

交通弱者と言われる歩行者、自転車と車両との衝突事故が多発していることが、本県で交通事故の 致死率を押し上げる要因となっています。

さらに、本県では、交通事故死者に高齢者が占める割合は全国平均と比べ高い割合となっているとともに、高齢者の運転免許保有者数は増加傾向にあり、高齢運転者が交通死亡事故を誘発するケースも増加しています。

また、子どもから高齢者まで広く利用されている自転車が関与する交通事故でも、発生件数及び負傷者数は減少しているものの、依然、頭部の負傷等を致命傷として、多くの方々が犠牲となっており、引き続き、自転車利用者に対する安全利用意識の向上を図る必要があります。

取組みの方向

交通事故を減らし、県民の平穏な生活を確保するため、関係機関・団体等が協力して広報啓発活動や交通安全教育を推進し、県民一人ひとりの交通安全に対する意識の高揚を図ります。

また、交通事故の発生実態に即した交通事故の抑止に資する交通指導取締りを強化するとともに、 自転車利用者に対し、ルール遵守とマナー向上に向けた教育、ヘルメットの着用促進等を図ります。 特に、歩行者・自転車と車両との衝突事故を減少させるために、運転者への横断歩行者保護・優先 意識の浸透と定着化を図るとともに、「シェア・ザ・ロード」の精神に基づくルール遵守とマナー向 上に向けた自転車安全利用対策を推進します。加えて、高齢者に対する運転免許相談の充実や運転免 許を返納しやすい環境整備の推進など、高齢運転者対策にも取り組みます。

さらに、安全で円滑な交通社会を実現する上で根源的な対策である交通環境の整備も、関係機関等 と連携を図りながら効果的かつ計画的に進めていきます。

主な取組み

1 交通弱者と言われる歩行者・自転車の保護に資する交通安全対策の推進

運転者への歩行者、自転車利用者に対する保護・優先意識の定着化を図るとともに、歩行者・自

転車利用者への安全な道路横断に重点を置いた交通安全教育や反射材の着用定着化に向けた取組み を強化して、歩行者等と車両の交通事故抑止を推進します。

また、システムの高度化による更に詳細な交通事故分析を行うことなどによって、交通事故の発生実態に即した交通事故の抑止に資する交通指導取締りを推進します。

さらに、速度超過や横断步行者妨害等の重大事故に直結する悪質・危険違反に重点指向した取締り、交通事故の被害軽減を図るためのシートベルト・チャイルドシート着用義務違反等の取締りを強化します。

2 高齢者を交通事故の被害者にも加害者にもしないための諸対策の推進

高齢者を交通事故の被害者としないため、交通安全教育車や各種シミュレーター等を活用した「参加・体験・実践型」の教育、高齢者世帯訪問による個別指導、反射材の配布・貼付活動等を更に推進します。

また、高齢者を交通事故の加害者としないため、運転免許相談の充実、身体機能の変化を踏まえた 交通安全教育等を推進するほか、「運転免許自主返納支援制度」の更なる拡充を図るなど、運転や交 通手段の確保に不安を感じている高齢者が自主的に運転免許を返納しやすい環境を関係機関・企業等 と連携しながら整備していきます。

3 総合的な自転車対策の推進

関係機関・団体との連携を一層強化し、自転車利用者のルール遵守とマナー向上に向けた教育機会を更に増やしていくとともに、悪質・危険な交通違反者に対する指導や取締りを強化します。

また、自転車乗車中における交通事故の被害軽減を図るため、関係機関・団体と連携し、「愛媛県 自転車の安全な利用の促進に関する条例」の基本理念である「シェア・ザ・ロード」の精神の普及・ 啓発に取り組みます。さらに、「思いやり1.5m運動」や、「走ろう!車道運動」の浸透及びヘル メットの着用を促進する対策を推進するとともに、道路管理者とも連携し、自転車道や自転車専用通 行帯等の自転車の安全な通行環境の整備を促進します。

4 安全で円滑な交通環境の整備

信号機の集中制御化や信号灯器の L E D化等、道路の新設・改良等に伴う交通環境の変化に適切に対応するとともに、老朽化した交通安全施設を適切に更新整備するなど、交通実態に応じた交通規制を実施して、交通の安全と円滑を図ります。

また、歩道の整備や段差改善等により、生活道路や通学路の安全対策を推進し、子どもや高齢者等の安全の確保を図ります。

このほか、大規模災害時の停電に備えた信号機滅灯対策として、信号機電源付加装置等の整備を進め、災害に強い交通安全施設の拡充に努めます。

5 交通事故被害者支援の推進

交通事故の被害者や遺族及び被害関係者に対して、交通事故に関する相談活動やその意向に沿った きめ細かな支援活動を積極的に推進するとともに、多様化・複雑化する相談内容に対応できる体制の 充実に努めます。

6 データ・デジタル技術を駆使した交通安全

ビッグデータやデジタル技術を活用して交通渋滞や事故危険箇所等を予測するなど、安全で円滑な道路交通の実現に向けた取組みを推進することで、県民の安全の向上を図ります。

施策33 犯罪の起きにくい社会づくり













目標

犯罪被害者を一人でも少なくしたい

| 成果指標 | 基準値 | 目標値 (令和4年度) |
|----------------------------------|------------------------|-------------------|
| 青色防犯パトロール車両台数 | 1,547台 (平成30年) | 1,600台 (令和5年) |
| 犯罪率(人口千人当たり) | 6.19件 (平成30年) | 5.50件 (令和5年) |
| 凶悪犯罪の検挙率 | - | 100% (令和4年) |
| 重要窃盗犯罪の検挙率 | 67.6% (平成30年) | 70.0% (令和4年) |
| 事業所 CSR 活動、基金により設置した街頭防犯カメラの設置台数 | 1,013台 (平成 29 年度) | 1,200台 (令和5年度) |
| 不当要求防止責任者講習の受講者数 | 15,082 人 (平成 29 年度) | 20,000人 |
| 刑法犯検挙人員中の再犯者数 | 1,230人 (平成30年) | 950人 (令和5年) |

現状と課題

本県では、平成 15 年に戦後最多を記録した刑法犯認知件数が、15 年連続で減少し、平成 26 年から 5 年連続で戦後最少を更新するなど、犯罪情勢を示す指標に一定の改善が見られます。

しかしながら、子どもや女性、高齢者を対象とする犯罪等が多発しているほか、インターネットを 悪用した犯罪の増加、暴力団をはじめとした犯罪組織の潜在化が進むなど、犯罪が悪質・巧妙化して おり、県民の安全・安心を脅かす要因となっています。

また、刑法犯検挙人員に占める再犯者の割合(再犯者率)が 50%を超えた高止まりの状況にあり、 犯罪や非行を繰り返す者の中には、貧困や疾病など、立ち直りに多くの困難を抱える者がいます。

地域の絆が薄れて、地域社会が有していた防犯機能が低下しているといわれる中、犯罪被害者を一人でも少なくするためには、県民や事業所、関係機関・団体、自治体、警察等が協働して、県民一人ひとりの防犯意識を高め、地域を守っていくことが必要です。

取組みの方向

安全・安心の確保に地域社会全体で取り組むため、平成25年4月に施行された「犯罪の起きにくい安全で安心なまちづくり条例」に基づき、「自らの安全は自ら守る、地域の安全は地域で守る」スローガンのもと、自主的な防犯活動や犯罪の防止に配慮した環境整備の促進などを図るとともに、安全・安心に関する情報提供を積極的に行います。

また、警察基盤を強化し、振り込め詐欺をはじめとする特殊詐欺の撲滅や暴力団など犯罪組織の壊滅への取組みなど、犯罪の抑止と検挙を車の両輪にした「県民を守る」積極的な活動を推進します。

さらに、万が一犯罪被害にあった場合には、被害者や遺族及び被害関係者が、再び平穏な生活を営むことができるよう各種の支援を行うとともに、犯罪被害者等が存することを十分認識し、県民の理解と協力を得ながら、再犯防止の推進に取り組みます。

主な取組み

1 地域ぐるみで治安を維持する体制の構築

自主防犯ボランティア団体の結成や青色防犯パトロール活動への参加など、県民の自主防犯活動を 促進するとともに、自治体や事業所等と連携して、防犯カメラの普及促進や犯罪抑止に配慮した環境 整備に取り組むなど、安全を確保するためのセーフティネットを構築し、県内全域をまるごと安全で 安心なエリアにする取組みを強化します。

2 分かりやすい「安全・安心情報」の積極的な発信

県民の関心が高い身近な事件・事故情報や、子ども・女性・高齢者に対する犯罪を未然に防止する ための「安全・安心情報」をホームページ、マスコミなどを通じてタイムリーに発信します。

また、防犯意識を高めるため、視聴覚に訴える県警独自の自主制作番組の配信や、警察音楽隊の活動などにより、県民に「安全・安心情報」をより分かりやすく伝えます。

3 警察活動を支える基盤の充実強化

県民の安全・安心な暮らしを守るため、研修や教育訓練を通じて警察職員の職務執行力の強化を図るとともに、女性警察官の一層の活躍推進や退職警察職員の有効活用を推進するなど人的基盤の強化に努めます。

また、犯罪への対処能力向上に向けて、業務のICT化による警察力の充実強化をはじめ、科学技術の活用や捜査用資機材の整備拡充に取り組み、迅速かつ効果的な捜査活動を推進します。

4 振り込め詐欺をはじめとする特殊詐欺の撲滅に向けた取組強化

特殊詐欺の撲滅を目指し、県警察の総合力を発揮した取締りを強化するとともに、県民及び社会の抵抗力を高めるため、関係機関・団体等と緊密な連携を図り、分かりやすい防犯指導や広報啓発活動、被害防止対策などを推進します。

5 サイバー空間の安全確保

県民の日常生活の一部となっているサイバー空間の安全を守るため、多発するサイバー犯罪の抑止 や関係事件の検挙、サイバー攻撃の実態解明や被害の未然防止等に取り組みます。

6 暴力団の排除・根絶への取組み

事業主、行政に対する不当要求防止責任者講習を開催するとともに、社会全体での暴力団排除意識の高揚と暴力団排除運動の推進を図ります。

また、「愛媛県暴力団排除条例」の積極的かつ効果的な活用を図り、地域を挙げて暴力団の排除・根絶に取り組みます。

7 安心して外国人と共生できる社会の実現に向けた取組み

在留外国人が地域で安心して共生できる環境を整備するため、地域住民や関係事業者等と連携した支援を推進するとともに、共生を阻害する不法滞在など違法行為の根絶に取り組みます。

8 犯罪被害者支援の推進

民間被害者支援団体をはじめとした関係機関・団体との連携などにより、犯罪被害者や遺族及び被害関係者に、きめ細かく途切れることのない支援を行います。

また、被害者も加害者も出さない街づくりに向けた広報啓発活動などにより、社会全体で被害者を支える気運の醸成に努めます。

9 犯罪や非行の繰返しを防ぐための体制の構築

犯罪や非行をした者等の立ち直りや再犯の防止に向け、社会復帰を困難としている問題の解消を図るため、地域において必要な支援や情報の共有を図る体制の構築等に取り組みます。

10 新型コロナに便乗した犯罪の撲滅に向けた取組強化とDXによる防犯の推進

新型コロナに便乗した詐欺の撲滅やサイバー犯罪への対策強化に取り組むとともに、県民及び社会の抵抗力を高めるため、関係機関等と緊密に連携しながら、積極的に広く注意喚起を行います。

また、犯罪の予防・検知・検挙活動等にデータやデジタル技術を活用することで、効果的な防犯対策を推進するほか、メール等も活用し、県民に対して安全・安心に関する情報や自主防犯に活用できる情報を迅速・的確に届けられるよう取り組みます。

施策34 原子力発電所の安全・防災対策の強化









目標

原子力発電所の安全に万全を期する愛媛県にしたい

| 成果指標 | 基準値 | 目標値 (令和4年度) |
|--------------------------|---------------------|----------------|
| 原子力防災訓練参加機関の訓練目的・目標の達成割合 | 97.0% (平成 30 年度) | 100% |
| 原子力施設見学会等参加者数 | 617 人 (平成 30 年度) | 630 人以上 |

現状と課題

四国で唯一の原子力発電所である伊方発電所の安全規制については、原子炉等規制法等の関係法令に基づき国が一元的に行っていますが、県としても周辺住民の健康と安全を守る立場から、昭和 51 年に安全協定を締結し、環境放射線等の監視や発電所への立入調査を行うとともに、異常が発生した場合には、県民に対する迅速かつ正確な情報提供に努めています。

原子力発電所の安全性については、平成23年3月に発生した東京電力福島第一原子力発電所事故を踏まえ、原子力規制委員会が設置され、同事故の教訓や国内外の最新の知見を反映して策定された新規制基準に基づき審査する体制が整備されました。

伊方発電所3号機については、原子力規制委員会における厳正な審査において、新規制基準に適合するとして原子炉設置変更許可を受けましたが、県としては、原子力規制委員会の審査と並行して、伊方原子力発電所環境安全管理委員会原子力安全専門部会で安全性等を確認するとともに、県独自の安全対策として、国の基準を上回る電源対策や揺れ対策など8項目について四国電力に要請するなど県民の安心・安全の確保に努めてきました。

また、伊方発電所2号機の廃止措置や使用済燃料を式貯蔵施設の敷地内設置についても、同専門部会において、安全性等を審議・確認しているところであり、今後とも、運転の有無にかかわらず、伊方発電所全体の安全確保に万全を期す必要があります。

原子力防災対策については、東京電力福島第一原子力発電所事故の教訓等を踏まえ、原子力防災資機材を拡充配備するとともに、訓練やその検証結果を踏まえた広域避難計画の見直しなど充実強化に取り組んでいますが、更なる実効性向上のための取組みを不断に進めていく必要があります。

取組みの方向

伊方発電所で異常が発生した場合の迅速かつ正確な情報提供について、これまで以上に万全を期すとともに、四国電力に対し、伊方発電所の安全対策の一層の強化を求め、伊方原子力発電所環境安全管理委員会等で確認を行います。

また、安全対策の追求と並行して、避難計画の実効性向上のための見直しや具体化を不断に進めるなど、国・周辺県・市町・関係機関等とも連携協力しながら、原子力防災対策の一層の充実強化を図ります。

主な取組み

1 迅速かつ正確な情報の提供

県原子力センターを中心とした適切な環境放射線の監視や原子力発電所への立入調査、モニタリング資機材等の整備・更新等に取り組むとともに、伊方発電所で発生した異常事象については全て通報連絡を受け、県がランク分けをして公表するという「愛媛方式」の徹底を図り、県民への迅速かつ正確な情報提供に努めます。

2 原子力発電所の安全対策の強化及び県民への正しい知識の普及啓発

四国電力が実施する安全対策や原子力規制委員会が実施する審査の状況等について、県伊方原子力 発電所環境安全管理委員会等において確認するとともに、県として、必要な独自の追加的安全対策を 要請します。

また、身の回りの放射線測定体験教室や原子力施設の見学会、リーフレットの作成・配布等を通じて、放射線や原子力発電に関する正しい知識の普及啓発に努めます。

3 広域避難計画の充実強化

原子力災害が発生した場合に、住民が安全で迅速な避難ができるよう、実践的な訓練等を通じた避難計画の見直しや避難対策の具体化を進めるなど、避難計画の実効性向上に不断に取り組みます。

4 避難路等の交通基盤の整備

住民の避難等が迅速かつ安全に行えるよう、緊急時の住民避難や要員・物資輸送のための避難路等 (大洲・八幡浜自動車道、県道鳥井喜木津線等)の整備を進めます。

5 国・周辺県・市町・関係機関等との連携強化

広域的な防災活動が円滑に行えるよう、国・周辺県・市町・関係機関等との連携を図り、情報共有 や住民避難等の広域連携体制の強化に取り組みます。

6 原子力防災資機材等の整備・更新

ドローン等最新技術の駆使をはじめ、国・市町・関係機関等を結ぶ緊急時連絡網や原子力防災資機 材等の適切な整備・更新に努め、原子力災害に備えた防災体制の充実強化を図ります。

7 実践的な防災訓練等の実施

原子力防災訓練において、多くの住民が参加するための避難訓練の拡充のほか、ブラインド方式など複合災害に対応した実践的な訓練を実施して避難計画の見直しに反映するとともに、防災業務関係者等を対象とした研修を実施して、原子力防災の知識普及や対応力の向上、関係機関の連携強化を図ります。

えがお

基本政策2 やすらぎの愛顔あふれる「えひめ」づくり

政策 災害に強い強靭な県土づくり

目指す方向

台風や豪雨、地震等による自然災害の発生に備え、学校等の身近な施設の耐震化や治水対策、土砂災害防止対策など、被害を未然に防ぐための取組みを推進します。

また、本県に甚大な被害をもたらした平成30年7月豪雨災害の検証結果を踏まえつつ、 南海トラフ地震をはじめとする大規模災害や武力攻撃事態等の発生に備え、市町や関係機関 との連携・協力体制を整えるとともに、地域住民の防災活動や防災訓練への参加意識を醸成 するなど、地域防災力の向上を図ります。

そして、国土強靭化基本計画を踏まえた愛媛県地域強靭化計画により、地域の実情に応じた県土の強靭化を進め、県民の生命・身体・財産を守ることができる「災害に強い愛媛」を目指します。

-施策35 防災・危機管理体制の強化

目標 災害の被害を最小限にとどめ、県民の生命・身体・財産を守りたい

-施策36 災害から県民を守る基盤の整備

目標 災害に負けない公共施設や農林・土木施設をもっと増やしたい











目標

災害の被害を最小限にとどめ、県民の生命・身体・財産を守りたい

| 成果指標 | 基準値 | 目標値 (令和4年度) |
|----------------------|-----------------------------------|---------------------|
| 防災土の数 | 12,817 人 (H31.3現在) (平成30年度) | 21,561人 |
| 自主防災組織の訓練実施率 | 59.5% (平成 30 年度) | 85.0% |
| 県防災メール及びひめシェルターの登録者数 | 29,942 人 (平成 30 年) | 55,442人 |
| 応急仮設住宅候補地の確保率 | 99.2% (平成 29 年度) | 100%以上 |
| 土砂災害警戒区域の指定数 | 6,238か所 (平成30年度) | 16,311か所 (令和3年度) |

現状と課題

近年、台風や局地的な集中豪雨に伴う風水害、土砂災害の発生が相次いでおり、本県においても、 平成30年7月豪雨災害では、関連死を含め平成31年4月末時点で33名もの尊い命が犠牲となった ほか、約6,600棟もの住家被害など、甚大な被害を受けたほか、県地震被害想定調査では、南海トラ フ巨大地震が本県に最も甚大な被害をもたらすと想定されており、風水害や地震・津波などに対する 防災力の一層の強化が急務となっています。

加えて、石油コンビナート等における重大事故や武力攻撃事態など、県民の安全を脅かす事態が発生した場合における迅速かつ的確な対応も必要となっています。

取組みの方向

誰もが安心して暮らせる災害に強い地域社会を確立するため、県地域防災計画の見直しを随時行うとともに、自助・共助・公助が相互に連携・協力する体制を強化し、防災力の向上に取り組みます。また、東日本大震災の教訓や県地震被害想定調査の結果を踏まえ、今後発生が危惧されている大規模地震による被害を最小限に抑えるため、「えひめ震災対策アクションプラン」によりハード・ソフトの両面から計画的・総合的に施策を展開するとともに、豪雨災害を検証し、避難対策や地域防災力の向上等、得られた教訓や課題等への迅速な対応を行うなど、防災・減災対策を着実に進めます。

さらに、四国や中国地方をはじめ、他県等との広域応援体制を強化するとともに、「愛媛県広域防災活動要領」に基づき、市町や関係機関と連携して、全国から人的・物的支援を受け入れる体制を整備します。

併せて、災害時に必要不可欠な情報収集・伝達体制の確保を確実にするため、災害情報システムの 高度化や災害情報の住民への伝達方法の改善等に取り組みます。

加えて、県業務継続計画(県版BCP)や災害時行動計画の見直し等により、実効性の更なる向上に取り組むとともに、武力攻撃事態やテロなど様々な危機事案に対して、迅速かつ的確に対応できるように努めます。

そのほか、土砂災害から県民の生命を守るため、早期避難につながる土砂災害防止対策 (ソフト対策) の取組みを推進します。

主な取組み

1 災害対応力の強化

災害対応資機材・備蓄物資の整備更新や災害対策本部職員の防災専門機関での研修等による災害対策本部(本庁・地方局)機能の強化、実践的な防災訓練を通じた災害発生時の迅速な初動体制の確立など、災害の拡大を防止するための体制強化を図るほか、県、市町、自衛隊等の関係機関が大規模災害等に関する課題について、検討・協議等を行うことにより、地域防災力の向上を図ります。

また、石油コンビナート等に対する安全指導等を適切に実施し、自主保安体制の確立を促進するとともに、関係機関と連携して総合的防災対策の強化に取り組みます。

2 避難対策の強化

市町や自主防災組織等と連携し、住民の避難対策の充実強化に取り組みます。避難所生活に必要な 資機材の整備や避難所運営を担う人材の育成に取り組み、避難所における良好な生活環境の確保が促 進されるよう支援していきます。

また、被災者の不安解消や混乱防止のため、市町や関係機関と連携・協力しながら、安否照会や避難生活に必要な情報がスムーズに伝わる体制の構築に努めるとともに、生活必需品等の備蓄や民間企業との応援協定の締結を推進し、被災者に対する緊急援護物資の配付体制等の強化に取り組みます。併せて、高齢者・障がい者・外国人等の災害時要配慮者に対する支援の充実を図ります。

さらに「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」に基づき、津波避難対策 特別強化地域に指定された宇和海沿岸地域を中心に津波避難対策が促進されるよう支援していきま す。

加えて、市町や地域における津波避難計画の策定を支援します。

3 土砂災害防止対策 (ソフト対策)の推進

土砂災害から県民の生命及び身体を保護するため、基礎調査をもとに市町等と連携して指定を促進することにより、危険性の周知を図り、県民の早期避難につなげます。

4 防災通信システム等の充実

大規模災害時における発災直後からの確実な情報収集・共有・伝達体制を確保するため、多様な通信手段の確保や映像機能等の強化による防災通信システムの耐災害性の向上、災害情報システムの高度化、防災メール、SNS等の活用や市町が行う戸別受信機等の整備支援などによる住民への迅速かつ確実な情報伝達に努めるとともに、消防防災へリコプターと県警へリコプターの効果的な運営や訓練の充実、機材の計画的更新など、ヘリコプター運航体制の強化に取り組みます。

5 広域連携の推進

今後、南海トラフ巨大地震等が発生した場合、本県単独での対応には限界があることから、四国や中国地方をはじめ、他県等との情報共有化や広域応援体制の強化に取り組むとともに、市町や関係機関と連携して、拠点施設への資機材整備や「愛媛県広域防災活動要領」により、全国から人的・物的支援を受け入れる体制を整備します。

6 地域における防災力の向上

自主防災組織の中心的役割を果たす防災士について、全国1位を目指すほか、地域防災リーダーの 更なる養成やスキルアップなどを通じて、地域防災の要である自主防災組織の充実・強化に取り組む とともに、市町等と連携・協力しながら、防災意識の啓発や地域防災ネットワークの構築等に努めま す。 また、消防団員の確保に向けて、基本団員の加入促進とともに機能別消防団員制度の拡大を促進するほか、県消防学校を「地域防災にかかる人づくりの拠点」と位置付け、消防職員・団員の教育訓練はもとより、地域防災リーダーの育成に力を入れるなど、地域消防力の強化に努めます。

さらに、市町の各種ハザードマップ作成を支援します。

7 危機管理対策の推進

職員の危機対応能力の向上を目的とした研修会や訓練等を実施するほか、大規模災害が発生し、人的・物的資源に制約を受けた場合においても、業務を継続できる県業務継続計画(県版BCP)や、 災害時行動計画の見直し、民間企業との災害時応援協定締結など、体制の強化に努めます。

また、24 時間当直体制により危機事案に迅速に対応します。

8 豪雨災害を踏まえた初動・応急体制等の強化

平成30年7月豪雨災害の検証結果を踏まえ、愛媛県地域防災計画をはじめとする防災体制の見直しを進めるとともに、市町や関係機関と連携した災害時の避難情報の発令や伝達、救出・救助活動、被災者支援対応、仮設住宅の整備・確保など防災・減災対策の更なる充実強化を図ります。

また、県民一人ひとりが平時から災害リスクや避難行動について理解することが重要であり、継続的に防災教育、避難訓練などを実施し、災害時には自らの判断で適切に避難行動を取ることができるよう、自助・共助の更なる推進を図ります。

9 コロナ禍における適切な避難対策の充実・強化

コロナ禍において必要となる分散避難等の「新たな避難行動」、避難の際の衛生用品の持参、避難所での衛生管理の徹底などの避難時の感染回避行動を多様な媒体を活用して広く発信し、定着を図るとともに、避難所の運営主体である市町と連携し、避難所における感染症対策に取り組むほか、感染防止対策に重きを置いた実践的な訓練等を通じて、災害発生時の感染防止対策の充実・強化に努めます。

10 「安全・安心」スマート防災の実現

防災・減災へデジタル技術を積極的に活用するとともに、アプリやSNS等を活用した安全・安心情報の把握と提供を行うほか、災害に強い情報通信環境の整備・充実を図ることにより、より安全・安心で被害の軽減につながる防災・減災対策に取り組みます。

また、警備対策において、デジタル技術を活用することにより、迅速な対応につなげるとともに、 警察情報通信業務における情報通信インフラを整備することで、災害時においても業務を継続できる 環境を構築します。

施策36 災害から県民を守る基盤の整備

災害に負けない公共施設や農林・土木施設をもっと増やしたい

目標















| 成果指標 | 基準値 | 目標値 (令和4年度) |
|----------------------|------------------------|-----------------|
| 警察施設の耐震化率 (警察署) | 75.0% (平成 30 年度) | 93.8% |
| 洪水から守られる戸数 | 38,700 戸 (平成 30 年度) | 41,700戸 |
| 海岸保全施設整備による防護面積 | 9,010ha (平成 30 年度) | 9,250ha |
| 耐震強化岸壁整備率 | 60.0% (平成30年度) | 80.0% |
| 緊急輸送道路の防災対策の整備率 | 93.3% (平成 29 年度) | 100% (令和8年度) |
| 土砂災害防止施設により保全される人家戸数 | 44,582 戸 (令和元年度) | 46,717戸 |
| 社会資本の老朽化に起因する重大事故ゼロ | - | 0件 |
| 老朽ため池改修数 | 0 箇所 (令和元年度) | 60 箇所 |
| 肱川緊急治水対策による浸水被害解消戸数 | 570 戸 (平成 30 年度) | 1,180戸 |
| 緊急土砂災害対策による保全人家戸数 | 0 戸 (平成 30 年度) | 1,246戸 |

現状と課題

急しゅんな地形、ぜい弱な地質等の地理的特性を持つ本県は、台風や豪雨による風水害や土砂災 害など自然災害が発生しやすい状況であり、平成30年7月豪雨においては広範囲での記録的な豪 雨により、各地で河川の氾濫や土砂災害が頻発し、公共施設等で過去最大級の被害が発生しました。

また、近い将来、発生が予測される南海トラフ地震では、強い揺れと高い津波により甚大な被害が想定されています。

このため、災害による被害を軽減し、県民が安心して暮らせるように、公共施設、河川、道路、 港湾、海岸等の社会基盤の耐震化をはじめとする災害予防・減災対策を計画的に実施し、災害に強 い県土づくりを着実かつ迅速に進める必要があります。

一方、高度成長期以降、集中的に整備した道路や河川管理施設などの社会資本は、高経年化しており、老朽化の急速な進行が予測されているため、戦略的に施設の維持管理・更新を実施する必要があります。

取組みの方向

誰もが安心して暮らせるよう、平成30年7月豪雨災害で被災した社会インフラの復旧をはじめ、 台風や集中豪雨による風水害や土砂災害を未然に防止する河川改修や土石流・がけ崩れ・地すべり 対策、身近な河川の掘削など、県民の安全・安心に直結する様々な安全対策に努めるとともに、南 海トラフ地震など、大規模地震の発生に備えた、地震・津波対策となる基盤整備、公共施設の耐震 化、緊急輸送道路や港湾の整備等の防災対策を進めます。

また、普段の生活をはじめ、災害時においても、県民の安全・安心を支える社会資本の機能を維持する必要があるため、定期的な施設の点検や的確な修繕・更新を着実に実施します。

さらに、災害発生時においても速やかに復旧を行うことができる体制整備を図るなど、災害から 県民を守る基盤づくりを推進します。

主な取組み

1 安全で安心して暮らせる社会資本整備

地震、津波、高潮、洪水、土石流等による自然災害を未然に防止するとともに被害の拡大を防ぐため、既存施設の機能保全・強化を図りつつ、河川改修、河床掘削、海岸保全施設の整備等を進めるほか、砂防・治山・地すべり対策やため池改修等に取り組みます。

2 公共施設等の災害対応能力の強化

災害発生時には避難所としても活用されるなど、防災上の拠点としての役割を担う県庁・学校・病院等の公共施設や、災害警備活動の拠点となる警察施設の耐震化及び災害発生時における業務継続のための非常用電源設備の整備を推進します。

また、地震時等の応急活動に不可欠な避難や物流などのルートを確保するために、緊急輸送道路の橋りょうの耐震化や道路法面の防災対策、信号機の長期滅灯を防止する信号機電源付加装置の整備、防災拠点港湾や海岸保全施設の耐震化を図るほか、自衛隊駐屯地周辺道路の充実、東温スマートIC(仮称)の整備を通じて、大規模災害対応力を高めます。

このうち、学校施設は、児童・生徒が1日の大半を過ごす活動の場であるとともに、災害時には 避難所としても利用することから、県立学校については、施設の長寿命化対策を推進するとともに、 地震発生時の被害を少しでも軽減できるよう、窓・ガラス、内外装材など非構造部材の修繕に取り 組みます。

3 社会資本の戦略的な維持管理・更新

定期的な点検、診断、必要な対策の実施、点検や対策の履歴を記録し、次期点検・診断等に活用する「メンテナンスサイクル」を構築します。

また、安全性や経済性を踏まえ、施設を予防的に管理する「予防保全型維持管理」に転換し、適切な時期に必要な対策を実施することで、施設の延命化と、社会資本の維持管理・更新にかかるトータルコストの縮減や予算の平準化を図るなど、戦略的な維持管理・更新に取り組みます。

4 災害復旧・復興への迅速な対応

災害発生時の応急対策に関する企業との連携体制を強化するとともに、建設業者が速やかに事業 を再開し、応急対策を迅速に行えるよう建設業BCPの導入を支援します。

また、避難経路の確保はもとより、被害を受けた道路、河川、砂防、治山、港湾、海岸等の社会 基盤や、農地・農業用施設、林道、漁港等の農林水産基盤における機能の速やかな復旧により、県 民生活や産業活動への影響を軽減し、早期に地域の復旧・復興を進めます。

5 豪雨災害からの早期復旧・復興

平成 30 年 7 月豪雨等における公共土木施設の被災箇所については、早期復旧に向け工事発注を 進めており、原則として令和 2 年度末までに全ての復旧工事を完了します。

また、再度災害防止の取組みを進めるため、特に甚大な被害を受けた肱川については、国と連携して策定した「肱川緊急治水対策」に基づき、堤防整備を10年前倒しの令和5年度末までの完成に向け集中的に実施するとともに、山鳥坂ダムの令和8年度完成に向け事業を推進します。併せて、大規模な土砂災害が発生した地区においては、砂防施設整備を令和5年度末までの完成に向け実施します。

さらに、災害に伴い発生した土砂について、公共事業への再利用を促進します。

加えて、農林水産施設の被害に関しては、災害復旧事業による対応を基本に早期復旧を図るとともに、被害の拡大防止や経営の継続に必要な応急対策を早期に実施し、市町と連携して被災地の復旧・復興に努めます。

6 公共インフラの保守管理へのデジタル技術の活用

センシング技術等を活用して公共インフラの保守管理を効果的・効率的に実施する方法を研究することにより、公共インフラの保守管理の効率化や防災・減災につなげます。

えがお

基本政策3 輝く愛顔あふれる「えひめ」づくり

政策 地域で取り組む子育て・子育ち支援

目指す方向

よきパートナーとの出会いの機会を提供するとともに、身近なサポートセンターや保健所で出産や子育で等に関する様々な不安や心配ごとを解消するなど、保健・福祉・医療等が連携した適切な支援体制の下、安心して生み育てることができる環境整備を進めます。

また、愛媛の宝である子どもたちの健やかな成長と自立を家庭・学校・関係機関など、地域全体で見守り、支援することで、社会の中で果たすべき役割や責任について子どもたちの自覚を促します。

そして、夢を持ち続けながら子どもたちが元気に育つ、思いやりのある地域社会の実現を 目指します。

-施策37 安心して生み育てることができる環境づくり

目標 愛媛の子育てにもっと安心感が持てるようにしたい

-施策38 子ども・若者の健全育成

目標 子ども・若者が社会の中でもっと自立できるようにしたい

施策37 安心して生み育てることができる環境づくり





| 成果指標 | 基準値 | 目標値 (令和4年度) |
|---------------------------------|------------------------|--------------------|
| えひめ結婚支援センターの成婚報告数 | 1,056 組 (平成 30 年度) | 1,800組 (令和6年度) |
| 周産期死亡率(出生千対) | 1.9 (平成30年) | 3.6以下 (令和6年) |
| 地域子育て支援拠点施設の設置か所数 | 88 か所 (平成 30 年度) | 92か所 (令和6年度) |
| 認定こども園、幼稚園、保育所、地域型保育事業の利用人 数 | 40,884 人 (平成 30 年度) | 50,442人 (令和6年度) |
| ひとり親家庭の就業率 | 93.1% (平成 29 年度) | 94.0%以上 |

現状と課題

本県の出生数は、昭和48年(24,648人)を境に減少傾向が続き、平成29年(9,569人)には戦後最少になるなど、依然として少子化が進行しています。

また、核家族化や都市化の進展等により、家庭や地域の子育て力は低下しており、出産や育児に対する負担や不安が増大しています。

このような中、子育て中の親の孤立を防ぎ、負担感や不安感を軽減するため、子育てに対する地域住民の理解と関心を高め、地域における子育て家庭への支援体制を充実・強化することが求められています。

また、近年、痛ましい事件に至るケースも見られる児童虐待に対しては、一人ひとりの虐待の状況に応じて、時機を逸することなく、子どもの権利擁護に配慮した適切な対応が不可欠であり、発生予防からアフターケアまで、切れ目なく支援することが必要です。

取組みの方向

未婚化・晩婚化対策として、結婚を希望する独身男女に出会いの場を提供するとともに、妊産婦や乳幼児への保健対策を充実させるなど、子どもを生みやすい環境づくりを推進します。

また、保護者が愛情豊かに子どもと接することができるよう、地域での交流や相談を促進するとともに、ニーズに応えられる幼児教育や保育サービス等の提供を促進するなど、妊娠・出産・子育ての「切れ目ない支援」に総合的に取り組みます。

さらに、児童虐待の増加に対応するため、児童相談所を核とした虐待防止対策を推進するほか、ひとり親家庭等の自立に向けた総合的な支援に取り組みます。

主な取組み

1 未婚化・晩婚化対策の推進

えひめ結婚支援センターを核とする結婚支援として、1対1の個別お引合せや各種結婚支援イベントを県下全域で開催するなど、独身男女に出会いの場を提供します。

また、結婚を希望する方にはボランティアによるきめ細かな交際フォローや成婚へ向けた支援を行い、少子化の主たる要因と言われる未婚化・晩婚化の解消に努めます。

2 切れ目ない妊産婦・乳幼児への保健対策

妊娠・出産に関する正しい知識の普及啓発、妊婦や乳幼児の健康診査の適切な受診動奨や各種相談支援などにより、母性や乳幼児の健康の確保・増進を図るとともに、総合周産期母子医療センターを中心とする周産期医療体制の維持・強化に努め、適確な周産期医療を提供することにより、子どもを安心して生むことができる環境づくりを推進します。

3 みんなで支える子育て社会づくり

愛顔の子育て応援アプリ「きらきらナビ」を活用した「妊娠・出産・子育て(仕事)のワンストップ相談体制」の運用をはじめ、高齢者の経験を生かした子育て支援活動の一層の促進、県内紙おむつメーカーや市町と連携した紙おむつの購入支援等本県独自の子育て支援制度を推進するほか、子育て家庭や貧困等の問題を抱える子どものサポート体制を充実させるための官民共同ファンドを創設し、社会全体で子育てを総合的に支援します。

また、子どもたちが関わり合い、親同士や地域住民との交流を深める場として活用できる地域子育て支援拠点施設や、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を提供する子育て世代包括支援センターの設置促進、NPO等との連携・協働による子育て支援情報の発信力強化や子育て環境の更なる向上など、きめ細かな子育て家庭への支援充実に努めます。

さらに、自然の中で心の豊かさを育み、子育てに希望が持てる地域づくりを推進するため、えひめこどもの城の魅力向上に、隣接するとべ動物園や総合運動公園等と連携して取り組みます。 加えて、県内市町における子ども医療費無料化の取組みの底上げを図ります。

4 教育・保育サービスの充実

教育と保育を一体的に提供する認定こども園の普及を図るとともに、既存の幼稚園、保育所を含め、地域の実情を反映して市町が提供する教育・保育サービスの量が確保できるよう支援します。

また、子育て家庭のニーズに応じた教育・保育サービスの拡充を図るとともに、保育士を対象にした研修の充実などによる保育の質の向上、児童の放課後対策等に努めます。

5 保護を必要とする子どもに対する福祉の充実

保護を必要とする子どもの適切な保護や支援のために、地域が一体となって取り組む活動や、そのためのネットワークの構築を支援するとともに、住民への理解を深め、情報を共有するためのセミナーや研修会を開催します。

また、児童福祉司等の計画的な配置や専門性向上のための研修の充実などにより、児童相談所の機能強化に努めるとともに、市町、警察、学校など関係機関との連携・協力体制を一層強化するなど、児童虐待防止対策の充実を図ります。

6 ひとり親家庭等への支援の推進

ひとり親家庭等に対する経済的支援や学習支援等の子育て・生活支援に加え、ひとり親家庭の親の安定した就業による自立支援や子どもの養育費に関する法律相談等を実施することにより、総合的な自立支援に努めます。

7 コロナ禍でも安心して生み育てることができる環境づくり

コロナ禍で不安を抱える妊婦に対する分娩前検査の実施やICTを活用した児童虐待等に係る相談体制を整備することにより、安心して生み育てることができる環境づくりを推進します。

8 デジタル技術を活用した結婚・妊娠・子育てのワンストップ支援

オンライン婚活の本格導入や愛顔の子育て応援アプリ「きらきらナビ」の更なる活用促進等に取り組み、結婚・妊娠・子育てまでの総合的なワンストップ支援体制の整備を推進することで、望んでいる家庭像や人生を実現できるようサポート環境を構築します。













目標

子ども・若者が社会の中でもっと自立できるようにしたい

| 成果指標 | 基準値 | 目標値 (令和4年度) |
|--|--------------------|----------------|
| 公立小・中学校 (県立中等教育学校前期課程を含む) における 不登校児童生徒の割合 | 1.15% (平成 29年度) | 1.15%以内 |
| いじめを受けた児童生徒のうち相談した割合 | 96.9% (平成30年度) | 100% |
| 刑法犯で検挙・補導された少年の数 | 339人 (平成30年) | 200人 (令和4年) |
| 「SNS相談ほっとえひめ」の相談件数 | 626 件 (令和 2 年度) | 630 件 |

現状と課題

本県における少年非行については、総数は減少傾向にあるものの、低年齢化の傾向が見られるなど、依然、憂慮すべき状況にあります。

また、いじめや不登校、ひきこもり、ニート、虐待、貧困など、子ども・若者の抱える問題の複雑化、深刻化が懸念されています。

これらの背景には、急激な社会構造の変化に伴う家庭・地域における教育力の低下や、非正規労働者の増大等の不安定な就労環境、経済的格差の拡大と世代をまたがる固定化など、子ども・若者を取り巻く環境が厳しさを増している現状が指摘されています。

一方、近年のパソコンやスマートフォン等の普及は、青少年が違法・有害な情報に触れる機会を増大させるとともに、電子メールやグループ間の情報交換ツール等のソーシャルネットワーキングサービス(SNS)によるトラブル(インターネットを通じて行われるいじめを含む。)が、子どもや若者にとって深刻な問題となっています。

このため、まず、大人自身が社会の在り方を見直すとともに、子ども・若者一人ひとりが置かれた成育環境や発達段階に応じたきめ細かな支援により、社会全体で見守り、育てていくことが求められています。

取組みの方向

本県の子ども・若者の健やかな成長と自立を促進していくため、本人やその家族が抱える様々な 困難に対する相談支援体制の整備など、家庭・学校・地域・諸機関等がそれぞれの立場で役割と責 任を果たし、県民総ぐるみで見守り、育てる取組みを推進します。

また、いじめや不登校、非行の防止対策を各機関が連携して推進するとともに、インターネットを中心とした有害環境等の浄化に取り組み、青少年が健全に育つ環境の整備に努めます。

主な取組み

1 子ども・若者の社会的自立と社会参加の促進

子ども・若者に社会での役割や責任を自覚してもらうため、地域行事やボランティア活動などの 多様な社会活動への参加を促進するとともに、職業的自立を支援するための就職支援やひきこもり 支援等社会的自立に向けた取組みを推進します。

2 県民総ぐるみによる健全育成活動の推進

家庭・学校・地域・諸機関等の連携を強化し、県民総ぐるみによる青少年健全育成、非行・被害 防止運動を展開するため、強調月間に合わせた大会を開催するなど、あらゆる機会を捉えた啓発活 動、実践活動を展開します。

3 相談・ケア体制の整備・充実

いじめや不登校の未然防止、早期発見・早期対応のため、いじめの積極的な認知を促し教職員への研修を充実させるとともに、家庭はもとより、学校や地域が連携して、その対策に取り組む体制づくりを進めます。

また、いじめの防止等に関する児童生徒の主体的な活動と地域のサポート体制の構築を支援し、未然防止の強化を図ります。

さらに、学校へのスクールカウンセラー等の配置を拡大するとともに、24 時間体制でいじめや不 登校の相談に応じる従来の電話や電子メールに加え、SNSなど新しい情報交換ツールを活用した 相談体制の構築など、解決が困難な問題や重大な事件に遭遇した児童生徒等の心のケアを行う体制 を整備します。

加えて、平成30年7月豪雨災害により被災した児童生徒、教職員及び保護者に対し、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーを派遣するなどの心のケアに取り組みます。

4 少年補導活動等による非行防止対策の推進

目まぐるしく変化する少年を取り巻く環境を把握し、広域化する少年非行の実態や特性を理解するため、職員やボランティア等の研修などを実施して資質の向上を図り、効果的な補導活動を推進します。

また、学校において警察と連携した非行防止教室を開催することにより、少年の規範意識や正義 感、自己抑制力等を養うとともに、更生保護団体等と連携した立ち直り支援活動を促進します。

5 青少年に有害な環境の浄化

インターネットやスマートフォン等を安全に利用するための安全対策やフィルタリングの普及促進に向けた青少年への指導、保護者への啓発を図るとともに、サイバーパトロールの強化や学校裏サイト等の監視により、青少年が安全に安心してインターネット等を利用できるような環境づくりに努めます。

また、健全な育成を阻害するおそれのある図書類や有害がん具類に、青少年をみだりに触れさせないよう、事業者をはじめ県民全体に対し愛媛県青少年保護条例の内容を周知・徹底します。

6 児童虐待防止対策の推進

被害児童の情報収集・情報共有を図るため、児童相談所、警察、市町、学校など関係機関との連携を一層強化します。

また、子どもの安全確保を最優先に、児童相談所への警察官の配置や、面会を拒絶する家庭への、児童相談所職員と警察官との同行訪問など、迅速かつ毅然とした対応により、児童虐待の防止に取り組みます。

7 コロナ禍における子どもの心のケア体制の強化

SNSを活用した相談体制を整え、新型コロナに起因する不安やいじめ等、生徒の様々な悩みへの早期対応及び深刻化の未然防止を図ります。

えがお

基本政策3 輝く愛顔あふれる「えひめ」づくり

政策 未来を拓く子どもたちの育成

目指す方向

学校や家庭、地域が連携・協力してつくる安全で充実した教育環境の中、幼児児童生徒一人ひとりの能力・適性に応じたきめ細かな教育活動や障がいのある子どもとない子どもの相互理解の促進を図るとともに、高い資質を持った教員による知的好奇心をくすぐる学びを通して、子どもたちが確かな学力を身に付けることができる教育に取り組みます。

また、国際化や情報化など社会の変化に応じた特色ある学校づくりを進めるとともに、豊かな人間性を育てる体験学習等を推進します。

そして、愛媛の未来を拓く原動力となる、子どもたちの育成を目指します。

-施策39 魅力ある教育環境の整備

目標 子どもたちが学校や地域でもっと楽しく安心して学べるようにしたい

-施策40 確かな学力・豊かな心・健やかな体を育てる教育の推進

目標 子どもたちがたくましく生きる力を備えた人間へと成長できるようにしたい

-施策41 特別支援教育の充実

目標 障がいのある子どもたちがもっと安心して学び、自立し社会参加できるようにしたい

-施策42 教職員の資質・能力の向上

目標 子どもたちにとってもっと楽しくよく分かる授業ができるようにしたい

施策39 魅力ある教育環境の整備













目標

子どもたちが学校や地域でもっと楽しく安心して学べるようにしたい



| 成果指標 | 基準値 | 目標値 (令和4年度) |
|-----------------------|---------------------|-------------------|
| 公立小・中学校の普通教室へのエアコン設置率 | 34.1% (平成30年度) | 100% |
| 県立学校の教室へのエアコン設置率 | 50.1% (平成30年度) | 100% |
| 県立学校教職員防災士の数 | 526 人 (平成 30 年度) | 1,056人 (令和3年度) |

現状と課題

近年、家庭環境の多様化に伴う家庭教育を行う上での課題や地域コミュニティの弱体化、子どもの 自然・文化芸術体験活動の機会確保の必要性などが指摘されており、学校はもとより家庭、地域の多 様な主体が連携協力して教育に取り組んでいくことが求められています。

こうした中、県においては、教育に対する県民の意識・関心を高めるため、「えひめ教育の日」推進会議を中心に、県内全域で教育関連事業を実施するなど、県民総ぐるみで取り組む教育の推進に努めていますが、企業や教育関係団体等、多様な主体と連携した教育の推進に向け、一層の取組みが必要です。

一方で、学校内や登下校時に子どもたちが被害者となる犯罪が発生していることや、地震等の災害、 気象状況の変化に対応する必要性などから、安全・安心な教育環境を確保する取組みが求められてい ます。

また、全ての子どもたちがそれぞれ持つ能力を存分に発揮し、夢の実現にチャレンジできるよう、 平等な就学機会を確保するとともに、開かれた特色ある学校づくりを進め、魅力ある教育環境を整備 していく必要があります。

取組みの方向

教育に対する県民の意識や関心を高め、社会全体で教育に取り組むとともに、全ての幼児児童生徒が、身体的・経済的な理由等により教育を受ける機会を失うことのないよう配慮します。

また、安心して学習できる教育環境の確保に向けて、幼児児童生徒の安全を第一とした地域ぐるみの学校安全対策を充実させるとともに、社会の変化に対応した教育環境の確保に向けて、創意工夫を生かした特色ある学校づくり、地域に開かれた、愛され信頼される学校づくりを推進します。

加えて、私立学校の経営が健全かつ安定的に行われるよう、その自主性を尊重しつつ運営の支援に努めます。

主な取組み

1 学校や家庭、地域、企業等が一体となって取り組む教育の推進

「えひめ教育の日」や「えひめ教育月間」の普及・定着、地域住民が学校教育に協力する「地域学校協働活動」の活性化や、企業や団体が学校に対して出前授業等の教育支援を行う体制の整備などにより、学校や家庭、地域、企業等が一体となった魅力的で質の高い教育の推進を図ります。

また、奨学金制度により、経済的な問題で修学が困難な高校生等を支援します。

2 安全・安心な教育環境の整備

学校教育施設の耐震化(危険なブロック塀の改修や非構造部材の耐震化を含む。)・長寿命化を積極的に推進するとともに、教室へのエアコン設置率100%を目指します。

また、防災管理・防災教育の充実・強化のため、教職員防災士の育成・研修を通じて教職員の意識高揚と資質向上を図るとともに、幼児児童生徒が災害に対し適切に対応できる能力を養います。

さらに、学校敷地内への不法侵入に対する警戒や登下校時の見守り強化、家庭、学校、地域、企業、 警察等が連携した危機管理体制の強化、放課後等に地域の教育力を活用して様々な体験・交流活動等 の機会を提供する「放課後子ども教室」や学習を支援する「えひめ未来塾」の充実など、子どもたち が安全で安心して学べる教育環境を確保します。

3 開かれた特色ある学校づくり

幼児児童生徒の実態や地域の状況等に応じて、教育課程を工夫するとともに、指導方法や指導体制を改善します。

また、学校評価の充実による教育活動や学校運営の改善を進めることにより、学校組織の活性化を図ります。

4 私立学校の振興

建学の精神に基づく特色ある教育を展開する私立学校については、その自主性を尊重しつつ、各々の学校の状況に応じ、運営費補助や授業料助成等の振興方策を講じることにより、教育水準の維持向上と幼児・生徒のいる世帯の経済的負担の軽減を図るとともに、健全な学校運営の支援に努めます。また、各種情報提供等を通じ、公立・私立学校間の相互理解と連携を図ります。

5 豪雨災害被災者への就学支援

平成30年7月豪雨災害により被災し、経済的な理由により就学が困難となった児童生徒等に対し、 学用品費や医療費、給食費等の支援を行うほか、被災により修学が困難になった高校生等に対し、無 利子で学資金を貸与し、卒業を要件として申請により返還を免除することにより、教育機会の確保を 図ります。

また、被災により学習の遅れが懸念される児童生徒への学習サポートや、被災した学校の教員の負担軽減を図ります。

6 コロナ禍における感染防止対策

児童生徒の健康観察や家庭との連携により学校の水際対策を徹底するとともに、施設の消毒・手洗いの実施等感染回避行動を徹底することにより、児童生徒が安全・安心な学校生活を送れるよう支援します。

7 DXを通じた新しい学びのスタイルの創造と質の向上

「デジタル技術も活用した子ども本位の教育の在り方」を検討し、DXを通じた新しい学びのスタイルの創造と質の向上に取り組むことで、子どもにとって本当に必要な教育の在り方を追求し、一人ひとりにとって最適な学びの環境を提供します。

施策40 確かな学力・豊かな心・健やかな体を育てる教育の推進













目標

子どもたちがたくましく生きる力を備えた人間へと成長できるようにしたい

| 成果指標 | 基準値 | 目標値 (令和4年度) |
|--|---|--------------------------------------|
| 全国学力・学習状況調査における公立小・中学校 (県立中等教育学校前期課程を含む) の各教科の平均正答率合計の全国平均との比較 | 小学校 101.7% 中学校 102.8% (平成 30 年度) | 小学校 101.7%以上 中学校 102.8%以上 |
| インターンシップを行っている県立高校(県立中等教育学校 後期課程を含む)の割合 | 100% (平成 30 年度) | 100% |
| 道徳教育を推進する上で、指導内容の重点化を図っている 学校の割合 | 100% (平成 29年度) | 100% |
| 全国体力・運動能力、運動習慣等調査における体力合計点の全国平均点と本県平均点との差 | 中2男子 -1.02点 中2女子 -0.61点 小5男子 -0.51点 小5女子 -0.05点 (平成 30年度) | 中2男子0点 中2女子0点 小5男子0点 小5女子0点 |
| えひめ子どもスポーツ IT スタジアム参加小学校の割合 | 91.0% (平成 29年度) | 100% |
| 5日間の職場体験学習に取り組んだ公立中学校(県立中等 教育学校前期課程を含む)の生徒の活動に対する充実度 | 93.0% (平成 30 年度) | 97.0% |
| 県立学校の普通教室における電子黒板の整備率 | 31.3% (平成30年度) | 100% |
| 県の情報リテラシー向上アプリを授業等で活用した小中 学校の割合 | 96% (令和2年度) | 100% |
| ネットトラブルにあっていない児童生徒の割合(小4~中3) | 82.6% (令和2年度) | 90% |

現状と課題

平成30年度の全国学力・学習状況調査における本県の正答率は、小・中学校とも全ての教科、調査項目で全国平均以上となり、全国上位であったほか、児童生徒へのアンケートでは、「自分にはよいところがある。」と答えた児童生徒の割合が増えるなど、良好な結果となりました。

今後は、これらの調査やアンケートの結果を分析した上で、本県の学力向上のための実効性ある取組みを推進していく必要があります。

一方で、近年の地域社会における人間関係の希薄化や少子化等を背景として、子どもたちの倫理観や社会性、規範意識の低下が問題になるとともに、外で遊んだりスポーツを楽しんだりするのに必要な時間や空間、仲間の減少が懸念されています。

知、徳、体のバランスのとれた成長は、子どもたちが自ら考え、判断し、行動することのできるたくましい大人に成長するための基礎となるものであり、社会の変化に対応した多様な教育も取り入れながら、家庭や学校、地域が連携した効果的な教育に取り組んでいくことが必要です。

取組みの方向

幼児児童生徒が自ら学び、考える力を育めるよう、言語活動の充実など学習指導要領等の着実な実施により確かな学力の定着と向上に努めるとともに、望ましいキャリア教育や外国語教育、情報教育などを推進し、社会人として自立するために必要な能力を養います。

また、命を大切にする心や他人を思いやる豊かでたくましい精神を育みます。さらに、運動の場を提供し、体力の向上を図るとともに、健康的な生活習慣の確立を促進します。

主な取組み

1 確かな学力の定着と向上

県独自の学力診断調査を全ての学校で実施し、学力向上推進主任を中心に調査結果の分析を行うほか、授業評価システム等の活用による授業改善、自主学習プリントの提供などを行うことにより、各学校における学力向上に向けた検証改善サイクルを確立し、確かな学力の定着と向上に努めます。

また、教職員がゆとりを持って子どもたちに向き合える環境づくりを進め、幼児児童生徒一人ひとりの状況に応じたよりきめ細かな教育活動を行うとともに、学校図書館の整備・充実や家庭との連携による効果的な学習・生活習慣の確立、地域人材を活用した土曜教育の推進に努めます。さらに、ICT環境整備による教育の情報化を一層推進し、21世紀にふさわしい学校教育の創造に努めます。

2 社会的・職業的自立に向けた多様な教育の推進

社会人として自立するために必要な能力や望ましい勤労観・職業観の育成に向け、公立中学生による5日間の職場体験学習「えひめジョブチャレンジU-15」の実施や、県立高校においては、地域や産業界と連携し、スペシャリストとしての能力・資質を備え、地元で学び、地元企業で活躍する人材を育成するなど、小・中・高等学校の各段階におけるキャリア教育の推進を図るとともに、コミュニケーション能力やICTを適切に活用できる情報リテラシーの育成に努めます。

3 豊かな心を育む教育の推進

学校教育と社会教育の連携・融合を図りながら、県独自の道徳教材の活用や、地域人材をゲストティーチャーとして招へいしての授業など、道徳教育の充実や児童生徒の道徳性を育む体験活動の推進、また、豊かな感性や想像力を育む読書習慣の定着に努めます。

4 体力づくりの推進と運動習慣の定着

学校の教育活動等の中で子どもたちの体力・運動能力の向上が図られるよう、小学校にも体育を専門に担当する教員を配置し、公開授業等を通じて体育の授業改善を図ります。

また、県内の小学校が参加して、楽しみながら継続的に運動に取り組み、ホームページ上で運動の 記録を競い合うことができる「えひめ子どもスポーツITスタジアム」を開催し、体育の授業以外に も運動する機会を設けます。特に、決められた運動を3~5分程度実施することでポイントを加算し ていく「ポイント獲得部門」への定期的な参加を啓発することで、課題となっている児童の運動時間の確保に努めます。

さらに、幼稚園や保育所が参加できる「幼児プログラム」の更なる充実を図り、幼児期から運動に 親しむ習慣が身に付けられるよう取組みを推進します。

5 コロナ禍において児童生徒が安心して学校生活を送れるための支援

感染状況を踏まえて、児童生徒の学習支援、健康管理の補助や校内衛生環境の整備等を行う学校教育活動支援員を速やかに配置し、きめ細かな感染症対策や個に応じたサポートを行うことにより、児童生徒が安心して学校生活を送れるよう支援します。

6 教育環境の ICT化と子どもの学びのデジタルシフト

デジタル技術の活用に必要な環境整備をソフト・ハードの両面から、より一層推進するほか、教職員のデジタルリテラシーの向上にも取り組み、円滑な利用環境の維持・確保に努めることにより、子どもが安全で安心して利用できるICT環境を実現します。

また、令和3年度より一人一台端末が実現する機会を捉え、日常のテスト・ドリル等をコンピュータで自動採点するシステムを本格導入するほか、子どものデジタルリテラシー向上の取組みなどを推進することにより、子どもの情報活用能力の育成と個別最適化された学びを実現し、学力の向上等につなげるとともに、教員の負担軽減を図りながら、より質の高い教育活動を行います。

施策41 特別支援教育の充実









目標

障がいのある子どもたちがもっと安心して学び、自立し社会参加できるようにしたい

| 成果指標 | 基準値 | 目標値 (令和4年度) |
|--|--------------------|----------------|
| 進学・就職希望者の希望達成度 (県立特別支援学校高等部卒 業者) | 100% (平成 30年度) | 100% |
| 公立学校において、個別の教育支援計画の作成を必要とする幼児児童生徒のうち、実際に作成されている幼児児童生徒の割合 | 87.5% (平成 30年度) | 100% |
| 愛顔のえひめ特別支援学校技能検定 (県検定) 1級の年間 取得者数 | 50人 (平成30年度) | 50人 |

現状と課題

本県では、学齢期の子どもの数が減少するなか、特別支援学校や特別支援学級に在籍する子ども や、通級による指導を受ける子どもが年々増加しているうえ、障がいの重度化や重複化、多様化が 進む傾向にあります。

また、小・中学校、高等学校等の通常の学級に在籍する発達障がいを含め、障がいのある子どもへの対応が学校現場の課題となっており、一人ひとりの教育的ニーズに応じたきめ細かな支援体制の整備・充実とともに、全ての教員が特別支援教育に関する一定の知識・技能を有することが必要となっています。

加えて、平成26年に批准された「障害者の権利に関する条約」のもと、共生社会の形成に向けた 障がいのある者とない者が共に学ぶ仕組みであるインクルーシブ教育システムの構築が求められる なか、障がいのある子どもたちが安心して地域で学び、その持てる力を最大限に発揮できるよう、 特別支援教育の一層の充実を図ることが必要となっています。

取組みの方向

障がいのある子どもたちが快適に学ぶことができる学校環境づくりを進めるほか、特別支援教育における教員の資質向上に取り組みます。

また、学校や家庭、関係機関等が連携した早期からの支援体制を整え、一人ひとりの障がいの状態や発達の段階等に応じた指導・支援の充実を図ります。

さらに、幼稚部・小学部の段階からキャリア教育を推進し、障がいのある子どもたちの自立と社会参加を促進するとともに、交流及び共同学習を通じて、障がいのある子どもとない子どもの相互理解や地域の人々への特別支援教育に関する理解啓発を進めます。

主な取組み

1 教育環境の整備・充実

令和3年4月に新居浜特別支援学校の分校を四国中央市に開設するなど、特別支援学校に通う幼児児童生徒の増加や障がいの状態に応じた施設設備の整備を進め、安全・安心な学校生活が送れるよう学校環境の整備・充実に努めます。

また、どの学校にも障がい等による特別な支援を必要とする幼児児童生徒が在籍していることを前提に、特別支援教育に携わる教員がその専門性と指導力を高めると同時に、全ての教員が特別支援教育に関する一定水準の知識を習得できるよう、研修の充実を図ります。

2 学校や家庭、関係機関等が連携した早期からの支援体制の構築と指導・支援の充実

学校や家庭に加えて、医療・福祉・保健・労働等の関係機関が連携するネットワークを強化し、 学校と地域が一体となった早期からの支援体制の整備に取り組みます。

また、各学校において、障がいのある子どもが就学前から卒業後まで切れ目ない指導や支援を受けられるよう、個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成・活用を促進します。

さらに、特別支援学校の各地域における特別支援教育のセンターとしての機能を充実し、幼稚園、小・中学校、高等学校等における特別支援教育の体制整備や地域の障がいのある子どもたちへの支援強化を図ります。

3 障がいのある子どもの自立と社会参加の推進

企業や労働・福祉等関係機関と連携し、障がいの状態等に応じたキャリア教育に早期から取り組むとともに、引き続き「愛顔のえひめ特別支援学校技能検定」を充実するなど、本人の希望や適性に応じた進路の実現につなげます。

4 共生社会の実現に向けた交流及び共同学習の推進

特別支援学校に通う幼児児童生徒が、居住する地域の学校の障がいのない子どもたちとの交流及び共同学習を通じて、相互理解を促進するとともに、地域の人々と共に活動する機会を積極的に設けるなど、特別支援教育に関する理解啓発を進めます。

5 コロナ禍における特別支援学校での感染防止対策

換気が困難で密となりやすい特別支援学校のスクールバスを増便し、通学時の感染防止を図ります。あわせて、施設の消毒や手洗いの実施等感染防止対策を徹底することにより、児童生徒が安全・安心な学校生活を送れるよう支援します。

6 共生社会の実現とインクルーシブ教育システムの推進

デジタル技術を活用した各種教材やデジタル教科書、入出力支援装置等の整備、より実践的な教員のICT活用指導力向上を図る研修の実施により、障がいの有無にかかわらず全ての子どもが持てる力を高めながら学べる環境の構築を図ることで、特別支援教育の充実を図り、共生社会の形成を推進します。









目標

子どもたちにとってもっと楽しくよく分かる授業ができるようにしたい

| 成果指標 | 基準値 | 目標値 (令和4年度) |
|--|--|------------------------------------|
| 全国学力・学習状況調査における公立小・中学校(県立中等 教育学校前期課程を含む)の各教科の平均正答率合計の全国 平均との比較 | 小学校 101.7% 中学校 102.8% (平成 30 年度) | 小学校 101.7%以上 中学校 102.8%以上 |
| 県総合教育センターで実施している研修受講後の教職員 の資質向上度 | 81.8% (平成 29 年度) | 86.8% |

現状と課題

今日の学校現場では、安全・安心な学校づくりに加え、いじめや不登校への対応、特別支援教育の 充実など様々な課題が生じており、教職員にはこうした課題に適切に対応できる能力が求められてい ます。

そうした中、本県での教職員一人当たりの研修回数は、近年増加傾向にあるほか、授業評価システムを活用した授業改善実施率も上昇傾向にあるなど、専門的知識・技能の着実なレベルアップに努めています。

一方、職務の多忙化や学校を取り巻く環境変化の中で、心身に変調を来して休職する教職員が増えていることも問題となっています。

日々発生する様々な課題に的確に対処しつつ、子どもたちにとって楽しくよく分かる授業を行い、 地域社会から信頼される学校づくりを進めるためには、引き続き、社会の変化や学校現場のニーズに 対応した研修の機会を設け、多様で優れた資質・能力を有する教職員を養成・確保するとともに、安 心して働くことができる職場環境を整備していくことが必要となっています。

取組みの方向

幼児の主体性を育む保育や児童生徒にとって楽しくよく分かる授業を目指し、主体的・対話的で深い学びの実現を図るとともに、各種研修の充実や各校種間の交流といった勤務経験の多様化などを通して、教職員一人ひとりの専門的知識・能力の向上に努めます。

また、教職員としての自覚を高めるとともに、学校ぐるみで不適切な行動の未然防止に努め、健全な社会人としての資質向上を図ります。

さらに、教職員一人ひとりが自信と誇りを持って教壇に立ち、安心して働くことができる職場づく りを進めます。

主な取組み

1 教職員の専門的知識・能力の向上

経験年数に応じた基礎研修や、ライフステージに応じた各種職務別研修、大学との連携による研修の充実を図り、教職員の専門的知識・能力の向上を促進します。

また、教職員の自己研修を奨励するとともに、ICT利活用の知識と技能の向上を図るため、ICT研修など多様な研修機会の確保に努めます。

さらに、授業評価システムを活用した授業評価の実施や学習指導要領に対応した教科等の研究を推進し、学習指導や生徒指導における実践的指導力の向上を図ります。

このほか、幼児教育の振興・充実を図る研修を実施するとともに、子どもたちの発達段階の違いを 理解し連続性のある教育ができるよう、校種や学校規模を越えた連携・人事交流など、教職員の勤務 経験の多様化を積極的に推進します。

2 教職員としての自覚を高める取組みの推進

教職員の綱紀粛正と服務規律の確保に努めるとともに、指導が不適切と認められた教員に対しては県総合教育センター等で指導改善研修を行うなど、教員としての資質回復に努めます。

また、教員に必要とされる資質能力の保持を図るため、教員免許更新制度の円滑な実施に取り組みます。

3 教職員が安心して働くことができる職場づくり

教職員が孤立してしまわない職場環境づくりや、メンタルヘルス対策に力点を置いた教職員の安全と健康管理対策とともに、休職者の復職支援システムの円滑な運用と充実に努めます。

また、教職員の長時間労働の是正を図るため、教職員の業務をサポートする外部人材の活用、校務の効率化のための統合型校務支援システムやICTを駆使したテレワークの活用に取り組むなど、学校における働き方改革を進めます。

4 教員の教え方のデジタルシフトと校務のICT化

学習管理システムの活用により教員研修を改善し、効率的かつ効果的な研修の充実を図るとともに、教育現場における専門的なICT活用に係るサポート体制を整備することにより、教員のICTを活用した指導力の向上等を図ります。

また、テレワークの推進等校務に係るICT化の取組みを更に進化させることにより、教職員の校務に要する時間と負担の軽減を図ります。

えがお

基本政策3 輝く愛顔あふれる「えひめ」づくり

政策 生涯学習と文化の振興

目指す方向

県民一人ひとりが、自らの目標に向かって自己研さんに励み、あらゆる学びの機会を通じてその成果を表現することで、自己の成長と暮らしの充実を実感することができる生涯学習社会づくりを進めます。

また、豊かな文化や優れた芸術に気軽に親しめる環境づくりに努め、文化の創造や次代への継承を支える人材の育成を促進します。

そして、誰もが地域に誇りと愛着を感じられる、個性豊かな愛媛文化の創造を目指します。

- 施策43 学び合い高め合う生涯学習社会づくり

目標 生涯学び続けることができ、その成果をもっと社会に生かせるようにしたい

- 施策44 個性豊かな愛媛文化の創造と継承

目標 愛媛の文化に親しみ、もっと地域に誇りと愛着を感じられるようにしたい

施策43 学び合い高め合う生涯学習社会づくり



目標

生涯学び続けることができ、その成果をもっと社会に生かせるようにしたい

| 成果指標 | 基準値 | 目標値 (令和4年度) |
|------------------------|---------------------------|------------------|
| 県内公立図書館の県民1人当たりの年間貸出冊数 | 4.7 冊 (平成 29 年度) | 4.9 冊 |
| 生涯学習の講師として登録している者の数 | 807 人 (平成 29 年度) | 820人 |
| 学び舎えひめ悠々大学の対象講座登録数 | 1,398件 (平成29年度) | 1,600件 |
| 総合科学博物館の入館者数 | 224 千人 (平成26~29年度の平均値) | 235千人 (令和5年度) |
| 歴史文化博物館の入館者数 | 112 千人 (平成26~28年度の平均値) | 116千人 (令和5年度) |
| 県民一人当たりの生涯学習関連施設の利用回数 | 4.3回 (平成 29年度) | 4.4回 |

現状と課題

人生 100 年時代の到来が予測される中、平均寿命の伸びに伴う高齢者のライフスタイルの多様化に加えて、近年は若い人を中心に学び直す必要を感じる人も増えており、健康・スポーツ、音楽や美術など趣味的なもの、資格取得など職業上必要な知識・技能などを中心として、県民の生涯学習へのニーズが高まっています。

このため、県民一人ひとりが学びたいときに学ぶことができる様々な学習の機会を創り出し、学習ニーズの多様化・高度化に対応した学習環境を整備するとともに、社会において学習成果が適切に評価され、生かされるような環境づくりが必要となっています。

取組みの方向

子どもから高齢者まですべての県民が、それぞれの年齢や状況、個人の目標と学ぶ意欲に応じ自 発的に生涯にわたって学び続け、学び直すことができるよう、情報や活動の場の提供に努めます。

また、自己の体験や学習の成果をボランティア活動などによって社会に生かすとともに、一方で、 そうした他者の学びの成果を自らの活動に活用することができるような、「知の循環型社会」づく りを進めます。

主な取組み

1 自律的な学びへの支援

生涯学習社会を支える人材育成に努めるとともに、県生涯学習センターを核とした関係機関や団体の連携による「学び舎えひめ」の運営や、県民自らがふるさとらしさや愛媛らしさを探究する地域学(ふるさと愛媛学)の普及推進により学習機会や学習情報を提供するなど、自律的な学びへの支援を推進します。

2 社会教育基盤の体制整備と生涯学習の場の提供及び利用促進

学校・家庭・地域の連携支援に努めるほか、公民館や図書館における地域の学習拠点としての機能を拡充するとともに、県生涯学習センターや総合科学博物館、歴史文化博物館、えひめ青少年ふれあいセンター等、社会教育施設の一層の充実と利用促進を図り、県民の生涯にわたる学習活動の場の提供に努めます。

3 学習成果が社会に生かされる場の提供

情報通信ネットワークの構築や家庭教育支援・学校支援等に係るボランティア活動の充実に努めるほか、日頃の自己研さんから得た知識・技能を生かした成果の発表や小・中学生のふるさと学習作品の展示等を行う「生涯学習まつり」の開催などを通じて、生涯学習の輪を広げる活動を支援します。

4 生涯学習におけるオンライン活用と図書館・博物館のデジタルシフト

生涯学習施設でのオンライン活用等に取り組み、より多くの県民が、場所を問わず生涯学習に関われるようにすることで、県民の生涯学習の裾野を広げ、生きがいを持って過ごせる社会の構築を推進します。

また、県立図書館及び博物館のデジタルシフトを推進し、施設を訪れなくても図書や資料等を利活用できる環境を整備することにより、サービスの向上につなげるほか、貴重な資料等の破損・紛失リスクの軽減や長期的な保管と活用を図ります。

施策44 個性豊かな愛媛文化の創造と継承









目標

愛媛の文化に親しみ、もっと地域に誇りと愛着を感じられるようにしたい

| 成果指標 | 基準値 | 目標値 (令和4年度) |
|---|---------------------------|------------------|
| 県民総合文化祭等への参加者数(県民文化会館、生活文化センター、萬翠荘の利用者数を含む) | 1,006 千人 (平成 29 年度) | 1,045 千人 |
| 県美術館の年間利用者数 | 357 千人 (平成26~29年度の平均値) | 375千人 (令和5年度) |
| 国・県の文化財数 | 660件 (平成30年度) | 700件 |

現状と課題

文化は人々に楽しさや感動、安らぎをもたらし、人生を豊かにするほか、情緒あふれる人間性と感受性を養い、創造力を育むとともに、人間社会の基盤としての重要な役割を果たすことから、地域の多様な文化を守り、世代を越えて受け継いでいくことが求められています。

しかしながら、人口減少・過疎化の進行に伴う伝統文化の担い手不足や厳しい経済情勢により、 文化芸術活動を支える基盤のぜい弱化に対する危機感が広がっています。

誇りと愛着を持てる魅力あるふるさとを創るためにも、あらゆる世代の県民が文化・芸術に気軽 に親しむことができる環境を整え、貴重な愛媛文化を守り育てていくことが必要です。

取組みの方向

観光やまちづくり等の関連分野と連携協力しながら、優れた芸術に触れる機会や様々な文化活動を体験する機会を充実させるとともに、日頃から文化・芸術活動に取り組んでいる方に対し成果発表の場を提供することにより、県民の文化・芸術活動への意欲を高め、新しい愛媛文化の創造を担う人づくりを進めるほか、文化の持つ力を活用した「愛顔感動ものがたり発信事業」や「こども芸術祭」、「国際映画祭」の継続・発展、地域の宝である四国遍路の世界文化遺産登録に向けた取組みを推進することで、誇りと愛着を持てる魅力あるふるさと創りに努めます。

また、文化財の指定等を順次進め、その保存や活用を図るとともに、各地域の民俗芸能の振興と文化の交流に努めます。

さらに、県民文化会館や県美術館などの文化・教育施設が、文化活動の拠点として県民に親しまれ、利用しやすく、開かれた施設となるように努めるとともに、古くから愛媛の風土に培われた文化や伝統がより多くの県民に理解され継承されるよう学術的な調査研究を進め、研究成果を公表していきます。

主な取組み

1 質の高い文化・芸術に親しむ機会の充実

学校や地域において、世代を越えて伝えられる文化との触れ合いを通じて、子どもたちの豊かな情操をかん養するとともに、県民総合文化祭の県内各地での開催、美術館の展示の充実など、幅広い世代が日常の中で文化・芸術に触れることができる機会の充実に努めます。

2 新しい愛媛文化の担い手育成

アマチュア文化の祭典である県民総合文化祭を開催するほか、公益法人、民間企業等との連携による様々な文化交流・活動機会の提供を通じて、文化活動に取り組む団体等を育成・支援します。

3 文化・教育施設の整備と活用

県民文化会館や県美術館、総合科学博物館、歴史文化博物館等の文化・教育施設等について、県民ニーズを踏まえた各種の情報支援サービスや、展示品の解説ボランティアの充実などにより利便性を向上させるとともに、安全・安心に利用できるよう施設環境を整備するほか、民間企業の知恵を生かしたイベントの企画立案や施設利用提案などにより、施設の利活用を促進します。

また、総合科学博物館及び歴史文化博物館における学術的な調査研究成果を活用した魅力ある展示を実施することにより観覧者の増加に努めます。

4 地域資源を活用した新たな価値の創造

四国が誇るべき「四国八十八箇所霊場と遍路道」を人類共通の遺産として保護・保存し、次の世代にしっかりと継承していくため、四国他県や関係市町、大学、霊場会、経済団体等と一体となって世界文化遺産への登録を目指します。

5 文化財の保存・活用

歴史的な建造物をはじめとする各種文化財の修理や環境整備、防火・防犯対策、遺跡の発掘調査などを進め、県内の貴重な文化財の保存・活用に努めます。

6 美術館のデジタルシフト

美術館の所蔵品のデジタル化を促進し、ウェブ上で芸術・文化の魅力を積極的に情報発信するとともに、感染防止を図りながら、県民が文化や芸術に触れる機会を創出し、地域の文化・芸術の活性化に取り組みます。

えがお

基本政策3 輝く愛顔あふれる「えひめ」づくり

政策 スポーツ立県えひめの推進

目指す方向

えひめ国体・えひめ大会のハード・ソフトのレガシーを有効に活用し、県民誰もが、いつでも、身近な場所で気軽にスポーツに親しむことができ、自らの能力を地域の大会や全国大会等で発揮することができる環境を整えるとともに、県民に夢と感動を与えるプロスポーツの活動を支援することにより、地域との交流や、地域のにぎわい創出を促進します。

また、本県選手が国内・国際大会で活躍できるよう、質・量ともに充実した競技力の獲得を目指します。

そして、多くの県民が「する」「みる」「応援する」「支援する」といった様々な形でスポーツを楽しみ、達成感や充足感を得ることができる明るく活力に満ちた「スポーツ立県えひめ」の実現を目指します。

-施策45 スポーツを通じた豊かで活力ある地域づくり

目標 スポーツに親しむ人を増やし、もっと地域に活気とにぎわいを創り出せるようにしたい

-施策46 競技スポーツの振興

目標 愛媛にゆかりのあるスポーツ選手のレベルをもっと高めたい

施策45 スポーツを通じた豊かで活力ある地域づくり







目標

スポーツに親しむ人を増やし、もっと地域に活気とにぎわいを創り出せるようにしたい

| 成果指標 | 基準値 | 目標値 (令和4年度) |
|-----------------------|-----------------------|----------------|
| 総合型地域スポーツクラブの会員数 | 6,461 人 (平成 29 年度) | 7,100人 |
| 愛媛スポーツ・レクリエーション祭の参加者数 | 7,695人 (平成29年度) | 12,000人 |

現状と課題

スポーツは、心身の健全な発達や健康の保持・増進、生きがいづくりに役立つとともに、住民同士の交流を通じた地域の一体感や活力を醸成するなど、多くの効用を有しており、高齢化や人間関係の希薄化が進んでいる現在、その意義や価値がますます高まっています。

しかしながら、本県における成人のスポーツ実施率(週1回以上スポーツを行う人の割合)は、 全国平均を下回るなど活発とはいえない状況にあり、県民それぞれの生活環境に応じた主体的なスポーツ活動を促進していくことが課題となっています。

また、本県では、愛媛FCや愛媛マンダリンパイレーツ、愛媛オレンジバイキングスがプロスポーツチームとして活躍し、地域同士の交流やまちの活性化に貢献していますが、近年は観客動員数が伸び悩む傾向にあり、県民挙げて応援する気運を盛り上げていくことが求められています。

さらには、2020年 東京オリンピック・パラリンピックの開催を契機として、スポーツを通じた 地域活性化や国際交流の促進が期待されています。 (新型コロナウイルス感染拡大の影響により 1年延期され、令和3年の開催となった。)

取組みの方向

スポーツ・レクリエーション施設の整備や総合型地域スポーツクラブの育成等を通じて、子どもから高齢者・障がい者まで、県民誰もが年齢や身体状況に応じ、生涯にわたって身近にスポーツに親しむことができる環境を整え、地域に根ざしたスポーツの振興を図ります。

また、地域密着型のプロスポーツチームを本県の活性化に寄与する貴重な地域資源と位置付け、市町や各種団体等と連携してその活動を支援します。

さらに、野球を切り口とした取組みの推進や、2020年東京オリンピック・パラリンピックの事前 合宿誘致などを通じて、地域活性化や国際交流の促進を図ります。

主な取組み

1 生涯を通じてスポーツを楽しむことができる環境の整備

地域のスポーツ団体等との連携、スポーツ入門教室の開催、指導者派遣等の取組みにより、子どもが外遊びできる環境づくりや、学校における運動部活動の活性化、成人のスポーツ・レクリエーション活動を促進するなど、県民それぞれのライフステージとレベルに応じたスポーツ環境を整備します。

2 身近なスポーツ・レクリエーション施設の整備と活用

運動広場や体育館など、地域における身近なスポーツ・レクリエーション施設の整備について、 市町と連携した取組みを推進するとともに、既存施設を有効活用する観点から学校体育施設の開放 を一層推進します。

3 総合型地域スポーツクラブの育成による地域に根ざしたスポーツの振興

子どもから高齢者・障がい者に至るまで、誰もがスポーツを気軽に楽しみ、コミュニケーションを図れる場として、地域住民が主体的・自主的に運営する「総合型地域スポーツクラブ」の育成に努めます。

4 地域密着型プロスポーツの育成・支援

野球やサッカー、バスケットボールの地域密着型プロスポーツを振興し地域活性化につなげていくため、県民総ぐるみで支援する気運の醸成に取り組むとともに、イベント広報等による観客動員や地元スポーツ団体との交流を促進します。

5 「愛・野球博」を通じた野球王国復活に向けた取組み

野球大会やイベント等の開催を通じて、野球人口の拡大と競技力の向上に取り組み、文化・スポーツの両面から「野球の聖地」としての地位を確立し、野球王国・愛媛の発展、地域活性化を図ります。

6 「プロ野球球団」四国誘致の可能性調査・検討

プロスポーツの公式戦やキャンプ等を積極的に誘致するとともに、将来的な夢として、プロ野球球団の四国への誘致に向けた、四国他県等と連携しての可能性調査・課題研究等に取り組みます。

7 2020 年東京オリンピック・パラリンピックの事前合宿誘致

全世界の注目が日本に集まる好機を逃すことなく、大会を契機とした地域活性化と大会後の相手国・地域との継続的な友好関係構築を見据えて、感染防止対策を行いながら、市町や競技団体と連携した事前合宿の誘致や効果的な交流事業の実施に取り組みます。

8 新型コロナを契機とした県民が安心してスポーツに親しむことができる環境づくり

オンラインを活用したスポーツ機会の提供や感染防止対策を行った上でのスポーツイベントの実施など、県民が安心してスポーツに親しむことができる環境づくりを推進するとともに、コロナ後を見据えた積極的なスポーツイベント誘致に取り組み、交流人口の拡大を図ります。

9 eスポーツの推進

年齢、性別や障がいの垣根なく、誰もが生涯楽しめるeスポーツを、障がい者が気軽に実施できるよう環境整備を行うほか、障がい者と健常者の区分のない競技大会の実施に取り組むことで、eスポーツを活用した障がい者の社会参加や健康増進を図ります。

施策46 競技スポーツの振興



目標

愛媛にゆかりのあるスポーツ選手のレベルをもっと高めたい

| 成果指標 | 基準値 | 目標値 (令和4年度) |
|-----------------------------|------------------------|----------------|
| 競技人口の状況 | 37,192 人 (平成 29 年度) | 40,000人 |
| 日本スポーツ協会公認スポーツ指導者数(人口千人当たり) | 2.1人 (平成30年度) | 2.3人 |
| 国民体育大会における総合成績 (天皇杯順位) | 21 位 (平成 26 年度) | 10 位台 |
| 全国高校総体(インターハイ)入賞件数 | 33 件 (平成 26 年度) | 50件 |

現状と課題

本県の競技スポーツは、平成29年のえひめ国体で天皇杯・皇后杯ともに2位と、過去最高の成績を収め、翌年の福井国体でも天皇杯12位・皇后杯10位と、県競技力向上対策基本計画で定めた定着期(H30~)の目標順位(10位台)を達成し、平成30年度のインターハイで過去最高となる入賞件数を獲得しました。また、オリンピック等の国際大会で活躍するナショナルレベルの選手も増加するなど、近年の強化策の効果が現れてきています。

その一方で、人口の減少による競技人口の伸び悩みや、有力選手の県外流出、景気低迷による企業スポーツの停滞といった問題を抱えています。

このような中、国体に向けて強化してきた競技力を維持・向上させ、世界の舞台で活躍する選手 を育成していく必要があります。

取組みの方向

これまで高めてきた競技水準の維持・向上を図るとともに、指導者の養成・資質向上、ジュニアから成年までのあらゆる世代の選手たちの一体的・計画的な発掘・育成・強化、スポーツ医科学の 積極的な活用に取り組みます。

また、えひめ国体・えひめ大会のレガシーを活用し、各種の全国大会・国際大会等の戦略的な誘致、本県開催予定の日本スポーツマスターズ 2020 の成功に向けた体制整備を推進します。

さらに、えひめ国体の成果を継承し、中高生を対象に更なる競技力向上に取り組みます。

主な取組み

1 競技水準の維持・向上

えひめ国体に向けて高めてきた競技力の維持・向上を図り、競技団体やクラブチームの強化、国際大会で活躍する選手への支援、有望なアスリートの確保に取り組むとともに、関係機関との連携強化、練習環境の整備・充実に努めます。

2 指導者の養成・資質向上

優れた競技力や指導力を有するスポーツ専門員の活用や、競技専属アドバイザーコーチの招へい、 各種研修会の開催等により、指導者の資質向上を図ります。

3 ジュニアアスリートの発掘・育成・強化

競技団体等と連携しながら小・中学生を中心としたジュニア世代の有望選手の発掘・育成・強化 に一体的に取り組み、将来を見据えた競技力の底上げ及び向上を図ります。

また、将来、オリンピックをはじめとする国際大会で活躍する日本代表選手を本県から輩出するとともに、本県スポーツ界の次代を担う指導者となりうる人材を養成することを目指し、スポーツの潜在的な能力を有する児童生徒を発掘・育成します。

さらに、学校運動部活動、ジュニアクラブチームへの支援を行うほか、子どもたちがスポーツに 興味・関心を持つための取組みを推進します。

4 スポーツ医科学の活用

県スポーツ協会と連携しながら、スポーツ医科学知識の普及啓発や、スポーツドクター、トレーナーなどスポーツ医科学アドバイザーの競技団体等への派遣、選手へのメディカル・フィジカルチェックの実施など、最新のスポーツ医科学を活用した選手強化を推進します。

5 全国大会・国際大会等の誘致

えひめ国体・えひめ大会のハード・ソフトのレガシーを有効に活用し、障がい者、高齢者の競技 大会を含めた全国大会や国際大会を誘致・開催するとともに、スポーツ合宿等を積極的に誘致しま す。

6 日本スポーツマスターズ 2020 の開催

日本スポーツマスターズ 2020 の本県開催のための体制整備、機運醸成等、大会成功に向けた準備 を着実に進めるとともに、この大会を通じ、県民誰もがスポーツに親しみ、スポーツで県民の元気 を創造する「スポーツ立県えひめ」の実現を目指します。

7 中高生の競技力向上

国体等の全国大会における上位入賞を目指して、中高校生を対象に県外遠征や強化練習等の強化 事業を実施し、競技力の向上を図ります。

8 新しい生活様式に対応した競技力向上対策の推進

ジュニアアスリート育成プログラムのライブ配信やスポーツ専門員による学校等とのオンライン 交流及びデジタル機器を活用した指導者のスキルアップなど、新しい日常に対応した競技力向上対 策の推進に取り組みます。

えがお

基本政策4 やさしい愛顔あふれる「えひめ」づくり

政策 環境と調和した暮らしづくり

目指す方向

学校や地域、家庭、職場など多様な場における環境教育・学習を通じて、子どもから高齢者まで誰もが環境問題を正しく理解し、エネルギー消費の少ない生活スタイルへの転換や低炭素型のビジネススタイルの実現など、地球温暖化対策を実践する意識の醸成に努めます。

また、限りある資源を有効に活用するため、家庭や会社など身近なところから取り組める 3 R (リデュース (発生抑制)、リユース (再利用)、リサイクル (再生利用))の普及を促進するとともに、大気や水質など安全で快適な生活環境の保全に努めます。

そして、誰もが環境に配慮しながら暮らせる愛媛の実現を目指します。

一施策47 環境教育・学習の充実と環境保全活動の促進

目標 環境とのつながりについて認識を深め、環境保全活動にもっと積極的に取り組むよう にしたい

-施策48 地球温暖化対策の推進

目標 地球温暖化防止に対する一人ひとりの意識をもっと高めたい

-施策49 環境への負荷が少ない循環型社会の構築

目標 3 R にもっと積極的に取り組めるようにしたい

-施策50 良好な生活環境の保全

目標 安全で快適な生活環境の中で暮らせるようにしたい

施策47 環境教育・学習の充実と環境保全活動の促進

















目標

環境とのつながりについて認識を深め、環境保全活動にもっと積極的に取り組むようにしたい

| 成果指標 | 基準値 | 目標値 | |
|---|----------|---------|--|
| WIEDNAM | T | (令和4年度) | |
| 環境マイスター登録者数 | 110人 | 115 人 | |
| 場境やイスター豆球自奴 | (平成30年度) | 110 人 | |
| │ │環境教育・学習参加者数 | 25,355人 | 前年度より増加 | |
| 以現代的 - 「現代的」 - 「現代的 - 「現代的 - 「現代的 - 「現代的 - 「現代的 - 「現代的 - 「現代的」 - 「現代的 - 「現代的 - 「現代的 - 「現代的 - 「現代的 | (平成29年度) | 別十反みり垣川 | |
| 環境NPO法人数 | 152 団体 | 前年度より増加 | |
| 以 以 以 以 以 以 以 以 以 以 以 以 以 以 り り り り り り | (平成29年度) | 別十反みソ垣川 | |

現状と課題

私たちの日常生活や事業活動が環境に負荷を与え、環境問題が引き起こされている中、地域の環境を守り、持続可能な社会を築いていくためには、県民一人ひとりが環境とのつながりについて認識を深め、具体的な環境保全活動につなげていくことが重要です。

そのためには、子どもから高齢者まで幅広い世代を対象として、学校や地域、家庭、職場など、 多様な場において環境教育・学習を進めていく必要があります。

特に、学校における環境教育は、次代を担う子どもたちの環境に対する姿勢を決める大きな要素となることから、充実することが重要です。

さらに、2015年に国連で採択された国際社会全体の開発目標であるSDGsは、今後の環境保全活動や環境学習推進に不可欠な視点であることから、多様な主体が協働してSDGsの推進に取り組んでいく必要があります。

取組みの方向

県民一人ひとりが環境問題を自らの問題として意識し、環境保全活動に自主的・主体的に取り組めるよう、学校や地域、家庭、職場など、多様な場における環境教育・学習を推進します。

また、県民、環境活動団体、事業者、行政など各主体の環境に配慮した自主的な取組みが促進されるよう、担い手となる環境活動リーダーの育成や環境保全活動に積極的に取り組む団体への支援等を行うとともに、多様な主体の交流を促進し、協働のネットワークづくりを推進します。

さらに、環境情報の収集と積極的な提供に努めるとともに、大学や試験研究機関等と連携して環境に関する技術開発や試験研究の機能強化を図ります。

加えて、SDGSの推進を図るための普及啓発や、人材育成に取り組みます。

主な取組み

1 学校・地域等における環境教育・学習の充実

学校での総合的な学習の時間等を活用して、発達段階に応じた体系的な環境教育を推進するとと もに、地域の環境活動リーダーの活用や教材の研究・開発等に取り組み、次代を担う子どもたちが 環境問題に対する正しい知識を身に付け、積極的に環境保全活動に取り組む意識の醸成に努めます。

また、県体験型環境学習センターや公民館等が実施する環境に関する体験学習や環境保全活動を促進するなど、SDGsの考え方も踏まえた地域等における環境学習の活性化を図ります。

2 環境教育・学習を推進する人材の育成

身近なものから地球規模のものまで幅広い分野にわたる環境問題を総合的かつ体系的に理解し、 多様な場での環境教育・学習や環境保全活動の中心的な役割を担う人材を育成するため、教職員や 地域で活動する環境活動リーダー、企業のCSR担当者等のスキルアップ支援やSDGsの啓発を 図るとともに、相互交流の促進やネットワークづくりに取り組みます。

3 多様な主体との協働による環境保全活動の促進

環境活動団体、事業者、行政など、多様な主体が連携して環境保全活動に取り組む環境協働取組の推進に向け、自主的な環境保全活動等を促進します。

また、環境活動団体相互や行政・学校等との連携を図るなど、本県の特性を踏まえた環境教育・学習や環境保全活動が定着していくよう、協働のネットワークづくりを推進します。

施策48 地球温暖化対策の推進















目標

地球温暖化防止に対する一人ひとりの意識をもっと高めたい



| 成果指標 | 基準値 | 目標値 (令和4年度) |
|--------------------------------------|----------------------|----------------|
| 県地球温暖化防止県民運動推進会議の会員数 | 268 団体 (平成 30 年度) | 350 団体 |
| 県の事務事業に伴う温室効果ガス排出量の基準年(平成29年度)に対する割合 | - (平成 29 年度) | -5.0%以上 |
| 県内の温室効果ガス排出量の基準年(平成25年度)に対する | - | -27.0% |
| 割合 | (平成25年度) | (令和12年度) |

現状と課題

地球温暖化は、大洪水や干ばつ等の異常気象の増加や感染症の拡大を招くなど、生物の生存基盤を 脅かす深刻な問題であり、その主な原因である二酸化炭素をはじめとする温室効果ガス排出量の削減 に向けた取組みが国際社会全体で進んでいます。

しかしながら、近年の火力発電所の稼働増等により、我が国はもとより本県においても、温室効果ガスの排出量は増加しているところです。

このため、平成 29 年度に改定した「県地球温暖化防止実行計画」に基づき、県民総ぐるみで一層地球温暖化防止に取り組む必要があるほか、気候変動の影響による被害の回避・軽減対策の推進も求められています。

取組みの方向

県民一人ひとりが、日常生活や事業活動におけるエネルギー消費量と温室効果ガス排出量について 認識を深め、家庭における身近な省エネを積極的に実践できるよう普及啓発活動等に取り組むととも に、関係団体や企業等と連携・協力しながら、事業所における環境配慮活動の推進に必要な人材育成 や省エネ設備・施設の導入等を支援し、温室効果ガス排出量の一層の削減を進めます。

また、地域における温室効果ガス排出量の削減に向けて、県が率先して役割を果たすため、県有施設の省工ネ化等に取り組みます。

さらに、気候変動の影響による県民被害の軽減を図るため、県適応計画を作成し、気候変動に強い 県土づくりを目指します。

主な取組み

1 エネルギー消費の少ない生活スタイルへの転換促進

家庭での効果的な温暖化対策を推進するため、家庭の省エネ診断の普及に努めるなど、エネルギー 消費量と二酸化炭素排出量の「見える化」を進めるとともに、地球温暖化防止活動推進員や環境活動 団体、事業者等と連携・協力しながら、県民に地球温暖化防止につながる賢い選択「クールチョイス」 を呼びかけ、自転車や公共交通機関の利用拡大や、電力需要期である夏季や冬季に家族揃って快適な 場所で過ごす「クールシェア」、「ウォームシェア」の各キャンペーンの実施、家庭用燃料電池・蓄 電池の導入促進など、エネルギー消費の少ない生活スタイルへの転換を促進します。 また、体験等を通じて県民のエネルギー消費に関する意識の転換を図った上で、省エネ型家電製品・ LED照明や緑のカーテンの普及促進、家庭の節電に関する知識の普及や節電アイデアの提案等を行います。

2 事業者の省エネ化支援

温室効果ガスの総排出量のうち大きな割合を占めている事業活動からの排出量を削減するため、関係団体や事業者等と連携・協力しながら、冷暖房温度の適正化を図るクールビズ、ウォームビズ等のキャンペーンやエコドライブの取組みを推進するとともに、中小企業を対象とした省エネ診断や環境保全施設整備への融資など、事業所の環境配慮活動の核となる人材育成や環境配慮活動計画の策定、省エネ設備・施設の導入等を支援します。

3 県有施設のエネルギー管理の強化

エネルギー消費量の多い県有施設について、エネルギー管理マニュアルの整備を進めており、既に作成済みの施設についてはマニュアルに基づいた設備運用を徹底するとともに、費用対効果を十分に検証しながら、LED照明への更新やESCO事業(効果保証付き省エネルギーサービス)の導入等の省エネ化を推進し、さらに、デマンド監視装置の導入拡大や活用を図ることで、夏季・冬季の電力ピークカット・ピークシフト等にも留意します。

4 気候変動の影響による被害の回避・軽減対策の推進

豪雨や猛暑などの気候変動影響による県民被害の軽減や、農林水産業等の持続的な発展を図るため、本県の地域特性を踏まえた気候変動適応計画を策定し、既に取り組んでいる農業分野における栽培技術研究・高温耐性品種等への作付転換等の適応策に加えて、様々な関係分野の施策に気候変動適応の視点を組み込むなど総合的に取り組みます。

施策49 環境への負荷が少ない循環型社会の構築













目標

3 Rにもっと積極的に取り組めるようにしたい











| 成果指標 | 基準値 | 目標値 (令和4年度) |
|-------------------------|------------------------|--------------------------|
| 一般廃棄物の1人1日当たり排出量 | 915g/人/日 (平成 27 年度) | 868g/人/日 (令和2年度) 1 |
| 産業廃棄物の不法投棄等の件数 | 1件 (平成 29年度) | 0件 |
| 優良リサイクル製品等認定数 | 130件 (平成 29年度) | 175 件 |
| 市町災害廃棄物に係る団体等との災害協定締結件数 | 0件 (平成 29年度) | 20件 |

¹ 令和3年度以降は、次期えひめ循環型社会推進計画で検討

現状と課題

これまでの大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会システムは、日常生活を物質的に豊かにする 一方で、天然資源の枯渇への懸念を生じさせるとともに、大量の廃棄物を生み出し、焼却によるダイオキシンの発生や最終処分場のひっ迫、不法投棄など様々な環境問題を引き起こしました。

本県では、循環型社会推進計画の策定や資源循環促進税の導入により、廃棄物の排出抑制や減量化、リサイクル等を促進した結果、廃棄物の排出量や最終処分量は近年着実に減少していますが、 循環型社会の構築に向けた取組みを一層充実させていく必要があります。

また、平成30年7月豪雨災害の経験も踏まえ、大規模災害時に発生する災害廃棄物への対策が重要になっています。

取組みの方向

限りある資源を無駄にせず効率的に利用する取組みを県全体で推進するため、県循環型社会推進計画に基づき、資源循環促進税を活用するなどして、県民、事業者、行政等様々な主体が一体となって、3Rの推進や廃棄物の適正処理の推進のほか、循環型社会ビジネスの振興、大規模災害に備えた災害廃棄物処理体制の構築を目指します。

主な取組み

1 3 Rの推進

県民、事業者等の各主体が、循環型社会づくりの担い手としての意識を持ち、ライフサイクル全体での資源循環のため、積極的にそれぞれの役割を果たせるよう、環境月間や3R推進月間等における普及啓発や企業、各種団体等とのネットワークの構築に努めます。

特に、本来食べられるにもかかわらず廃棄されている食品ロスの削減対策や再使用製品の利用等 を促進します。

2 廃棄物の適正処理の推進

廃棄物の適正処理に向けて、排出事業者や処理業者に対する監視・指導体制の強化、優良処理業者の育成等に取り組むとともに、PCB廃棄物の期限内の適正処理を推進します。

また、市町等と連携・協力し、不法投棄事案に対して迅速かつ的確に対応するほか、海洋ごみ対策を推進します。

3 循環型社会ビジネスの振興

他の模範となるようなリサイクル製品や3Rに積極的に取り組んでいる事業所等を優良モデルに 認定し、環境イベントにおけるPRや販路開拓の支援など、循環型社会ビジネスの育成・支援に取り組みます。

また、企業等と連携しながら、製紙スラッジの発生抑制や有効利用技術などの地域の特色を生か した3R技術や新たな再資源化システム等の研究開発、ビジネスモデルの事業化を促進します。

4 災害廃棄物処理体制の構築

南海トラフ地震等の大規模災害に備え、市町、関係機関、民間事業者等と連携して、より実効性のある災害廃棄物処理体制の構築を推進します。

特に、仮置場の事前確保や廃棄物の分別の徹底、広域処理体制の整備等、平成30年7月豪雨災害から得られた災害廃棄物の処理に関する知見や課題等を踏まえ、災害廃棄物の適正かつ円滑・迅速な処理に向けた対策を積極的に進めます。

施策50 良好な生活環境の保全























| 成果指標 | 基準値 | 目標値 (令和4年度) |
|----------------------------|--|---------------------------|
| 大気環境基準達成率 | 84.9% (平成 29 年度) | 100% |
| 水質環境基準達成率 | 87.5% (平成 29 年度) | 100% |
| 法令等に基づく工場等立入調査における排出基準等適合率 | ばい煙 100% 排水 98.0% (平成 29 年度) | ばい煙 100% 排水 100% |
| 高圧ガス等事故発生件数 | 7件 (平成24~28年度の平均) | 7件以下 |
| 豪雨災害で被災した水道施設の復旧率 | 0% (平成 30 年度) | 100% |

現状と課題

我が国では、高度成長期の急速な工業化の進展等に伴い、大気汚染や水質汚濁など深刻な公害問題が各地で発生し、大きな社会問題となりましたが、発生源に対する規制の実施や公害対策技術の進歩等により、現在では、大気や水質、土壌、騒音等の環境基準の達成率や規制基準の遵守状況は高水準となるなど、大きく改善が図られ、生活環境は概ね良好な状況にあります。

一方、大陸からの影響が懸念される P M2.5 (微小粒子状物質)等の新たな環境基準項目等への適切な対応も求められていることから、今後とも、監視・測定体制の整備や事業者への指導の徹底等を図り、各種環境基準の達成・維持に努め、県民の良好な生活環境を保全する必要があります。

また、平成30年7月豪雨災害により、土砂の流入や冠水などで被災した水道施設の早期復旧を図るとともに、近い将来発生が予測されている南海トラフ地震等に備えて水道施設の耐震化を進める必要があります。

取組みの方向

安全で快適な生活環境を保全するため、監視体制の充実及び適正な排出規制等を実施し、各種環境基準の達成・維持を図るとともに、公害の未然防止に取り組みます。

また、生活排水対策の推進による水質汚濁の防止や、安全な給水体制の確保を図り、安心できる水環境づくりを進めるとともに、高圧ガス等を取り扱う施設の保安確保に取り組みます。

主な取組み

1 良好な大気、水、土壌環境の保全

新たな環境基準項目等にも対応するため、監視体制の充実・強化を図るとともに、県民への情報 提供に努めます。 また、事業場等の発生源に対しては、法令や条例に基づき、ばい煙や排水等に係る適正な規制の 実施及び法令遵守の徹底を指導するとともに、土壌汚染事案が判明した際には適正な措置の実施を 指導し、生活環境の保全及び健康被害の未然防止に努めます。

2 騒音、振動、悪臭の防止

必要に応じ、関係自治体と連携し、環境基準の類型当てはめ地域及び規制地域の指定や見直し並びに規制基準の見直し等を図り、生活環境の保全及び健康被害の未然防止に努めます。

3 生活排水対策の推進と安全で良質な水の確保

生活排水に関する県民の意識を啓発しながら、地域の実情や特性に応じた公共下水道や農業集落 排水、合併処理浄化槽等の計画的な整備を促進するとともに、より安全で良質な水を確保するため、 水道事業者が実施する水道水源保全対策を支援します。

4 高圧ガス等取扱施設の保安確保

高圧ガス・火薬類等を取り扱う施設に対する検査を適切に実施するとともに、関係団体と連携・協力しながら、保安講習会を開催するなど、保安意識・技術の向上に努めます。

また、事故原因の大部分を占める腐食管理不良及びヒューマンエラー(誤操作・誤判断)への対策として、日常点検及び月次点検の強化や保安教育の充実など、事業者に対して自主保安体制の強化を指導します。

5 豪雨災害により被災した水道施設の早期復旧と水道施設の耐震化

平成 30 年 7 月豪雨災害により被災した水道施設については、市町の意向も踏まえながら、国、関係機関等と連携、調整を行うとともに、技術的な助言等に努め、早期復旧の実現を目指します。また、南海トラフ地震等に備え、水道事業者等に対し、耐震化に係る交付金の活用、耐震化計画の策定促進などを助言し、水道施設の耐震化を推進していきます。

えがお

基本政策4 やさしい愛顔あふれる「えひめ」づくり

政策 自然と共生する社会の実現

目指す方向

四季折々に美しい姿を見せ、県民にやすらぎを与える豊かな自然環境が、地域住民やボランティア団体・NPO、行政など多様な主体によって適正に管理・保全されるとともに、希少な野生動植物をはじめとする豊かな生物多様性が見られる地域づくりに努めます。

また、緑豊かで魅力ある里地・里山・里海の多面的機能に誰もが気付き、愛媛のかけがえのない財産として、守り続けることができるよう県民意識の醸成に努めます。

そして、豊かな自然と共生できる、ふるさと愛媛の実現を目指します。

- 施策51 豊かな自然環境と生物多様性の保全

目標 豊かな自然を守り、次世代にもっと引き継ぎたい

-施策52 魅力ある里地・里山・里海づくり

目標 豊かな自然あふれる里地・里山・里海を守り育てたい

施策51 豊かな自然環境と生物多様性の保全















| 成果指標 | 基準値 | 目標値 (令和4年度) |
|------------------------|------------------------|-----------------------|
| 自然公園、四国のみちの利用者数 | 5,357 千人 (平成 29 年度) | 5,750千人以上 |
| 自然保護指導員・野生動植物保護推進員等の人数 | 187人 (平成 30 年度) | 187人 |
| 鳥獣保護の違反件数 | 4件 (平成 29年度) | 0件 |
| 生物多様性の認識度 | 55.0% (平成 28 年度) | 60.0% (令和3年度) 1 |

¹ 令和4年度以降は、次期生物多様性えひめ戦略で検討

現状と課題

本県は、西日本最高峰の石鎚山を中心に連なる山々や多島美を誇る瀬戸内海、変化に富んだ宇和海のリアス海岸など、豊かな自然環境に恵まれるとともに、それぞれの地域で多様な生態系が築かれています。

この豊かな自然との触れ合いを求めて、県内の自然公園等には県内外から多くの人々が訪れていますが、ごみの放置など、自然を傷付ける行為も見られるため、適正な利用と自然保護を啓発するための取組みが必要であるとともに、豊かな自然に親しむ来訪者を増やすことも重要となっています。

また、近年、野生動植物の乱獲や違法採取、生息・生育環境の悪化、外来生物の影響等により、地域固有の種が絶滅の危機に直面しているため、保護活動の強化が求められています。

取組みの方向

市町や環境保護団体等と連携・協力しながら、自然公園等の適正な保護を図るため、自然環境の保全と利用を両立させるためのルールの啓発や違反行為に対する監視・指導に取り組むとともに、エコツーリズム等による自然公園等の魅力創生と利用促進を積極的に推進します。

また、県レッドデータブックで明らかになった希少野生動植物の適切な保護・管理に取り組み、生物多様性の保全に努めます。

主な取組み

1 自然公園等の適正な保護と利用の促進

自然保護意識の普及啓発や自然公園等における各種行為の規制等を通じて自然環境の保全に努めるとともに、自然公園が安全かつ快適に利用できるように、案内板や防護柵等の整備・補修に取り組みます。また、外国人利用者が増加していることから、四国のみちでは、案内板の多言語表記を進めます。

2 環境と調和したエコツーリズム等の推進

本県の魅力あふれる自然を生かしたエコツーリズムについて、各種媒体により情報発信するとともに、市町、エコツアー事業者、観光事業者、地域等と連携し、ガイド等の人材育成や魅力的なツアープログラムを造成し、エコツーリズムの普及に努めます。

特に石鎚山系を有する地域において、引き続き県下の優良モデルとするべく、エコツーリズム等を推進するための人材育成やツアープログラムの開発支援、ヒルクライムのブランド化支援、エコイベントの開催、トイレの維持管理等に取り組み、地域の活性化と自然環境保全の両立を図ります。

3 生物多様性の保全に向けた取組強化

「第2次生物多様性えひめ戦略(平成29年2月改定)」に基づき、平成24年度に設置した生物 多様性センターを中心に、生物多様性保全の調査・研究をはじめ、情報収集、標本管理、人材育成 等に取り組むとともに、希少野生動植物の捕獲・採取の規制等を行います。

また、県民一人ひとりが多くの野性動植物が絶滅の危機にさらされていることを十分認識できるように、平成26年度に改訂した「愛媛県レッドデータブック2014」を活用し、市町や関係団体等と連携・協力しながら、県民に分かりやすい普及啓発と保全活動の促進・定着に取り組みます。

施策52 魅力ある里地・里山・里海づくり







| 成果指標 | 基準値 目標値 (令和4年度 | |
|-----------------------|------------------------|----------|
| 農地や農業用水などの保全活動に取り組む面積 | 15,874ha (平成 30 年度) | 19,100ha |
| 棚田の保全整備地区数 | 274 地区 (平成 30 年度) | 314 地区 |

現状と課題

里地・里山・里海は、農林水産業の営みによって維持され、食料を安定的に供給する基盤としての機能に加え、豊かな自然環境の保全や多様な文化・社会の形成といった多面的機能を有しています。

しかし、近年、人口減少や高齢化による担い手不足や、耕作放棄地の増加などにより、こうした 機能の維持が困難になってきています。

また、森林の適正な管理が行き届かない原因の一つとされる不在村森林所有者への効果的な対策も急務となっています。

農山漁村の持つ多面的機能を十分に発揮させ、緑豊かで魅力ある里地・里山・里海を守り育てるために、豊かな自然や文化など、特色ある資源を生かした農山漁村の環境整備や集落活動の活性化が求められています。

取組みの方向

里地・里山・里海の持つ多面的な機能が発揮されるためには、持続的に人の手によって適切に維持される必要があります。

このため、農山漁村の活性化を通じ、農林水産業と自然との共生が再現されるよう、景観・自然 環境の保全や集落環境の整備を進めるとともに、愛媛ならではの資源を生かした集落活動の支援や 定住の促進に取り組みます。

主な取組み

1 里地・里山・里海の環境整備

農山漁村の持つ美しい景観や豊かな自然環境の保全を図るため、耕作放棄地の発生防止と解消をはじめ、中山間地域の棚田の保全や水環境の改善など、里地・里山・里海の総合的な環境整備に取り組みます。

2 地域活動の支援

地域コミュニティの持続的な発展を図るため、生き物教室の開催や集落ぐるみのため池管理など 地域主体の自然や農業水利施設の保全活動等を支援するとともに、農山漁村に伝わる文化や伝統、 景観などの地域資源の保全・伝承に取り組みます。

3 新たな魅力創造の支援

マウンテンバイクやキャニオニング、シーウォーカーなど、豊かな自然や特徴的な地形などを利用したイベント・大会の持続的な開催を支援することにより、新たな聖地づくりを進め、地域固有の魅力創造に努めます。

4 集落環境の整備と定住の促進

集落道の整備や排水対策、飲雑用水の確保など、農山漁村の活力再生へとつながる集落環境の整備を推進し、定住促進のための基盤づくりに努めます。

えがお

基本政策4 やさしい愛顔あふれる「えひめ」づくり

政策 環境にやさしい産業の育成

目指す方向

地球の恵みともいえる太陽光やバイオマスエネルギー等の再生可能エネルギーの更なる利活用に取り組みます。

また、適正な森林管理の下、間伐材の利用促進に努め、愛媛の豊富な森林資源を守るとともに県内経済活性化への貢献が期待される低炭素ビジネスの成長を促進します。

そして、これまでに培ってきた技術や地域特性を生かしながら、地域経済を牽引していく 環境にやさしい産業を育て、環境保全と産業活動が好循環する社会の実現を目指します。

- 施策53 再生可能エネルギー等の利用促進

目標 再生可能エネルギーをもっと普及させたい

施策54 低炭素ビジネスの振興

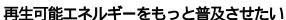
目標 県内企業がもっと低炭素ビジネスに参入できるようにしたい

-施策55 恵み豊かな森林(もり)づくり

目標 恵み豊かな愛媛の森林(もり)をもっと活用したい

施策53 再生可能エネルギー等の利用促進















| 成果指標 | 基準値 | 目標値 (令和4年度) | | |
|-----------------------|-----------------------|----------------|--|--|
| 再生可能エネルギー等導入可能性調査実施件数 | 8件 (平成 29年度) | 23件 | | |
| 家庭用燃料電池の導入実績 | 1,017台 (平成29年度) | 1,817台 | | |
| 家庭用蓄電池の導入実績 | 1,346台 (平成29年度) | 2,696台 | | |
| バイオディーゼル燃料生産量 | 389kl (平成 29 年度) | 904k1 | | |
| 林地残材の発電等への利用量 | 9,112 t (平成 29 年度) | 80,000 t | | |

現状と課題

我が国は、これまで国内のエネルギー供給の大部分を、石油をはじめとする化石燃料や厳格な安全性が求められる原子力に依存してきました。

一方、環境への負荷が少ない太陽光、風力、小水力、バイオマスといった再生可能エネルギーは、 災害時の代替エネルギーとしても注目されていますが、出力の安定性やコストの面で課題がありま す。

本県では、長い日照時間を活用した太陽光発電をはじめ、使用済み天ぷら油、タオル繊維くず、 林地残材などのバイオマスのエネルギー利用のほか、県営ダムや工業用水、農業用水を活用した小 水力発電等の可能性も含め幅広く検討し、できる限り地域特性を生かした再生可能エネルギーの利 活用に取り組むことが求められています。

取組みの方向

再生可能エネルギーは、環境への負荷が少なく、地域経済の活性化等の効果が期待されることから、国の補助制度を活用した再生可能エネルギーの導入促進や、再生可能エネルギー利用に対する 県民の意識啓発に取り組みます。

また、技術的課題やコスト問題等の解決を図るため、関係自治体や企業、大学等との連携・協力に努めます。

主な取組み

1 小水力・バイオマス発電等の導入促進

エネルギー資源の多様化や有効活用の観点から、導入が比較的進んでいない小水力発電や各種バイオマス発電などの導入促進に取り組みます。

2 地域特性を生かしたバイオマスの利用促進

バイオマス活用推進計画に基づき、豊かな農林水産資源を誇る本県の地域特性を生かして、林地 残材を利用した木質バイオマス等の利用を促進するとともに、地域のバイオマス資源である使用済 み天ぷら油等を原料とするバイオ燃料の利用拡大を図ります。

3 再生可能エネルギー導入促進によるエネルギーの地産地消の推進

エネルギーの地産地消を目指し、関係自治体や企業、大学等と連携・協力しながら、太陽光や小水力、風力、潮力などの再生可能エネルギー導入に関する技術的課題やコスト問題等の解決、情報の共有化に努めるとともに、未利用エネルギーの研究開発など、国への政策提言に取り組みます。 さらに、国のエネルギー施策を踏まえながら、再生可能エネルギーの導入促進について、適宜有効な施策を講じます。

4 家庭用燃料電池・蓄電池の導入促進

エネルギー効率の飛躍的向上に資する家庭用燃料電池並びに電力需給の安定化及び停電時の安心 安全の確保に資する家庭用蓄電池の導入促進に取り組みます。

施策54 低炭素ビジネスの振興













目標

県内企業がもっと低炭素ビジネスに参入できるようにしたい

| 成果指標 | 基準値 | 目標値 (令和4年度) |
|-------------|--------------------|----------------|
| J-クレジット認証件数 | 93 件 (平成 29 年度) | 118 件 |

現状と課題

本県の二酸化炭素排出量は、平成28年度時点で産業・民生業務部門が県全体の約7割を占めるなど、事業活動が環境に与える負荷が大きいことから、事業者は、二酸化炭素の排出削減をはじめ、環境に配慮した事業活動に取り組む必要があります。

今後、事業活動を持続的に発展させるためには、低炭素社会への流れを新たな成長要因と捉え、 成長が見込める低炭素ビジネス分野への積極的な参入が不可欠となっており、環境保全と経済活性 化を両立させることが求められています。

取組みの方向

資源再生に関連する技術の開発・集積を進めるなど、今後成長が見込まれる低炭素ビジネスに積極的に取り組む事業者を支援・育成し、環境分野における成長産業を創出します。

また、環境に配慮した事業活動を普及させるため、CO2 取引制度の導入を促進するなど、環境と経済が好循環する先進環境ビジネスモデルを構築します。

主な取組み

1 中小企業のCO2 排出削減とCO2 取引支援

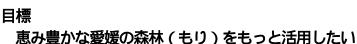
関係機関等と連携・協力しながら、国の支援事業の紹介等を行い、国内のCO2 取引制度である「 J - クレジット制度」の活用を支援することで、県内中小企業のCO2 排出削減等の取組みを促進します。

2 低炭素をキーワードとした新たな製品・サービスの開発促進

カーボンオフセット商品やカーボンフットプリント商品の開発及び販売促進を支援することで、 環境への配慮を新たな付加価値としてビジネスに取り入れる取組みを推進します。

施策55 恵み豊かな森林(もり)づくり























| 成果指標 | 基準値 | 目標値 (令和4年度) | |
|----------------------|-------------------------|----------------|--|
| 人工林における間伐実施面積 | 4,624ha/年 (平成 29 年度) | 5,500ha/年 | |
| 森との交流人口 | 127,186 人 (平成 30 年度) | 1,160,000人 | |
| 県内の木材 (加工前の丸太の状態)生産量 | 523 千 m3 (平成 30 年度) | 580 千 m3 | |

現状と課題

本県では、木材価格の低迷や担い手不足、不在村所有者の増加によって、適正に管理されていない森林が増加し、森林の持つ水源のかん養機能や土砂流出防止機能、地球温暖化防止といった公益的機能の低下が危惧されたため、平成13年を「森林そ生元年」と位置付けるとともに、平成17年度に導入した森林環境税を活用し、間伐を中心とした森林整備を進めてきました。

一方、戦後造林されたスギやヒノキなどの人工林は、その半数以上が主伐期を迎えるなど、本格的な利用期を迎えていることから、豊富な森林資源を循環利用することで雇用の場の確保と地域経済の活性化を図っていくことが求められるようになりました。

また、県民の健康志向や生活スタイルの変化等により、やすらぎや憩いの場として森林への期待 も高まっており、森林が、県民生活に密着した地域共有財産であるとともに、緑の社会資本である との共通認識の下、健全な森林づくりと森林資源の有効活用の両立が重要となっています。

取組みの方向

森林資源を積極的に活用して、森林の整備から木材の生産、加工、流通までを総合的に推進し、 森林・林業の振興を図っていく必要があることから、国の補助制度や森林環境譲与税、県の森林環 境税を有効に活用し、適正な森林の管理を推進します。

また、県民や企業、NPOなどの団体と行政が一体となった森林の整備や、管理体制の構築に取り組むとともに、森林に対する理解の促進や触れ合う機会の創出を図ります。

さらに、県産材を増産することで関連産業の振興を図り、林業を成長産業につなげる「林業躍進 プロジェクト」を推進します。

主な取組み

1 森林の適正な管理

森林の持つ公益的機能を持続的に発揮させるため、間伐等の森林整備を進めるとともに、主伐の 推進と伐採後の再造林を確実に行うことで、持続可能な森林経営及び管理を推進します。

また、ICT等の先端技術を活用して作業の効率化・省力化を図るほか、森林環境譲与税を活用して市町が主体的に取り組む森林管理経営を支援することで、令和元年度から実施される「新たな森林管理システム」の円滑な運用を図り、林業の成長産業化と森林の適正な管理を推進します。

さらに、森林の乱開発を防止し、美しい森林を保全するため、保安林制度や林地開発許可制度の 適切な運用を図るとともに、野生動物や病害虫等による森林被害の防止に取り組みます。

2 森林に対する理解の促進

森林に対する県民の理解促進と保全活動への県民参加の気運醸成を図るため、森林に関する様々な情報を効果的に発信するとともに、森林資源の活用に向けた森林ボランティアなどの育成に取り組みます。

3 森林づくりへの県民参加の促進

県内小学生を対象にした森林整備体験活動や企業等と連携した森林整備など、県民や企業、NPOなどの多様な主体が一体となった森林の整備や管理体制の構築に取り組みます。

また、森林ボランティアの交流会開催など、森林資源を活用した取組みを支援することにより、 森林と触れ合う機会の創出を図ります。

4 木材利用の推進

民間住宅や公共施設等の建築資材はもとより、公共工事においても、木材利用を積極的に推進するとともに、非住宅建築物の木造化・木質化、愛媛ブランド材「媛すぎ・媛ひのき」のプロモーション強化による販路拡大、CLT(直交集成板)の普及による木材需要の創出に取り組みます。

また、これまで林内に放置されてきた低質材についても、製紙用原料や燃料等への利用を図るなど、森林資源を有効活用することにより、森林整備を促進させ、健全な森林の管理を推進します。

5 林業躍進プロジェクトの推進

県内の森林資源は成熟期を迎えていることから、搬出間伐はもとより、主伐・再造林を推進する ほか、最先端技術の活用を通じた林業の効率化・省力化を図る森林経営スタイルの確立や、新たな 木材生産システムの導入・普及による県産材の更なる増産を進め、県産材の競争力強化と需要拡大 を図り、林業を次世代につながる産業に育成する本プロジェクトを推進します。

6 コロナ禍における森林整備の推進と資源の活用

林業者の事業継続及び雇用の維持を図るため、造林、下刈り及び森林作業道整備等の取組みを緊急的に支援するとともに、コロナ禍においても、輸出促進や住宅の建設支援などにより減少した木材需要の喚起を図ります。

7 スマート林業の推進

生産・管理・加工・販売等あらゆる段階において、航空レーザデータやドローンなどデジタル技術の活用を促進することで、効率的な林業経営を確立し、生産性や収益の向上を目指します。

第3期アクションプログラムのターゲット指標

第六次長期計画「愛媛の未来づくりプラン」〜第3期アクションプログラム編〜(計画期間:令和元〜4年度)では、各施策に設定した成果指標のうち、特に重点を置いて達成を目指す指標をターゲット指標とし、関係部局が連携し、その達成に向けて集中的に事業を展開していきます。

| 3本柱での | No ターゲット指標 | | 基準値 | | 目標値 | | 施策 | 分野別 |
|-------|------------|---|---------------------|----------|-------|--|---------|------------|
| 分類 | | 年度・年 | 数値 | 年度・年 | 数值 | N o | 刀钉加 | |
| | 1 | 防災士の数 | 平成30年度 (H31.3現在) | 12,817人 | 令和4年度 | 21,561人 | 35 | 暮らし |
| | 2 | 県防災メール及びひめシェルターの登録 者数 | 平成30年 | 29,942人 | 令和4年度 | 55,442人 | 35 | 暮らし |
| 防災·減災 | 3 | 海岸保全施設整備による防護面積 | 平成30年度 | 9,010ha | 令和4年度 | 9,250ha | 36 | 暮らし |
| | 4 | 緊急輸送道路の防災対策の整備率 | 平成29年度 | 93.3% | 令和8年度 | 100% | 36 | 暮らし |
| | 5 | 土砂災害防止施設により保全される人家 戸数 | 令和元年度 | 44,582戸 | 令和4年度 | 46,717戸 | 36 | 暮らし |
| | 6 | 社会資本の老朽化に起因する重大事故ゼ ロ | - | - | 令和4年度 | 0件 | 36 | 暮らし |
| | 7 | 5日間の職場体験学習に取り組んだ公立 中学校(県立中等教育学校前期課程を含む)の生徒の活動に対する充実度 | 平成30年度 | 93.0% | 令和4年度 | 97.0% | 4 40 | 産業 人づ⟨リ |
| | 8 | 観光客数 | 平成26年 | 26,468千人 | 令和3年 | 29,000千人 令和4年 以降は、次 期愛媛県観 光振興基本 計画で検討 | 12 | 産業 |
| | 9 | 観光消費額 | 平成26年 | 1,090億円 | 令和3年 | 1,200億円 令和4年 以降は、次 期愛媛県観 光振興基本 計画で検討 | 12 | 産業 |
| 人口減少 | 10 | しまなみ海道(今治市)におけるレンタサイクル利用者数 | 平成29年度 | 66,372件 | 令和4年度 | 73,000件 | 14 | 産業 |
| | 11 | 愛媛マルゴト自転車道サイトの会員登録者 数 | 平成29年度 | 1,188人 | 令和4年度 | 3,000人 | 14 | 産業 |
| | 12 | 松山空港の年間利用者数 | 平成29年度 | 3,012千人 | 令和4年度 | 3,200千人 | 15 | 産業 |
| | 13 | 県外からの移住者数 | 平成30年度 | 1,715人 | 令和4年度 | 3,500人 | 20 | 暮らし |
| | 14 | えひめ結婚支援センターの成婚報告数 | 平成30年度 | 1,056組 | 令和6年度 | 1,800組 | 37 | 人づくり |

| 3本柱での 分類 | N 0 | ターゲット指標 | 基準値 | | 目標値 | | 施策 | () mz mi |
|-------------|------------|----------------------------------|-------------------|---------------|----------------|---|----------------|----------|
| | | | 年度・年 | 数値 | 年度・年 | 数値 | N ₀ | 分野別 |
| 経済活性化 | 15 | 県農林水産研究所が開発した新品種・新 技術数 | 平成26~29年 度の平均値 | 29件 | 令和4年度 | 30件 | 8 | 産業 |
| | 16 | 「愛」あるブランド産品の年間販売額の伸 び率(対前年度比) | 平成29年度 | 2.6% | 令和4年度 | 5.0% | 9 | 産業 |
| | 17 | 県関与年間成約額 | 平成30年度 | 138億8千万 円 | 令和4年度 | 150億円 | 10 | 産業 |
| | 8 (再掲) | 観光客数 | 平成26年 | 26,468千人 | 令和3年 | 29,000千人 令和4年 以降は、 期愛媛県観 光振興基本 計画で検討 | 12 | 産業 |
| | 9 (再掲) | 観光消費額 | 平成26年 | 1,090億円 | 令和3年 | 1,200億円 令和 4 年 以降は、次 期愛媛県観 光振興基本 計画で検討 | 12 | 産業 |
| | 10 (再掲) | しまなみ海道(今治市)におけるレンタサイクル利用者数 | 平成29年度 | 66,372件 | 令和4年度 | 73,000件 | 14 | 産業 |
| | 11 (再掲) | 愛媛マルゴト自転車道サイトの会員登録者 数 | 平成29年度 | 1,188人 | 令和4年度 | 3,000人 | 14 | 産業 |
| | 18 | 高規格幹線道路等の整備率 | 平成30年度 | 77.3% | 令和4年度 | 78.4% | 15 | 産業 |
| | 12 (再掲) | 松山空港の年間利用者数 | 平成29年度 | 3,012千人 | 令和4年度 | 3,200千人 | 15 | 産業 |
| その他の重要課題 | 19 | 要介護認定を受けていない人の割合 | 平成29年度 | 79.22% | 令和4年度 | 77.66%以上 | 22 | 暮らし |
| | 20 | 施設入所から地域へ生活の場を移した人数(率) | 平成30、令 和元年度 | 36人 (1.8%) | 令和 3 ~ 5 年度 | 88人 (4.4%) | 23 | 暮らし |
| | 21 | 65歳未満で死亡する人の割合(男性) | 平成29年 | 11.8% | 令和4年 | 7.2%以下 | 25 | 暮らし |
| | 22 | (女性) | 平成29年 | 5.6% | 令和4年 | 3.2%以下 | 25 | 暮らし |
| | 23 | 医療施設従事医師数(人口10万人当たり) | 平成28年度 | 262.5人 | 令和4年度 | 282.2人 | 26 | 暮らし |
| | 24 | 景観計画策定数 | 平成30年度 | 15件 | 令和4年度 | 20件 | 28 | 暮らし |
| | 25 | 県立学校の教室へのエアコン設置率 | 平成30年度 | 50.1% | 令和4年度 | 100% | 39 | 人づくり |
| | 26 | 県立学校の普通教室における電子黒板の 整備率 | 平成30年度 | 31.3% | 令和4年度 | 100% | 40 | 人づくり |
| | 27 | 国民体育大会における総合成績(天皇杯 順位) | 平成26年度 | 21位 | 令和4年度 | 10位台 | 46 | 人づくり |
| | 28 | 自然公園、四国のみちの利用者数 | 平成29年度 | 5,357千人 | 令和4年度 | 5,750千人 以上 | 51 | 環境 |

第8章 地域別計画

1 計画策定の趣旨

(1)計画の位置付け(分野別計画との関係)

各地域で育まれてきた特性や強みを生かしながら、真の実力を兼ね備えた個性豊かな地域を形成し、長期ビジョンで描いた将来像を実現するため、重点的に推進する地域づくりの方向や施策展開の方向性を示すものです。

この計画に沿って、東予・中予・南予の各地方局において、従来、各地方局が策定していた地域 振興重点化プログラムとしての性格も兼ね備えるものであり、地方局予算等を活用しながら、より 独創性・独自性を発揮した地域振興方策を展開していきます。

(2)計画の構成

・地域の特性

地域それぞれの特性や強みを掲載

・地域の課題

地域それぞれが抱える地域固有の課題を掲載

・地域振興の基本方向

地域の特性や課題を踏まえ、今後4年間で重点的に推進する地域づくりの方向や、個性ある地域づくりに直接関連する施策等を中心に記載

2 圏域の考え方

市町村合併の進展や、道路や情報通信網などの社会基盤整備の拡充に伴う生活圏域や経済圏域の 広域化に加え、地方分権の実現に向けた連携強化や機能分担の必要性の高まりなど、行政課題の多 様化や広域化への適切な対応が求められていることから、広域行政の中核拠点としての役割を担う 東予、中予、南予の3地方局が管轄する地域を、一体的な地域づくりを推進する圏域として設定しています。

・東予地域(4市1町)

今治市、新居浜市、西条市、四国中央市、上島町

・中予地域(3市3町)

松山市、伊予市、東温市、久万高原町、松前町、砥部町

・南予地域(4市5町)

宇和島市、八幡浜市、大洲市、西予市、内子町、伊方町、松野町、鬼北町、愛南町

【東予地域:ものづくり産業を核にした地域連携による活力創造圏域の形成を目指します】

[地域の特性]

東予地域は、四国の中央部に位置して四国の他の3県と接するとともに、四国4県の県庁所在地を結ぶ四国8の字ネットワークの結節点を有するほか、瀬戸内しまなみ海道を通じて広島県とも接しています。

また、東予港や三島川之江港など4つの重要港湾を擁し、フェリー航路による関西圏からのアクセスも良好で、陸と海の交通の要衝となっています。

製紙・紙加工業が集積する四国中央市、住友グループの企業城下町として発展してきた新居浜市、造船、ビール、鉄鋼、電子部品などの工場が立地する西条市、繊維産業や海事産業が集積する今治市と、地域ごとに特徴のある産業が発展し、製造品出荷額は県全体の8割近くを占め、四国最大のものづくり産業の集積地となっています。

また、かんきつ類に加え、はだか麦などの米麦、さといも、いちごなどの野菜、柿、キウイフルーツなどの果樹、茶等自然条件を生かした多種多様な農産物の生産や、海苔養殖などの水産業、 養鶏や養豚といった畜産業も盛んに行われています。

東西にわたって連接する 10 万人規模の4市と島しょ部から成る上島町によって構成されており、通勤通学が市町の域を越えて行われるなど、地域内交流も見受けられます。

燧灘に沿って中央構造線が東西に走り、その北には多島美を誇るしまなみ地域や干拓による海抜ゼロメートル地帯が広がる一方、南には石鎚・赤石山系の険しい山々が連なり、比較的温暖な気候の下、希少生物も生息する雄大で豊かな自然環境を有しています。

自転車道を併設する瀬戸内しまなみ海道は、「国際サイクリング大会」などを契機として知名度が向上し、国内外から多くの観光客やサイクリストが訪れており、世界に冠たる「サイクリストの聖地」として注目されています。

日本遺産に認定された村上海賊の遺産群やものづくり産業の礎となった別子銅山のほか、発掘調査が進む塩の荘園、新居浜太鼓祭り、西条まつりなど魅力的な歴史文化資源が数多く存在します。

[地域の課題]

世界市場を舞台に活動する企業が多く、グローバル化が進展する中で、経済発展している東アジア地域を中心として、需要の増大が見込める現地に生産拠点を展開する動きが見られる一方、経営体力の弱い多くの中小企業は、そうした動きに対応できず、事業継続に苦慮しています。

ものづくり産業を支える高い技術力を有する中小企業が多く集積していますが、近年の有効求 人倍率は高止まり、人材の確保が難しくなっていることから、若年層の県内への定住を促進する とともに、今後も進む人口減少に対応するため、中小企業の新たな労働力として、女性の活躍の 推進や外国人材の受入態勢整備などに加え、早期退職者や活力ある高齢者の活用、また、生産年 齢人口確保のための移住促進、ICT・AI等を活用した生産性の向上にも取り組む必要があり ます。

域内企業には、下請け体質から脱却できていない傾向もあり、異業種との交流や独自の研究開発、販路開拓に加え、時代に見合った情報発信にも積極的に取り組み、企業体質の強化を図る必要があります。

農業の担い手の減少や高齢化、耕作放棄地の増加等に加え、農産物価格の低迷、平成30年7月 豪雨災害や鳥獣害など、農業・農村を取り巻く環境は極めて厳しい状況となっている中、次代を 担う人材の確保・育成を急ぐとともに、新たな地域特産農作物等の開発や生産技術の確立、優良 農地の確保・保全と利用集積、農業生産基盤整備の推進、産地の育成、災害復旧、鳥獣害防止対 策など地域農業を持続的に維持・発展させていく新たな仕組みづくりに取り組む必要があります。「サイクリストの聖地」瀬戸内しまなみ海道、西日本最高峰の石鎚山を中心とする石鎚山系や赤石山系などの魅力ある山岳、日本遺産に認定された村上海賊の遺産群、近代化の歴史を物語る別子銅山産業遺産、豪華絢爛西条まつり、勇壮華麗新居浜太鼓祭り、水引き細工等伝統的な紙文化など、誇るべき観光資源は豊富にあるものの、十分に活用されているとはいえないため、本州から松山・道後温泉に入る動線上にある立地を生かし、地域住民と関係機関とが一体となり、これらの貴重な地域資源を活用した取組みを推進するとともに、宿泊施設等の受入体制の整備を図る必要があります。

人口減少により、周辺部の地域の足となってきた生活バス路線や島しょ部の生活航路の存続が難しい状況になっているほか、医師等医療従事者の不足によって救急医療体制の運営維持が厳しく、中心商店街も空洞化するなど、都市機能が低下、地域課題が多様化・複雑化する中で、高齢者や障がい者など誰もが快適で安全・安心に暮らせる地域づくりを推進する必要があります。

企業、住居や主要な病院などが密集する沿岸部に海抜ゼロメートル地帯があるため、県の地震被害想定では、津波やそれに伴う広域浸水による甚大な被害が想定されることから、これまでの芸予地震や大規模な水害・土砂災害、集落の孤立化などの経験を踏まえ、管内市町、関係機関等と連携し、南海トラフ地震や台風等による災害に備える必要があります。

森林が本来持っている水源かん養や地球温暖化防止等の公益的機能を高めるほか、自然公園等の適正利用の促進や生物多様性の保全を図る必要があるとともに、ものづくりの工場等が集積するこの地域では、産業の振興と調和して自然環境を守ることが必要です。

[地域振興の基本方向]

1 ものづくりを基軸とした足腰の強い産業基盤の形成

ものづくり企業等への支援を通じた地域経済の活性化や雇用の確保

域内中小企業等の国内外での販路開拓や取引拡大を目指して、企業ニーズを把握し、企業の立場に立ったきめ細かなフォローアップを行うとともに、これまで以上に市町と連携を深め、「チーム東予」として積極的な営業支援活動に取り組み、地域経済の活性化や雇用の確保に努めます。 若年人材の県内企業への就職支援

小・中学生を対象とした地域産業学習、工場見学や実業系の高校におけるインターンシップ体験、「スゴ技」及び「すごモノ」データベースを活用したものづくり企業の魅力発信、職業体験機会の創出などにより、地域産業への理解促進と地元への就職・就業意欲の向上を目指すとともに、大学生や高専生等の県内就職の促進や移住を支援し、ものづくり産業を支える人材を確保します。また、人材育成施設への支援などにより、技能継承を進め、若手技術者を育成します。

地元企業と大都市圏の高度なスキルを有する人材のマッチングと移住者の創業支援

地域と企業の成長戦略実現のため、時代のニーズに応じた新たなものづくりやサービスの開発・改善に取り組む能力を持つ「プロフェッショナル人材」の域内へのUIJターンの拡大を図るとともに、移住者の創業支援に努めます。

工業用地の確保等、立地環境の整備・拡充

域内の企業が、新工場の建設などを計画する際、用地不足のために県外に転出するケースが見られることから、用地確保に向けた市町との連携、協力など企業の留置対策に取り組みます。

また、域内の地域特性に応じた産業立地の強みを生かしながら、企業活動に有益な情報の提供、国内外における販路開拓や企業の立場に立った総合的な支援体制の整備など戦略的な産業振興施策の展開に努めます。

働きやすい環境づくりによる労働力の確保

今後、人口減に伴い生産年齢人口が大きく減少することが予測される中、新たな労働力確保に向け、子ども・子育て支援新制度に対応した取組みを進めることにより、女性の活躍を推進するとともに、ワーク・ライフ・バランスの実現に努めます。

また、出入国管理及び難民認定法等の一部改正に伴い、当地域でも見込まれる外国人材の流入増加に対応するため、受入態勢の整備を推進します。

中小企業の体質強化と創業支援

産業支援機関や金融機関、研究機関等と連携し、異業種交流、研究開発、販路開拓などに積極的にチャレンジできる環境を整備するとともに、融資制度を充実させ、意欲ある企業、経営者やベンチャー企業を支援します。

中小企業経営者等を対象とした事業承継対策

経営者の高齢化が進み、近い将来に後継者不足による廃業の増加が懸念される中、国や経済団体等とも連携して、事業承継の取組みを促進し、将来の経営を担う人材の養成を推進することにより中小企業の持続的発展を図ります。

農林水産業の担い手の確保・育成

企業集積地である地域の特性を生かし、企業が有するものづくり技術や販売力、経営ノウハウ等を活用するとともに、担い手への農地集積等効果的な農業経営に不可欠な基盤整備、平成30年7月豪雨災害で被災した農地・施設の迅速な復旧を積極的に推進し、高い能力と多様な資質を有する農林水産業の担い手の確保・育成に加えて、リーダーの発掘、集落営農法人連携及び鳥獣害対策により集落を活性化します。

農商工連携や6次産業化の推進

一次産業と二・三次産業に一定の集積がある地域の優位性を生かして、農商工連携や6次産業化を推進し、農林水産業の高度化・効率化・産品の高付加価値化につなげる新しい農林水産ビジネスの展開を支援します。

農産物の戦略的な産地づくりの推進

ピットスポラム等の花き・花木やしまなみ産オリーブなど東予地域の新たな特産農産物の産地づくりを推進するとともに、「紅まどんな」、「甘平」等の高級かんきつ、「太天」、「やまじ王」等のブランド産品の栽培技術の確立・普及及び販売促進を支援します。また、地域の埋もれた産品の掘り起しやブラッシュアップを図り、特産品化に努めるとともに、中食需要の増大等に対応し、加工用野菜の産地化を支援します。

2 地域資源を生かした魅力ある観光交流圏の創造

瀬戸内しまなみ海道及びその周辺地域における観光客・サイクリスト受入態勢の推進

「国際サイクリング大会」等を契機として国際的な知名度が向上し、近年、国内外からの観光客やサイクリストが増加しているしまなみ地域において、地域住民による地域資源を活用した観光まちづくりの取組みを支援するとともに、効果的な情報発信や外国人観光客を受け入れるための環境整備に努め、交流人口の拡大を図ります。

また、サイクルオアシスや島走レスキューをはじめとしたサイクリストにやさしい環境の充実、 グリーン・ツーリズムやおもてなしを通した地域住民との交流促進、サイクルトレインの利用促 進など周遊・滞在型のサイクリングの普及により、「サイクリストの聖地」効果を県内外に波及・ 浸透させるとともに、しまなみ地域の更なる活性化と人材の育成に努めます。

東予東部圏域振興イベントを契機とした地域活性化の促進

東予東部圏域のシンボルである石鎚山をはじめとする魅力的な山々、その恵みを得て発展して きたものづくり産業、そしてそこに育まれた文化や風土という資産が息づいています。そこで圏 域の新しい価値創造に挑戦する東予東部圏域振興イベント「えひめさんさん物語」を開催することにより、新しい風を吹き込み、当圏域の魅力を県内外に発信し、交流人口の拡大と観光振興に努めるとともに、移住・定住を促進し、産業を支える人材の確保につなげます。

歴史文化資源の保存・活用とシビックプライド(郷土を誇りに思う心)の醸成

村上海賊や別子銅山などの歴史文化資源を地域の宝として保存・活用し、その魅力を県内外に向けて継続的に情報発信するとともに、これら歴史文化資源をかけがえのないものとして地域に根付かせ、若い世代を中心にシビックプライドの醸成を図ることにより、定住促進やまちづくりの核となる人材の育成に努めます。

滞在型観光の推進

愛媛の陸・海の玄関口という立地を生かして、瀬戸内しまなみ海道や東予の山岳、村上海賊や 別子銅山などの観光資源の魅力を引き出し、地域の独自性を明確にしたブランディングを行うほ か、着地型観光をコーディネートする組織や人材の育成を図るとともに、地域資源を生かした土 産品や「食」の開発・情報発信、体験学習、修学・研修旅行の誘致や観光資源とサイクリングを 組み合わせるなど滞在時間の延長や宿泊を伴う企画の商品化を促進し、実需の創出を図ります。

また、本県の主要な宿泊拠点である松山(道後)とも連携するほか、物語性のある広域観光ルートの構築に努めます。

自然環境の保全とエコツーリズムの推進

加茂川・中山川河口に広がる県下最大の干潟、石鎚・赤石山系の山々、瀬戸内しまなみ海道周辺の島々など、かけがえのない豊かな環境とそこに生息する希少生物を保護するため、自然環境の保全やその魅力を生かしたエコツーリズムの推進に努めます。

3 健康と安心が支える愛顔あふれる地域づくり

住民の安心を支える医療・介護の総合的な確保

救急医療や災害医療など住民の安心を支える医療の確保に努めるとともに、できる限り住み慣れた地域で安心して生活を継続できるよう、地域にふさわしいバランスのとれた医療介護サービス提供体制の整備を図るため、病床の機能分化及び連携の推進、医療と介護の連携、在宅医療の充実、医師や医療・介護従事者の確保・養成に努めます。

また、健康に関する情報や感染症対策等の医療情報の提供により、子育て世帯や管内企業の健康づくりを支援するなど、疾病予防の取組みを強化します。

高齢者等の社会的弱者と共生するコミュニティ力の充実

子どもや高齢者、障がい者等が抱える課題に対し、地域コミュニティを基盤とした包括的な支援体制を構築することにより、住み慣れた街で、生涯、安心して暮らすことができる地域共生社会づくりを支援します。

また、ICTを活用した認知症高齢者の行方不明の防止や安否確認など高齢者の見守り支援を行うとともに、子ども・若者の自殺を防止するための普及啓発など、地域課題に応じた対策を市町や関係機関と連携して推進します。

4 都市機能の充実・再生と災害対応力の強化

地域内連携の推進

共通する地域課題に対応し、都市機能のより一層の強化を図るため、地域内の市町はもとより 経済関係団体をはじめ各種団体が一体となって地域内連携を推進します。また、UIJターンに よる移住・定住を促進するとともに、住民相互の融和、連携を推進します。 交通ネットワークの充実と地域公共交通の利用促進

瀬戸内しまなみ海道と「四国8の字ネットワーク」を接続する今治小松自動車道(今治道路)の整備促進や離島間をつなぐ上島架橋(岩城橋)の整備により、島しょ部の地域活性化や県内外との広域連携の強化を図るほか、鉄道、バス、島しょ部をつなぐ航路など地域公共交通の維持に向け、適切な役割分担を踏まえながら各機関と連携し、利用促進を図るとともに、住民ニーズに応じたコミュニティバスやデマンド交通(乗合タクシー)などを適切に組み合わせることにより、まちづくりの基盤となり、また、災害時の緊急輸送に対応できる交通ネットワークの充実に取り組みます。

安全・安心なまちづくりと防災基盤の確立

緊急輸送道路の整備、橋梁・堤防の耐震化、危険個所の防災工事等による都市の防災機能の強化により、住民の安全・安心を確保した上で、地域の意向等を踏まえた生活道路の拡幅・歩道の整備を進めるほか、生きがいや健康増進につながる「愛媛マルゴト自転車道」等の整備に取り組むことにより、安全で快適な都市空間を確保します。

都市機能がコンパクトに集積したまちづくりの推進

子育てや地域情報発信等に関するNPO等を育成するなど、住民と協働したまちづくりを支援するとともに、地域コミュニティの核となる中心市街地・商店街の活性化に取り組み、子どもや高齢者、障がい者など、すべての住民にとって暮らしやすい、多様な都市機能がコンパクトに集積したまちづくりを推進します。

県の地震被害想定を踏まえた地域防災力の強化

南海トラフ地震被害軽減に向けて、河川や港湾、ため池等の防災施設の整備、液状化に伴う津 波浸水被害からの避難路や、早期の復興のための道路網の整備、住宅の耐震化を推進するととも に、各種八ザードマップの作成や、行政や企業、住民が連携・協力して防災力の向上を図るため、 企業と地元自治組織等との災害時応援協定締結などを支援します。

また、南海トラフ地震が発生した場合、新居浜・西条圏域では多くの医療機関が浸水被害によって長期間孤立することが想定されるため、地域行動計画の作成や防災訓練の実施等により、発災時の圏域医療機能の維持に努め、住民の生命を守ります。

石油コンビナート周辺地域の防災・減災対策の推進

想定される大規模災害に対処するため、コンビナート企業、行政、周辺住民とより一層、連携を促進し、防災・減災体制の構築を図ります。

産業拠点を支える物流ネットワークの充実

災害対応力の強化に加え、県内のものづくりの中心である東予地域における企業の生産活動の 維持・拡大を図るため、東予港の複合一貫輸送ターミナルや三島川之江港のガントリークレーン などのハード整備とともに、それらと連携した道路ネットワークの充実に引き続き取り組みます。 森林の適正管理の促進と災害時における木材供給体制の充実

平成 16 年災害や平成 30 年 7 月豪雨災害等の経験を踏まえ、森林が本来持っている水源かん養や土砂災害防止等の公益的機能を高めるため、森林の適正管理を促進するとともに、森林組合と行政との連携による災害時の木材供給体制の充実を図ります。

【中予地域:人、モノ、情報を駆使して広域的な牽引力を発揮する高機能圏域の形成を目指します】

[地域の特性]

中予地域は、穏やかな瀬戸内海を臨む海岸部から重信川流域に松山平野が広がり、緩やかな丘陵が緑を彩りながら、山間部の石鎚国定公園へとつながるなど、豊かな自然や美しい景観に恵まれています。

管内人口は、本県の4割強を擁し、その中核都市である松山市への人口集中が進む一方で、地域全体では減少傾向にあり、特に久万高原町をはじめとする山間部、島しょ部では高齢化や人口減少が急速に進行する状況にあります。

松山市を中心とする都市部は、県内随一の商業機能に加え、医療、教育、文化、スポーツ等の施設が集積し、県内最大の観光地である道後温泉をはじめとして歴史や文学にまつわる観光資源が数多く存在しています。

また、空港・港湾や国際交流拠点施設が整備されているほか、在住外国人も多く、県内で最も国際性に富んだ地域であるとともに、美術館や博物館などの文化拠点施設や各種競技施設を中心に幅広い文化・スポーツ活動や交流が行われており、本県の産業や観光、文化、スポーツなど様々な分野のリーディングゾーンとなっています。

産業面では、化学繊維、一般機械、健康・医療機器、食品加工などの大手製造業や、これを支える中小関連企業のほか、県内の情報サービス業の大半が立地するなど多くの産業が集積しています。

一方、農林水産業を主たる産業とする地域においては、紅まどんな、せとか、甘平、キウイフルーツ、栗などの果樹、高冷地特有の気候を生かし環境に配慮したトマト、ピーマンをはじめとする高原野菜や高原育ちの清流米、媛っこ地鶏などの多様な農畜産物、豊かな森林資源を生かした木材、シラスやハモなどの水産物など、地域の特色ある農林水産物も盛んに産出されているほか、豊かな自然と美しい景観は、観光資源として高いポテンシャルを有しています。

〔地域の課題〕

中予地域では、行政機関や企業、大学等の教育機関が松山市を中心とする都市部に集積するという特性を生かし、地域間競争が激化する中、中予地域のみならず、愛媛全体の活性化を牽引する新たな取組みが求められています。

また、空や海の玄関口を持つ地域特性を一層発揮し、これまでの観光資源に加えて、市町やDMO等と一体となった効果的な観光手法の推進などに取り組むとともに、今後一層の増加が見込まれる外国人観光客の受入体制の充実に向けた新たな施策の展開が求められています。

松山市を中心とする都市部では、公園や下水道施設の整備、道路の渋滞の解消や歩行者等の安全確保など、都市機能の強化に加え、多様な水源の確保など水資源対策が急務になっているほか、都市近郊の豊かな自然環境の保全と環境に関する理解の促進が課題となっています。

一方、急速な高齢化や人口減少が進展している山間部や島しょ部では、集落機能の維持や生産・生活基盤の確保、地域の振興、安全・安心の確保が大きな課題となっており、その解決のためには、依然として遅れている社会資本整備、地域福祉の推進、若者の定住促進のほか、集落とNPO法人やボランティアとの交流や協働、都市と農村の交流、都市部が有する高次都市機能の活用など、新たな仕組みづくりが求められています。

平成30年7月豪雨災害により、山間部や島しょ部の道路や河川、農地などで広範囲に発生した被害からの迅速な復旧が課題となっています。

また、特に被害の大きかった松山市のかんきつ樹園地の復旧・復興に向けて、産地の将来を見据えた中長期の対応が求められています。

南海トラフ地震などの大規模災害が発生した場合、住民生活や経済活動に甚大な被害がもたらされ、その影響は県下全域に及ぶことから、災害防止のための基盤整備とともに、行政、消防、医療など関係機関がこれまで以上に連携して対応することが求められています。

また、松山市など都市部に集中している救急医療機能を生かし、地域全体での安全・安心な地域医療の推進が求められています。

中予地域には魅力ある産業が数多くあるものの、情報発信が不十分であったり、地元消費者へのアピール度が低い農林水産物もあることから、新たな流通システムや新しい発想により消費者 や異業種間の連携を進めるなど、更なる活力ある産業づくりへの取組みが課題となっています。

〔地域振興の基本方向〕

1 人・モノ・情報のネットワークづくり

産学官連携による人材の育成

行政機関や企業、大学等の教育機関が中予地域に集積している強みを生かして、これからの愛媛を力強く牽引する人材を育成するとともに、人材育成・活用ネットワークを構築し、新たなイノベーションの創出や産業技術への応用につなげます。

交流による魅力とにぎわいの創出

農山漁村でのグリーン・ツーリズムや石鎚山系等でのエコツーリズムの定着、団体旅行から個人旅行への観光形態の変化、中山間地域へのアクセス網の整備、さらにはサイクリング、ランニング、ウォーキングなどのスポーツを通じた健康志向の高まりなどを踏まえ、中予地域の自然、歴史、文化、施設などの地域資源を広域的に結んだ体験型観光・交流ルートやサイクリングコース等の充実を図るほか、これらの魅力のPR強化に努めます。

また、更なる外国人観光客の増加に向けて、安全・安心な観光地づくりに取組み、広くアピールすることで、外国人に選ばれる地域としての魅力度を高め、国際観光の振興を図ります。

これらの施策をはじめ、異なる分野の交流により新たな価値や活動を生み出す施策を展開して、 更なる魅力とにぎわいの創出につなげます。

○ 自転車新文化の推進による地域活性化

「愛媛マルゴト自転車道」や「サイクルオアシス」などのサイクリング環境の充実・利用促進を 図るとともに、市町等との連携のもと、新たなターゲットへの裾野拡大や、サイクリングを核と した地域活性化を推進します。

2 県民が快適に生活できる環境づくり

都市機能の強化や地域活性化を支える社会資本整備の充実

県都を抱える中予地域の都市機能を高めるため、松山外環状道路やJR松山駅付近連続立体交差事業など交通ネットワーク整備に重点的に取り組むとともに、過疎化・高齢化が著しく進展している山間部・島しょ部においては、高速交通網とのアクセス向上や地域生活道路の充実など遅れている社会資本の整備や生活交通の維持確保に努め、その活性化を図ります。

移住・定住の促進と魅力ある地域づくりの推進

人口減少が進行する中、都市部と山間部・島しょ部が併存し、地域資源が豊富で、産業や高等教育機関も集積するなど、様々なライフスタイルが選択できる中予地域の魅力を強く発信するとともに、市町や大学、地域おこし協力隊などとも連携しながら、中予地域への移住・定住を促進します。

さらに、移住者等の起業支援など地域を支える人材の育成・確保をはじめ、地域活動の活性化 や集落機能維持に向けた取組みを支援するなど、市町や民間団体とも連携しながら、魅力ある地 域づくりを進めます。

環境に優しい地域づくりの推進

松山市を中心とした都市部における身近な環境問題への理解促進と、快適な都市空間の形成を 図るため、中予地域の事業者等と協働し、3 R活動など資源の循環的利用と廃棄物の減量化、適 正処理を推進するとともに、適正処理の啓発・指導にも取り組みます。

また、都市近郊や中山間地域において、森林や水田等の適正な管理・保全を進めます。 支え合う福祉社会づくりの推進

人口が集積する中予地域では、高齢者、障がい者、子どもの福祉分野における多種多様な課題が山積しているため、住民やボランティア、NPO、各種団体、企業など、地域の多様な主体が協働して、高齢者や障がい者、子どもが安心して愛顔で暮らせる地域づくりに取り組みます。

特に、地域の子育て支援グループの育成による子育て環境の整備や、文化活動を通じた障がい のある人とない人との交流拡大による障がいに対する理解促進を図ります。

また、大学や研修施設が集積している強みを生かして専門性のある研修事業を実施するなど、 人材の育成を進め、福祉サービスの向上につなげます。

3 県民の生命・財産を守る体制等の整備

平成30年7月豪雨災害からの早期復旧と地域の防災力強化

住民生活や経済活動の早期回復に向け、市町及び関係団体等と連携しながら、被災箇所の迅速な復旧を進めます。

また、今後発生が見込まれる大規模災害から人と生活と産業を守るため、行政、消防、医療、自主防災組織等の防災関係機関が連携して防災体制の一層の強化を図るほか、自主防災組織のリーダーとしての防災士の養成や積極的活用、産業基盤の保全、防災施設の整備、住宅の耐震化など、災害に強い地域づくりに取り組みます。

質の高い医療提供体制の充実と健康づくりの推進

地域としての総合的な医療体制を確保するため、都市部に集中する医療機能の活用により山間部や島しょ部の医療体制の補完を図るほか、市町と連携して地域包括ケアの推進に取り組むとともに、救急医療体制の維持・確保や、軽症患者における救急医療の適正利用に向けた県民の意識啓発に努めます。

また、若い世代から健康に留意し、生活習慣病予防に取り組むことができるよう、企業や事業所、団体と連携して働く世代の健康づくりの機運を醸成します。

安全・安心な消費生活の推進

依然として多発する悪質商法などの消費者トラブルや成年年齢の引き下げなど、消費者を取り 巻く環境の変化のほか、食品流通の広域化・複雑化に伴う食に対するリスクの高まりに対応する ため、関係機関と連携しながら、消費者からの相談体制の強化や学校・地域など様々な場におけ る消費者教育に取り組むとともに、事業者に対する指導監督などにより、消費者保護を推進しま す。

4 活力ある産業づくりの推進

○ 営業力の強化による愛媛産品の販路拡大

「スゴ技」「すご味」「すごモノ」「スゴVen.」のデータベースにつながる新しい技術や商品等の発掘、情報収集に努め、市町や関係機関等と連携して、中予地域に根差した愛媛産品の販路拡大を支援します。

産業を担う人づくりと企業誘致の推進

次代を担う若者と、中予地域に数多く存在する魅力ある地域産業や農林水産業等との触れ合い

の機会を提供し、若年期から相互理解を深めるとともに、女性の起業や再就職等を支援することなどにより、中予地域の産業を担う多様な人材の育成・確保や雇用のミスマッチの解消につなげます。

また、市町や関係団体と連携しながら、先端素材関連産業や情報サービス関連産業などが立地する中予地域の特性を生かした新たな企業の誘致にも取り組みます。

魅力ある商店街づくりの推進

大消費地を抱える中予地域では、魅力次第で商店街の集客力を高めることが可能であることから、商店街でのにぎわい創出や地域コミュニティ機能を強化し、商店街に商品販売の場としての役割だけでなく、社会的・文化的な情報発信や地域コミュニティの担い手としての役割を持たせるよう支援し、郊外店に匹敵する魅力ある商店街づくりにつなげます。

魅力ある農林水産物の戦略的な産地づくりと競争力強化

県内最大の消費地である松山市を抱える地域特性を生かし、収益性の高い品目導入による戦略的な産地づくりを推進するとともに、中予地域の魅力ある農林水産物を活用し、農林水産業者と商工業者等の連携や6次産業化を支援しながら、地産地消の推進と生産者の所得向上に取り組むほか、農林水産業の経営基盤強化を図るため、経営の自立に向けた取組みを支援します。

また、平成30年7月豪雨災害により被災した農家の営農継続に向けて、行政やJA等関係機関が連携して引き続き災害復旧を進め、産地の将来を見据えたモデル的な園地再編や、新たなかんきつ経営モデルの構築などに取り組み、全力を挙げて産地の復興を支援します。

中山間地域農林業の活性化の推進

中予地域の中山間地域農林業の活性化を図るため、生産効率を高めるための設備や技術の導入・ 普及をはじめ、土地基盤や水利施設、林道等の整備など、総合的な生産対策に取り組むとともに、 放牧による荒廃農地の再生や鳥獣害防止対策の充実強化を目指します。

また、集落機能の維持や生産・生活基盤の確保のため、高齢農業者が栽培しやすい作目の導入 と普及に加え、道の駅等の直売所の有効活用や都市と農村の交流を通じた地域農業の活性化を促 進します。

森林資源の活用

豊富な森林資源を有する中予地域の中山間地においては、これまで育ててきた森林資源を活用していく時代を迎えており、主伐や搬出間伐の推進、ICT等を活用したスマート林業の導入等による県産材の増産を図るほか、林業担い手の確保・育成に努めるとともに、バイオマス利用の拡大やCLTの普及促進による新たな需要の創出により、林業・木材産業の成長産業化を目指します。

【南予地域:豊かな農林水産物と癒し空間が人を惹きつける交流圏域の形成を目指します】

[地域の特性]

南予地域の総面積は約 2,520 k m²で、県下の 44.4%を占めていますが、その大半を山林が占める典型的な中山間地域となっています。

気候は比較的温暖で、四国カルストや日本一細長い佐田岬半島、リアス海岸の続く宇和海沿岸など、豊かな自然と美しい景観に彩られています。

多くの歴史的な文化遺産や史跡が残るとともに、日々の暮らしにおいて伝統的な習俗・文化などが数多く伝承されており、穏やかで情緒あふれる地域を形成しています。

産業分野では、日照条件に恵まれた傾斜地における全国一の生産量を誇るかんきつ農業をはじめ、豊かな森林資源を生かした林業やしいたけ栽培、酪農や肉用牛・豚などの畜産業、リアス海岸の波静かな入江を利用したマダイ、ブリ、真珠、真珠母貝などの養殖業など、多彩な農林水産業が展開されています。

[地域の課題]

南予地域の人口は約26万人で県全体の約2割を占めていますが、東中予に比べて人口減少のスピードが速く、依然として高い高齢化率であることから、市町とも連携した圏域一体での地域振興により、自然減に歯止めをかけ、地域外への流出の是正による人口の安定化が求められています。

平成30年7月の西日本豪雨災害では、宇和島市、大洲市、西予市などの南予地域において、かんきつ農業などの主要産業等や、道路や河川などの社会インフラ等に甚大な被害をもたらしたため、各分野における早期の復旧・復興が求められています。

四国で唯一の原子力発電所の安全対策の強化はもとより、大部分が山地で、まとまった平地が 少なく、河口や入江、河川流域に市街地や集落が密集していることから、災害時における自助・共 助のより一層の促進や、肱川をはじめとする河川や海岸の治水・高潮対策、発生が懸念されてい る南海トラフ地震による津波等への早急な対策が求められています。

深刻な医師不足による地域医療の崩壊や少子高齢化等による急激な人口減少の進行を防ぐため、 保健・医療・福祉が連携した一体的なサービスの提供や集落機能の維持・活性化、生活交通の存 続、子育て支援など、住民が安心して暮らすことができる環境づくりが求められています。

農林水産業従事者の高齢化や後継者不足等により基幹産業である農林水産業の生産力の低下に加え、長引く不況による企業業績の悪化などにより低迷が続く地域経済を活性化するため、各産業の底上げや産業間の連携、観光まちづくりの推進による新たな実需の創出が強く求められています。

地域産業の振興や地域間交流の活性化、流通の促進などを図るとともに、災害から県民の生活と暮らしを守るためにも、東・中予地域に比べ遅れている高速道路の延伸などの社会基盤の早急な整備が求められています。

[地域振興の基本方向]

1 安全・安心な暮らしづくり

伊方発電所に対する安全対策の推進

四国で唯一の原子力発電所である伊方発電所において緊急事態が発生した場合に、地域住民へ迅速かつ正確な情報が提供されるよう行政と事業者、地域が一体となった情報連絡体制の充実強化に努め、住民の避難路・避難港の整備や関係市町の避難計画の実効性向上のための支援を行うとともに、広域における住民の避難・誘導方法の検討や、更なる避難者受入れ体制の整備に努めます。

南海トラフ地震等に備えた地域防災力の向上

地域の人命・財産を守るために肱川の河川整備などの治水・土砂災害防止対策の推進に取り組むとともに、南海トラフ地震等の大規模災害の発生に備え、緊急輸送道路の整備や孤立集落の発生を抑制するための道路整備、災害に強い港湾や海岸保全施設の整備、住宅の耐震化、ため池改修等の基盤整備を推進します。

また、自助・共助をより一層促進して地域全体の防災力アップを図るため、市町による孤立対策や避難行動要支援者の個別計画の策定及び自主防災組織のリーダーとしての防災士の養成などに対する支援を行います。

地域医療体制の拡充強化

地域医療や救急医療体制の維持確保のため、効率的な医療体制について各種協議会等で取組方策等の検討を進め、保健・医療・福祉の連携促進による切れ目のない地域包括ケア体制の構築を図ります。

また、地域住民に対し適正受診の普及啓発や救急医療の現状等の理解促進に努めるとともに、医療従事者の勤務環境改善などの負担軽減を図り、医師等の確保に取り組みます。

さらに、初期救急医療体制の整備や病院等の建替え・新築工事等を支援するとともに、南海トラフ地震をはじめとした大規模災害等に備えた関係機関のネットワークづくりを推進するなど、医療供給体制の拡充強化を図ります。

世代を越えた助け合い支え合いがあふれる地域づくりの推進

3人に1人が高齢者である南予地域において、介護を要しない元気な高齢者を増やすため、関係団体と連携・協力し、一人ひとりの状態に応じた健康づくりの支援や生涯を通じた食育の推進等の普及に努め、生活習慣病予防の取組みを強化します。

また、介護従事者の資質向上を図るなど、高齢者に対する支援体制の充実に努めます。

さらに、高齢者や障がい者が、次世代育成や地域の絆づくりの積極的な支援者として地域住民とともに助け合い、一緒に活躍できるなど、子育て支援にもつながる世代を越えた支え合いがあ ふれる地域づくりを推進します。

2 農林水産業を核とした活力ある産業づくり

かんきつ農業の復興

平成30年7月豪雨災害により被災した農家への支援を通して、かんきつ王国えひめの再興に取り組みます。

愛媛・南予の柑橘農業システムを生かした地域活性化

「愛媛・南予の柑橘農業システム」が日本農業遺産に認定されたことを生かして、柑橘の更なるブランド化や観光客誘致を目指すとともに、脈々と受け継がれた技術や農文化の承継を通じ、地域の活性化に努めます。

農家の所得向上と産地の活性化

農家の所得向上と産地の活性化を図るため、消費者嗜好や市場ニーズの多様化に適応した有望 品種の導入や品種転換、周年供給体制の構築や栽培技術の向上、さらには地域農産物のブランド 化や販路開拓及び消費・販売拡大のための積極的なPRなどを行います。

就農者の確保等による地域農業の振興

農業従事者の高齢化や耕作放棄地の増加等に対応するため、農地の面的集積を行い、また農業 参入企業、新規就農者及び外国人材の受入体制の構築を図るほか、農作業の省力化や鳥獣害防止 のための施設整備の取組み等を総合的に支援し、産地の生産体制の強化を図ります。

地域材の利用促進による林業の振興

南予地域に豊富なヒノキなどの森林資源の利用促進を図るため、林地の集積・施業の集約化や高性能林業機械の積極的な導入を進めて木材生産の効率化と増産に取り組み、県内の加工施設へ

の安定的な原木供給体制の構築に努めます。

また、主伐再造林を推進するほか、国の森林環境譲与税を活用して市町が行う森林整備等に対し技術的支援等を行うとともに、林地残材等未利用材の木質バイオマスとしての有効活用を図ることにより、地域の林業振興と活性化に努めます。

もうかる漁業の確立等による水産業の振興

漁業の担い手育成に積極的に取り組むとともに、スマやサケ類など新しい養殖魚の導入による多様化、みかんフィッシュやチョコブリなど機能性の向上や輸出を視野に入れた大型化など既存魚種の高付加価値化を図ります。また、愛媛県産の高品質真珠「HIME PEARL」の販売促進や真珠母貝の生産体制強化に取り組むほか、国内外における販路拡大支援、経営基盤強化のための漁協再編支援等により、もうかる漁業を確立し、地域の水産業の振興に努めます。

6次産業化や産学官連携等による農林水産業の活性化

これまで素材にとどまっていた優れた県産品を発掘し、多様な消費者ニーズに対応した生産者 自身による新たな加工商品の開発・販売、愛媛大学南予水産研究センター等との産学官連携による効率的な生産技術の実用化を進めるとともに、同大学院農学研究科附属柑橘産業イノベーションセンターと連携し、柑橘産業の復興や発展を図ります。また、農商工連携による新サービスの開発や販路開拓、さらには異業種・異分野との新たな連携やグリーン・ツーリズムの促進などにより、地域の農林水産業の活性化に努めます。

企業の誘致・留置対策の推進

地域の雇用創出につながる企業誘致を推進するため、行政・民間関係者が連携して企業に関する情報の共有化に努め、企業立地に係る課題の洗い出しや解決策の検討を行うとともに、基幹産業である農林水産業を生かす食品関連企業等への安定した原料供給を通じて連携を深め、立地環境の充実を積極的に進めます。

また、訪問活動等を通じて既存企業との密接な情報交換を図り、企業の要望・意見へのきめ細かな対応により、災害に強い立地環境の整備など地域外への流出を防止する留置対策に努めます。 なお、南予企業の発信力を高め、高校生等に南予への就職と南予で暮らすことの魅力を再確認させることで、若者の地域外への流出防止へとつなげます。

3 訪れたい・住みたいまちづくり

「いやしの南予」ブランド化の推進等による交流人口の増加

県・市町・関係団体が連携して、これまで守り育ててきた美しい町並みや豊かな自然あふれる 生活環境など、癒しの空間としての南予の魅力を強力に絶え間なく発信し、南予への人の流れを つくり、交流人口の増加と実需の創出に努めます。

特に、「町並博」「いやし博」「いやしの南予博」等において発掘・育成された多くの地域資源を着実に観光ビジネスにつなげるため、食やサイクリング、アウトドア、伝統文化・歴史等の南予の魅力を「いやしの南予」ブランドとして磨き上げ、発信することで、南予地域のブランド力向上や観光地としての訴求力強化に努めるほか、ソウル、台湾から松山空港への直行便の就航や、外国クルーズ船の寄港等で増加する外国人観光客の南予への誘客促進等により、交流人口の増加を図ります。

また、南予地域の復興状況を見極めて、エリア一体での「いやしの南予・復興イベント(仮称)」 の実施を検討します。

市町連携や近隣県との広域連携の強化

人口定住に必要な生活機能の確保に連携して取り組み、圏域全体で魅力あふれる地域を形成することを目指し、地域の実情に配慮しながら、定住自立圏等による市町連携を支援します。

また、南予9市町相互の結びつきや、高知県西部や東九州も含めた近隣地域との協力関係を更に強化するなど、広域で連携して魅力あるまちづくりに取り組みます。

集落機能の維持・活性化と移住・定住の促進

人口を安定化して集落機能を維持・活性化するため、市町や地域おこし協力隊、専門家等の人材と連携しながら、それぞれの地域が抱える課題に住民主体で対応する取組みを支援するとともに、移住フェア等を開催する市町への協力や、移住・Uターン希望者等に対し有用な情報の提供や助言等により、移住・定住を促進します。

地域協働によるサイクリング振興

キャニオニングやカヌーなど魅力ある地域資源とサイクリングを有機的に融合したサイクルツ ーリズムにより、地域住民等が主体となって自立・持続的な観光振興が図られるよう支援します。

4 地域を支える基盤づくり

社会基盤の災害復旧・復興への迅速な対応

平成30年7月豪雨災害により被害を受けた道路、河川、砂防等の社会基盤の速やかな復旧により、県民生活や産業活動への影響を軽減し、早期に地域の復旧・復興を進めます。

高速道路及び生活道路網の整備促進

地域産業の振興や観光まちづくりの推進、救急医療や災害時の緊急輸送道路及び避難路として 重要な役割を持つ高速道路(津島道路と未着手区間(内海~宿毛間))や地域高規格道路(大洲・ 八幡浜自動車道)等の幹線道路網のほか、地域住民の暮らしに不可欠な生活道路網などの交通ネットワークの形成に努めます。

農業生産基盤の豪雨災害からの復興

平成30年7月豪雨災害により甚大な被害を受けたかんきつ園地で、南予用水施設や道路等の復旧を急ぐとともに、被害状況に応じて原形復旧、改良復旧、再編復旧に分類し、きめ細かな農地復旧に取り組みます。

生産基盤の整備促進と港湾の機能強化

南予の農林水産業を支えるため、良質な農林水産物を安定的・効率的に生産・流通するための 農地や農林道、漁港などの基盤整備を促進するとともに、老朽化が進む南予用水施設など既存施 設の適切な保全管理に取り組みます。

また、物流拠点としての港湾の機能強化に努めます。

生活交通の維持確保と利用促進

地域住民の安心な暮らしを守るため、生活の足として欠かせない生活バス路線や離島航路及び JR予土線など地域の鉄道路線の存続と利用促進に努めます。

第9章 推進姿勢



「えひめ力を総結集した県政の推進」

~ 挑戦・連携・創造が拓く未来に向かって ~

長期ビジョンにおいて「愛のくに 愛顔あふれる愛媛県」を基本理念に掲げ、「挑戦」「連携」「創造」という3つの視点を推進姿勢に位置づけ、アクションプログラムの推進に取り組んできました。

次の4年間においても、この姿勢を基軸に置きながら、第2期で「挑戦・実行・現場主義・オール愛媛」へとバージョンアップさせた姿勢を堅持し、引き続き県民の皆さんをはじめ、企業、市町、各種団体など、愛媛のあらゆる主体が持つ様々な力を県政を推進する「えひめ力」として総結集し、果敢に未来を切り拓きながら、着実に愛媛づくりを進めていきます。

また、デジタルシフトの急速な進化に対して、迅速かつ的確に対処し、「県民本位」、「市町との協働」、「官民共創」の3つの視点を基本に、「官民共創デジタルプラットフォーム(エールラボえひめ)」をDXを推進する上での基盤として位置付け、行政の効率化や県民生活の質の向上、地域経済の活性化など様々な分野で、デジタル技術を活用した地域課題の解決や新たな価値の創造に取り組んでいきます。

さらに、新型コロナウイルス感染症への対応については、県・市町の指揮系統の一本化や情報管理の一元化、関係機関との連携体制の確立に努めるとともに、「新たな日常」の実現に向けて、本県に持続的成長をもたらす施策の具体化に取り組んでいきます。

加えて、国連が提唱する「SDGs(持続可能な開発目標)」の理念を踏まえた県政の推進に努めます。

1 既存システムの改革に向けた大胆かつ果敢な"挑戦"

閉塞感がまん延している現状を打破し、地域の活力を再生するためには、地方が住民とと もに独創的で自立した行政運営を行うことができる真の地方分権型社会の実現が不可欠です が、国における改革は、内容、スピードともに十分とは言えません。

県では、平成 27 年 8 月に策定した財政健全化基本方針 (第 2 ステージ)に基づき、防災・減災対策等の重要施策の展開を図りつつ、事務事業見直しによる更なるスクラップアンドビルドの徹底等を通じて、メリハリの効いた予算編成に取り組むとともに、県税の徴収率向上や滞納額の縮減、広告料収入の確保、遊休県有財産の売却や貸付けによる利活用に取り組むなど、歳入歳出両面からの取組みを進め、将来負担の軽減を図ってきました。

その結果、29 年度決算時点では、財源対策用基金残高、実質公債費比率及び将来負担比率について東京都を除く全国平均以上の確保という目標を達成することができましたが、今後の国の動向等が不透明な中で、社会保障関係経費の増加、退職手当や公債費の高止まりが見込まれるなど、県財政を取り巻く環境は依然として厳しい状況である一方、平成 30 年 7 月豪雨災害からの復旧・復興や防災・減災対策はもとより、人口減少対策や地域経済の活性化など重要課題への積極的な対応も必要となっているところです。

このような状況の中、県では、引き続き、自らの行財政改革を徹底するとともに、国に対して、真の地方分権型社会の実現を強力に訴えていきます。

(1)地方分権改革の実現に向けた挑戦

危機的な国家財政の状況を打開するとともに、政府が最重要課題と位置付けている、地域 自らの発想と創意工夫により個性と魅力あふれる地方を創っていく「地方創生」を推進する ためには、国と地方の役割分担を明確にし、地方へ権限・財源を大胆に移譲する地方分権改 革を推進していかなければなりません。

そのため、これからも国に対して、現場を知る地方の立場からの提言を積極的に行い、あるべき道筋に沿った改革の断行を求め続けていきます。

特に、依存財源が歳入の過半を占める本県の財政構造を踏まえ、国に対して、社会保障関係経費の増加等に見合った地方交付税の確保をはじめ、偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系の構築など、地方税財源の充実・強化を強く求めていきます。

一方で、地方分権は、地方の行財政運営の自由度を増すものであり、自立への覚悟が求められます。県自らも「自主・自立のえひめ」を目指して、一層の行財政改革に取り組んでいきます。

(2)機能的な組織・業務体制の構築や効率的かつ効果的な行政運営に向けた挑戦

社会経済情勢が急速に変化する中で、県民ニーズに柔軟に対応しながら行政サービスを提供し続けるためには、人材や財源、資産など、県が持つあらゆる行財政資源を総動員して、 最大限有効に活用する視点が欠かせません。

このため、県では、厳しい財政状況を踏まえた定員の適正化や適切な給与水準の維持、職員の能力を効果的に引き出すための人員配置に加え、スクラップアンドビルドを基本としつつ、「縦割り組織から横串組織への転換」を図るなど、実需の創出等に機動的かつ効果的に挑戦する組織づくりに絶えず取り組み、最少の経費で最大の効果が発揮できるよう機能的な組織・業務体制の構築に努めます。また、政策・事務事業評価等の活用による県民ニーズへの的確な対応や、県有の土地や建物などの既存ストックを有効に活用するファシリティマネジメントなど、効率的かつ効果的な行政運営に取り組みます。

さらに、業務マネジメントの向上を図り、限られた人員を有効に活用するため、職員の働き方改革にも結び付く最新IT技術の導入や内部管理事務の外部委託を積極的に推進します。

(3)財政の健全化に向けた更なる挑戦

平成 30 年 7 月豪雨災害からの復旧・復興を最優先課題として全力で対応するとともに、防災・減災対策や人口減少対策、地域経済の活性化など、重要施策を積極的に推進するため、必要となる財政基盤の構築に向けて、財政の健全度を示す指標について目標を設定し、スクラップアンドビルドの徹底によるメリハリの効いた予算編成に努めるなど、更なる取組みを推進します。

また、実需の創出により経済活動を拡大し、税収増につなげるとともに、県・市町連携の強化による県税滞納額の更なる縮減や財源対策用基金の計画的な積み増しなどを図ります。

2 最大の効果を生み出すネットワーク構築に向けた"連携"

今後の地域づくりにおいて、複雑多様化した行政課題に的確に対応するためには、行政によるサービス等の提供に加え、地域自らが主体的に考え出した地域ならではの解決策に取り組むことが欠かせません。

現在、こうした活動は、住民のみならず、NPOや大学、さらには企業などの多様な主体によって支えられ、徐々に広がりを見せつつありますが、地域の実情や個性に応じた取組みを進める上で、住民に最も身近な存在である基礎自治体としての市町の役割は極めて重要です。

県では、「住民主体、行政参画」を県政運営の基本的な方向として位置付け、県民主役の 県政を進めるため、まずは、市町の役割を重視しながら対等な立場で連携を深めつつ、県民 やNPOなどの多様な主体の結節点となって連携・協働を進め、地域の自発的な活動を後押 ししながら、県民が望む地域づくりにつなげていきます。

また、広域化した政策課題への対応、スケールメリットによる効率化、国内外を視野に入れた発信力や競争力の強化などを図る観点で、近隣県等との連携した取組みも進めていきます。

(1)「チーム愛媛」の推進による基礎自治体との連携

県では、対等の関係にある基礎自治体との間で、組織の垣根を越えた行政改革に取り組むとともに、地方分権の下、市町の役割と機能を重視する観点から「県・市町連携推進本部」を設置し、県内市町との政策の連携・一体化を進めています。

これにより、県と市町の二重行政の解消やプラス効果の創出を図るとともに、県と市町が直面する大きな課題解決に向け、行政の総合力の発揮に努めていきます。

加えて、市町において的確な政策形成・立案が積極的に展開できるよう、市町に対する相談・サポート体制の構築に取り組みます。

また、県職員には現場目線で住民に身近な業務に携わる機会となり、市町職員には広域的な行政に携わることのできる職員の「相互交流」の充実に取り組み、相乗効果による人材育成の推進や交流職員を絆とした連携の一層の強化に努めるとともに、市町の行政改革に向けた取組みの促進、県からの権限移譲の推進などを通して、市町の行政機能の強化を図ります。さらに、DXの推進に当たっても、デジタル技術を活用し、共通する地域課題について、県と市町がより一体的に解決に向けて取り組むことで、全ての県民が時間・場所を問わずに最適な形で必要とする行政サービスを受けられることを目指します。

(2)多様な主体との協働・連携

県民主役の県政を推進するためには、県民との間に信頼関係を築くことが不可欠です。県では、様々な手段を使って県民の意見や要望に真摯に耳を傾け、各種施策への反映に努めるとともに、積極的に県政情報を発信するなど、県民への説明責任を果たすことにより、開かれた県政を実現します。

また、NPOなどとの協働や大学・企業などとの産学官連携、民間のノウハウや経営感覚の活用などにより新たな施策展開につなげるほか、規制緩和の推進などにより、多様な主体

がそれぞれの特性や強みを生かして自由に活動できる環境を整備するとともに、これらの主体同士を結び付ける機会の提供に努めます。

さらに、DXの推進に当たっては、「官民共創デジタルプラットフォーム(エールラボえひめ)」を基盤として活用し、県内の自治体や民間事業者、住民等が抱える地域課題を共有し、課題解決に向けて関係者間の対話を進めていくことで、官民共創による実効性のあるプロジェクトを創出し、実行していきます。

(3) 広域的な視点による他地域との連携

交通網や情報網の発達により、日常生活や産業における活動範囲は拡大しているほか、広範囲にわたる自然災害への対応等を踏まえ、1つの県では対応できない課題や隣接県との共通課題など、広域的な視点で効率的、効果的に対応すべき政策課題が増加しています。

県では、四国知事会議や中四国サミットなどでの協議を通じ、防災・減災や観光、環境保全などの分野において、県域を越えた広域的課題の解決に努めるとともに、職員の相互派遣等により他自治体との相互連携と協力関係の更なる強化を図ります。

3 新たな政策と戦略の"創造"

中央集権体制は、住民ニーズが多様化した今日においては、地域の個性・文化・歴史を地域づくりに生かすことができないなど有効に機能しておらず、抜本的に見直すことが不可欠となっています。

また、国・地方を合わせた債務残高は、1,000 兆円を超えている上、さらに拡大する傾向にあり、もはや財政が立ち行かなくなる事態が目前に迫る中で、これまでのように、国が施策メニューを提示して、地方がその中から取り組む施策を選択するという手法を継続することは困難な状況にあります。

このため、地方自治体には、国主導の「メニュー選択型行政」から、自ら政策を立案し、自らの責任で実行する「政策立案型行政」への脱皮が求められており、県では、政策立案能力の更なる向上や意識改革の実践を進めるなど、分権時代に即応した自主・自立の組織づくり、人づくりに取り組みます。

(1)独自性の高い"愛媛発"の新たな政策の創造

職員の仕事に対する5つの意識改革を徹底し、各職場において実践活動を展開するとともに、より一層人材育成に資するための能力と業績を重視した人事評価制度の充実、課長級昇任試験制度の定着による人材の登用、能力と意欲のある若手や女性職員の管理職への登用推進などを通じて、組織の活性化を図ります。

また、人材育成方針に基づく職員研修の充実・強化を図るとともに、民間企業・国の省庁 等への派遣や市町との交流を進めることにより、幅広い視野と柔軟な発想を持ち合わせた職 員を育成するほか、職員による政策提案や政策研究を推進し、諸課題に的確に対応できる知 恵と工夫を凝らした政策を企画立案する能力を高めます。 さらに、部局横断的な課題に機動的に対応するため、縦割り組織から横串組織への転換を 図るとともに、地域に見合ったクリエイティブな施策を講じていくため、組織としての政策 立案能力の更なる向上を図り、「政策立案型行政」への転換を一層進めます。

(2)新たな戦略の創造

県民ニーズの把握や施策効果の検証などに基づき、次年度の施策展開の方向等を検討し、 特に重点的に取り組む施策分野等を選定する「重点戦略方針」を毎年度策定することで、より県民満足度の高い行政サービスを目指します。

そして、その方針に沿って、限られた財源を優先的に投入しながら、プランを予算編成に色濃く反映する、計画(Plan)、実施(Do)、評価(Check)、改善(Action)を一連のサイクル(PDCAサイクル)で実施します。この運用を通して、施策や事業の取捨選択、企画立案等を行うことで戦略的な県政運営を推進します。